

平成21年度
現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）

『教職を目指す学生への実践型知財教育の展開』
～学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開～

報告書

平成22年2月
山口大学

はじめに

国立大学法人 山口大学大学院技術経営研究科 教授 木村 友久

文部科学省が推進する平成 19 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された、山口大学の『教職を目指す学生への実践型知財教育の展開』の研究も今年度で最終年度を迎えました。採択から最終年度まで2年半にわたり、本プログラムの推進に対して多大なご支援とご協力をいただき皆様に心よりお礼を申し上げます。

さて、本取組は知的財産教育に関わる次代の人材育成と裾野の拡大を進めるため、学生自身による初等中等教育向けの知的財産教育の指導案や教育コンテンツの制作及び、その効果の検討を通して、知的財産教育の指導が出来る教育者を養成するプログラムを構築することを目指しています。

今年度は、前年度からの取組科目を継続させるとともに、共通教育科目を新設して全学部生への講義拡大がなされました。さらに、教育学部改組により新たに設置された小学校教育コースにおいて、知的財産を念頭においた講義が実施されています。

また、前年度に顕在化した初等中等教育における知財教育のあり方や、体験学習、創造性育成と知財教育との連関の必要性といった論点について新たな方向性が見えてきていますが、これについての具体的な方法論については実証授業の更なる積み重ねが待たれるところです。幸いなことに、学内的にも取組科目の定着が決定されていますので、今後ともこれらの新たな課題に対する補完が可能であり、取組終了後も、研究と実践を通して学生や社会に対する成果還元を継続します。

本報告書をご高覧いただくと共に、お気づきの点がございましたらご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。本取組は最終年度を迎えましたが、私どもは知的財産教育を普及させるため、大学、大学院における知的財産教育の充実を目指して努力を続けてまいります。皆様方のさらなるご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

平成22年2月

目 次

はじめに

取組の概要	1
平成21年度実施報告	3
I. 講義実施報告	12
II. 知的財産教育 GP 研修会実施報告	193
III. 実証授業実施報告	206
詫間電波工業高等専門学校	207
宇部市立吉部小学校	211
山口大学教育学部附属光小学校	214
IV. 知的財産教育フォーラム実施報告	216
V. 知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会実施報告	235
VI. 助言委員会実施報告	237
VII. 平成21年度大学教育改革プログラム合同フォーラム ポスターセッション実施報告	301

■取組の概要

本取組は、知財教育を普及させるために、初等中等教育向けの知的財産教育の指導案と教育コンテンツ（実物教材、メディア教材）を制作し、知的財産教育に係る人材育成を行う。本取組は以下の特徴を持つ。

- ①教職課程受講者が、教員免許取得希望教科の学習指導要領と教科書を調査し、知的財産教育と適合性がある箇所を抽出する。
- ②受講者自身が上記箇所に該当する指導案と実物教材とメディア教材を含む教材を企画、制作する。指導案および教材制作時における著作権保護と著作物活用の指導を行う。
- ③模擬授業や実証授業を通じて学生と教員による教育効果の検証を行う。

こうした取組は、知財教育の裾野を拡大するとともに、学生と小・中・高校生の創造性を育成し、イノベーション人材やクリエイターの輩出につながるものである。

また、知財教育地域プラットフォームの確立に向けた取組でもある。

■目的・必要性

本補助事業の全体の目的は、学生自身による初等・中等教育向けの知的財産教育の指導案と教育コンテンツ（実物教材、メディア教材）制作や効果検証等を通して、知的財産に係る指導的教育者を養成するプログラムを構築することである。

そのために、本取組は「初等・中等教育における知財教育で必要となる指導案と教材の開発教程」、「教育実践を通じて教育効果の測定と教育改善を行う能力を育成する教程」の2つの教程を確立し、知財教育の普及を図る。

これらの教程では、教職を目指す学生自らが初等・中等教育での実際の教育指導に使用できる教材群を制作し、教育実習やボランティア型の普及活動などを通じて実効性の検証も行うとともに、教職を目指す学生や教育者向けに「教育者・学生のための知的財産教本」を編集・出版し、本取組に参加する広範な学生の教育に活用する。

本学では、知的財産に関わる次代の人材育成と裾野の拡大を目的として、初等・中等教育における知財教育の意義と実施のあり方を議論してきた。それを受け、すでに教員養成機能をもつ複数の学部（教育、工など）において取組を開始してきた。知的財産の重要性を理解し活用する人材の育成には、初等・中等・高等教育の各段階でそれぞれの発達段階に応じた教育が必要となる。特に、初等教育段階では「創造への知的好奇心の誘発」や「創造性尊重」、中等教育段階では知的財産制度（創造、保護、活用）に関する導入型の教育が必要である。そうした教育を実践できる指導者を育成し、将来にわたって初等・中等教育の各段階に応じた知的財産教育を担当する能力をもつ人材及びそれに必要な教材群を開発することが本取組の趣旨である。これらを通して、教員を目指す学生が将来初等・中等教育の現場で知財教育のリーダーとして活躍できるために、知的財産の基礎知識と教育コンテンツを制作できる能力を獲得し、知的財産教育の指導・実践ができる人材育成を教育目標とする。

■取組の実施体制（マネジメント体制，教職員の体制，支援体制，学外との連携）について

大学教育機構の副学長及び本取組を実施する部門の学部長の承認のもとに，プロジェクトリーダーを中心として3つのプロジェクトチームを組織し，プロジェクトを実施する。

- 学内の機関から専門知識・技術の支援の協力を得る。
- 本学附属小中学校において実証講義を実施する。
- 本取組の活動に対して定期的に関く外部の複数の専門家で構成する助言・評価委員会からの助言・評価をフィードバックして，各プロジェクトの活動内容の改善を図る。

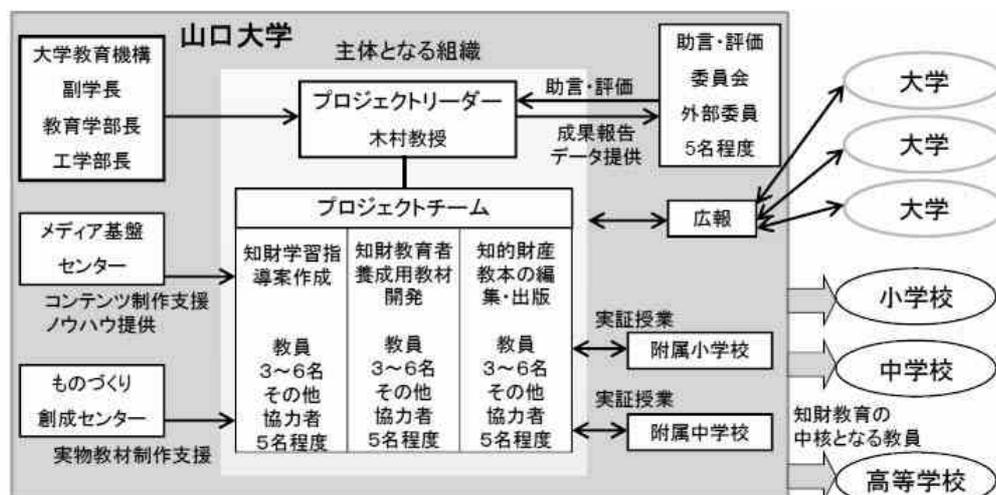
◆ プロジェクトリーダーは，これまでに特許庁研究事業「初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究」を推進し，理工系学生や大学院生への知的財産教育，中学校・高等学校の教員を対象とした講演等を多数行った経験を持ち，本プロジェクトを統括する。また，ロードマップに沿ったマイルストーン管理を行う。

◆ プロジェクトは3つのチームによって遂行される。

初等・中等教育における知財学習指導案作成チーム：プロジェクトリーダーと，教育学の専門家から構成されている。

教職を目指す学生に対する知財教育者を養成するための教材開発チーム：教育学部からは，初等・中等教員を養成する教科を担当する教員，工学部からは知的財産教育を担当している教員や「情報」の高校教員を養成する科目を担当する教員から構成されている。

メディア基盤センターからはコンテンツ制作や教育評価の専門知識を有する教員，ものづくり創成センターの技術職員が支援する。教職を目指す学生や教育者向けの「教育者・学生のための知的財産教本」の編集・出版する。特許，著作権などのジャンル毎に編集リーダーを置き，執筆は全員で担当する。



平成21年度実施報告

■平成21年度実施報告

本補助事業の今年度は、教育学部改組による「小学校教育コース」の新設および共通教育科目における知財教育科目の新設で、本取組の教育実施環境がより充実したものとなった。

◆知的財産学習指導案の作成と改良

前年度までの活動の成果を補充して、学習指導案作成と改良を行なった。内容については、助言評価委員会などにて外部専門家の意見などを参考にして改善した。

◆知財講義の継続と、受講生の拡大

知的財産学習指導案と教材を製作する前段階教程として、知的財産概論知識と学校教育における著作権処理実務、コンテンツ制作時の権利関係処理等を教える教程を実施した。本年度より、共通教育科目として「知的財産の開発と権利」を開講した。

◆教材制作演習の継続と、受講生の拡大

教職課程受講学生に対するメディア教材制作（撮影技法指導を含む）と実物教材制作教程を体系的に実施した。

◆知財教材制作演習（実践で使用するバージョンの教材制作）を量的に拡大し、同時に知財教育用のメディア教材と実物教材等の数を充実させた。

◆学内模擬授業の開催

教職課程受講学生が、教育実習を行なう前の段階で、自己が制作した実物教材やメディア教材を利用した模擬授業を経験した。

◆地域の連携校に拡大した実証授業の実施

学内模擬授業を実施し、その結果に基づいて、改善した教材を用いて実証授業を実施した。付属学校以外に地域の連携校に実施校を拡大した。

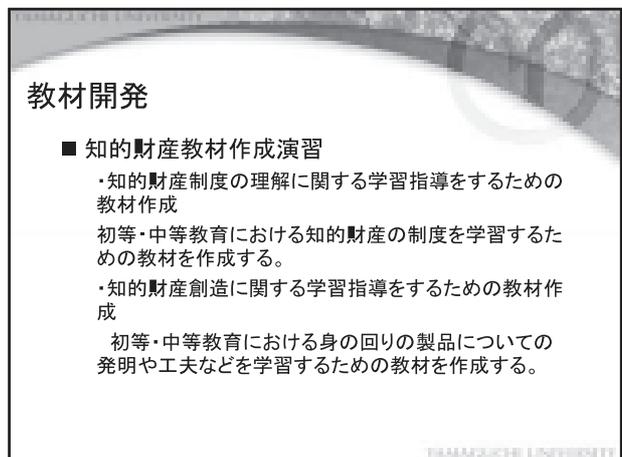
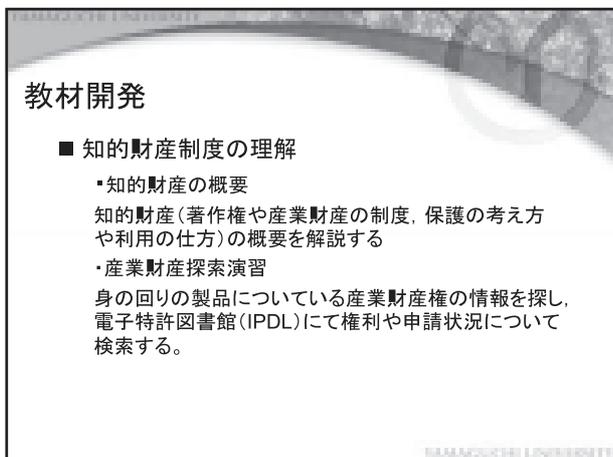
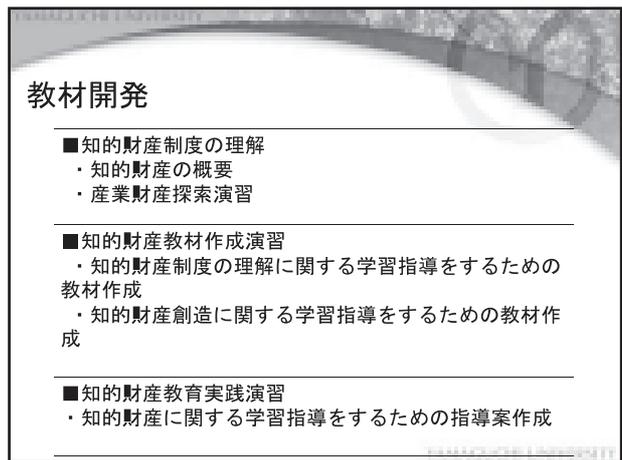
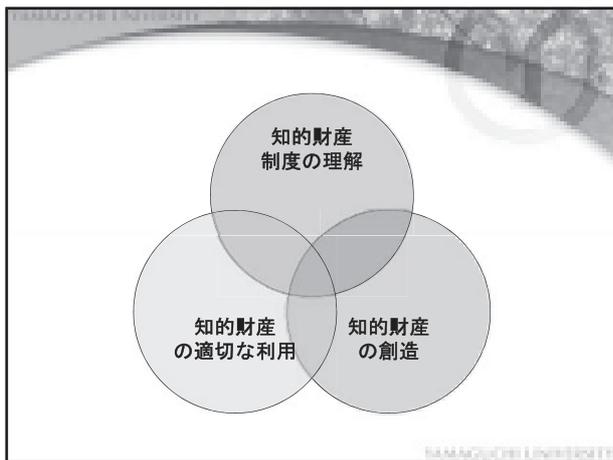
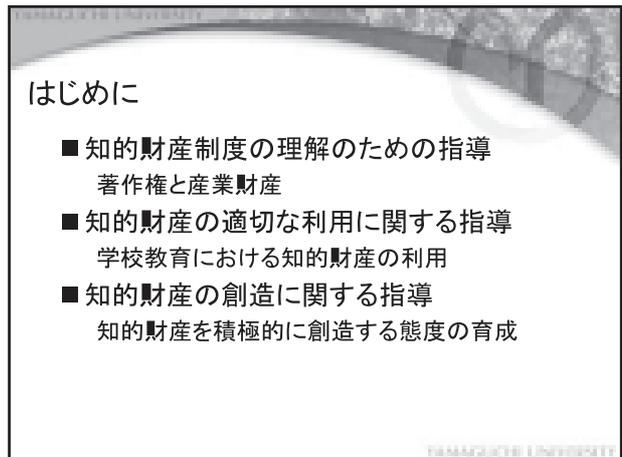
◆学内外向けの知的財産フォーラムを開催して本年度の取組の普及を図った。

◆前年度に編纂した「教育者向けの知的財産教育教本」を改定・編纂し、教育関係者に頒布した。同時に、知的財産教材動画や授業風景動画等をサーバから配信し、更なる成果普及を図った。

◆助言評価委員会の実施

助言評価委員会を開催し、本取組の方向性、指導案、開発教材などに対する意見などを伺い、それぞれの改良、改善を実施した。

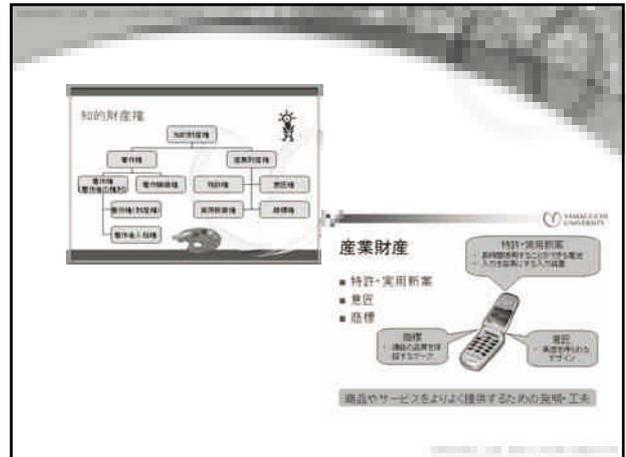
■大学教育における知的財産教育の教材開発と実践



教材開発

■ 知的財産教育実践演習

- ・知的財産に関する学習指導をするための指導案作成
- 初等・中等教育における身の回りの製品についての発明や工夫などを学習するための指導案を作成し、それに基づいた模擬授業を行う。



知的財産の関心と権利

課題:身の回りのモノの調査案

■身の回りのモノで「これは面白い!」というものを探検し、自分自身と、その発明者または発明者を探検し、記録しよう!

①	モノ	
	発明者	
②	モノ	
	発明者	
③	モノ	
	発明者	

産業財産を探そう!

【課題1】身の回りの「商標」を3つ探そう!

	製品・サービスなど	商標登録番号	権利者
その1			
その2			
その3			

【課題2】身の回りの「特許・実用新案」を3つ探そう!

	製品・サービスなど	出願番号	出願人
その1			
その2			
その3			

【課題3】課題1と課題2で探した産業財産を特許電子図書館 (IPDL) の「初心者向け検索」で検索してみよう。

http://www.ipdl.ino.it.go.jp/homepg_ipdl

授業実践(研究授業)

- 小学校における知的財産の学習指導
 - 身の回りの商標について
 - 小学校4年生対象の教材開発
- 中学校における知的財産の学習指導
 - 身の回りの製品に関する特許や実用新案について
 - 中学校1年生対象の教材開発

授業実践(小学校における研究授業)

- 知的財産に関する学習(商標)
 - 身の回りの商標の意味を知る
 - 児童に身近なものの例示
 - 自身の商標(トレードマーク)を考案し、他人のものを保護する意識や態度を身につける



授業実践(中学校における研究授業)

- 知的財産に関する学習(特許や実用新案)
 - 身の回りの特許や実用新案の意味を知る
 - 生徒に身近なもの(シャープペンシル)の例示
 - 工夫の歴史や経緯を解説
 - 特許・実用新案の制度を解説



発明に関するアンケート

組 番 名前 _____

組 番 _____

発明とは何だろう？

「これはすごい」と思った発明は？

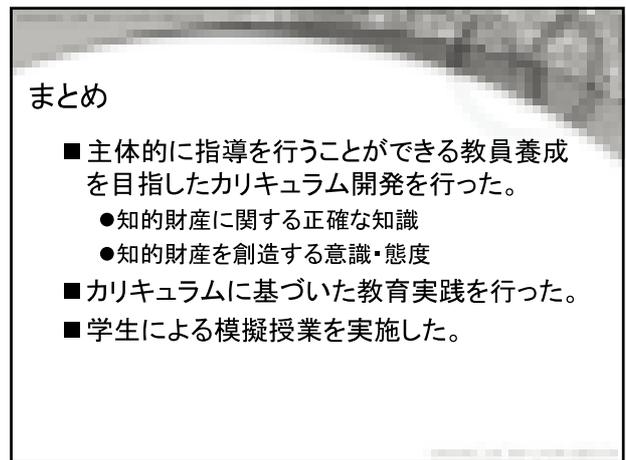
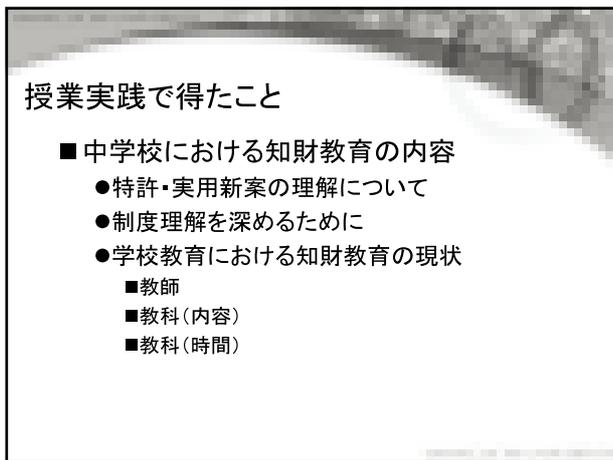
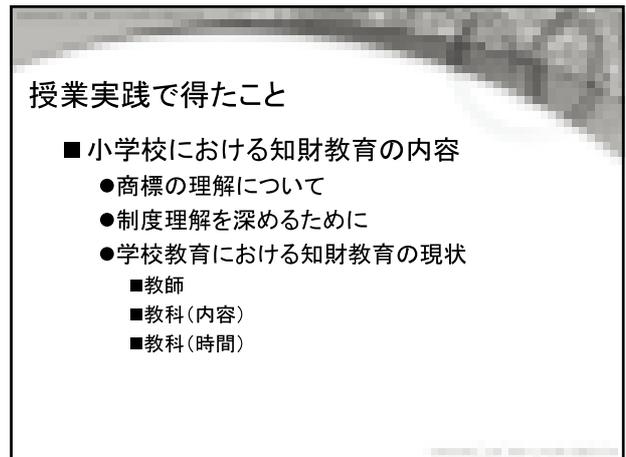
シャープペンシルの工夫

_____)とは？

● (_____)を守るもの

● さらに新しい技術を生み出すためのもの





大学教育における 知的財産教育の教材開発と実践

■ はじめに

知的財産制度の理解のための指導

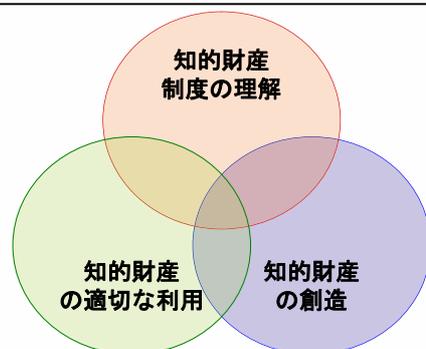
- ・著作権と産業財産

知的財産の適切な利用に関する指導

- ・学校教育における知的財産の利用

知的財産の創造に関する指導

- ・知的財産を積極的に創造する態度の育成



■ 教材開発

知的財産制度の理解

- ・知的財産の概要
- ・産業財産探索演習

知的財産教材作成演習

- ・知的財産制度の理解のための教材
- ・知的財産創造のための教材

知的財産教育実践演習

- ・知的財産に関する学習指導をするための指導案作成

■ 授業実践

小学校における知的財産の学習指導

- ・身の回りの商標について
- ・小学校4年生対象の教材開発

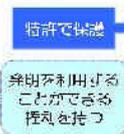
中学校における知的財産の学習指導

- ・身の回りの製品に関する特許や実用新案について
- ・中学校1年生対象の教材開発



■ 特許とは？

- 発明を守るもの



特許で保護
発明を利用できる権利を持つ

■ 特許とは？

- さらに新しい技術を生み出すためのもの



連絡先

山口大学教育学部 阿濱 茂樹

〒753-8513 山口市吉田1677-1

TEL/FAX 083-933-5392

ahama@yamaguchi-u.ac.jp

URL : <http://ds22.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gp2007/>

I. 講義実施報告

平成21年度は、前年度に行なった講義を継続実施すると共に、共通教育として「知的財産と創造」という科目を新設し、知的財産の制度や知的財産の適切な利用、知的財産の創造方法の概要について教育を実施した。

平成21年度以降の教育内容

学部	科目	時間	内容
共通	知的財産の開 発と権利	2時間×15回	知的財産の制度、適切な利用、創造方法の内容
教育学部 対象とする受講生： 幼小中等学校 教員志望者	技術科教育法 Ⅰ	2時間×4回	メディア制作実習，コンテンツ教材制作実習
	技術科教育法 Ⅱ～Ⅳ	2時間×13回	制作したコンテンツ等を用いた模擬授業
	総合演習 (知財と創造)	2時間×15回	知的財産に関する基礎，著作権処理演習，撮影実習，メディア制作実習
工学部 対象とする受講生： 学部3，4年生	知的財産権論	1.5時間×14回	知的財産に関する基礎，著作権，コンテンツ法務

◆共通

知的財産の開発と権利（前期開講）

実施月日	主な内容	担当者	資料・成果物	掲載頁
4月14日	ガイダンス	岡村，阿濱	知的財産の開発と権利 ガイダンス	15頁
4月21日	身の回りの知的 財産	阿濱茂樹	知的財産入門 課題：身の回りの工夫	17頁 21頁
4月28日	発想法	岡村吉永		
5月12日	発想法	岡村吉永		
5月19日	創造性開発演習	岡村吉永		
5月26日	創造性開発演習	岡村吉永		
6月 2日	創造性開発演習	岡村吉永		
6月 9日	知的財産の制度	阿濱茂樹	知的財産概要	29頁
6月16日	知的財産の制度	阿濱茂樹	学校教育における知的財産の利用	38頁
6月23日	知的財産の制度	阿濱茂樹	知的財産の開発と権利その1・2 課題：ラーメン・消しゴムについて	41頁 48頁
6月30日	知的財産の制度	木村，阿濱	身近な知的財産(1)(2)(3) 学生の意見・コメント	53頁 77頁
7月 7日	身近な知的財産	木村，阿濱	課題：身の回りの知的財産の権利	79頁
7月14日	身近な知的財産	木村，阿濱	学生の意見・コメント	83頁
7月21日	ケーススタディ	木村，阿濱	課題：知的財産(発明)としての要素と権利	85頁
7月28日	レポート作成	木村，阿濱	課題：知的財産(意匠・商標)としての要素と権利	96頁



◆教育学部

技術科教育法（前期開講：Ⅱ・Ⅲ 後期開講：Ⅰ・Ⅳ）

科目名	実施回	主な内容	担当者
技術科教育法Ⅰ	第4回	学校教育における技術教育	阿濱茂樹
	第10回	教科内容（技術とものづくり）	
	第11回	教科内容（情報とコンピュータ）	
	第13回	知的財産について	
技術科教育法Ⅱ	第7回	知的財産	阿濱茂樹
	第8回	教材開発	
	第9回	教材開発	
	第10回	教材開発	
	第11回	学習指導案作成	
	第12回	模擬授業	
	第13回	模擬授業	
技術科教育法Ⅲ	第10回	教材開発（知的財産について）	阿濱茂樹
	第11回	学習指導案作成（知的財産について）	
	第12回	模擬授業（知的財産について）	
	第13回	模擬授業（知的財産について）	
技術科教育法Ⅳ	第13回	知的財産教育についての教材研究	阿濱茂樹
	第15回	まとめ	

総合演習（知財と創造）

実施月日	主な内容	担当者	資料・成果物	掲載頁
10月23日	ガイダンス	岡村, 阿濱	講義概要 課題：日常生活で困ったことを挙げてみよう！また解決策を考えてみよう！	117頁 120頁

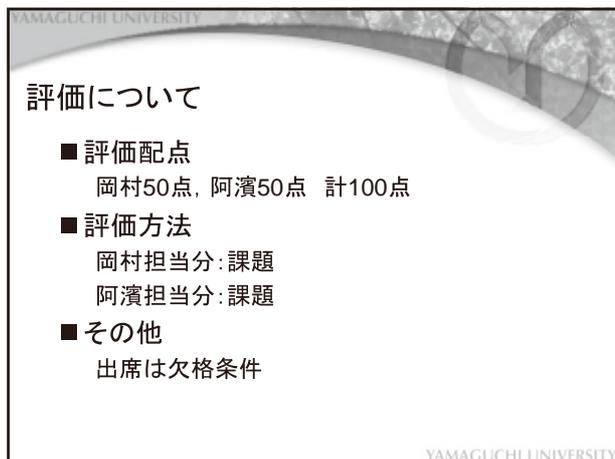
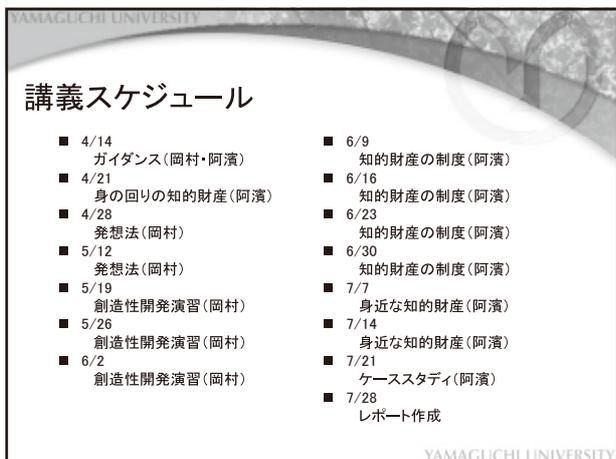
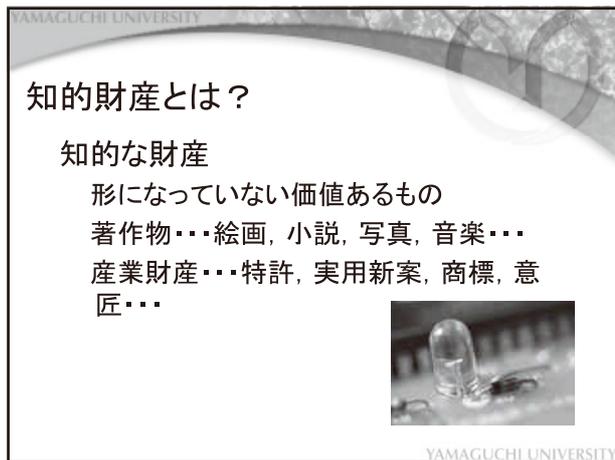
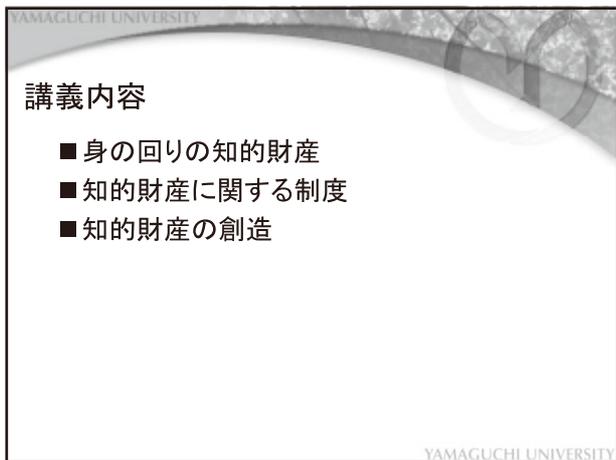
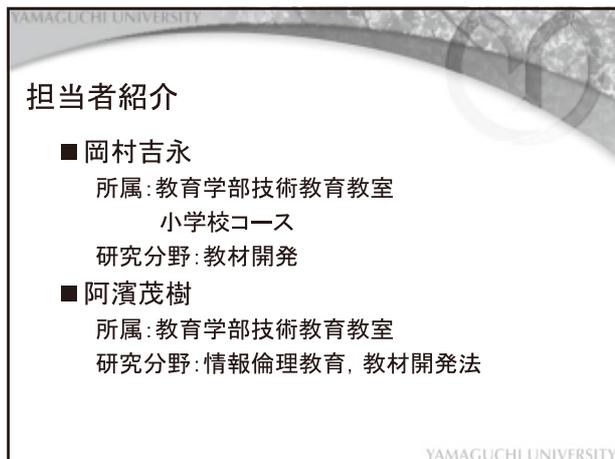
10月30日	知的財産の創造	岡村吉永		
10月31日	知的財産教育フォーラム	岡村吉永		
11月 6日	知的財産の創造	岡村吉永		
11月13日	知的財産の創造	岡村吉永		
11月20日	知的財産の創造	岡村吉永		
11月27日	知的財産について	阿濱茂樹		
12月 4日	知的財産について	阿濱茂樹		
12月11日	知的財産について	阿濱茂樹	課題：身の回りのモノで工夫してあるものを指摘しよう	125頁
12月18日	知的財産教材開発 (発明・創造性開発)	阿濱茂樹	創造性開発 課題：子どもの創造性を育成するための指導について考えてみよう	129頁 130頁
1月22日	知的財産教材開発 (身の回りの商標検索)	阿濱茂樹	産業財産を探そう！ 課題 1:身の回りの「商標」を3つ探そう！ 課題 2:身の回りの「特許・実用新案」を3つ探そう！ 受講生作成知的財産クイズ	133頁 148頁
1月29日	知的財産教材開発	阿濱茂樹		

◆工学部

知的財産権論（後期開講）

実施予定日	主な内容（予定）	担当者（学科・専攻など）
9月30日	講義のガイダンス・発明，特許のあらまし	堤 宏守（応用化学科）
10月 7日	産業財産権・著作権・商標など	
10月14日	特許要件（特許の成り立つ条件）など	山本豪紀（循環環境工学科）
10月21日	特許の手続き	
10月28日	明細書の読み方（1）	
11月 4日	明細書の読み方（2）	
11月11日	検索編の実証講義	中村秀明（知能情報工学科）
11月18日	特許検索演習（1）・分野別	
11月25日	特許検索演習（2）・分野別	
12月 2日	特許検索演習（3）・分野別	
1月 3日	知財概論・特許情報の読み方	木村友久（技術経営研究科）
1月20日	パテントマップ	木村友久（技術経営研究科）
1月27日	著作権法概論	木村友久（技術経営研究科）
2月 3日	プログラムの著作権法と特許法による保護	木村友久（技術経営研究科）

■山口大学全学部生対象講義 共通教育 知的財産の開発と権利（平成21年4月14日実施）
 担当：山口大学教育学部 技術教育講座 教授 岡村吉永， 准教授 阿濱茂樹



YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義について

- グループ作業やワークショップなどがあります。
- 山口大学では「知的財産教育」についてのプロジェクトが進められています
<http://ds22.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gp2007/>

検索 

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義について

- 質問
知的財産の制度→阿濱
知的財産の創造→岡村

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

用意するもの

- 三角定規
- コンパス
- やわらかい頭

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

宿題

- 身の回りで「これは工夫してあるな！」と思うモノを探す

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

今後のスケジュール

- 7/21は休講です
- 7/28に最終課題を提出してもらいます
- 最終課題は2つ+ α
身の回りの発明の権利関係
身の回りの意匠・商標の権利関係

+ α は知的財産教育のためのストーリー作成

YAMAGUCHI UNIVERSITY

知的財産入門

山口大学教育学部
阿濱 茂樹

講義の進め方

- 各回、小課題を時間内に出題(出席確認)
- 最終課題(阿濱分)は最終日発表

- 座学と作業, ワークショップ

知的財産

- 知的財産とは？
 - 知的な財産
 - 形になっていない価値あるもの



知的財産

- 知的財産とは？
 - 知的な財産
 - 形になっていない価値あるもの
 - 知的財産基本法
 - 「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

なぜ知的財産が大事？

世界の工場 世界の試作工場 世界の頭脳

- USAなどの知的財産を輸入して、製品を輸出しても利益は少ない
- 安い製品は中国など生産される

なぜ知的財産が大事？

- 産業の歴史
資源依存産業(農業・エネルギー産業)
↓
設備依存産業(ものづくり) 
↓
知識依存産業(IT, 知恵)

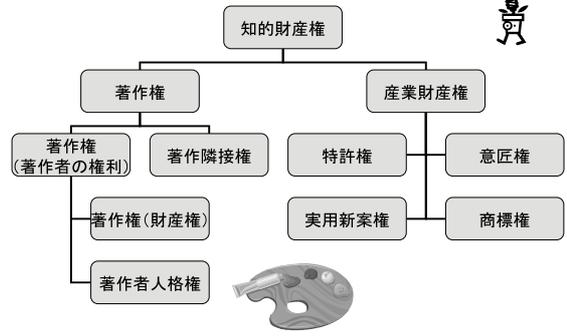
知的財産

• 知的財産

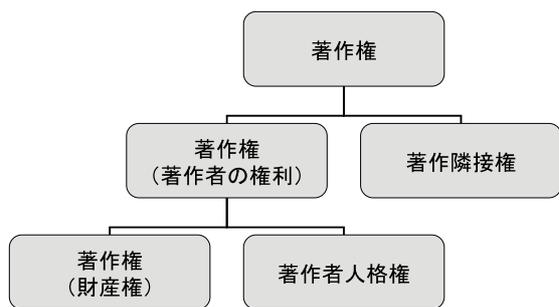
- 著作物・・・絵画, 小説, 写真, 音楽・・・
- 産業財産・・・特許, 実用新案, 商標, 意匠・・・



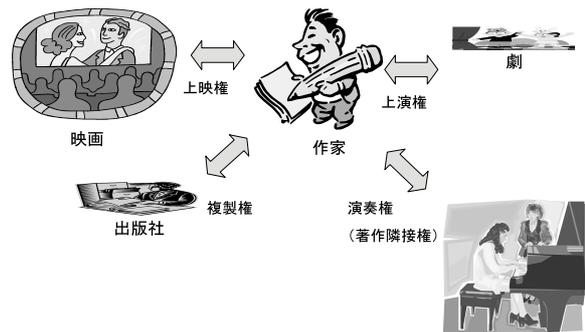
知的財産権



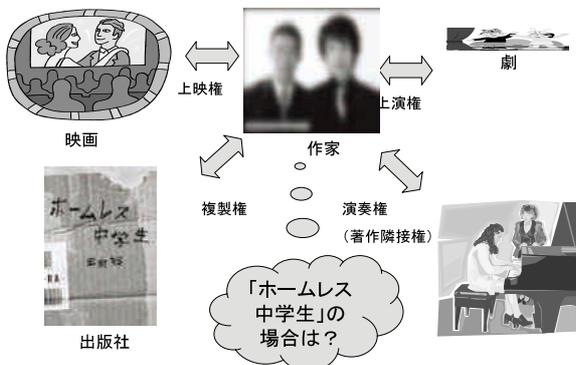
著作権



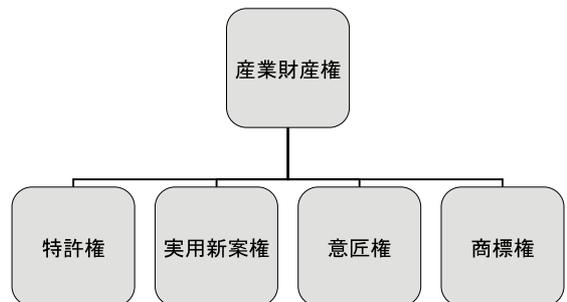
著作物の例



著作物の例



産業財産権



産業財産

- 産業財産の意味
 - 発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする（特許法第1条）



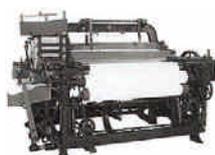
産業財産の歴史

- 世界の三大発明
 - 活版印刷
 - 火薬
 - 羅針盤



産業財産の歴史

- 豊田 佐吉(1867~1930)
 - 豊田自動織機



産業財産の歴史

- 池田 菊苗(1864~1936)
 - グルタミン酸ソーダ



産業財産の歴史

- 八木 秀次(1886~1976)
 - 八木アンテナ



産業財産の歴史

- 丹羽 保次郎 (1893~1975)
 - 写真電送装置 (FAXの基礎的技術)



身の回りの工夫

- 身の回りの工夫を見つける

身の回りの工夫の例

- 乾かない蛍光ペン
- つぶれにくい蛍光ペン



- 安全な押しピン



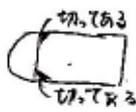
- クルトガ(三菱鉛筆)



■知的財産の開発と権利 学生の成果物

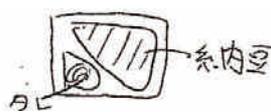
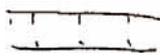
課題1：身の回りの工夫

■身の回りのモノで「これは工夫してあるな！」というものを指摘しなさい。

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	栓ぬき (プッシュ式)	自家の戸棚の中	普通はビール瓶のキャップをあける際にはテコの原理を利用してあける栓ぬきを使うが、家にあったものはキャップの上から圧力を加えてあけるタイプで、完全にビール瓶の口をおおうので、キャップがとばす、軽い力であけられ便利だった。 
②	消しゴム (MONO)	筆箱の中	消しゴムは使っているうちに、頭の部分がおれてしまうことがあるが、それを防ぐために、最初からカバーの四隅に三角形の切れ込みが入っている点が工夫してあった。 
③	ホチキス	机の引き出し	ホチキスといえば常に口があいているものだが、それに開閉用のロックをかけられるようにしてあり、使わないときは完全に口をしめることができ、子供が手をはさむ心配がなく、筆箱にも入りやすいものだった。

学部：経済学部

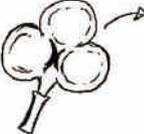
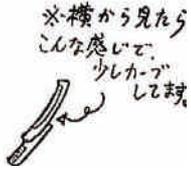
学科：国際経済

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	KURU TOGA	筆箱の中	筆圧で芯が自動で回り、字の太さが一定になる
②	タレが固まっている納豆	冷蔵庫の中	普通の納豆と違い、タレがゼリー状になっており、袋からだすときに手や服に散るといった心配をすることなくそのままはしでつかめる 
③	Campusのノート	家	今までのと違い、列が  のようになっており、字の大きさを一定にすることが簡単にできるようになり、後で見直す時でも見やすくなる

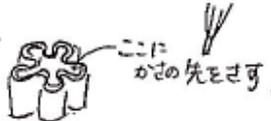
学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	二重の鍵	家の玄関のドア	鍵は1つでいいのに防犯のために二重の鍵がしてあるドア
②	暗記用の定規	文具店	暗記の勉強のときに使う赤シートを定規に用いている。定規はいつもふでばこに入れているものなので邪魔にならないし、普通の定規としての機能もあるので便利
③	ベルト式の自転車と自動点灯のライト	駐輪場	普通の安い自転車はチェーンなので、はずれるし、サビるけどベルトだとそういうことがない。あとベルト式の自転車はライトが自動点灯なのでチェーンみたいに、タイヤに摩擦させながら、発電するのではないので変な音が鳴らずにライトがつくから便利

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	イヤホン	自宅	ただのイヤホンではなく、こんな感じでゴム製のもが付いている。普通のイヤホンと比較すると耳にフィットしやすく、音もれが防げる。また、長時間付けていても耳が痛くならない。 
②	フライパン	デパートの料理アイテム売り場	 フライパンが三つ葉の形になっており、区切りもついている。1回で3つの料理を同時に作ることが可能。1人暮らしだとガスを使える場所が1ヶ所しかなく不便なので、これがあれば便利だと思った。
③	携帯電話 (docomo P-02A)	自宅	私が愛用している携帯ですが、普通のスライド式携帯と比較すると非常に使いやすいです。カーブ上にスライドすることで、画面が見やすく、メールをうつ時にボタンを押しやすいです。  *横から見たらこんな感じで、少しカーブして使

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	すべらないハンガー	ホームセンター	かけたものがすべらないよう、肩の部分にゴムがはってあるざらざらした布がはってあるものもあった。
②	場所をとらないかさ立て	雑貨屋	かなり思いが、かさの先だけさして立てられ、コンパクトに置けるしカラフル  ここにかさの先をさす
③	収納するとコンパクトになるテーブルとイスセット	友達の話で聞いた	使わないときは正方形の木のオブジェクトのようで、そこからイスを引き出すと、テーブルとイスのセットになる。使うときも使わないときも、インテリアとして楽しいと思った。本物を見てみたい

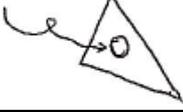
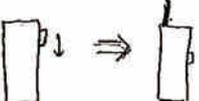
学部：教育学部

学科：文芸・芸能コース

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	カドケシ	友達のペンケース	・細かいところなどを消しやすいようにカドの多い消しゴムとなっている。 
②	シャープペンシル	様々なところ	・ふるとしんがでてくるようにしてあるものもある ・おすところを持つところらへんにしてあるものもある ・持つところにゲルを使用のものもある
③	ボールペン	ペンケース	・ペン先がボール！！ ・インクがなくなってもつけかえができる。 ・押すだけででてきたり中におさまったりする。

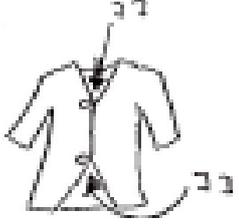
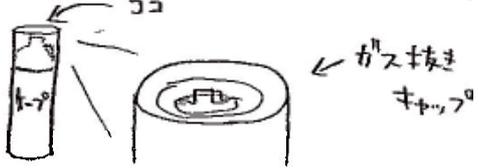
学部：工学部

学科：電気電子工学科

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	トイレのペーパーホルダーみたいなもの	自宅のトイレ	上のトイレットペーパーをおさえるところにギザギザがついており、紙が切れやすい 
②	三角定規	家など	中央にまるい穴があいていて、もちやすく、またスライドなどもしやすい。 
③	シャープペンシルのしんを入れるケース (ZEBRAのDRAFIX)	ペンケースの中	横についているレバーみたいなものをさげるとしんが出るようになっている。 

学部：農学部

学科：生物資源環境科

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	わりばし	某飲食店	ふつうのわりばしは角ばっていてちょっと痛い。だけどこのわりばしは丸いはしで痛くない。さらに転がり防止のために、上の部分だけが四角になっていた。 
②	2WAYジッパー	家	ジッパーが上からも下からもあけられる。ファッションのバリエーションが広がる。 
③	ケープ (スプレータイプ)	家	スプレー缶の上のふたにガス抜き用のへこみがある。ごみ捨てのときにとっても便利。 

学部：教育学部

学科：総合文化教育

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	消せるボールペン	家	違えても消しゴムで消すことができる
②	マーカー	家	マーカーの一部が透明になっていてどこまでマークをすればいいかがわかりやすくなる。
③	えんぴつけずり	家	けずりたいえんぴつのしんの太さを変えられる

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	自転車に傘を取り付けるもの	駐輪場	自転車につけることで、傘をさしながらの運転をしないで済む。傘さし運転は罰金となるので、安心して運転できる。
②	歯磨き粉のストッパー	家	歯磨き粉の量がすくなくなったときにこれを使うことで、力を入れてチューブを押す必要がなくなる。
③	炭酸用のキャップ	ハンズ	炭酸のボトルに付けて、ポンプ式で空気を入れることで炭酸が抜けない。手で何回か押すだけなので、簡単にでき、炭酸が抜ける心配はない。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	ユニのけい光ペン	家	ペン先の所をとうめいにして先の文字を見えるようにしている。
②	4色ボールペン	家	1本のペンで4つの色を使うことができる。
③	スティックのり	家	ぬったところが青くなってわかりやすい。

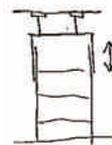
学部：工学部

学科：電気電子工学科

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	コンビニのたな	コンビニエンスストア	下の商品までお客さんの視野に入りやすいようにたなが階段状になっているらしい・・・。
②	しゃべるキッチン	友達の家	鍋のサイズが合ってなかったり、火を止め忘れていたりしたときに教えてくれるので不注意から火事起きるのを防げると思いました。
③	白いカーテン	自宅	部屋の中からは外の景色が見えるけど、外からは見えない。 ←この仕組みはイマイチわからないのですが・・・。

学部：経済学部

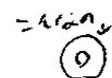
	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	突っ張り式本棚	インターネット	高さを調節できる。天井の高さに合わせて本棚を変える必要がない。 突っ張り式であるため地震などで倒れる心配がない。
②	パソコン組み立てサービス（各種指定されたパーツを組んでパソコンを作ってくれる）	インターネット	メーカー製品と比較してかなりの低価格で購入できる。 動作保障も充実している。 自分の目的に合ったパソコンを作ることができる。
③	複数人乗り用自転車	テレビ	・前輪が2つあり転倒しにくい ・幼稚園などの送迎でやむをえず2人乗りをする親のために作られている ・法律も変えるらしい



学部：人文学部

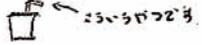
学科：人文社会

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	パンチ穴を補強するシールを貼る機械	バイト先、ファイリングの作業で	パンチで開けた穴をはさんでハンコのように押すだけで補強シールが貼れる。シールをはがす手間や手にくっつくわずらわしさがないので作業効率があがる。 →パンチで穴を開ける時に同時にシールをはってくれるグッズがあると良いと思った。
②	万引き防止用のタグ	服屋	店の出入口にセンサーが設置してあり、タグがついたままの商品を持ち出そうとするとブザーが鳴るようになっている。タグを無理矢理はずそうとするとインクが飛び出る仕組みらしい。これは犯人特定のためのインクボールのような役割の他にインクが商品につくことによって商品の価値が下がるので転売などを目的とした万引きを防いでいるのではないかと思った。
③	貯金箱	ネットの通販で	この貯金箱はルービックキューブのようなパズルになっていて、パズルを解かないと中身を取り出せない仕組みになっている。パズルを解けるまでに必ず金がかたまっていく・・・遊びと実用の融合がおもしろいと感じた。



学部：教育学部

学科：文芸・芸能

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	口元が曲がるストロー 	飲食店	今では当たり前のように思われているが、飲みやすいように口元のあたりが曲がるようになっている。曲がらないストローではコップを傾けたり、顔を動かさないといけないので比較すると便利に思える。開発された理由を調べてみると、病人など横になっている人でもそのままの体勢で水分補給ができるようにするための工夫だと知り、日常生活だけでなく、色々な場面で役に立っているようである。
②	大学生ノート	文房具店	きれいにノートを整理するために一行ごとに点がふってあり同じ間隔や大きさで文字を書くことができる。実際に使ってみると、きれいにノートをまとめられたが、それ以上に「大学生ノート」という名称自体に人々の目を引く工夫が感じられた。
③	うまい棒		普通になじみのあるお菓子ではあるが、商品の内側に筒を通したような穴があることを疑問に思い、以前に調べてみたことがあった。穴が空いている理由は商品を輸送の際に衝撃によって落れにくくするための工夫だということがわかった。わざわざ穴を開けるのは余計にコストがかかるそうだが、それでもきれいな形の商品を届けようとするメーカーの工夫に素直に感心した。

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	自転車	駐輪場	普段は何気なく使っていましたが、ギアの切り換えや、ブレーキや、ペダルなど、工夫してあると思いました。また最近折りたたみの自転車もよく見ますが、あんなに小さくなるので、地元の佐賀から車に乗せて持ってきました。
②	洗濯機の中のゴミポケット	洗濯機の中	洗濯機だけでも十分すごいと思うのですが洗濯しながらゴミを取るあのポケットはすごいと思いました。さらに一度とったゴミは外にもれにくいし、ポケットも取り外し可能ですごく便利です。
③	洗濯バサミ	ベランダ	洗濯ものを干していて気が付いたのですが、洗濯バサミって重い物もはさめるのですすごいと思いました。すごい力ではさんでいるのに、「てこの原理」で楽に外せて本当にすごいと思いました。

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	えりが広がらないハンガー	家	 <p>ハンガーを真ん中で折りたたむことができ、そのままTシャツに入れて、Tシャツの中でハンガーを広げることができるから、えりが広がらないところ。</p>
②	麺類をインスタントラーメンのように簡単に作ることができるポット	お店 (フジグラン)	鍋を使わずに、パスタやそうめん等の麺類をポットに入れて、熱湯を注いで、待つだけでゆでることができるのとゆでる時に、ずっと鍋を見ていなくてもすむところ。
③	オムレツメーカー	お店 (フジグラン)	フライパンを使わずに、電子レンジで作れるところと、油を使わずに作ることができるから、とてもヘルシーに仕上がるところ。

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	自動ドア	スーパーなど	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物が多くなったお客さんが、荷物のことを気にせず楽に店に出入りできる ・閉まろうとしているときに人が来るとすぐに開いて安全なところ
②	黒板消しクリーナー	教室	<ul style="list-style-type: none"> ・チョークの粉が広がらずに黒板消しがきれいになる ・コンパクトであり場所をとらず、掃除も楽なところ
③	保温のできる水筒	実家	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間温度が保てるので、外に出かけるときに持って行くと便利 ・重さが普通の水筒とほとんど同じで気にならない

学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	自分が持っているPCのUSBハブ	寮	iPod等のMP3プレーヤーの充電は、PC自体の電源が入っていないとできないのに対して、自分のPCのUSBハブは、PCの電源が入ってなくても、ipodの充電が可能！
②	巻き取り式LANケーブル	デオデオ	LANケーブルが巻き取れて、かさばらず、持ち歩きが簡単
③	パチンコ台のハンドル、 ノートPCのここ 	パチンコ店？	<p>昔は、ハンドルに1円玉やパチンコ玉をはさめば、ハンドルをにぎらずに玉を出すことができたが、現在は、必ず、指でふれていないと玉がでない。放置・かけ持ち対策！</p>  <p>服や物がふれて、ディスプレイ上のカーソルが勝手に動かないように、指でふれないと作動しないというナゾの技術</p>

学部：工学部

学科：智能情報工学科

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	ソーラー電波時計 (防水加工)	時計屋さん	<ul style="list-style-type: none"> 時刻を合わせる必要がないし、常に正確な時間。 止まることがなく、半永久的に動き続ける。 水に落としても壊れない。 
②	自動乾燥機・加湿器・除湿機	実家(佐賀)	<ul style="list-style-type: none"> 洗たく物の量やどのくらい湿っているのかを自動で把握して乾かしてくれ、全て乾いたら電源を自動OFFにしてくれる。 加湿・除湿の度合いを設定しておくだけで、自動で行ってくれる。 
③	ケトルポット	自分の家(山口)	<ul style="list-style-type: none"> すぐに水を温めてくれる。 温め終わると自動で電源が切れる。 お湯の温度を調節でき、好みの熱さにしてくれる。 予約ができる。 

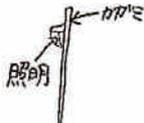
学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	生協の自家製弁当の弁当箱	学生食堂	容器をリサイクルしようとする時、洗って回収ボックスに入れないといけませんが、この弁当箱は内側に薄いフィルムがはってあるので、これをはがすと弁当箱についた汚れもいっしょにとれる。洗う手間がはぶけ、回収ボックスが利用しやすくなるよう工夫されていると思う。
②	カド消し(ケシゴム)	地元の文房具屋	普通のケシゴムのカドは4つしかないが、このケシゴムはカドが10コ以上はあると思う。形が工夫されていて、細かいところを消すのに便利。
③	複数の種類のペン先に対応したペン軸	地元の文房具屋	丸ペンなら丸ペン用の、製図用のペンならそれ用のペン軸を買わなければならないが、このペン軸は、丸ペン、Gペン、カプラペンなど、様々なペン先をさし込めるようになっている。



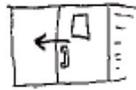
学部：教育学部

学科：総合文化教育課程コース・文芸芸能コース

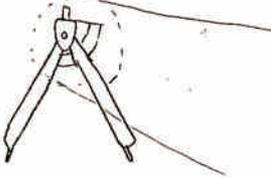
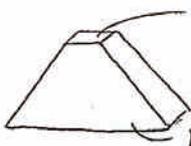
	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	トイレトーパー	トイレ	紙に切り取り線が一定間隔でついていて、 <u>ムダ使いが防止</u> できる。またそれによって環境にも優しくなると思う。
②	机	教室	自分の目の前にある机は、微妙に角度がついている。 <u>書きとりをする人が、書きやすい。</u> 足を入れるスペースが広く、カバンなどの荷物を入れやすい。 
③	照明	カラオケBOX	壁に貼ってあるミラーの上に照明がついていて <u>光が2倍になるようになって</u> いるのだと思う。店の <u>電気代の節約</u> にもなる。 

学部：教育学部

学科：総文/文芸・芸能

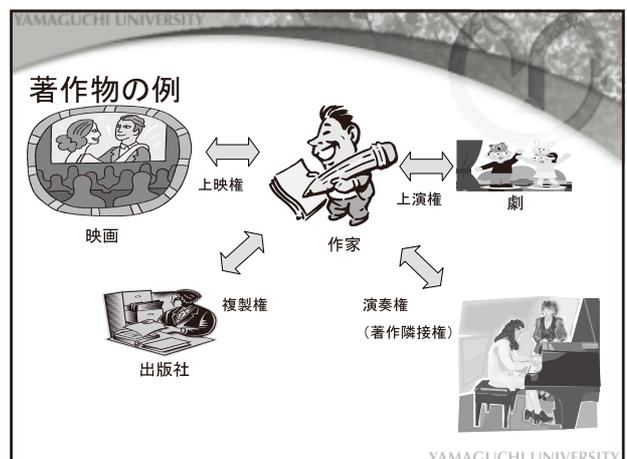
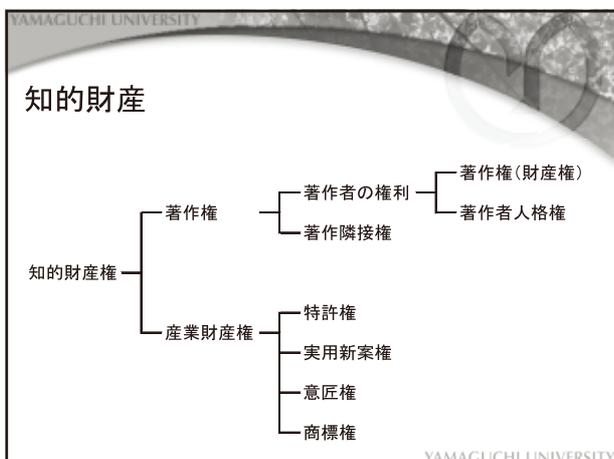
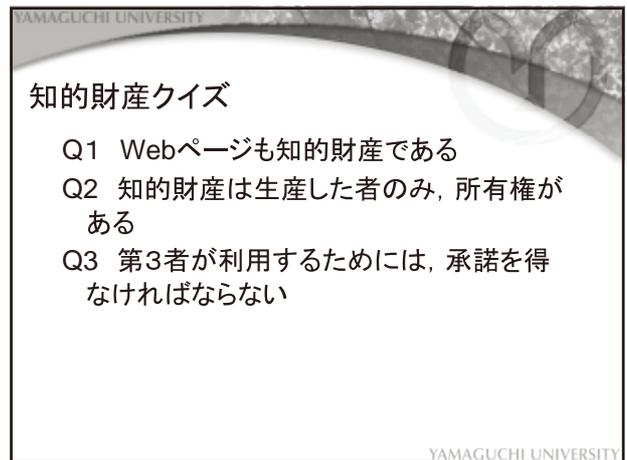
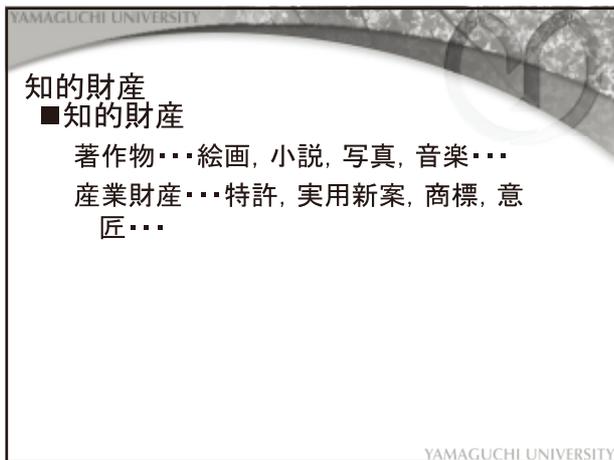
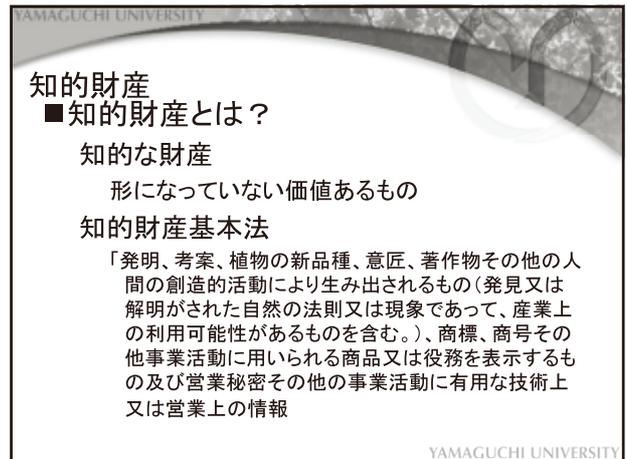
	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	最近の引き戸	病院や大学内	開けた後に閉める動作をしなくても自然に閉まる。しかも静かに。 
②	キーチェーン	文房具屋	鍵をつけた部分のひもが伸びるようになってかばんから取りはずさなくても、ひもを伸ばして鍵が開けられる。 
③	鉛筆につけるゴム素材のグリップ	文房具屋	鉛筆はシャープンのようにグリップがついてなくて長時間握っていると痛いけど、そうならないように鉛筆用のグリップが売ってあった。 

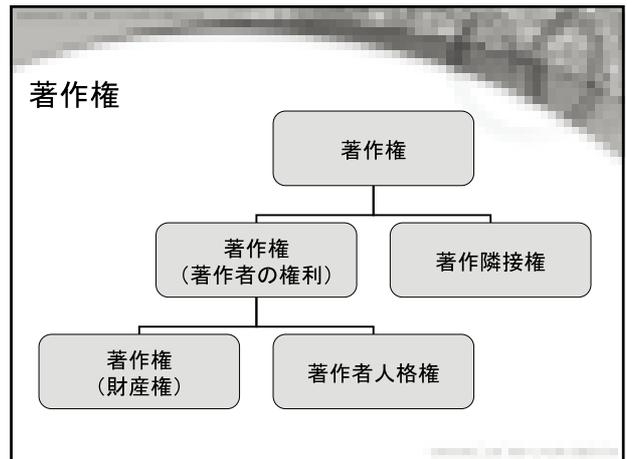
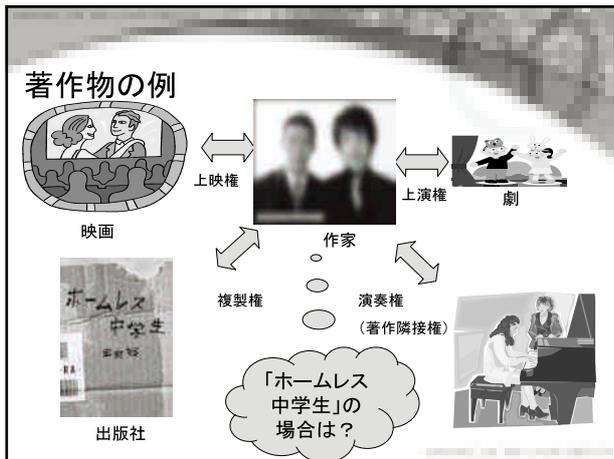
学部：経済学部

	モノ	見つけた場所	工夫してあるポイント
①	三角コーナーいらす	ダイソー	吸盤でシンクにくっつけて、三角コーナーのネットをとりつけて使うもので、とても省スペースでじゃまになりません。ネットがつり下げ式なのでとても水はけがいい！ 
②	半径が測れるコンパス	ダイソー	 目もりがついていて、定規がなくとも半径が測れる。
③	台形の形のケシゴム	学校	 細かい部分を消しやすい 広範囲を消しやすい。

学部：経済学部

■山口大学全学部生対象講義 共通教育 知的財産の開発と権利（平成21年6月9日実施）
 担当：山口大学教育学部 技術教育講座 准教授 阿濱茂樹





著作権

■ 著作者人格権

- 公表権
著作物を公表するか否かを決定する権利
- 氏名表示権
公表する著作物に著作者名(実名・変名)を表示するか否かを決定する権利
- 同一性保持権
著作物の題目や内容を改変されない権利

著作権

■ 著作権(財産権)

- 複製権
- 上演権、演奏権、上映権、口述権
- 展示権
- 公衆送信権
- 譲渡権、貸与権、頒布権
- 翻訳権、翻案権
- 二次的著作物利用権

著作権

公衆送信権
放送、有線放送、自動公衆送信などの設備を用いて著作物を公衆送信する権利

例) テレビ放送、インターネット など

著作権

■ 著作権の保護期間

著作者人格権
著作者の生存期間
ただし、保護期間終了後も著作者人格権を侵害する行為は避けるべき

著作権(財産権)
著作物の創造時より著作者死後50年間
映画のみ70年

著作権

■ 著作権がない著作物(権利の目的とならない著作物)

1. 憲法その他の法令
2. 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
3. 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
4. 前2号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

著作権

■ 著作隣接権
著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利

実演家の権利
レコード製作者の権利
放送事業者の権利
有線放送事業者の権利

著作権

■ 権利制限

著作物を利用する場合は、権利者に許諾を得るのが原則だが、次の場合は許諾なしに利用することができる

私的利用
引用
教育機関における利用
非営利活動における利用
図書館における利用

著作権

■ 著作物の私的利用

個人的に利用することを目的にした利用
[条件]
家庭内での利用
不正な操作をしないこと
仕事以外の利用

著作権

■ 著作物の引用

自己の表現のために著作物を利用すること
[条件]
既に公表された著作物であること
引用部分と自己の表現の部分が明確に区別できること
量的にも質的にも“正当な範囲での引用”であること
出展を明記すること

著作権

■ 著作物の教育機関における利用

教材としての利用
遠隔教育のための著作物の利用
試験問題としての利用

後ほど・・・

著作権

■ 著作物の非営利活動における利用

著作物の上映、貸与

[条件]

上演、演奏、上映、口述であること

映画以外の貸与

報酬・料金が発生しないこと

営利を目的にしないこと

著作権

■ 著作物の図書館における利用

公共図書館での著作物の複製

[条件]

調査研究を目的とした、利用者の求めに応じて、公表されている著作物の一部分を複製すること

資料の保存のために必要がある場合

他の図書館の求めに応じて、入手困難な資料を複製する場合

学校教育における 知的財産の利用



YAMAGUCHI UNIVERSITY

学校教育における知的財産の利用

■ 授業の教材として用いるための複製

授業担当者、もしくは授業を受ける者が複製

授業に必要な範囲

著作権者の権利を不当に侵害しないこと

注：授業には特別活動なども含まれる

授業研究のための教材のHP掲載などは目的外利用

学校教育における知的財産の利用

■ 遠隔教育のための著作物の利用

授業を別の場所で受けている者に配信する場合

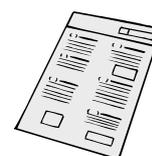
主会場の授業を同時中継すること

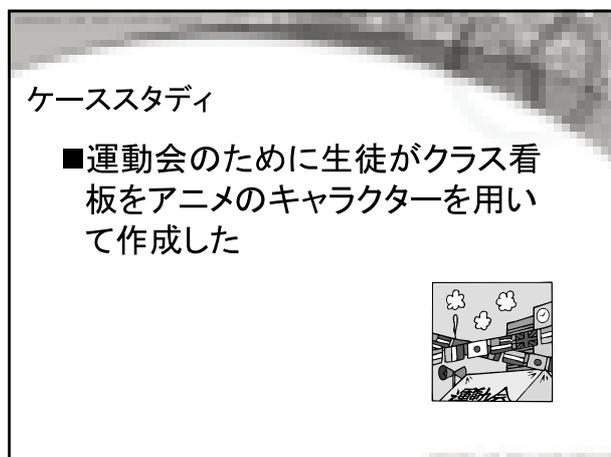
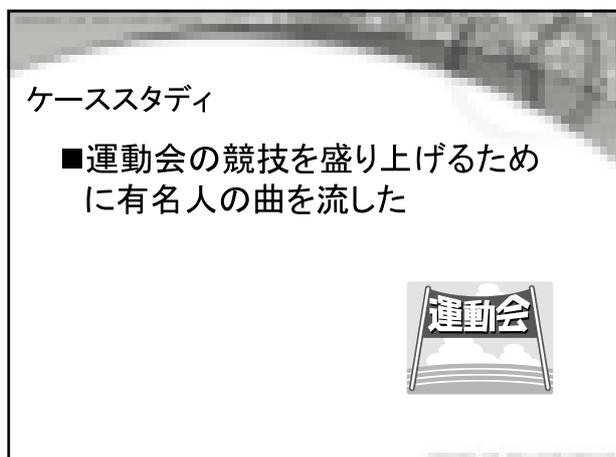
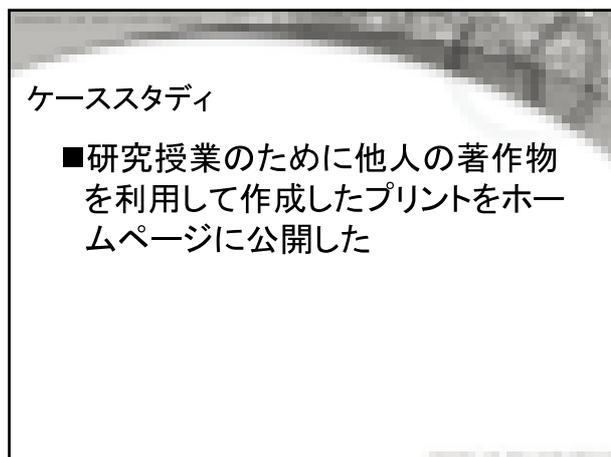
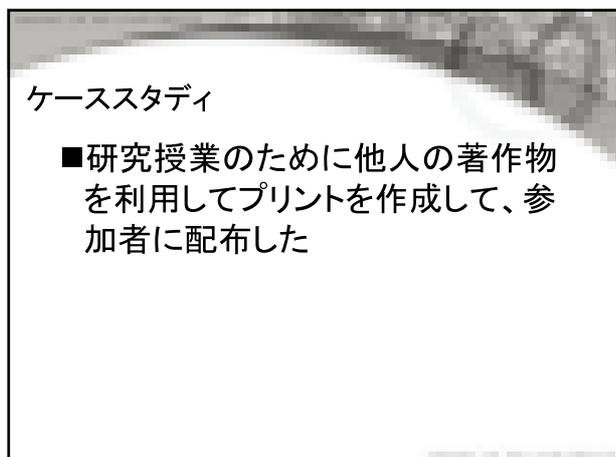
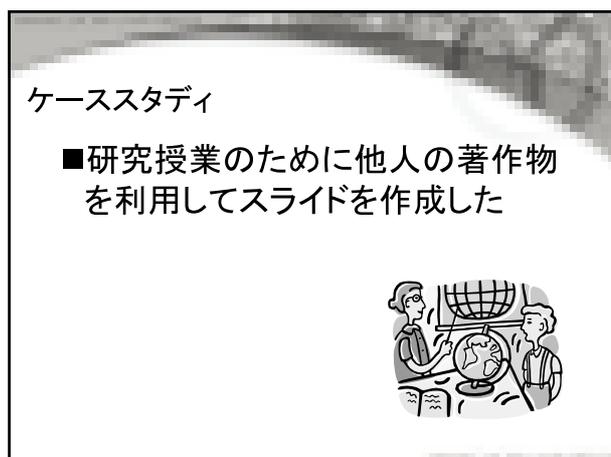


学校教育における知的財産の利用

■ 試験問題としての利用

試験問題を作成するために著作物を複製すること





ケーススタディ

- 校内の合唱コンクールのために楽譜を複製した



ケーススタディ

- 問題集を利用して、夏休みの宿題集を作成した

ケーススタディ

- 校外学習で参加する幼稚園児のために中学生が著作物を用いて絵本を制作した



ケーススタディ

- 友人が購入したCDを借りて、記録してある音楽ファイルを自分のパソコンにコピーした。



ケーススタディ

産業財産権



産業財産

■ 産業財産の意味

発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする（特許法第1条）



産業財産の例

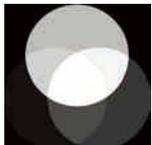


- 実用新案権**
例) 携帯電話の内部に収納できるアンテナの考案。携帯電話とパソコンを接続するための端子
- 意匠権**
例) 携帯電話の斬新な形状や模様、色彩に関するデザイン
- 特許権**
例) 小型・軽量化したリチウムイオン電池に関する発明。携帯電話の画面表示装置などの新技術
- 商標権**
例) 携帯電話会社が、自社のサービスについて信用保持のために製品や包装に表示するマーク

産業財産の例

■ 青色LEDの発明

青色LEDが発明される前
赤色LEDはすでに存在
緑色LEDと青色LEDが発明されれば赤・青・緑の光の3原色が完成。
赤・青・緑の光の3原色がそろえば、LEDによる様々な色の表現が可能。
LEDによる映像表示装置が完成。

Wikipedia



<http://christmas.its-mo.com/>

産業財産権

■ 特許

発明や自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものを保護



産業財産権

■ 実用新案

自然法則を利用した技術的思想の創作であつて、物品の形状、構造又は組合せに係るものを保護

産業財産権

- 意匠

物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるものを保護

産業財産権

- 商標

文字、図形、記号、立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し若しくは譲渡する者がその商品について使用するもの、又は業として役務を提供し若しくは証明する者がその役務について使用するものを保護

消費者は商標を目安に商品や役務を選択する

® TM(trademark) SM(service mark)

産業財産権

種別	保護期間	所管
特許権	出願から20年	経済産業省特許庁
実用新案権	出願から6年	経済産業省特許庁
意匠権	登録から15年	経済産業省特許庁
商標権	登録から10年	経済産業省特許庁

半導体回路配置利用権	登録から10年	経済産業省
著作権	著作者死後50年	文部科学省文化庁
植物新品種の保護	登録から20年	農林水産省

特許の国際的な取り扱い

- 各国で特許を管理
- 複数の国で特許を取得するのを効率化するために、特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty) が結ばれている。

IPDL(特許電子図書館)

- <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>






■知的財産の開発と権利（平成21年6月16日） 学生の成果物

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
学校教育における知的財産の利用 ・美術の授業で、有名な絵画やモニュメントの模写をする 商標 ・JFE ・TOTO ・ZEBRA ・MITSUBISHI ・TOMBO					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
○他社が開発・考案したものを教科書に載せる。 ○授業内のDVD鑑賞 →どこまでが許されて、どこから許されないのかがわからない。 ・ docomo ・ TOTO ・ MONO					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<学校教育における知的財産の利用> 先生が授業で複数コピーしたプリントを配布する <どう思うか> 私たち生徒にとっては、教材を買わなくてすむのでとてもありがたい。しかし、出版した方は一人一人に買ってもらいたいのと思う。 <商標> 「TOTO」、「ZEBRA」、「MITSUBISHI」					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
(1) 学校教育による知的財産の利用 学校では模擬問題を解く際に、先生方は問題集を使っている（コピーしたりもする。） (2) 見つけた商標 1. MONO ® 2.  3. 					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
・授業内でDVDを放映すること ・他サイトからの画像、映像、文章を引用して、レポートやプレゼン資料につかうこと。 授業内でも先生の話だけでなく、映像や画像を使用すると楽しいし、わかりやすい。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
授業で配布する物などは複製してもよい					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
<学校教育における知的財産の利用> テキストやテストを作るとき、資料のコピーをとってもよかった…ような気がします。 <商標> TOSHIBA, TOMBO, PILOT, ZEBRA, Pentel, SAN-X					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
学校での知的財産の利用 ○資料などを配布する際に他人が著した本などをコピーする。 ○音楽の授業などで歌手や音楽家のCDを流す。 商標 ◦ Sanrio (サンリオ) ◦ DISNEY (ディズニー) ◦ Do Co Mo (ドコモ) ◦ Coca Cola (コカ・コーラ)					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
(1) 学校教育における知的財産 先生が使う試験 (2) 商標を見つける JFE, MONO, KOKUYO					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	1年
・学校教育における知財 学校で教材として使う本などはコピーしてもいい。 ・それに対する感想 とても便利で良いシステムだと思うけど、問題集などをコピーして使うと、その問題集が売れなくなるんじゃないかと思います。 ・商標 ○☆ sun-star , TOMBOPP , WIN					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
学校教育における知的財産の利用 質問の意味と、何を解答すればいいかわからないが、机とかほうきとかは全て知的財産なのではないでしょうか？国から各学校へ配られるものだと思う。権利で言うと、教科書に載っている文章や、写真なども全て知的財産であって、裏表紙の裏なんかには名前や会社名がほぼ載っている。高校の頃学校の授業でまとめたパワーポイント (HP?) にディズニーやジブリの絵を載せていたらお叱りを受けたことがあった。 NIT docomo, ZEBRA © DISNEY TOMROPP Bioré® KOKUYO					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
・問題集から抜粋した問題を使ったプリント 学校教育においては問題集からいくら引用しようとも著作権の違反にはならない ☆converse(converse) エコマーク (蛍光ペン) 早大のマーク (シャープペン)					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
学校教育における知的財産の利用 レポート作成のために図書館での本の一部をコピー 商標 ランバード, 三菱, トンボ, ソニーエリクソン					

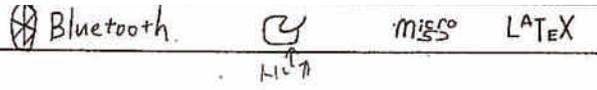
学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
音楽の教科書にある楽譜には、昔からある曲の他に最近の曲もある。時代によって、内容が変わり、「そんな曲も教科書にのっているのか」と驚く。 商標 『 MITSUBISHI 』 『 ファイカサネ 』 『 アニマス 』					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・授業で配布されるプリント 					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
教科書、試験問題					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
<ul style="list-style-type: none"> ・試験や練習問題として利用するために、問題集を使ったりコピーしたりすること。 ・別によいことであると思うが、コピーしたりして用いることは、ちょっといけないことであると思うので、やめる方がよいと思われる。 					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
授業に使うための教材のコピー					

学 部	工学部	学 科	知能情報工学科	学 年	1年
学校教育における知的財産の利用は、権利者の許諾をとらなくてもよい。					
					

学 部	農学部	学 科	生物資源環境科	学 年	1年
授業の参考資料として、本のあるページをコピーして生徒にくばったりするなど、学校における教育で使用する際に複製する。					
					

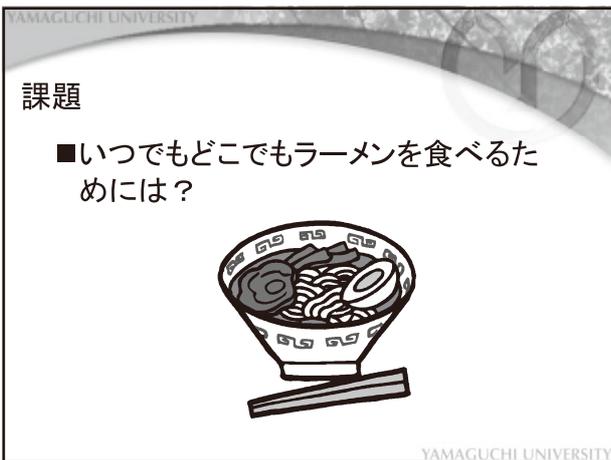
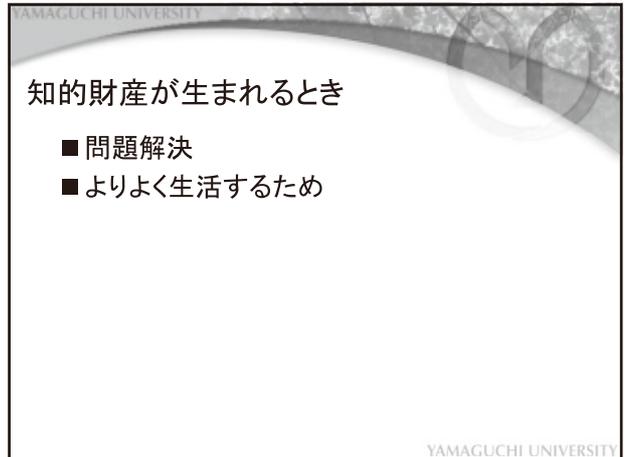
学 部	経済学部	学 科	国際経済	学 年	2年
<学校教育における知的財産の利用> コピーしたりした場合には出典を記せば、自由に使用できる。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
学校教育における知的財産の利用 先生たちの作った本（問題集）・授業で用いるための複製・レポート作成のための複製 遠隔教育のための利用・テストのための利用 (商標) S=AA・W=LLCOM・AU by KDDI・CASIO・uni・TOMBO					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の授業内では、著作者の許可をとらずに本をコピーしたり、音楽や映像などを利用したりできる。 <ul style="list-style-type: none"> ・SIAA (トイ) ・EX-word (電辞書) ・SARASA (ボールペン) 					

学 部	人文	学 科	人文社会	学 年	1年
図書館					

■山口大学全学部生対象講義 共通教育 知的財産の開発と権利（平成21年6月23日実施）
担当：山口大学教育学部 技術教育講座 准教授 阿濱茂樹





課題

■もっとおいしく即席ラーメンが食べれるようにするには？

改善法のアイデア

■オズボーンのチェックリスト

- 他に使い道はないか？
- 応用できないか？
- 変更できないか？
- 大きくしたら？
- 小さくしたら？
- 代わりになるものはないか？
- 逆にできないか？入れ替えられないか？
- 組み合わせられないか？

1 形を変えてみたら・・・？

【商品】
『スティック状に加工した鶏ふん』

【工夫点】

- ①スティック状に固めたことで、触っても汚れない。
- ②小さいサイズで、輸送性に優れる上、原料コスト低減。

通常20kgで数百円の鶏ふん堆肥が、50gで100円に！なんと100～200倍の収益性！

2 不要なものを活用できないかな・・・？

【商品】
『ペットボトルをジョウロにするキャップ』

【工夫点】

- ①ジョウロ全体を売るのはではなく、ジョウロの機能を持つ部品だけを商品化。
- ②どこにでもあるペットボトルを活用することで、20から350mm（ペットボトル容積）のジョウロをつくれる。

3 他の物に利用できないかな・・・？

【商品】
『高分子ポリマーを使った土の保湿剤』

【工夫点】

- ①オムツの原料を使って、オムツより3～10倍以上、収益性の高い製品に1袋オムツのMサイズで10gのポリマーを含み、30円程度
- ②中央及び右の製品は色を付けることで、水分補給だけでなく、デザインも！

【ポリマー含有量は左10g、中央2.5g、右2.5g】

YAMAGUCHI UNIVERSITY

ユニバーサルデザイン

- できるだけ多くの人々が利用可能であるようデザインすること
- 対象が障害者中心のバリアフリーから発展し、すべての人を対象とした考え方

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

ユニバーサルデザインの7原則

- どんな人でも公平に使えること
- 使う上で自由度が高いこと
- 使い方が簡単で、すぐに分かること
- 必要な情報がすぐに分かること
- うっかりミスが危険につながらないこと
- 身体への負担(弱い力でも使えること)
- 接近や利用するための十分な大きさと空間を確保すること

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

身近なユニバーサルデザイン

- ななめドラム洗濯機
- 大きい車のドア



YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY



YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

ユニバーサルデザイン

- 乾かない蛍光ペン
つぶれにくい蛍光ペン
- 安全な押しピン



YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

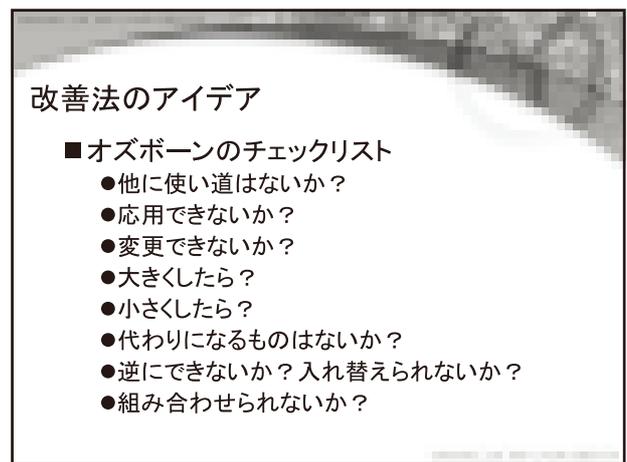
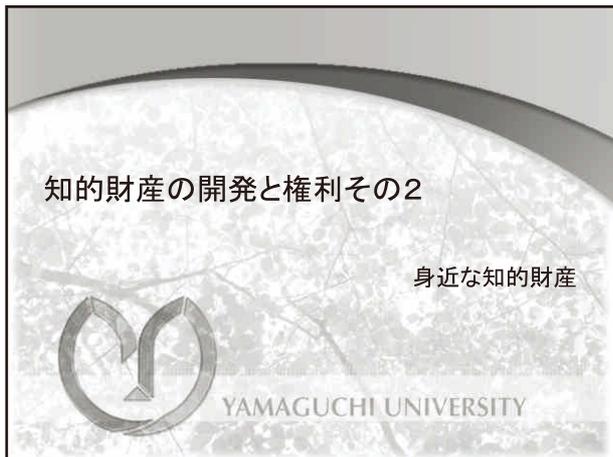
- カスタネットはさみ
- 手にフィットするはさみ



YAMAGUCHI UNIVERSITY



■山口大学全教育学部生対象講義 共通教育 知的財産の開発と権利（平成21年6月23日実施）
 担当：山口大学教育学部 技術教育講座 准教授 阿濱茂樹





身近な知的財産

- 消しゴム
消しゴムと鉛筆を組み合わせると

YAMAGUCHI UNIVERSITY



実は・・・

- 消しゴムの素材にも・・・
鉛筆は黒鉛
→素材はゴム
- シャープペンシルはカーボンなどのハイポリマー
→素材はプラスチック

身近な知的財産

- 発明・工夫を自分の権利にするには？
特許を申請する
特許は
発明や工夫を独占する権利を得られる
発明や工夫を公表して新しい技術の開発を促進する

特許の申請

<http://www.jpo.go.jp/beginner/index.html>

出願
 明細書(文章や図)と願書(住所等)を書きます。
 特許庁の出願窓口へ申請します。(郵送やパソコンでの出願も可能です。)
 ※弁護士に手続を頼む方法もあります

公開
 特許庁(公開公報)で出願の内容が公開されます。
 ※インターネットでも閲覧できるので誰でも特許が公開されたかを簡単に調べることができます。
 ※出願しただけでは特許は取れません!

審査
 「審査請求」という手続をして出願内容の審査を受けます。
 審査に合格すると特許の通知(特許査定)が送られてきます。
 ※不合格の場合には特許審査官が通知するので、拒絶された部分も変更が必要になることがあります。

登録
 特許料を納付
 「特許原簿」に登録
 「特許権」発生、「特許公報」発行

拒絶
 審査官の審査に不届があれば、
 特許を請求することができます。

特許申請の内容

- 発明の名称
- 背景技術
- 先行技術
- 発明の概要
 - 課題
 - 課題解決のための手段
 - 効果

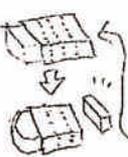
IPDL 特許電子図書館
 Industrial Property Digital Library

http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl

■知的財産の開発と権利（平成21年6月23日） 学生の成果物
 課題：いつでもどこでもラーメンを食べるためには？
 消しゴムをもっと使いやすくするには？

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<ul style="list-style-type: none"> ・いつでもどこでもラーメンを食べるためには ・カップラーメンの中に、スイッチを押すとお湯がわく装置を一緒につける ・消しゴムのもっといい使い方 ・消しゴムのケースの長さを調節するのが面倒なので、ケースをつけずに、消しゴムをコーティングする 					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>「いつでもどこでもラーメンを食べるためには？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・缶ジュースみたいにラーメン用の自動販売機をつくる。 ・インスタントラーメンにお湯を常備する。 <p>「消しゴム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバーを紙ではないものにする。（消しゴムと似た物質を用いる）→消しゴムが小さくなくてもカバーを切る必要がない。ごみが出ない。 ・片方の印かん、もう片方の印かん専用の消しゴムにする。 →印を押して失敗した時にやり直しがきく。  <ul style="list-style-type: none"> ・シールはがしの成分をもった消しゴムでつくる 					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>いつでもどこでもラーメンを食べるためには？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラーメンのめん、スープ、具などをいつも備えている人形ロボットを作る ・ラーメンの自動販売機を作る  <p>消しゴムの改善アイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースにミシン目を入れて、消しゴムが小さくなったらすぐに手でケースを切れるようにする。（ほとんどのケースは固くて手で切れないが、いちいちはさみを使うのは面倒だから。） 					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<ul style="list-style-type: none"> ・どこでもラーメンを食べる方法。 <p>袋を開けた瞬間にすごい熱が発されて、ラーメンができる。</p>					

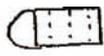
学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>いつでもどこでもラーメンを食べるためには？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カップラーメンとお湯の入った水筒を持ち歩く ・宇宙食用のラーメンを持ち歩く <p>消しゴムを使って…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さくなった消しゴムは使いづらい⇒消しゴムをやわらかくしたり、パズル形にして、小さすぎて使いづらい消しゴムを他の消しゴムにくっつけられるようにしたい。 					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>カップラーメンと湯を常備</p> <p>消しゴム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はがしきれなかったシールをきれいに取ることができる消しゴム ・木製品のヨゴレを落としきれいにする消しゴム 					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
<p><いつでもどこでもラーメンを食べるためには？> ①常に適量のお湯とカップラーメンを持ち歩く。 ②四次元ポケットを携帯して、道具を駆使する。 <ケシゴムの活用法> ・えんぴつやシャープペンシルの芯で汚れたふでばこの中をきれいにできる布用ケシゴム。ふでばこクリーナー。 ・シャープペンシルのノックするところについている消しゴムのつめかえ用。 ・ケシゴムは放っておくとプラスチック類にくっつくので…接着材代わりに。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>○けしゴムのもっと良い使い方 小さい頃にいつも思っていた無謀な考え方けれども、小さくなった消しゴムをいくつか組み合わせる元の大きさぐらいに再生できたらいいなと思ってました。小さくなったけしゴムは使いにくいので、もしこれが実現したら使いやすくなるし、むだが減るので一石二鳥かと思います。けど、これはあまりに無謀なので、今の消しゴムはえんぴつの文字しか消えないけどボールペンやマジックが消えたらもっと実用的だと思います。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>1) いつでもどこでもラーメンを食べるには？ インスタントとお湯を持っていく 2) もっとおいしく即席ラーメンを食べるには？ アルデンテで食べる 3) 消しゴムを活用する ボールペンの文字を消す消しゴムにする 消しゴムを使っていったら外のふたが邪魔になるので、それが解決できる消しゴム</p>					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	1年
<p>○いつでもどこでもラーメンを食べるためには？ ・缶詰にする・自販機でスープと麺を別売り・水筒にスープを入れて持ち歩く ・宇宙食みたいな ○消しゴムをもっと使いやすくするには ・少なくなるとケースがあまって邪魔なので、こんな風に⇒  ケースに切り取り線を入れる。 ・消しカスが出るので消しゴムのうしろに消しカスクリーナーみたいな、ものをつける。 ・ケースを「消しゴムでも溶けないプラスチックのようなもの」でつくり、なんとも使えるようにする。 その時、後ろに工夫して小さくなった消しゴムを押し出せるようなつくりにする。  ←こんな感じで ・私はよく本の中に消しゴムをはさんでしおり代わりに使うのでページストッパーになるような形にする。 ・小さい文字を消せるようにシャープペンみたいな消しゴムをつくる。  こんな</p>					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
<p>課題 いつでもどこでもラーメンを食べるためには？ ラーメンを作っておいて、瞬間冷凍して持ち歩く。出前を呼ぶ。 もっとおいしく即席ラーメンが食べられるようにするには？ 消しゴムを使いやすくするには？ 蛍光ペンのように太いほうと細い方を消しゴムにつける。 柔らかくなりすぎるが、強くこすっても崩れない。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
課題：いつでもどこでもラーメンを食べるためには？ ・お湯を入れてもさめない、こぼれない、麺がのびないという容器のカップめんを作る。 課題：消しゴムの使い道 ・消しゴム用の手入れ消しゴム ー消しゴムを使っていると黒ずんできて次に使うときに用紙を汚してしまうので、消しゴムを再びキレイに使うための手入れ用として使えるものがあるかもしれない。 手入れ用の場合は、手アカ対策などを施すことで、よりいつもキレイな状態で使えるかもしれない。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
・いつでもどこでもラーメンを食べるには？ できたてのラーメンを時間ごと凍結し、食べたいときに解凍する道具を使う。 時間といっしょに凍結しているので中身は絶対こぼれない。さらにその凍結したラーメンを小さくする道具を使えば持ち運びがしやすくなる。 ・消しゴムの改善 こまかいところを消すために特化した厚さがうすい、または小さい、あるいは、ほそい形状の消しゴム。くずれて、ポロポロになりにくい構造、形状の消しゴム					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
いつでもどこでもラーメンを食べるためには？ →缶詰で、あけると発熱するラーメン／汁と具と熱さ もっとおいしく即席ラーメンを食べるためには？ 消しゴム オズボーンのチェックリスト ・印刷物を消せる消しゴム ・服などの布の汚れを消せる消しゴム ・減らない消しゴム ・ケースにもっと柔軟性があれば折れにくい？ ・光線で字が消せる（太さ調節可能）ペンタイプ ・専用のサングラスセットで、実際のもを消したり戻したりできる。 ・専用のサングラスで雲を消してその先の空が見える。 ・マニキュアを消せる消しゴム					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
・カップ麺にする。 ・カドを増やす ・消しゴムが小さくなるとケースが邪魔になるので、ケースをきれいに折れたり簡単に切れるようにする。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
・カップラーメンとお湯を入れた水筒を持参する。 ・どこでもドアでラーメン屋さんに行く 改善法のアイデア 消しゴムのケースをアルファゲルにする。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
・かなり凝縮して、消しゴムくらいのふくろに入るくらいにして空気に入れると元に戻るような構造のものにする。 ・ねり消しみたいに、形を自由に変えられるもので、文字の上のにのせると、文字が消えるようなつくりのものをつくる。  ・消しゴムの  この部分に切れ目を入れる。（消しゴムが小さくなったらすぐ切れるように）					

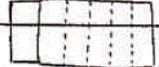
学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>いつでもどこでもラーメンを食べるには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水をかけるとスープが沸騰し、麺も食べられるようになるラーメン <p>消しゴムの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きくして、形を正方形にし、机やイスの足に付ければスベリ止めになる <p>カップヌードルは手軽に作れる裏にあそこまで工夫が入ってるとは知らなかった。</p>					

学 部	工学部	学 科	知能情報工学科	学 年	1年
<p>即席ラーメン？お湯さえあればいい</p> <p>ケシゴム</p> <p>ケースにメモリをうって、小さい定規</p> <p>ある程度大きくしたら、加工がしやすい点で、初心者でもフィギュア的なものを作れる。</p>					

学 部	農学部	学 科	生物資源環境科	学 年	1年
<p>発熱剤と水と麺を別々のふくろに入れておき食べるときに使用</p> <p>ケシゴムのケースをケシゴムの大きさにあわせて切れるようにする</p> <p>ケースをもとからスパイラル状に切込みを入れておいたり、中に強めの糸を入れておき切れるようにする</p>					
					

学 部	経済学部	学 科	国際経済	学 年	2年
<p>課題：いつでもどこでもラーメンを食べるためには</p> <p>インスタントラーメンと水と湯沸し器とはしと鍋があればよい。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>○いつでもどこでもラーメンを食べるためには？</p> <p>水をかけると、化学反応で温められ、温かくおいしいラーメンができる。</p> <p>日にあてると、冷凍していたものが溶けて、ラーメンになる。（夏は微妙）</p> <p>ラーメンをカップラーメンにして、お湯をかけるだけで、温かいラーメンができる。</p> <p>○けしゴムをもっと使いやすくするには？</p> <p>油性ボールペンが消せる消しゴムを作る</p> <p>消しカスが出ない又は一塊になる消しゴムを作る</p> <p>シャープペン式消しゴムを作る。1.0mmぐらいで、クルトガを利用して、常にとんがっている消しゴム</p> <p>スライム状にして、消したい部分にそのスライム型消しゴムをくっつけるだけで、きれいに消える消しゴム（スライム状だから形は自由自在にできるから楽！）</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>・いつでもどこでもラーメンを食べるためには</p> <p>→カップ麺とお湯を持ち運ぶ</p> <p>・ケースにミシン目を入れる！</p> <p>消しゴムが小さくなってきたら、ミシン目に</p> <p>そってケースを切るとまた使いやすくなる。</p>					
					
<p>・シールとかをはがした跡にのこるベタベタを取る消しゴム</p>					

学 部	人文	学 科	人文社会	学 年	1年
魔法ビンに熱湯を入れる→カップラーメン マジックやペンなども消すことができる 消しゴム 消しカスが出ない消しゴム 小さくならない消しゴム					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	2年
<ul style="list-style-type: none"> ・カップ麺とお湯を持ち歩く ・エンピツ型。消しても黒くならない。 					

■山口大学全学部生対象講義 共通教育 知的財産の開発と権利

(平成21年6月30日、7月7日・14日)

担当：山口大学大学院 技術経営研究科 教授 木村友久

2009.6.30 2009.7.7 2009.7.14

知的財産の開発と権利

身近な知的財産(1)(2)(3)

山口大学専門職大学院 技術経営研究科 木村友久
更新日:2009.7.13

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

- 知的財産の重要性
- 知的財産の全体像
- 知的財産学習に必要な情報源
- 特許情報の検索
- 特許制度の概要
- 意匠制度の概要
- 商標制度の概要
- 著作権制度の概要
- コンテンツ制作と著作権法等



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

知的財産の重要性

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆社会の高度化で知識に商品価値が認められるようになった

知的財産

- ◎iPS細胞特許、年度内にも契約成立
- ◎Blu-rayの補償金課金4月1日実施へー文化庁がパブリコ美実施
- ◎ファイル交換ソフト著作権侵害訴訟
- ◎国有特許：中小企業などに格安で開放、新事業促す 経産省
- ◎台湾の「さぬき」商標無効求め支援
香川県内うどん店が募金箱設置
- ◎日本デジタル家電の著作権法違反
番組海外転送は適法
TV側、逆転敗訴ー知財高裁
- ◎「約束の場所」事件 横原敬之 VS MR氏
- ◎「グーグルキャッシュ」の違法性
- ◎「餅の切り込み」事件



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

- ◎液晶テレビを巡る流通グループとメーカーの対立
- ◎一太郎事件特許権侵害訴訟
知財高裁平成17年9月30日
- ◎インクカートリッジ詰め替え特許権侵害訴訟
知財高裁平成18年1月31日
- ◎レンズ付きフィルム特許権侵害訴訟
東京地裁平成12年8月31日
- ◎中古ゲームソフト訴訟
最高裁平成14年4月25日
- ◎ロールケーキも要注意
ロールケーキ意匠の主要部は？
- ◎建築外壁意匠も要注意
- ◎山口大学商標戦略
山大(R)は、山口大学が独占？
- ◎ひよこ立体商標事件

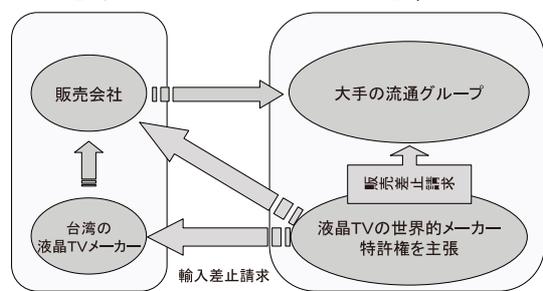
客体の把握が重要な判断要素
調査・検索の必要性
知財全体を見渡す能力



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◎液晶テレビを巡る流通グループとメーカーの対立

台湾 日本



輸入差止請求

patent infringement

◎物の発明の実施、生産、使用、譲渡、貸渡し、輸入、譲渡等の申し出（物がプログラム等である場合、電気通信回線を通じた提供を含む）。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◎いわゆる一太郎事件
 ◆H17. 9.30 知財高裁 平成17(ネ)10040
 平成17年(ネ)第10040号 特許権侵害差止等請求控訴事件
 (原審・東京地方裁判所平成16年(ワ)第16732号)

【請求項1】アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】省略 【請求項3】省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◎インクカートリッジ詰め替え事件
 ◆H18.1. 31 知財高裁 平成17(ネ)10021
 平成17年(ネ)第10021号 特許権侵害差止等請求控訴事件
 (原審・東京地方裁判所 平成17年11月4日判決)

【請求項1】互いに圧接する第1及び第2の負圧発生部材を収納するとともに液体供給部と大気連通部とを備える負圧発生部材収納室と、該負圧発生部材収納室と連通する連通部を備えると共に実質的な密閉空間を形成するとともに前記負圧発生部材へ供給される液体を貯溜する液体収納室と、前記負圧発生部材収納室と前記液体収納室とを仕切るとともに前記連通部を形成するための仕切り壁と、を有する液体収納容器において、前記第1及び第2の負圧発生部材の圧接部の界面は前記仕切り壁と交差し、前記第1の負圧発生部材は前記連通部と連通するとともに前記圧接部の界面を介してのみ前記大気連通部と連通可能であると共に、前記第2の負圧発生部材は前記圧接部の界面を介してのみ前記連通部と連通可能であり、前記圧接部の界面の毛管力が第1及び第2の負圧発生部材の毛管力より高く、かつ、液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体が負圧発生部材収納室内に充填されていることを特徴とする液体収納容器。 ～請求項2以降省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

※発明の主要部分の判断、主要部分に対して侵害者側が行った処理が判断分岐点の一つ。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◎ロールケーキも要注意
 ロールケーキ意匠(デザイン)の主要部はどこでしょうか?
 IPDLで調べてみましょう・・・意匠公報テキスト検索
 意匠権者 山崎製パン(株)

意匠登録第1284325号
 【登録日】平成18年9月8日
 【意匠に係る物品】
 ロールケーキ
 【意匠分類】A1-150
 【出願日】平成18年3月7日
 【意匠権者】
 山崎製パン株式会社

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産は、三種類に大分類できます……

- ◎製品等の開発製造過程で創作される知的財産
 (発明) (考案) (意匠デザイン) 半導体回路配置等
- ◎営業上の信用が表現されている知的財産
 (商標) 商号 一部のドメインネーム 一部の商品形態等
- ◎思想または感情の創作物に関わる知的財産
 (小説) (音楽) (写真) (映画) (プログラム)等

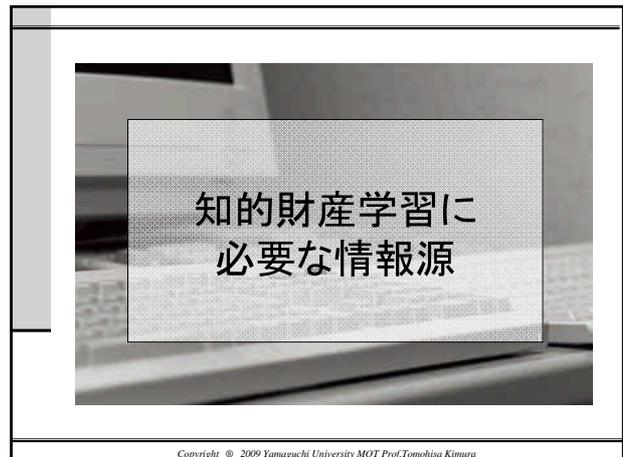
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知財全体をバランスよく見渡す力が要求される……

<p>【関税定率法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入禁制品に工業所有権等を侵害する物品が規定されている 	<p>狭義の～ 工業所有権四法</p> <ul style="list-style-type: none"> 【特許法】 【実用新案法】 【意匠法】 【商標法】 	<p>【著作権法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム ・音楽 ・小説 ・脚本 ・絵画 ・映画 ・写真等々
<p>【商法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号 	<p>【不正競争防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品形態の模倣 ・著名周知商品表示模倣 ・営業秘密不正取得(ノウハウ) 	
<p>【民法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウ ・パブリシティの権利 	<p>【半導体回路保護法】</p>	<p>【種苗法】</p>

知的活動の成果物である知的所有権の成立と保護をはかる法律

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆知的財産の学習に必要な各種の情報

1. 総務省法令データ提供システム
<http://law.e-go.gov.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

2. 最高裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

3. 知的財産高等裁判所～平成17年4月1日発足
<http://www.ip.courts.go.jp/>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

4. パテントサロンホームページ
<http://www.patentsalon.com/>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

5. 特許庁ホームページ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

6. 工業所有権情報・研修館

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

7. 農林水産省ホームページ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

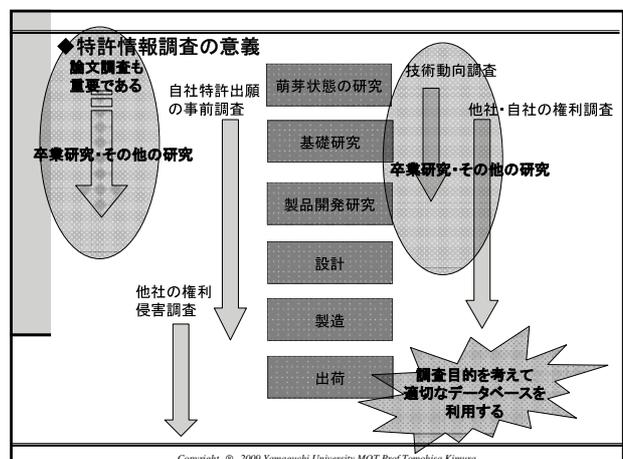
8. 文化庁ホームページ

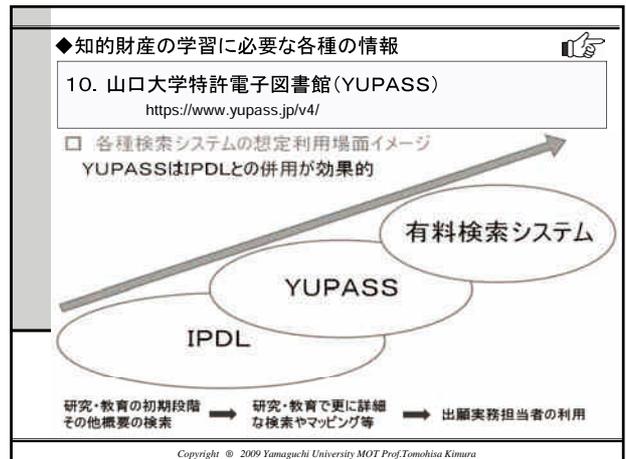
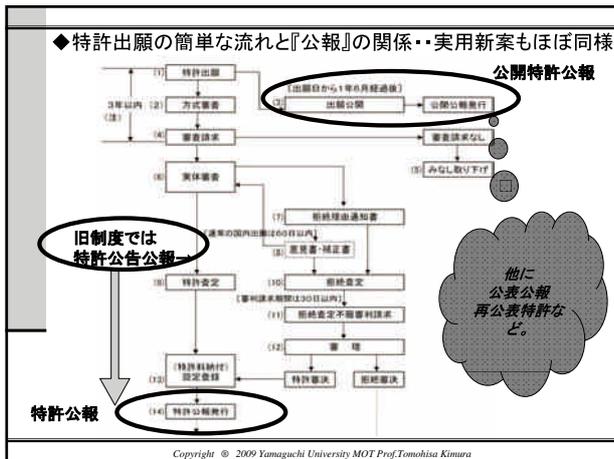
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

9. 特許電子図書館((独)工業所有権情報・研修館)
<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura





◆山口大学特許検索システムの概要

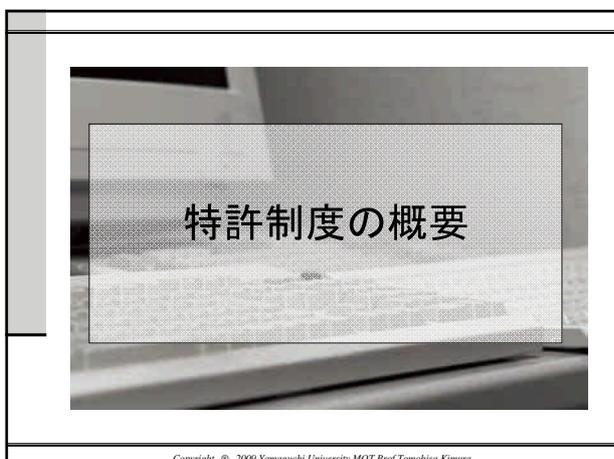
- ◆特許公報に含まれる全テキストデータの一括検索機能
- ◆テキスト全文の始点から終点まで全ての文言検索機能 (助詞等の部分で検索語句の自動的な丸め処理は行っていない)
- ◆平均3秒程度の全文検索
- ◆学内サーバ設置で時間帯にかかわらず安定した検索が可能
- ◆全文検索は平成5年以降の特許実用新案に対応

【特許検索システム サーバ写真】

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

YUPASS	IPDL
公報全文検索(全範囲を検索対象)	公報全文検索(書誌的事項を除く)
特・実のみを対象とする	特・実・意・商・審・経過情報を対象
本格的ヘルプ機能はこれから整備	ヘルプ機能が充実
最大10万件までの検索リスト生成	1000件までの一覧表生成
出願人、発明者の住所検索機能	—
Fターム記号を全文検索に投入することで、テキスト検索等と統合検索が可能	Fターム検索は独立した機能
引用関係やグラフ表示機能	—
引用関係マップソフトとの連携機能	—

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆特許制度

特許法第1条(目的)
この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

特許法第2条(定義)
この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

・新しい「物」 ・新しい「生産方法」 ・新しい「方法」

技術的なアイデアで
実現可能なもの

発明者等 → 一定期間だけ独占権を与える → 期間経過後は誰でも自由利用

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. 産業財産権標準テキスト総合編41~44

産業財産権標準テキスト総合編10、48頁

◆発明には・・・
時代を超える最先端の特許発明もあれば
生産工程の改良や
身近な生活のアイデアから生まれる発明もある

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

産業財産権標準テキスト総合編45、48頁

◆製品の中にある発明を探してみよう
・取っ手付紙箱特許 特許第3813253号
【特許権者】大日本印刷株式会社

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

産業財産権標準テキスト総合編7、8頁

◆製品の中にある発明を探してみよう
・環境問題を技術で乗り越える
ダイオキシン類を発生させない廃プラスチック処理技術 特許第2905689号等

ロータリーキルン(株式会社トクヤマ)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

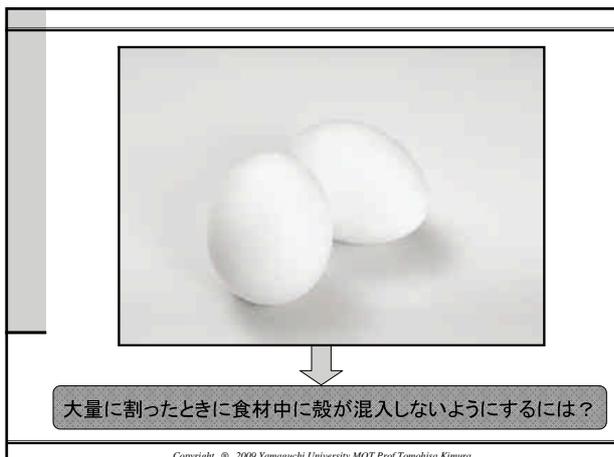
セメント工場での廃棄物の処理・利用

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

・みなさんはどんな発想をしますか？・・・共通の素材は

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



(11)【特許番号】第2602409号
 (24)【登録日】平成9年(1997)1月29日
 (54)【発明の名称】卵自動割り方法及びその装置
 (73)【特許権者】有限会社ミタカ電機
 (57)【特許請求の範囲】

【請求項1】
 対向吸盤間に卵の両端を挾持し、該卵を上記吸盤の共通中心線の回りに回転させながら、該中心線と直交する回転刃の両側に設けた案内ガイドに上記回転卵の中央部を接し、その状態で上記回転刃の外周刃先で上記卵の殻を外側から切削することを特徴とする卵自動割り方法。
 【請求項2】～【請求項5】は省略。

全文 動画

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆INAXのホームページでくるりんポイ排水口を確認

<http://www.inax.co.jp/>

- ①技術の内容は？
- ②製品に対応する基本特許は？
- ③INAXの関連特許の流れと全体像は？
- ④厳密な技術内容、技術的範囲は？
- ⑤特徴的な開発会社は存在するか？
- ⑥他社の対応は？・・・回避
- ⑦INAXの対応は？・・・確保

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

INAX 浴室 | ユニットバス・システムバス | ルキナ | お湯を強くし勝手にキレイくるりんポイ排水口

- トイレ・洗面・手洗などの紹介ページへ
- ユニットバス・浴槽などの紹介ページへ
- システムキッチン・キッチン用換気扇紹介ページへ
- 洗面台・洗面化粧台の紹介ページへ
- インテリアタイル・外壁の紹介ページへ

Home

商品カテゴリ検索
 住みやすさで選ぶ
 暮らしの価値
 機能・お手入れ

商品の特長
 ユニタリデザイン
 シンク・バス・トイレ

くるとるんポイ
 うずの方でまとめた髪やゴミを「くるりんポイ」で吸い取ります。掃除の作業を減らすので、毎日のお掃除が楽になります。

くるとるんポイ排水口

うずの方で髪やゴミをまとめる賢い排水口「くるりんポイ」

掃除の作業を減らすので、毎日のお掃除が楽になります。

検索

インポート商品情報

お湯を強くし勝手にキレイ いつも快適な暮らし

出典 INAX(株)ホームページ http://www.inax.co.jp/products/bathroom/system/lukinar/point/index.html?from=lukinar_top

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



INAXの「くるりんポイ排水口」を利用した調査

【ホームページを読み込んだ時点での】

①技術の内容は？

【調査を始めましょう 山口大学特許検索システムとIPDL】

②製品と対応する基本特許は？

③2005年に製品化を一年延期しています。その理由(問題点)を考えてみよう。

④厳密な技術内容、技術的範囲は？そのために調査すべき内容、比較対象は？

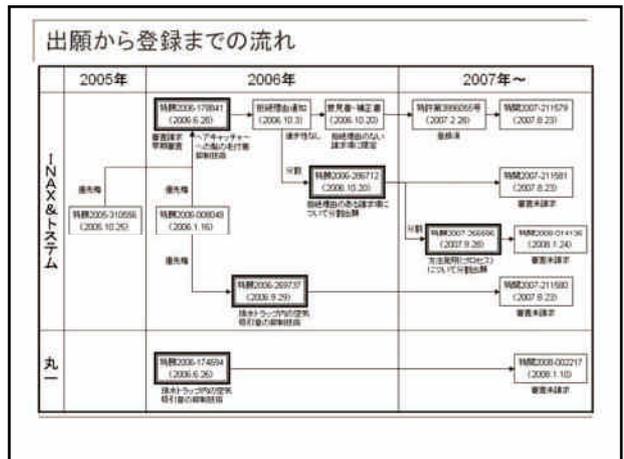
⑤ ③の問題点を解消する特許出願を見つけよう。

⑥特徴的な独立系開発会社は存在するか？

⑦他社の対応は？

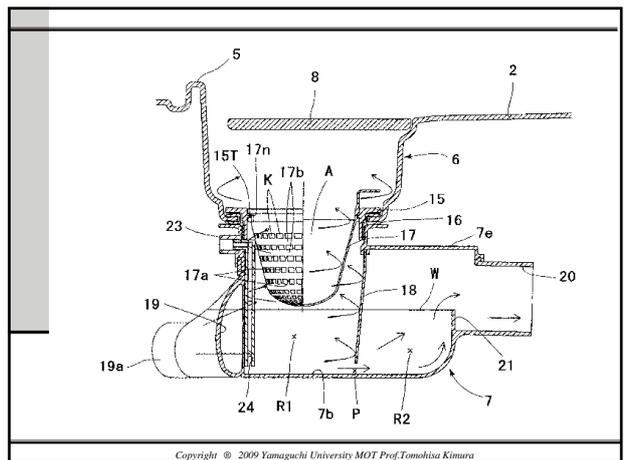
⑧INAXの対応は？

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



特許第3886055号
【登録日】平成18年12月1日
【発明の名称】排水トラップ及びこの排水トラップを備えた浴室
【特許請求の範囲】
【請求項1】
 本体内を天面から垂設された遮蔽部材により流入室と流出室との2室に区画し、
 前記流入室の天面に洗い場排水流入用の開口を設け、
 前記遮蔽部材と本体底面との間の封水に水没する部位に前記流入室と前記流出室との連通部を設け、
 前記流出室に流出口を設けた排水トラップであって、
 前記流入室の側面に浴槽排水が流入する浴槽排水流入口を設け、
 前記浴槽排水により前記流入室内に渦流を発生させる渦流発生手段を設けた排水トラップであって、
 前記渦流発生手段は、浴槽排水流入口が縦長状に形成されたことを特徴とする排水トラップ。 **※請求項2以降は省略**

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

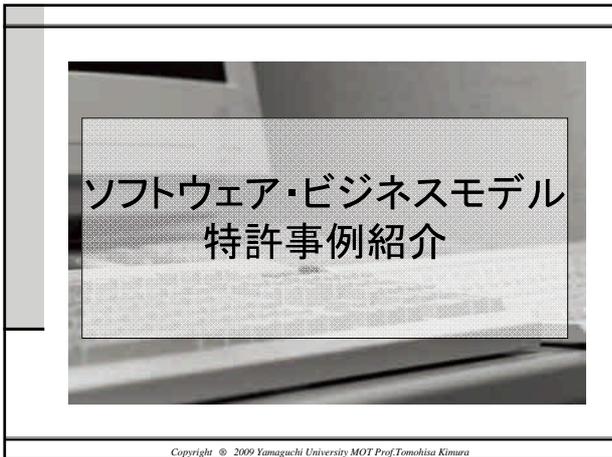
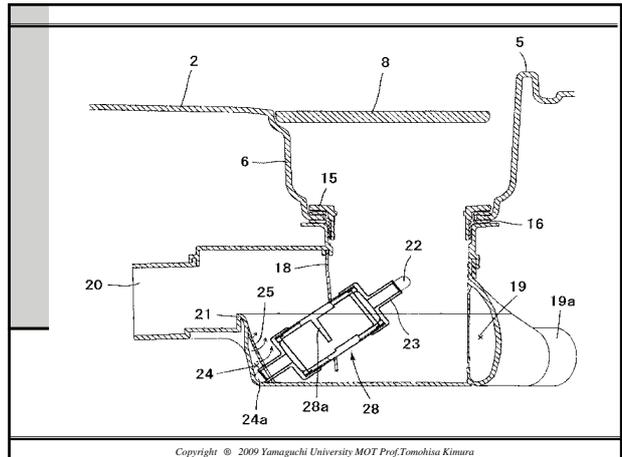
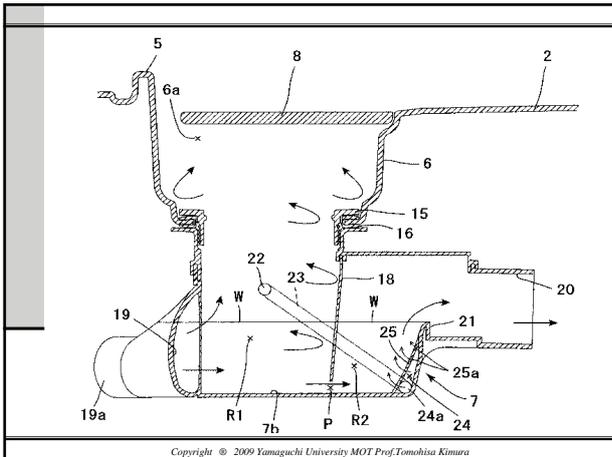


【改良技術の特許出願】 排水の引き込み音軽減

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

公開特許公報 特開2007-211580
【公開日】平成19年8月23日
【発明の名称】排水トラップおよび排水トラップを備えた浴室
【特許請求の範囲】
【請求項1】 本体ケース内を天面から垂設された遮蔽部材により流入室と流出室に区画し、
 流入室の天面に洗い場からの排水流入用の流入口を設け、前記遮蔽部材と本体底面との間の封水に水没する部位に流入室と流出室との連通部を設け、前記流出室に流出口を設けた排水トラップであって、
 前記流入室の封水に水没しない位置に吸気口を設け、前記流出室の封水に水没する位置に給気口を設け、該吸気口と給気口とを連通させたことを特徴とする排水トラップ。
【請求項2】 前記遮蔽部材が、平面視して本体ケース内を連通部を残して横断する壁体であり、該壁体の一側が前記流入室で、該壁体の他側が前記流出室であることを特徴とする請求項1に記載の排水トラップ。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



●マビオン特許
 【特許番号】第2756483号
 【登録日】平成10年(1998)3月13日
 【発明の名称】広告情報の供給方法およびその登録方法

【目的】
 広告記載依頼から実際の広告頒布までのタイムラグを短くする。

【構成】
 インターネットNETを介して接続された広告依頼者の端末に対して制御手段11は、広告情報の入力をもつとも、予め記憶手段15に記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促し、地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて顧客ファイルとして記憶手段17に格納する一方、広告受給者の端末に対して制御手段11は、記憶手段15に記憶された地図情報に基づいて地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、画像化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促し、選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出し、読み出された広告情報

マビオン規約
 マビオンオンラインマニュアル
 マビオンホームページ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【請求項1】
 コンピュータシステムにより広告情報の供給を行なう広告情報の供給方法において、

広告依頼者に対しては、広告情報の入力をもつとも、予め記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて逐一記憶する段階とを備える一方、

広告受給者に対しては、前記地図情報に基づく地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、画像化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促す段階と、
 選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す段階と、
 読み出された広告情報を、前記広告受給者に対して出力する段階と

を備えることを特徴とする**広告情報の供給方法**。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●アクティブタイムバトル特許
 【特許番号】第2794230号
 【登録日】平成10年(1998)6月26日
 【発明の名称】ビデオ・ゲーム装置、その制御方法および制御デバイス

【目的】
 実際の戦闘に似た臨場感とスリルにあふれるスピーディなゲームを提供する。

【構成】
 プレイヤ・キャラクタに対するコマンドの入力中においても、時間の流れが停止することがなく、敵キャラクタはそのキャラクタ固有の設定時間が経過すると攻撃する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【請求項1】
 プレイヤ・キャラクタと敵キャラクタとを表示装置の表示画面上に表示し、入力された動作指令またはあらかじめ定められた動作指令に応じて、プレイヤ・キャラクタと敵キャラクタとに相互に動作を行わせるものにおいて、キャラクタごとにそれぞれ計時手段を用意し、キャラクタの動作に関する処理にตอบสนองして、そのキャラクタに対応する上記計時手段にキャラクタに対応する時間を設定して上記計時手段の動作を開始させ、上記計時手段が設定された時間を計時し終えたときに上記計時手段から発生する信号にตอบสนองして、上記計時手段に対応するキャラクタについて次の動作に関連する処理に移るように制御し、キャラクタの次の動作に関連する処理が終了したとき、そのキャラクタに対応する上記計時手段にキャラクタに対応する時間を再び設定して、上記計時手段の動作を再び開始させる、ビデオ・ゲーム装置の制御方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●閲覧制限技術関連特許・・・デジタルアーツ社

出願番号(2000-096684) 出願日(2000.03.31)
 公開番号(2001-282797) 公開日(2001.10.12)
 公告番号() 公告日()
 登録番号(3605343) 登録日(2004.10.08)
 審判番号() 請求日()
 最終処分(登録 処分日 2004.10.08)

出願番号(2001-237886) 出願日(2001.08.06)
 公開番号(2003-050758) 公開日(2003.02.21)
 公告番号() 公告日()
 登録番号(3653242) 登録日(2005.03.04)
 審判番号(2004-20387) 請求日(2004.10.01)
 拒絶査定 発送日(2004.09.06)
 最終処分(登録 処分日 2005.03.04)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆関連するフィルタリングソフト特許出願 出願日順 その1

(11)【特許番号】特許第3220104号(P3220104)
 (24)【登録日】平成13年8月10日(2001. 8. 10)
 (22)【出願日】平成11年2月16日(1999. 2. 16)
 (73)【特許権者【氏名又は名称】】ケイディーディーアイ株式会社
 (57)【要約】【課題】階層構造になっているURLの上位URLを用いることにより正解率及び再現率共に向上し得るとともに、画像のみが掲載されている少テキストページに対しても内容の不適切さを適確に判定し得るURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法および装置を提供する。
 【解決手段】入力されたHTML情報のURLが上位URLである場合、該上位URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、該情報が不適切である場合、上位URLを不適切上位URL一覧に登録し、情報の提供を阻止し、上位URLでなかった場合、このURLを不適切上位URL一覧の各URLと照合し、一致する場合、情報の提示を阻止し、一致するものがない場合、該URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、情報が不適切である場合、該情報の提供を阻止する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(57)【特許請求の範囲】
 【請求項1】インターネットを介して提供される各種情報のうち不適切情報を識別し、この識別した不適切情報の提供を阻止する情報自動フィルタリング方法であって、インターネットを介して提供されるHTML情報を入力し、このHTML情報のURLが上位URLであるか否かを判定し、この判定対象のURLが上位URLである場合、この判定対象の上位URLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、当該判定対象の上位URLを不適切上位URL一覧に登録するとともに、前記情報の提供を阻止し、前記HTML情報の判定対象のURLが上位URLでなかった場合、この判定対象のURLを前記登録された不適切上位URL一覧の各上位URLと照合して、該判定対象のURLが、この不適切上位URL一覧に登録される上位URLのいずれかと一致する部分を含むか否かを判定し、一致する部分を含む場合、この判定対象のURLが示す情報の提示を阻止し、前記判定対象のURLが不適切上位URL一覧の上位URLと一致するものがない場合、該判定対象のURLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、該情報の提供を阻止することを特徴とするURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆関連するフィルタリングソフト特許出願 出願日順 その2

(11)【公開番号】特開2001-28006(P2001-28006A)
 (43)【公開日】平成13年1月30日(2001. 1. 30)
 (54)【発明の名称】情報自動フィルタリング方法および装置
 (71)【出願人】【氏名又は名称】ケイディーディーアイ株式会社
 【住所又は居所】東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
 【弁護士】【氏名又は名称】三好 秀和 (外3名)
 【テーマコード(参考)】J5B075 【Fターム(参考)】J5B075 KK07 KK13 KK33 KK54 KK70 ND03 NR02 NR12 QM10 UU40
 (57)【要約】
 【課題】単語の重みを容易かつ適確に設定し、この単語の重みを利用して情報が不適切であるか否かを適確に判定する情報自動フィルタリング方法および装置を提供する。
 【解決手段】重み付き単語リスト学習部60に学習データとして提供の阻止を必要とする不適切な情報と提供の阻止を必要としない適切な情報を入力し、不適切な情報と適切な情報をベクトル空間上で弁別する線形識別関数から単語の重みを取得して重み付き単語リストとして重み付き単語リスト格納部50に格納し、入力部1からの情報から単語抽出部3で単語を抽出し、この単語の重みwを重み付き単語リスト格納部50から取得して自動フィルタリング部30に入力し、これらの単語の重みwの総和を算出し、総和が閾値よりも大きい場合不適切な情報と判定し、総和が閾値よりも小さい場合、適切な情報と判定する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【特許請求の範囲】
【請求項1】 インターネットを介して提供される情報のうち不適切情報を識別し、この識別した不適切情報の提供を阻止する情報自動フィルタリング方法であって、提供の阻止を必要とする不適切な情報および提供の阻止を必要としない適切な情報を学習データとした自動学習により前記情報に含まれる単語に対して情報の提供を阻止する必要があるか否かを判定するために使用される単語の重みを求め、この求めた単語の重みを各単語に対応して重み付き単語リストとして記憶管理しておき、インターネットを介して提供される情報を入力し、この情報に含まれる単語を抽出し、この抽出した単語の各々に対する重みを前記重み付き単語リストから読み出し、この読み出した各単語の重みの総和を算出し、この算出した総和に基づき前記情報の提供を阻止すべきか否かを判定することを特徴とする情報自動フィルタリング方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆デジタルアーツ社の最初のフィルタリング特許

出願番号(2000-096684) 出願日(2000.03.31)
 公開番号(2001-282797) 公開日(2001.10.12)
 登録番号(3605343) 登録日(2004.10.08)
 審判番号() 請求日()
 最終処分(登録 処分日 2004.10.08)

【ファーム(参考)】5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 UU40

(57)【要約】
【課題】 インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。
【解決手段】 有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
 コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第1データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第2データベース、禁止語キーワードを含む第3データベース、及び有益語キーワードを含む第4データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第1データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第2データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第1および前記第2データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第4データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第1データベース
アクセス許可サイトのリスト

第2データベース
アクセス禁止サイトのリスト

第3データベース
禁止語キーワード

第4データベース
有益語キーワード

着想を具体化して
すぐに出願。
当分の間は独占

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆意匠(デザイン保護)制度の目的

- 基本的には特許法と同様の枠組みを持つ
- 審査登録主義、先願主義、工業上利用性、新規性、創作非容易性、保護期間限定 (登録から20年、平成19年3月までは15年)

●法目的

意匠法1条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

●意匠法が保護する「意匠」

意匠法2条1項 物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

意匠の形態性

- 物品の「形状」
- 物品の「形状」+「模様」
- 物品の「形状」+「色彩」
- 物品の「形状」+「模様」+「色彩」

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆意匠は「物品」と結合された概念・物品区分(意匠法施行規則7条)

一 家具及び嗜好品 二 衣服 三 服飾品 四 身の回り品 五 かばん又は携帯用物品
 六 靴類 七 寝具用品及び洗面具 八 化粧又は整容用具 九 ボタン、フラスカー等 十 床
 敷物 十一 室内装飾品 十二 旅行用品 十三 旅行用物品 十四 旅行用物品
 十五 調理用又は専ら食用器具 十六 調理器具及び飲食用具 十七 その他の
 生活用品 十八 家具 十九 室内装飾品 二十 寝具用品及び洗面具 二十一 寝具用品
 及び洗面具 二十二 寝具用品及び洗面具 二十三 その他の住宅設備用品 二十四
 旅行用品 二十五 旅行用品 二十六 旅行用品 二十七 旅行用品 二十八 その他の
 旅行用品 二十九 旅行用品 三十 旅行用品 三十一 旅行用品 三十二 旅行用品
 三十三 旅行用品 三十四 旅行用品 三十五 旅行用品 三十六 旅行用品 三十七 旅行用品
 三十八 旅行用品 三十九 旅行用品 四十 旅行用品 四十一 旅行用品 四十二 旅行用品
 四十三 旅行用品 四十四 旅行用品 四十五 旅行用品 四十六 旅行用品 四十七 旅行用品
 四十八 旅行用品 四十九 旅行用品 五十 旅行用品 五十一 旅行用品 五十二 旅行用品
 五十三 旅行用品 五十四 旅行用品 五十五 旅行用品 五十六 旅行用品 五十七 旅行用品
 五十八 旅行用品 五十九 旅行用品 六十 旅行用品 六十一 旅行用品 六十二 旅行用品
 六十三 旅行用品 六十四 旅行用品 六十五 旅行用品 六十六 旅行用品 六十七 旅行用品
 六十八 旅行用品 六十九 旅行用品 七十 旅行用品 七十一 旅行用品 七十二 旅行用品
 七十三 旅行用品 七十四 旅行用品 七十五 旅行用品 七十六 旅行用品 七十七 旅行用品
 七十八 旅行用品 七十九 旅行用品 八十 旅行用品 八十一 旅行用品 八十二 旅行用品
 八十三 旅行用品 八十四 旅行用品 八十五 旅行用品 八十六 旅行用品 八十七 旅行用品
 八十八 旅行用品 八十九 旅行用品 九十 旅行用品 九十一 旅行用品 九十二 旅行用品
 九十三 旅行用品 九十四 旅行用品 九十五 旅行用品 九十六 旅行用品 九十七 旅行用品
 九十八 旅行用品 九十九 旅行用品 一百 旅行用品

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

公開公報の制度はない!

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

トヨタ自動車 ヴィッツの意匠登録を調べよう!!

<http://toyota.jp/>

検索に利用するキーワードは?

物品: 乗用自動車

トヨタ自動車

ソリティス コボス

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第一世代 ヴィッツ

第二世代 ヴィッツ

意匠登録1031393号

意匠登録1264309号

意匠登録1264675号

意匠登録1264676号

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆その他、登録意匠を自由に調べてみましょう

- 意匠に係る物品「自動車」 出願人/権利者「日産自動車」 登録日「20000101:20040630」
 意匠登録1210211号 自動車用ラジエーターグリル
 意匠登録1209630号 乗用自動車
 意匠登録1200122号 自動車用センタークラスターパネル
 意匠登録1184674号 自動車用インストルメントパネル
- 意匠に係る物品「自動車」 出願人/権利者「トヨタ自動車」 登録日「19970101:19991231」
 意匠登録1031393号 乗用自動車
 意匠登録1061901号 乗用自動車
- 意匠公報DBから 意匠登録番号「146113」
 意匠登録146113号 自動二輪車 本田宗一郎
- 意匠に係る物品「外壁」 出願人/権利者「ミサワホーム」
 意匠登録1104527号 外壁材
- 意匠公報DBから 意匠登録番号「1208618」
 意匠登録1208618号 組立家屋
- 意匠に係る物品「外壁」 出願人/権利者「ミサワホーム」
 意匠登録1104527号 外壁材

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆意匠登録要件……

- ・審査主義(意匠法16条) ・先願主義(意匠法9条)
- ・意匠であること(意匠法2条1項 物品の～)
- ・工業上の利用可能性(意匠法3条1項柱書)
- ・新規性(意匠法3条1項 3条の2)

新規性のないもの……

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

- ・創作が容易でない意匠(意匠法3条2項) 発明では「進歩性」にあたる
- ・消極的不当登録事由に該当しないこと(意匠法5条)
- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠法に固有の制度・・・
【秘密意匠制度 意匠法14条】
 意匠登録出願人は、意匠権設定登録日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。
 → デザインの模倣容易性と、比較的流行期間が短い意匠が多いことに配慮した制度
一秘密開示の条件一
 特許庁長官は、下記に該当すれば、秘密にすることを請求した意匠を、意匠権者以外の者に示さなければならない。

- ① 意匠権者の承諾を得たとき。
- ② その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- ③ 裁判所から請求があつたとき。
- ④ 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠法に固有の制度・・・
【組物の意匠制度 意匠法8条】一意匠一物品概念の例外
特定の物品は、「組物」として集合体として登録することができる。
 同時に使用される二以上の物品であつて、経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

1 一組の下着セット 2 一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット 3 一組の装身具セット 4 一組の喫煙用具セット 5 一組の美容用具セット 6 一組のひなセット 7 一組の洗濯機器具セット 8 一組の便所清掃用具セット 9 一組の洗面用具セット 10 一組の電気歯ブラシセット 11 一組のキャンプ用鍋セット 12 一組の紅茶セット 13 一組のコーヒーセット 14 一組の酒器セット 15 一組の食卓用皿及びコップセット 16 一組のせん茶セット 17 一組のディナーセット 18 一組の薬味入れセット 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット 20 一組のいすセット 21 一組の応接家具セット 22 一組の屋外用いす及びテーブルセット 23 一組の玄関収納セット 24 一組の収納棚セット 25 一組の机セット 26 一組のテーブルセット 27 一組の天井灯セット 28 一組のエアークンディショナーセット 29 一組の洗面化粧台セット 30 一組の台所セット 31 一組の便器用付属品セット 32 一組の紅茶セットおもちゃ 33 一組のコーヒーセットおもちゃ 34 一組のディナーセットおもちゃ 35 一組の薬味入れセットおもちゃ 36 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ 37 一組のゴルフクラブセット 38 一組のドラムセット 39 一組の事務用具セット 40 一組の筆記具セット 41 一組の自動車用エアスポイラーセット 42 一組の自動車用シートカバーセット 43 一組の自動車用フロアマットセット 44 一組の自動車用ベダルセット 45 一組の自動二輪車用カウルセット 46 一組の自動二輪車用フェンダーセット 47 一組の車載用経路誘導機セット 48 一組のオーディオ機器セット 49 一組の車載用オーディオ機器セット 50 一組のスピーカーボックスセット 51 一組のテレビ映像機セット 52 一組の光ディスク再生機セット 53 一組の電子計算機セット 54 一組の自動販売機セット 55 一組の医療用エックス線撮影機セット 56 一組の門柱、門扉及びフェンスセット

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠法に固有の制度・・・
【関連意匠制度 意匠法10条】 類似部分の権利範囲を明確化するための制度。
 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日が同日である場合に限り、第9条第2項の同日出願規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。但し、本意匠と関連意匠の意匠登録出願は同日に行う必要がある。

【登録番号】意匠登録第1180418号
 【意匠に係る物品】机
 【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1180806号、意匠登録第1180807号、意匠登録第1180808号

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠権の効力・・・
【意匠法23条】
 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。
 → 同一だけでなく、類似部分まで積極的権能を持つ。

	物品同一	物品類似	物品非類似
デザイン同一	同一意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

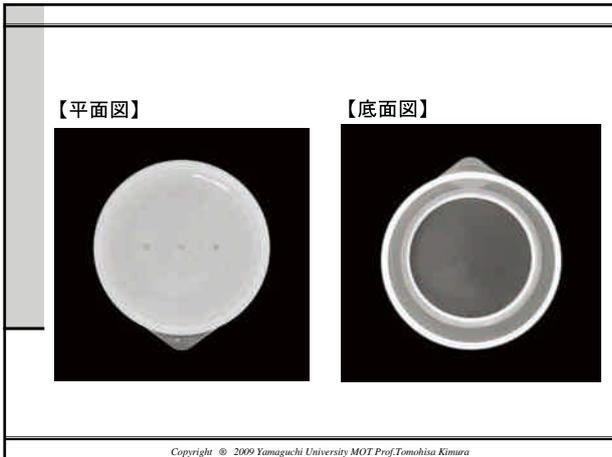
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

意匠公報
【登録番号】意匠登録第1306376号
【登録日】
 平成19年6月22日
【意匠に係る物品】
 飲食用カップ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

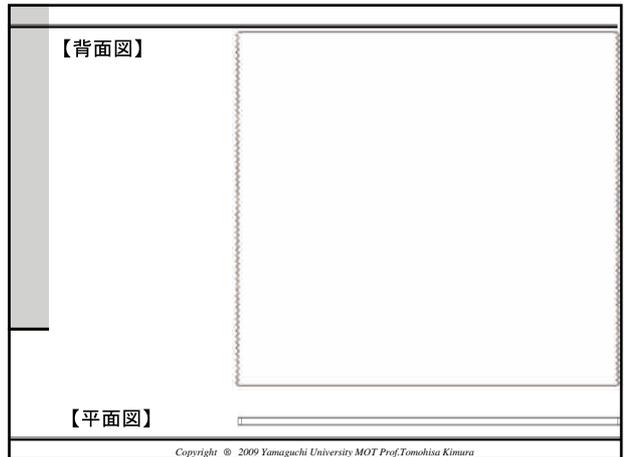
【意匠権者】日清食品株式会社
【意匠に係る物品の説明】本物品は、外側容器部、内側容器部、蓋部及びリング部を備える包装用容器である。本物品は、例えば、即席麺等の即席食品を入れて使用することができるし、その他、雑貨等の小物を収容することができる。使用状態参考正面斜視図等に表わされているように、外側容器部と内側容器部との間に、使用者が所望のラベルを入れることができる。内側容器部の参考背面斜視図に示すように、リング部は、内側容器部のリング部装着溝に装着されるものである。このリング部は、内側容器部のフランジ部下面と、外側容器部の上側開口縁部との間に配置され、両者間を密封するためのものである。
【意匠の説明】外側容器部は、底面部の円形板状体以外の部分が透明である。蓋部及びリング部は透光性を有する。右側面図は左側面図と対称に表われるので省略する。内側容器部の背面図及び内側容器部の右側面図は、内側容器部の正面図及び内側容器部の左側面図とそれぞれ同一に表れるので省略する。蓋部の右側面図は、蓋部の左側面図と対称に表われるので省略する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



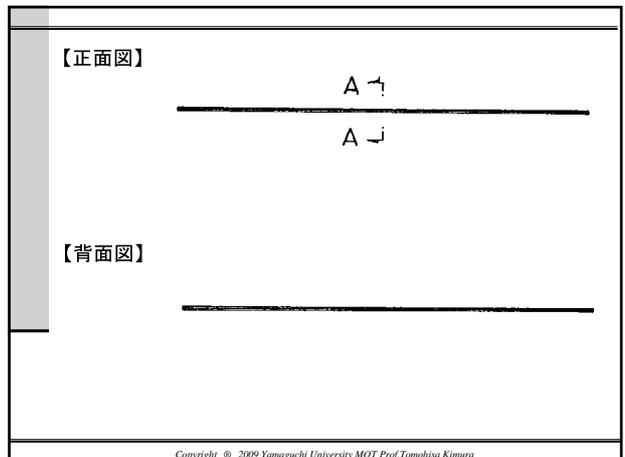
意匠公報
 【登録番号】意匠登録第1247906号
 【登録日】平成17年7月1日
 【意匠に係る物品】包装用袋
 (72)【創作者】
 【氏名】手島 領
 【住所又は居所】東京都港区芝浦3-4-1 株式会社博報堂内
 (72)【創作者】
 【氏名】菊地 真理子
 【住所又は居所】東京都品川区上大崎3-14-35 山手ビル3F
 株式会社ラジアン内
 (73)【意匠権者】【識別番号】000226976
 【氏名又は名称】日清食品株式会社
 【住所又は居所】大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
 【意匠に係る物品の説明】本物品は、1枚のシート材を2つに折り
 畳んで3辺を溶着して構成される包装用袋である。

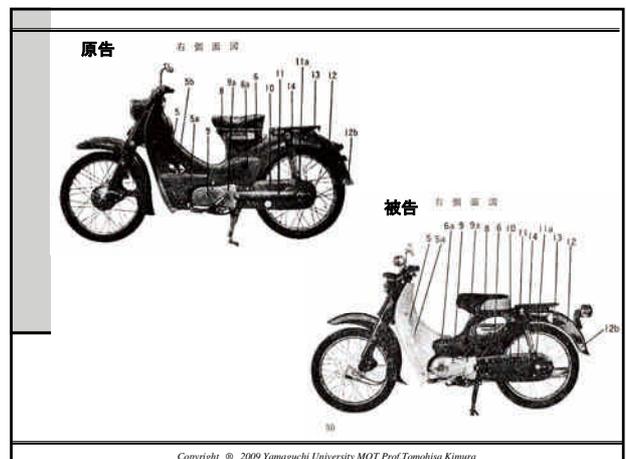
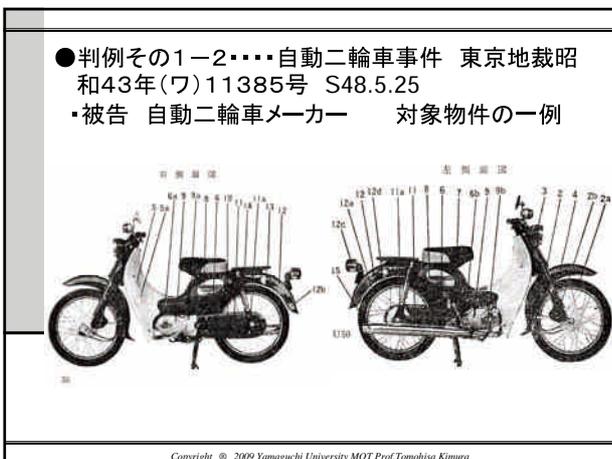
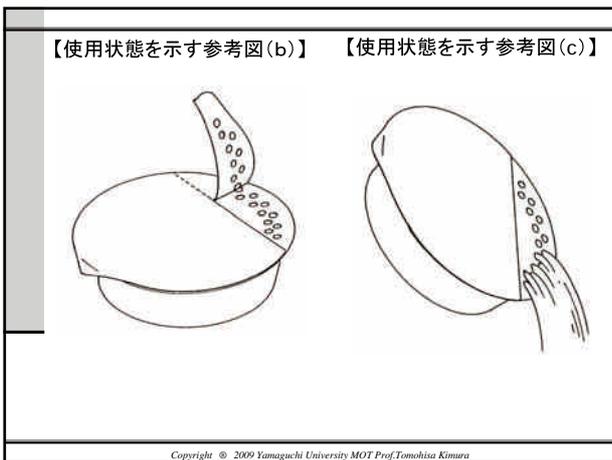
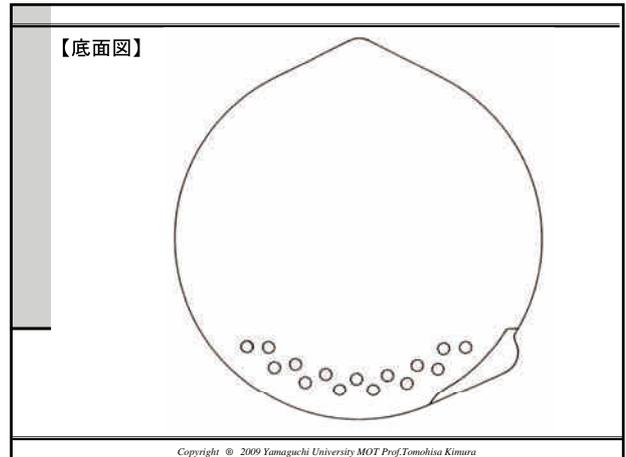
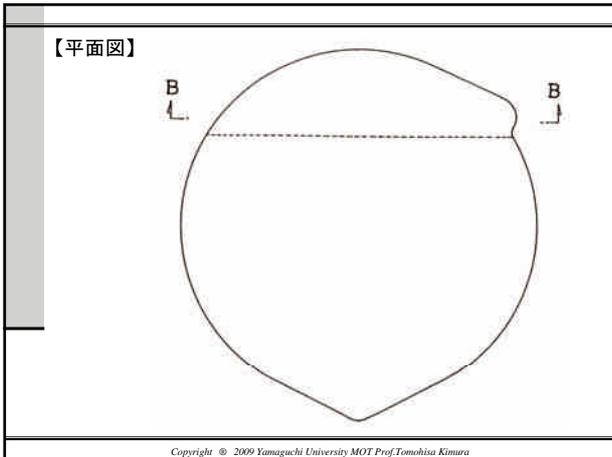
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



意匠公報(S)
 【登録番号】意匠登録第1074457号
 【登録日】平成12年3月31日
 【意匠に係る物品】包装用容器の蓋
 (72)【創作者】
 【氏名】山田 均
 【住所又は居所】東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株
 式会社内
 (72)【創作者】
 【氏名】池田 久太郎
 【住所又は居所】大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号 日
 清食品株式会社内
 【意匠権者】【識別番号】000003193
 【氏名又は名称】凸版印刷株式会社
 【意匠権者】【識別番号】000226976
 【氏名又は名称】日清食品株式会社

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura





両意匠の類否判断（裁判所の判断部分）・・・
五つの点で特に着者の注意を引く

右側面図

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標制度の概要

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。

特許電子図書館で検索してみよう!

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。
「伊右衛門」で検索すると5件ヒット、そのうち4件は(株)福寿園

商標登録第4766195号で説明すると 商品区分数は 5つの区分になっている
1 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第32区分「清涼飲料」
2 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第30区分「茶」
3 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第21区分 「ガラス基礎製品など」
4 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第20区分 「木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器など」
5 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第16区分 「懐紙及びその他の紙類 など」

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

慣用的に「商標」と呼ぶ場合も多い!!

◆商標は「標章(マーク)」と「商品・役務」の組み合わせ
登録商標 4804717号

—役務— 41類 大学における教授、献体に関する情報の提供、動物の調教、植物の供覧、電子出版物の提供、オンラインによる書籍の制作、映画の上映・制作又は配給、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作等々・・・

◆「商品・役務」は45類の区分に分類されている
→産業財産権標準テキスト「商標編」 147頁

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標の定義

第1条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

第2条 ①この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。
一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

②前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標の種類
 →産業財産権標準テキスト「商標編」 47頁

1. 文字商標・・・文字のみからなる商標
2. 図形商標・・・実写的なものや幾何学的なものを図案化
3. 記号商標・・・暖簾記号や文字を図案化したものなど
4. 立体商標・・・商標を立体化したもの
5. 結合商標



◆商号と商標の違い

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標の種類

山口大学 文 YUPASS ューパス

図形商標・・・

記号商標・・・暖簾記号, 文字を図案化. 

第4173103号
 出願日1997年4月1日 立体商標・・・

結合商標・・・文字・図形・記号等の二つ以上の組み合わせ
 文字と文字の組み合わせも結合商標.

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

トレードマークとサービスマーク

商品(有体物)について使用される標識

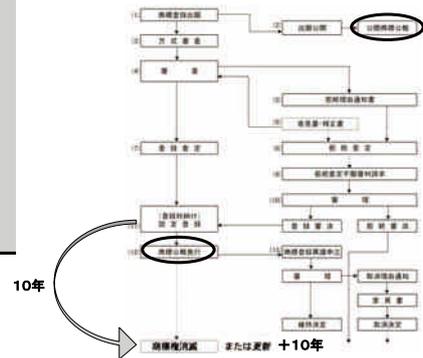
Trademark

役務(サービス)について使用される標識

Servicemark

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標が登録されるための条件
 ◎手続の流れと登録の条件→標準テキスト総合編138頁と139頁



10年

商標権消滅 または更新 +10年

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標の三大機能

広告機能

品質保証機能

出所表示(自他商品識別)機能

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標登録要件

●積極的登録要件・・・自他商品識別機能を担保する条件

第3条 ①自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

～次スライドに続く

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura 標準教科書商標編51頁

商標登録要件

●積極的登録要件・・・自他商品識別機能を担保する条件

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

②前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標登録要件

●消極的登録要件・・・公益的理由で登録を避ける必要がある。
 第四号に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
 二 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
 三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標 ～以下省略

●先願主義

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆文字商標の検索

「桜島」で検索してみよう・・・何件ヒットしましたか？
 鹿児島県の企業はありましたか？
 その企業の他の商標出願は？
 その企業の商標の傾向は？

◆図形商標の検索
 ～商品・役務区分表 産業財産権標準教科書「商標編」135頁
 「ふく」の絵を利用している商標を検索してみよう
 「泣いている子ども」の絵を利用している商標を検索してみよう
 「毛利藩」の紋章を利用している商標を検索してみよう

これなら？ →

萩藩「三本の矢」
11区分 1912年

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標権の効力は「標章(マーク)」と「商品・役務」それぞれについて、同一と類似の範囲まで及ぶ

	標章同一	標章類似	標章非類似
商品役務同一	◎独占排他権	○排他権	×効力なし
商品役務類似	○排他権	○排他権	×効力なし
商品役務非類似	×効力なし	×効力なし	×効力なし

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●商品の類否判断基準

- 生産部門が一致するかどうか
- 販売部数が一致するかどうか
- 原材料及び品質が一致するかどうか
- 用途が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 完成品と部品との関係にあるかどうか

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●役務の類否判断基準

- 提供の手段、目的または場所が一致するかどうか
- 提供に関連する物品が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 業種が同じかどうか
- 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- 同一の事業者が提供するものであるかどうか

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●商品と役務の類否判断基準

商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的かどうか

商品と役務の用途が一致するかどうか

商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか

需要者の範囲が一致するかどうか

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●ごはんや VS めしや訴訟

A社は、平成11年11月から下記の店舗を展開している。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

B社は、「めしや食堂」の名称で店舗展開を行っている。双方の立場から店舗デザインについて法律上の要素から論じて下さい。



(株)フジオフードシステム

(株)ライフワーズ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

著作権法の概要

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 著作物は思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。



著作権法は

1. 著作物を創作した者(著作者)の権利
 2. 著作物を伝達する者の権利
 3. 出版社の権利
- を定めています



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権法に規定されている権利

著作者人格権

著作(財産)権

この二つをまとめて「著作権」と呼ぶこともあります

著作隣接権

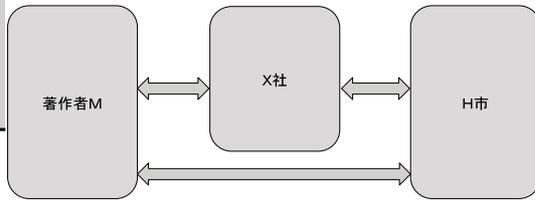
権利制限規定
30条～50条

出版権

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権ケース1 ひこにゃん事件

H市が著作権を保有し商標登録出願中のキャラクターについて
 著作者が使用差し止めの要求を行った、双方の立場から理論
 構成を行ってください。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

—商標法—

(他人の特許権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定
 役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前
 の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の
 日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触
 する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

—著作権法—

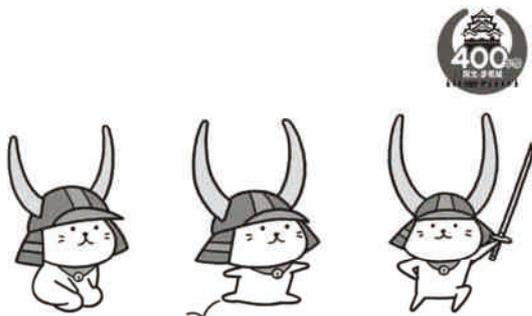
第二款 著作者人格権

(公表権)第十八条 (氏名表示権)第十九条 (同一性保持権)第二十条

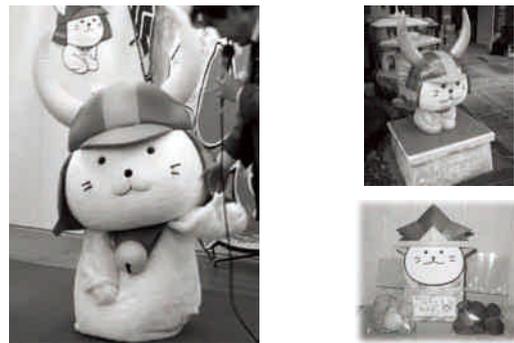
第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)第二十一条 (上演権及び演奏権)第二十二条
 (上映権)第二十二條の二 (公衆送信権等)第二十三条
 (口述権)第二十四条 (展示権)第二十五条
 (頒布権)第二十六条 (譲渡権)第二十六条の二
 (貸与権)第二十六条の三 (翻訳権、翻案権等)第二十七条

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権ケース2 おふくろさん事件

日本音楽著作権協会調べてみよう!

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権ケース3 初音ミクの楽曲



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Y氏が「初音ミク」songを利用して「作詞」「作曲」を行った。
日本音楽著作権協会はアーティスト(歌手)を誰にしたらよいか？

```

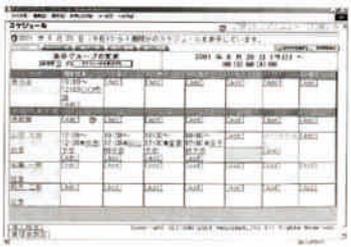
    graph LR
      A[声優a] --> B[X社がaの声を  
サンプリング  
ソフト化する]
      B --> C[Y氏がこのソフト  
「初音ミク」song  
を利用して  
作詞  
作曲]
  
```

日本音楽著作権協会はアーティスト(歌手)を誰にしたらよいか？

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権ケース4 ソフト画面

A社は、下記の画面を含むグループウェアを販売している。
次スライドの画面を含むグループウェアを販売しているB社から「A社該当製品の製造販売差止めと謝罪広告」の警告書が届いた。
A社の立場から取る行動を論じて下さい。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

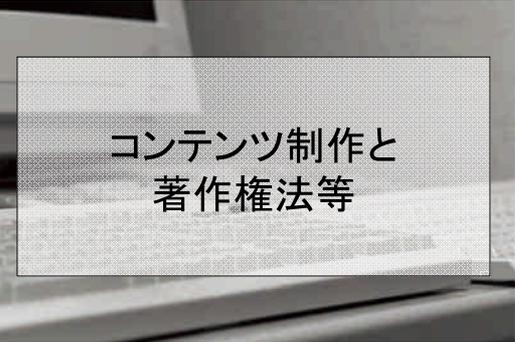
●B社グループウェアソフト画面の一例

原告ソフト(サイボウズ・オフィス2)のグループ・選開画面



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

コンテンツ制作と著作権法等



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●他人の企画に触発されたシナリオ作成

- 他人の企画を参考にシナリオを作成
著作権法の著作物は『表現(思想・感情を創作的に表現したもの)』であり、アイデアやコンセプトは著作権法では保護されない。
▼地獄のタクシー事件(東京地裁平成10年6月29日判決)
- 番組等詳細企画(フォーマット)は契約で売買されることもある
- 他人の企画と酷似する場合は民法の不法行為適用の可能性
▼翼システム事件(東京地裁平成13年5月25日中間判決)
▼翼システム事件(東京地裁平成14年3月28日同上判決)
▼通勤大学法律コース事件(知財高裁平成18年3月15日判決)
- コンテンツ制作者としての倫理感

※画像等の個別著作物の権利関係は必要に応じて処理しなければならない

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●シナリオ作成に利用する歴史資料等

□ 他人の著作物利用判断は原則として依拠性の有無が大前提

□ 歴史的事実に代表される「事実」は著作物ではない

同じ歴史資料

- A氏が小説Xを創作
- B氏が小説Yを創作

▼大地の子事件(東京地裁平成13年3月26日判決)

□ 著作物の利用は表現の本質的特徴を利用することありふれた表現は「表現の本質的特徴」ではない

▼大河ドラマ武蔵事件(知財高裁平成17年6月14日判決)

▼コルチャック先生事件(大阪高裁平成14年6月19日判決)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●他人の作品のパロディ表現

□ パロディ表現
 現行著作権法では、事実上、パロディ表現は困難である。但し、著作物の種類毎にハードルは微妙に異なる。
 写真>文字の著作物>放送番組(佐藤B作、コロツケ、松浦亜弥)
 明示的に自分のものまねを拒否した場合は?
 ▼写真パロディ事件(最高裁一次平成14年3月28日判決)
 写真資料(東京高裁一次)

引用 フェアーユース 権利濫用 モンターージュ概念 パロディ概念

▼書と照明器具カタログ事件(東京高裁平成14年2月18日判決)

▼市バス車体事件(東京地裁平成13年7月25日判決)

□ 表現として許される限界
 ▼バターはどこに消えた事件(東京地裁平成13年12月19日仮処分)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●通行人の写り込み

□ 通行人等の第三者が撮影画面に写り込んだ場合
 写した側の画像としての必要性 バランス 写された者の受忍限度

・個人が特定されない場合は肖像権侵害にはならない。
 ・群衆としての単なる風景撮影は肖像権侵害にはならない。

・画像の一部であるが個人が特定される場合
 本人からの掲載拒絶意思表示の有無
 画像の利用回数・・・一回だけか、毎回か
 本人が好ましくない画像であるか
 利用場面・・・番組や書籍のテーマ、内容

↑

総合判断

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●通行人の写り込み

□ 通行人等の第三者が撮影画面に写り込んだ場合
 ▼Tokyo Street Style事件(東京地裁平成17年9月27日判決)
 何人も肖像権を有するものであるが、他方で、言論、出版その他の表現の自由は、民主主義の根幹をなすものであって、最大限尊重すべきことが要請される。そこで、個人の容貌等の撮影及びウェブサイトへの掲載により肖像権が侵害された場合であっても、
 [1]当該写真の撮影及びウェブサイトへの掲載が公共の利害に関する事項と密接な関係があり、
 [2]これらが専ら公益を図る目的で行われ、
 [3]写真撮影及びウェブサイトへの掲載の方法がその目的に照らし相当なものであれば、当該撮影及びウェブサイトへの掲載行為の違法性は阻却されるものと解するのが相当である。
 本件は「原告の全身像に焦点を絞り込み、容貌を含めて大写しに撮影」、撮影目的に照らしても肖像権侵害。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権期間満了後の美術品画像利用

□ 美術品所有権による主張は通らないので自由利用(法的には??)
 写真集(特に平面の著作物)を撮影して自由利用も可能である。実務上は美術館から、撮影時の契約、物のパブリシティ権、所有権に基づく主張がされることがある。
 ▼顔真脚事件(最高裁昭和59年1月20日判決)
 ▼浅井コレクション事件(大阪地裁平成16年12月16日判決)

□ ネガや古いフィルムは当初撮影時に交わされた契約を調査契約や約束なしに適法に取得した画像は自由利用できる。逆の立場で、組織が収蔵する美術品撮影を許諾する際に契約でコントロールする技も必要。

※建物外観や公開された場所にある彫刻等は、自由に撮影できる(著46条)。建物内部撮影は許諾が必要。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●資料映像の利用

□ 番組内容と直接関係のないイメージ映像の利用
 特に、動画の場合は背景カットが揃わないときにイメージ映像を利用することが多い。しかし、例えば、報道内容との整合性で特定人の名誉や信用を毀損することがある。どうしても、利用しなければならぬときは「資料映像」と明示する。
 ▼画廊資料映像事件(福岡地裁小倉支部平成14年2月21日判決)

被告は、放送者として映像、音声及び字幕の組み合わせ及び関連づけを含む編集の際に視聴者に誤った印象を与えないよう放送を構成すべき注意義務に違反したというべきであり、原告会社に対する名誉ないし信用毀損の不法行為責任を免れないと認められる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 事実関係の誤報

□ 正確な事実を把握したコンテンツ作成が望まれる

▼ テレビ朝日ダイオキシン事件(最高裁平成15年10月16日判決) 

せん茶ダイオキシン類測定値を野菜のそれと誤って報道。
テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とし、その番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容、画面に表示された文字情報の内容を重視し、映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して判断すべきである。・略・A市産の野菜のダイオキシン類濃度が1g当たり0.64～3.80ピコグラムである旨記載されたフリップが示され、その野菜がほうれん草をメインとするA市産の葉っぱ物であるとの説明がされたなど判示の事実関係の下では、その番組により摘示された事実の重要な部分は、ほうれん草を中心とするA市産の葉物野菜が一般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、...

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura   

● 当事者の発言意図を損なう編集

□ 発言意図を損なう編集

通常の編集は発言者に対する権利侵害にはならない。

● 名誉毀損になりうるケース

編集により、実際の発言内容と異なる発言と理解される場合、字幕の省略による誤解。

本人の意図にもかかわらず、社会通念上許されない行為を許容すると理解されるような編集。

● 放送倫理違反の基準も参考になる

発言の重要部分を削除して、人物像をゆがめる。異なる映像を挿入することで視聴者の誘導をする。

発言と異なる字幕や吹き替え。

▼ 放送人権委員会決定(平成10年10月26日判決) 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

..連絡先..
山口大学大学院 技術経営研究科 木村友久
090-7391-4578(木村携帯)
0836-85-9909(木村研究室直通TEL)
t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

■知的財産の開発と権利（平成21年6月30日） 学生の意見・コメント

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	2年
消しゴム…カッターのように折れる消しゴムがあったらどうでしょうか。先が丸まってきたら、めくるようにして新しい面が出るとか。ノスリーブをプラスチックなど丈夫なものにしてほしい。→折れたりがなくなる。→つめかえできるとか。					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	1年
ネット上で得られる情報が、思ったより、多いことに驚きました。判決なども公表されていることは知りませんでした。					

学 部	教育学部	学 科	総文1文芸・芸能	学 年	1年
消しゴム一つでも、さまざまな工夫がなされていて、私達の生活を快適にする工夫が日々考えられているのだなあと思った。					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	1年
<ul style="list-style-type: none"> ・自動割卵機の映像がとてもおもしろかったです。小さな企業も買えるというのがいいなと思いました。自分の身近な所にいろいろな権利や発明があることが実感できました。 ・音楽について、あからさまに盗作な曲をいくつか知っているのですが、そういう曲でも、権利者が訴えないと罪にならないんですか。 					

学 部	経済学部	学 科	国際経済	学 年	2年
色んな知的財産に関するホームページを知れて良かった。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
身の回りには、たくさんの知的財産権があるものがあり、また、それをめぐり、様々な論争もあるんだなと思いました。お餅の切り方や、フレーズ一つでも争うことがあるんだなと思いました。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
知的財産権は複雑だけど、とても重要な権利だと思いました。経済学部なので、もう少し詳しく学んでみたいです。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
今日の授業はいつもの知的財産の基礎として習った授業から一步踏み込んだもので、大変興味深かったです。著作権の具体例と合わせて授業をしてもらったのでわかりやすいものとなりました。次はPCを持参で授業を受けたいと思います。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
おもしろかった。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
今日は、著作権に関わる具体的な事件を聞いてよかった。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
今日の授業は少し難しく思いました。先生のオススメのメールマガジンに登録して、少しでも知的財産について得意になりたいと思いました。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
身近な物でも細部にいたるまで特許がとられていて意外だった。ちょっとしたアイデアで大きな発明につながるの、そのちょっとしたアイデアがうかぶような頭を持ちたいと思った。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
ダイヤモンドカッターやってみたいと思いました。あれは、まん中をけずったあと、左右にひっばっているのですか…？					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
けっこう裁判の数が多かったのでおどろいた。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
あいうえお 今日は色々な開発を教えてくださいましたが、もっと知りたいと思いました。自分でも調べてみようと思います。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
「山大」が特許になっているのは、驚きました。細かいところまで設定しなければならないと知りました。いろいろなホームページから見る事ができておもしろかったです。 (質問) 特許を登録するのは簡単ですか。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
後半、話が難しかったです。でも、ちょっとは理解できたと思います。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
あいうえお 知的財産についていろいろなコトが分かった。ネットで調べるだけで、あんなに知的財産があったり、こんなものが知的財産だったんだという驚きもあった。 私もいろんな発見を利用して、知的財産を登録してみたいなあと思った。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
専門的なことを聞けていろいろ分かりました。卵を割る機械が興味深かったです。様々な開発がされていることに感心しました。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
今日は、知的財産権についての様々なことを知れてよかったと思う。また、様々な特許物も見れてよかった。でも、もうちょっと時間内に終わるようなまとまりがあるものにしてほしかった。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
今日の授業は、いつもよりおもしろかった。 世の中には、いろんな工夫がなされているなあと思った。 次回が楽しみです。					

学 部	工学部	学 科	知能情報工学科	学 年	1年
たなばた祭でラジオをするようなのですが、BGMにJASRACに登録されている曲を使用しても大丈夫なのか気になっています。					

学 部	農学部	学 科	生物資源環境科	学 年	1年
今日の授業で特許についてさらに深い知識を身に付けられたと思う。これから著作権についてはいろいろ関わってくると思うので注意しないといけないと思った。					

■知的財産の開発と権利 学生の成果物

課題3：身の回りの知的財産の権利

■身の回りの製品を一つ選び、その権利（特許）について、特許電子図書館（IPDL）を用いて調べなさい。

成果物の原本には、IPDLを用いて検索した印刷物や抜き書きした公報の詳細が提出されていたが、紙面の都合上、商品や発明の紹介にとどめる。

●教育学部 総合文化教育課程文芸・芸能コース

【商標登録番号】 第 4684894 号

KADOKESHI
カドケシ

●教育学部 総合文化教育課程文芸・芸能コース

ひよこ

登録番号 第 431730 号

商標（検索用） ひよこ

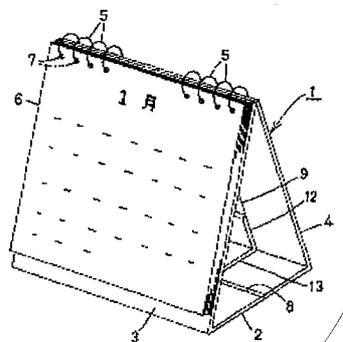
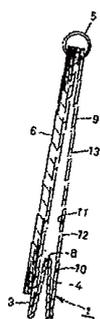
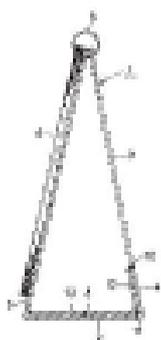
称呼 ヒヨコ

●教育学部 総合文化教育課程文芸・芸能コース

発明の名称 :卓上カレンダー

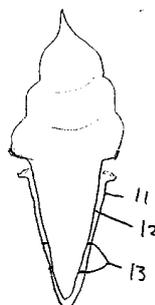
出願番号 :特許出願 2006-237406

公開番号 :特許公開 2008-55819



●教育学部 総合文化教育課程文芸・芸能コース

ソフトクリームのコーン



●人文学部 人文社会学科

アドホックパーティー

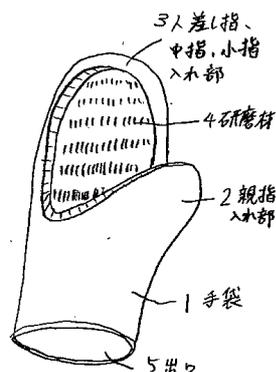
出願番号 特願2007-109318 (P2007-109318)

●経済学部 国際経済学科

- ・ 選んだ製品：G-SHOCK（カシオ）
- ・ I PDLにおいて商標登録されていた。
- ・ 権利者は、カシオ計算機株式会社
- ・ カシオはG-SHOCKの類似品が出回ったため、A-SHOCKからZ-SHOCKまでを商標登録している。
- ・ 商標登録番号：第 2108671 号

●経済学部

発明の名称：皮むき用手袋



●経済学部

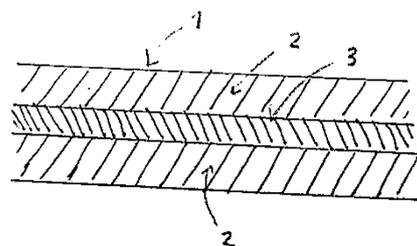
- ・ 三菱鉛筆株式会社
- ・ uni PROPUS WINDOW
- ・ 出願番号：特願 2005-257808
(公開特許公報 2007-69427 添付)

●経済学部

出願番号：特許出願 2004-106625

発明の名称：洗顔用シート

- ・ シート全体としての厚さは 0.1～5.0 mm
- ・ 洗浄層が、天然繊維、再生繊維および合成繊維の少なくとも一種の繊維から構成されている。



●経済学部

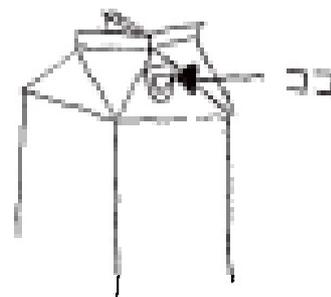
牛乳パックについて

自分は牛乳をよく飲むので、牛乳パックに関する特許を調べ、ピックアップしました。

① 開口用引き手をつけた牛乳パック

概要：牛乳パックを開口する際、図のような引き手をのり付けしたものであれば開口しやすく、また不衛生も解決できる。

◎ 牛乳パックは印刷の指示通りやっても開けにくく、失敗することが多いので、これは画期的だと思いました。また、食品というだけに、衛生面からアプローチしたのは素晴らしいと思

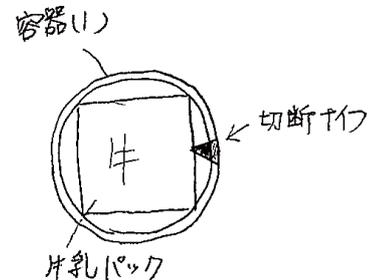


いました。ただ、実用化するとすると、コスト面、引き手の接着具合等の問題もあるのではないかと思います。

この点が改善されれば、この紙パックが主流となる可能性はあると思います。

② 牛乳パック簡易解体器

概要：パックががたつきなく納まる円筒形容器の内側に切断ナイフを取り付ける。(1)の内側に固定された切断ナイフの先端と牛乳パック側面を合わせ回転させるだけで牛乳パックを切り開くことができる。



利点 子供からお年寄りまで誰でも安全かつ簡単にリサイクルのための解体作業ができる。

◎ 牛乳パックの解体は意外に難しいです。一般的なカッターやハサミを使用すると、うまく切断できなかつたり、力を入れすぎて手元が滑り、ケガをすることもあります。その不便さを見事に解消する素晴らしいアイデアだと思いました。また、仕組みが簡単で力もいらず、誰でも使えるという点が良いと思います。ナイフは内側にあるのでケガの心配はありませんしね。エコがうたわれている近年においてリサイクルを促進する道具という着眼点もすごいと思いました。コストも安く済みそうですし、これはすぐに市場に出回るのは(ひょっとしたらもう出回っていて、自分が知らないだけかもしれませんが・・・)と思うアイデアでした。

●経済学部

特許出願 2009-12446

特許公開 2009-80141

発明の名称 電波受信装置、電波時計及び電波受信制御方法

●経済学部

出願番号 :特許出願 2008-128707

発明の名称 :ノイズキャンセルヘッドホン

●経済学部

【商標登録番号】 第 4673836 号

【商標(検索用)】 髪の毛ポイ\かみのけポイ

●経済学部

選んだ製品：クイックルワイパーの清掃シート

【公開番号】 特開2008-295886 (P2008-295886A)

【発明の名称】 清掃用シート

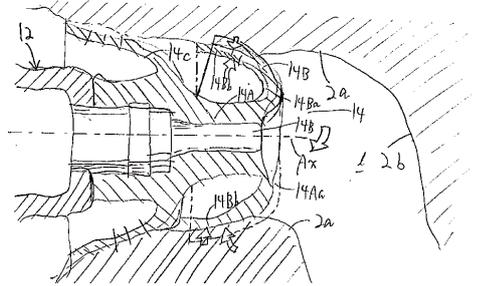
●経済学部

「TOPPO (トッポ)」(ロツテ)
〈特許番号〉第 2894946 号



●経済学部

出願番号：特許出願 2001-335894
発明の名称：挿入型イヤホン



●経済学部

製品：携帯電話 (au)
【出願番号】特願 2002-273183 (P2002-273183)

●工学部 電気電子工学科

【発明の名称】サッカーシューズ

●工学部 電気電子工学科

iPod

- ・ 発明の名称 再生装置、それを備えた自動車および再生装置の動作をコンピュータに実行させるためのプログラム
- ・ 発明の名称 電子情報用接続コネクタ
- ・ 発明の名称 コンパクトなポータブルメディア再生システム

●工学部 電気電子工学科

DR. GRIP (ドクターグリップ)

振るだけでシャーシが出てくるシャープンのこと。

(商標登録番号) 第 3226741 号

ドクターグリップは振ると芯が出る振り子方式を採用している。軸幅は人間工学に基づき、やや太めに設定されている。最近では、企業名や学校名を入れるといったサービスに対応している製品も出している。

●工学部 知能情報工学科

スティック糊 (Pit (トンボ鉛筆)) に関する特許
スティック糊の硬化や作動の不円滑を防止する技術

●農学部 生物資源環境科

特許公表 2009-507265

デジタルギター用傾斜ピックアップ

■知的財産の開発と権利（平成21年7月14日） 学生の意見・コメント

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能	学 年	1年
<p>商標の登録がイメージしていたよりトラブルになりやすいものだと知りました。食堂の名前の例では、名前のつけ方のアイデアは面白いのにもったいないと思いました。権利の守り方も考えなければならないのだと気づかされました。</p>					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	1年
<p>作品の中には、似た表現があることがあるが、どこまでにオリジナリティを見出すかということは難しいと思った。多くの人が様々なものを作り出しているので、誰が最初かということは重要かもしれないが、もっと寛容になってもいいのではないかなと思った。</p>					

学 部	教育学部	学 科	総文/文芸・芸能	学 年	1年
<p>i-phone(?)のページの1枚1枚ずつが登録されていることにびっくりしました。私達が何を売り出すのも、買うのも自由（悪影響のものを除く…）な日本だと思っていたが、自分たちが何かを生み出して、世に出すためには、登録をして、まねをされないようにしなくてはならないというのが、すごく縛られた感じがしました。</p>					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	1年
<p>自分の身の回りに知財の問題がたくさんあってとてもおもしろかったです。知財ときいてははじめはかたいイメージをもっていましたが、先生が教えてくださった、たくさん問題を聞いて、身近なものに思えるようになりました。裁判などとてもおもしろかったのでいろいろと調べてみたいと思いました。</p>					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	2年
<p>やはり、著作権は物によって評価が違ふし、あいまいな部分が多いと感じました。だからこそ、判例などを見ると、様々な解釈が見れておもしろいのだと思います。</p>					

学 部	経済学部	学 科	国際経済	学 年	2年
<p>テーマが違えばコンセプトが似ていても著作権法に違反しないということが勉強になりました。どこまで制限がされるかの線引きが特殊だなあと感じました。様々な判例が聞いて良かったです。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>キャラクターのデザインを変えたことで、争いが起こっていることを初めて知りました。石像やパンに変えたことで知的財産権の侵害になるなんて驚きました。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>知的財産に関する問題は、その事例によって考え方も様々で、非常に難しい問題だと思った。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>今日は講義は非常に幅広く取り扱ってもらったので深く授業に入りこめました。様々な事例を例として説明してもらるので大変ありがたいです。知的財産についてパロディは許容されるものとして認識していたのでその認識が改められました。ただ省略されてしまった初音ミクの説明が聞けなかったのが心残りです。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>意匠権の理解が深まった。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
<p>先生の授業は著作権関係で興味深い事件の判例を教えてもらったのですごくおもしろかった。</p>					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
今日は意匠、商標についてでしたが、内容はとても身近な内容だったので分かりやすかったです。「おふくろさん」やお店の話はとくに分かりやすかったです。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
オリジナリティのない商標や、ありふれたコンセプトでは裁判で不利になることを考えると、商標をとるときにも考える必要があると思った。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
商標や意匠権などで身のまわりのお店などで訴訟が起きていることにおどろきましたが、そのような権利は基準が難しいと思いました。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
「キャノン」を「キヤノン」にしてもそんなに効果はないと思う。店の看板にもデザインだけでなく、著作権に関して色々考えていておもしろかった。知的財産については解釈の仕方でも色々変わるので、ややこしいがおもしろい。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
商標やキャラクター等、素材などの関係で少し原形と異なる場合でも同一保持権の侵害になる場合があることを知って複雑だなーと思いました。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
著作権違反の判断はとても難しいことがわかりました。コンセプトが似ていても、違反にはならないことがあるのは、微妙だと思いました。いろいろおもしろい事件があってとても興味を持ちました。積極的に多くのものを調べて、知的財産についての知識を増やしたいです。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
著作権や商標・特許に関わる様々な事件を知ることができました。おふくろさんについては知っていましたが、その他は全然知りませんでした。					

学 部	経済学部	学 科		学 年	1年
木村先生の講義がずっとあって、知的財産の調べ方とかが分かった。他にも、知的財産を作ることや登録するまでの方法とかも何となく分ることができた。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
今回の授業で特許についてより分かりました。またIPDLで調べてみたいです。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
今回の話の中には、調べ方のもあってよかった。ちょうど、課題で調べたときうまくつかえなかったのが、今度つかうときは、つけると思うので本当によかった。					

学 部	工学部	学 科	電気電子工学科	学 年	1年
今日の話は、ちょっと楽しいものだった。勉強って感じがしなかった。また、こういう授業をうけたいです。					

学 部	工学部	学 科	知能情報工学科	学 年	1年
意匠に関してよくわかった。					

学 部	農学部	学 科	生物資源環境科	学 年	1年
単に著作権といっても、財産権や人格権など、とても複雑で、そこでさまざまな問題がでてくるので大変だと思った。著作権については注意して、物や曲を作らないといけないと思った。					

■知的財産の開発と権利（最終課題 その1・発明） 学生の成果物

課題：身の回りの商品について、知的財産（発明）としての要素と権利を説明しなさい。

学部：教育学部

学科：総合文化教育・文化芸能

製品名

マークシート用筆記具、マークシート用筆記セット

課題

鉛筆やシャープペンシルのように同じ箇所を繰り返しマークする手間がなく、しかも、消去時に消しゴムの消しカスを発生させることなく消去でき、マークシートの読み取り時にセンサーが正確な読み取りを可能とした実用性に富むマークシート用筆記具、マークシート用筆記具セットを提供する。

解決手段

マークシート用紙にマークする筆記具であって、（イ）電子供与性近赤外吸収有機化合物と、（ロ）電子受容性化合物と、前記（イ）、（ロ）の呈色反応をコントロールする反応媒体とから少なくともなり、加熱として用いてなり、且つ、摩擦部材を備えてなるマークシート用筆記具、前記可逆熱変色性近赤外吸収組成物を着色剤として用いてなるマークシート用筆記具と、摩擦体とからなるマークシート用筆記具セット。

考察

予備校等で“マークシートを素早くマークする方法”や“マークシートをぬるのに適した鉛筆のけすり方”といったマークのしかたについてはよく話されたが、消しカスについてはあまりふれられていなかったように思う。この点でこの製品はマークミスが減らすためによく考えられていると思う。しかし、センター試験の数学等、筆記具での計算や記述が必要となる場合がある。この製品はマークシートのマークに特化しているが、記述には適しているのか、他の筆記用具にもちかえる方がよいのか気になった。もちかえる必要があるならば、マークする機能と記述に適した機能を合わせもったものができないだろうかと思う。

学部：教育学部

学科：文化芸能コース

製品名

冷菓製造装置

課題

従来技術の冷菓製造装置は、抽出装置の故障（スイッチの調整不良、スイッチ故障、配線不良等）が生じた場合、攪拌装置が連続運転の状態のままであるため、ミックスは保形成が悪くなり、いわゆるへたり現象が生じ、冷菓の商品価値がなくなる問題があった。本発明は、係る従来技術の課題を解決するために成されたもので、抽出装置が故障しても、攪拌装置の運転禁止をさせ冷却シリンダ内の冷菓の品質劣化を防止できる冷菓製造装置を提供することを目的とする。

解決手段

ミックスを貯蔵するホッパーと、該ホッパーより供給されるミックスからソフトクリーム等の冷菓を製造する冷却シリンダと、該冷却シリンダに設けられたシリンダ冷却器と、該シリンダ冷却器にてミックスを冷却すると同時にミックスを攪拌する攪拌装置と、前記冷却シリンダにて製造された冷菓を抽出する抽出装置とよりなり、該抽出装置の抽出時間を計測し、所定時間以上経過した場合、警報を出力すると共に、前記攪拌装置を停止させる冷菓製造装置を提供する。

考察

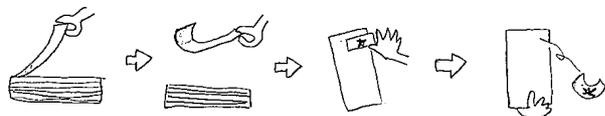
ソフトクリームを作るのは作り手の技術だけでなく、機械の性能が大きく関わっているということが分かった。山大学の食堂でもソフトクリームを作ることが可能だが、おそらく調べたこの発明とはまた異なる種の装置であるのだろうか。1食分のアイスセットしてソフトクリームを作ると、大量にセットされたものと、さらに多くの味をセットしたものもある。今調べたものはミックスについてのことが書かれてあった。二種類の味をうまく均質にまぜることは、それなりの技術を要するようだ。透明な冷菓製造機があればぜひその中を見てみたい。

製品名

粘着性付箋

課題

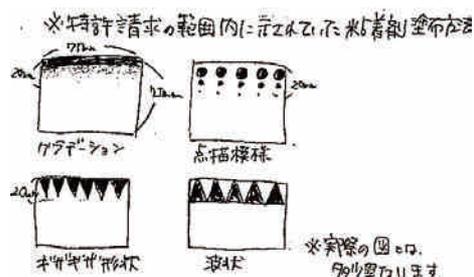
粘着性付箋の積層体から利用時に一枚引き剥がしても付箋の粘着剤塗工部がカールすることなく、したがって、貼着後の付箋が端部の塗工部から剥がれないことにより、使用時の作業性と被着体への貼り付き性を両立させた粘着性付箋の提供。



※剥がしたときカール状にはならず、
使用するとき剥がれが少なくなる
ようになります。

解決手段

基材シート（A）片面の端縁部の少なくとも一部に、再貼着再剥離可能な粘着剤からなる粘着剤塗工部（B）を、塗布、形成されてなる粘着性付箋であって、粘着剤塗工部（B）は、端縁部に対して垂直方向に進むにつれて、剥がし力が小さくなっていることを特徴とする粘着性付箋による。



考察

出願日2007.11.16 公開日2009.6.4という比較的新しい特許である。

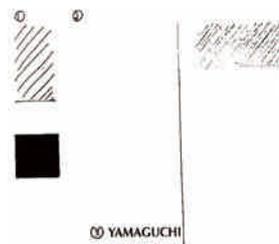
実際に家にあった付箋を用いて剥がしてみると

①は素材が違いためかカール状にはならなかった。

しかし、②は粘着剤部分がカール状になり、この紙に貼ると粘着剤以外が浮いた状態になり、貼がれやすいことが分かった。

また①、②どちらも粘着剤は、均等に塗布されていた。

この発明によって、使用時の作業性は高くなるかもしれないが、被着体の貼り付き性が高くなる可能性は低そうだった。



製品名

（ケープの）スプレー缶用キャップ及びスプレー缶

課題

ガス抜き作業を簡単に行うことができるキャップ付きスプレー缶を提供する。

解決手段

上下逆装着時にスプレー缶と嵌合させるための嵌合構造を、カシメ部収納凸部内径を筒状カシメ部外径よりも僅かに小さく形成することによって、環状凹部に嵌め入れた環状嵌合部を構成する各嵌合部構成片が、カシメ部収納凸部に圧入された筒状カシメ部から押圧力を受けて放射方向に弾性変位して環状巻締部内壁を押圧可能に構成してある。環状嵌合部を複数の嵌合部構成片に分割してあるので、各嵌合部構成片の変位自由度が高まり、この変位自由度がガス抜きの際にキャップをスプレー缶に確実に保持させ、ガス抜き作業を簡単にする。

考察

スプレー缶をすてる時には、専用の道具を買うか、くぎで穴をあけるかしなければなりませんでした。

後しまつのめんどろから、極カスプレー缶の商品は買わないようにと思っていました。しかし、この商品だと簡単にガス抜きができ、しかも商品のキャップなので場所をとることもありません。

このガス抜きキャップのおかげで売り上げもかなり伸びたのではないかと思います。

またスプレー缶キャップのガス抜き装置は他にもいくつかありましたが、他のものは構造がややこしくコストもかかりそうなものばかりでした。

製品名

PLAYSTATION PORTABLE（携帯用ゲーム器）のボタン構造の発明

課題

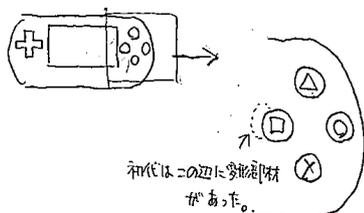
押しボタンを他の部品にできるだけ近づけて配置できるようにする。

解決手段

ボタン構造は、筐体の開口穴126に緩挿され上面が押圧面134である柱状の押圧体132と、押圧体132の下方に設けられ、該押圧体が押下されたとき押下方向に変形する変形部材150と、変形部材150の下面に貼設された通電部材154と、変形部材150の変形により通電部材154と接触して導通するスイッチ接点166からなる。押圧体132の中心軸と通電部材154の中心軸とは、離間して配置されている。押圧体132には、該押圧体の下端から突出して通電部材154の中心軸を越える位置まで延在する張り出し部142が設けられている。張り出し部142は、押圧体132とともに押下方向に移動し、該張り出し部の下面によって変形部材150を押下方向に変形させる。

考察

PLAYSTATION PORTABLE（以下PSP）は発売されて以来、2度のバージョンアップを重ねてきた。初代のPSPは口ボタンのみ、ボタンを押し戻す変形部材がボタンの真下ではなく斜め下に設置されており、そのためボタンが垂直に押し戻されず、ボタンが本体に引っ掛けて戻ってこないことがしばしばあった。凶面がないとよく分からないと思うが、これはそれを改善するための発明である。2代目以降のPSPにはこれが適用され、これにより口ボタンの悲劇はなくなった。私はまだ旧式のPSPなので、早く買い換えたい。

**製品名**

スライドファスナー

課題

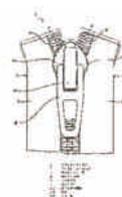
弾性部分を使用することなく、スライダーを自動的にロック可能なスライドファスナーを提供する。

解決手段

スライダー胴体10と同スライダー胴体に回転自在に取り付けられた引手30と引手に一体に形成された停止爪引とを有するスライダー9を備えたスライダー停止機構付きスライドファスナー1で、停止爪はエレメント5間に嵌入する爪部を有し、爪部はスライダーの摺動操作終了後に引手が自重回転したときにファスナーストリンガー2に取着したエレメント列4の第1エレメントに当接して引手の回転を一時的に停止させる第1当接面と引手の回転停止状態にてスライダーがエレメント開離方向に強制移動を開始したときに、引手が自重回転を再開して爪部をエレメント間に嵌入させた状態で、第2エレメントに当接してスライダーの強制移動を停止させる第2当接面とを有する。

考察

この特許は有名なYKK株式会社によって出願されていたものであった。スライドファスナーの特許を調べる前に、ファスナーそのものの歴史やYKKについても調べたが、ファスナーはYKKが発明したと思っていたが、そうではないことに驚いた。YKKといえばファスナーのシェアにおいて世界1位ということだったが、世界1位になっても更によいものを作ろうとする姿勢に感動した。日頃、何気なく使っているファスナーにも人々の知恵が結集されているのだなぁと思った。



学部：経済学部

製品名

薬用デンタルリンス

課題

アスコルビン酸リン酸エステル塩の口腔内滞留性に優れ、歯茎等の口腔粘膜への優れた浸透性を有し、かつ口腔内刺激性がなく、更には製剤での保存安定性も良好な、歯肉炎の予防又は抑制用として好適な口腔用組成物の提供。

解決手段

リン酸L-アスコルビルマグネシウム及び/又はリン酸L-アスコルビルナトリウムを含有する口腔用組成物に、エチレンオキシドの平均付加モル数が5~10のポリオキシエチレン硬化ヒマシ油を配合し、該組成物の25℃におけるpHを6.5~9.0の範囲に調整した口腔用組成物。更に、エチレンオキシドの平均付加モル数が20以上100以下のポリオキシエチレン硬化ヒマシ油及びアルキル基の炭素鎖長が14~18でエチレンオキシドの平均付加モル数が5以上10以下のポリオキシエチレンアルキルエーテルから選ばれる非イオン性界面活性剤を配合した上記口腔用組成物。

考察

普段何気なく使っているデンタルリンスでも、口腔内滞留性、浸透性、口腔内刺激性等が細かく考慮されているのだということがわかった。
解決手段として、モルサイズまで考えたり、微妙な量の配合が考えられたりしていて、課題を解決するのは容易なことではなく、沢山の研究期間がかかりそうだった。

学部：経済学部

製品名

液晶表示装置とその自動調光制御方法

課題

低照度から高照度まで、照度の変化量が大きな周囲環境に応じて、安定した表示装置とその自動調光制御装置を提供する。

解決手段

異なる分光感度特性を有する光センサ7と光センサ8が出力する照度に基づいて、表示制御ユニット2が室内光なのか室外光なのかを判定し、光センサ毎に用意された関数を用いて最適な輝度を求めるとともに、求められた輝度に基づいて、輝度調節回路5がバックライト11の調光制御を行なう。

考察

この技術は、周囲の明るさをセンサーで判断し、携帯電話の液晶画面の明るさを自然調節する装置である。明るい場所から暗い場所へ突然移った時には、目に与える刺激が軽減される。しかし、この装置は、センサーの部分に当たる光の量だけで反判をするため、手でセンサーの部分に影がでただけで、画面の明るさが変化してしまう。その場合、操作が困難なほど暗くなるわけではないが、突然画面が暗くなるため、故障を疑うこともある。今後は、センサーの位置も重要だと思う。

学部：経済学部

製品名

暗記用チェックテープミニ（ゼブラ）

課題

教科書の大事な所に線を引くのは蛍光ペンで事足りるが、線を引いただけで終わらせないために線を引いたところが赤（緑）のシートをかぶせると消えるという暗記用の便利文房具「チェックペン」を開発した。この商品はマークしたところが消えるというだけでも魅力的だが、消しゴムで消えるという長所も持っていた。しかし、ペン特有の裏うつりするという欠点と、一度消したところはもう一度ペンが引けないという欠点があった。

解決手段

上記の欠点を克服するためにゼブラはペンという形状を取り止め、修正テープと同じ要領で使える「チェックテープミニ」を開発した。形状をテープ状にすることでペン状の欠点であった裏うつりをおさえることができた。また、テープなのでにじんだりすることもなく、紙との相性もあるためか何度でも消せ、何度でもマークすることができるようになった。

考察

自らが開発したアイデア商品をより使いやすく改善したゼブラであるが、この姿勢が「チェックシリーズ」という人気商品シリーズを生み出したと考える。この商品は蛍光ペンから派生し、文字が隠れる、消しゴムで消えるという画期的な発明が追加されたチェックペンを産み出し、あげくにはペンという形状からも脱却した。この一連の動きだけでもゼブラには多くの新しい発明による権利が生まれたことがわかる。文房具に便利で新しい発明がなされるのは今あるものをより便利にしようということで、どこの企業も目玉となる新発明を導入した商品を持っているが、「チェックペンシリーズ」という一つのシリーズブランドを作りあげたゼブラは、主軸となる発明基盤が出来たので、それを派生させていくことがやりやすい環境になったと考える。

学部：経済学部

製品名

偏口ペットボトル

課題

満充填された状態から器に注ぐ時に静かにコップに注げるようにするとともに初めの流体噴出しで狙い通り入らない器からの飛び跳ねをなくす

解決手段

ペットボトルの注ぎ口を偏芯させることで空気侵入と内部液がぶつかりあわないようにした。また、注ぎ口を市販サイズより大きくする。

考察

日常的によくやってしまう失敗から学んだ、よく考えられたものだと思う。これならばこぼさずにきちんとつげるし便利だと思う。ただ、現市販のものが普及しすぎているため、移行するのは難しいかもしれない。また、口を閉める時のキャップも開発しなくてはならず、コストが高くなりそうだった。

学部：経済学部

製品名

エアコンのお掃除ロボット

課題

エアフィルターメンテナンスの手間を低減する自動清掃装置として吸引孔を駆動可能なベルトを設けて、吸引する場所を可変することができる吸引ノズルによる吸引で自走清掃する機能を有する空気調和機において、短時間の運転が繰り返された場合は通常の運転中にエアコンが勝手に運転を停止してしまう為に、本来のエアコンの最優先されなければいけない機能である冷やす暖めるというものを損なう恐れがあるという課題があった。

解決手段

運転開始から短時間しか経過していない場合は、清掃モードに入れなくし、24時間経過後の次の停止のタイミングで清掃活動を入れることで、部屋の狙いの温度にしていけない状態で清掃活動に入るといってお客様のご不満を解消した。

考察

まさか運転開始から短時間しか経過していない場合は24時間経過後の次の停止のタイミングで清掃動作を入れたりできると思わなかった。時間の経過も分かるなんてすごいと思った。あと、この特許の出願は2005年11月21日だから今から4年も前にこのアイデア考えそれを表現できるようにすることはすごいと感じた。今日調べたことをきっかけに今では人の動きを感知してそこに集中的に冷ましたり暖めたりするエアコンもあるみたいなのでそれもIPDLで調べてみたい。

学部：経済学部

製品名

バスケットボール及びその製造方法

課題

バスケットボールに触れた時の触感を変えることなく、プレーヤーの指、腕、肩等に加わる衝撃力を緩和させることのできるバスケットボールを提供する。

解決手段

ブラダーの表面に、ナイロン糸又はポリエステル糸の糸巻き層、さらにその表面にチャンネル区画用ゴム及び天然ゴムあるいは合成ゴムをベースポリマーとしこれを発泡加硫させた微細軟質多孔質ゴム層を設け、外層に天然皮革あるいは合成皮革を張り付けたバスケットボールとした。



考察

バスケットボールはより弾力性があり、なおかつ体に負担のかからないものが一番いい。昔作成したバスケットボールは弾力性を重視すると、長時間そのボールを使うと人体に損傷が起こり、また体に負担のかからないことを重視すると、そのボールは思うように飛ばなくなり弾力性があまりなかったらしい。そのことを考えると、今日のバスケットボールはその両方の点を考慮して、作られており、素晴らしい発明だと思う。

学部：経済学部

製品名

ノイズキャンセリングヘッドホン AHT-ANC3

課題

周囲のノイズをキャンセルする信号を音楽とともに出力することで、周囲ノイズに邪魔されることなく音楽を楽しむことができるノイズキャンセルヘッドホンであって、特に、ノイズキャンセル機能を稼働させた場合と停止した場合で、音楽の音質や音量が変化することなく、高品質な音楽を楽しむことができるノイズキャンセルヘッドホンを得る。

解決手段

電気音響変換器を介して周囲の騒音を入力し、騒音を消去するキャンセル信号を生成して出力するキャンセル信号生成手段と、音楽などのオーディオ信号とキャンセル信号とを出力するスピーカユニットと、を備えるノイズキャンセルヘッドホンであって、スピーカユニットが有する2つの入力端子の第1の端子にはキャンセル信号生成手段が接続され、第2の端子にはオーディオ信号の音源が接続されていることを特徴とする。

考察

このノイズキャンセルヘッドホンは周囲のノイズをキャンセルするための周囲のノイズに邪魔されることなく音楽を楽しむことができる。また、周囲のノイズのためにオーディオの音量を上げてしまいそのことによって音もれが発生してしまい周囲に迷惑をかけてしまうということも防ぐことができるため非常に素晴らしいものだと考えられる。さらに、ノイズキャンセル機能を搭載したために音質が落ちてしまうということはないという設計も評価すべきところである。

学部：経済学部

製品名

エコペットボトル（発明者：新居範昭さん）

課題

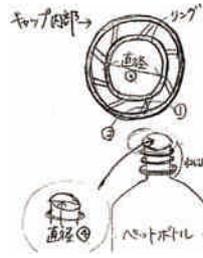
現在のペットボトルには、キャップ本体に開栓確認用のリングが取り付けられているが、リング部分のペットボトル本体からの取り外すことが困難でリサイクルの障害になっているため、リングが容易に取り外せるボトルキャップをつくる。

解決手段

キャップのリングの内周部分に噛み合わせ用突起物①を設け、本体の、上記リングに栓がされた状態で対応する部分の外周部分に逆切りの噛み合わせ用突起物②を設ける。開栓時には横方向への力が働くため、両方の噛み合わせ用突起物が噛み合うことにより、キャップのリングとの接続部分が破断され、開栓の確認ができる。

考察

この方法でリングの内周部分の直径③を本体のねじ山の頂点部分の直径④より大きくすることによってリングは容易に取り外せるようになる。
エコペットボトルの普及で少しでもリサイクルへの障害をなくし、リサイクルを促進できたらいいと思いました。



学部：経済学部

学科：

製品名

クルトガ メーカー コクヨ

課題

常に芯がとがっているためにはどのようにすればよいのか
人によって違う筆圧やペンの寝かせ方にどう対応するか
試作品の段階では書き心地がよくなかった

解決手段

常に芯をとがらせるために書き終わった時に芯が回転する仕組みを考えた。
芯を紙に押しつけて、離れたときにかかる縦の力を利用して芯を回転させる。
書き心地をよくするために360°回転するのに必要な回数を試作品の半分にした。長さにして約0.3mmの差だが、芯が上下する幅が短くなったので書き心地がよくなった。
筆圧やペンの寝かせ方の違いには芯の上下を制御するバネを調整して解決した。

考察

昔から変わったことと言えば、せいぜいグリップの部分を握りやすくなったことぐらいで、本質的な機能はもう開発し尽くされたと思われていたシャープン市場に大きな衝撃を与えた商品だ。芯の偏減りは昔からなんとなく気になっていたが、「シャープンはこんなものだ」と思っていたので特に不満には感じていなかった。
しかし、実際にクルトガを使ってみると今までのシャープンが使えなくなるぐらいのできた。注目すべきは価格だ。普通シャープンのパーツは10コはほどだが、「クルトガ」はその倍の20コほどのパーツでできており、さらに構造も複雑になっているが、価格は300～500円と手ごろだ。
残念な点はグリップの滑りやすさと硬さだ。芯が回転する事以外は普通のシャープンと変わらないので、ツルツルして滑ったり、長時間書き続けると指が痛くなってしまふ。改良する時は持った時の感触を改善して欲しい。

学部：経済学部

製品名

チャッカマン（東海株式会社）

課題

従来の着火器においては、ロックを解除するのに、点火用操作部材を操作する食指以外の指（例えば中指）が必要となり、操作性の面で問題があった。また、単にロック部材を押し込むような単純な動作でロックの解除が可能になってしまうものが多いために、小児でも両手を用いることによって容易に点火操作を行なうことができるという問題もあった。一方、ロック部材のロック解除操作があまり複雑になると、着火器の通常使用における点火操作が煩雑となって実用的でなくなる虞れがあり、また構造が複雑化するとコストの面で不利となる。
さらに、オン・オフ操作を必要とするロック部材が設けられている場合には、ややもするとロック部材のロック操作を忘れ勝ちになり、ロック部材を設けた意味が薄れてしまうことになる。
上述の事情に鑑み、本発明は、ロック部材を設けることなく、したがってロック操作を必要とすることなしに不用意な点火操作を阻止することができる着火器を提供することを目的とするものである。

解決手段

本発明は、ガスを噴出する噴出ノズルと、燃料を貯蔵するガスタンクと、このガスタンクから上記噴出ノズルへのガス供給路を開閉するバルブ機構と、点火用放電電圧を発生する発火装置と、点火操作を行なう操作部材とを備え、上記バルブ機構および上記発火装置のうちの少なくとも一方が、上記操作部材の押込み操作に伴ってこの操作部材の押込み方向に移動可能に器具本体に設けられ、上記操作部材の押込み操作時に、上記バルブ機構および上記発火装置のうちの移動可能な部材の移動を阻止することにより点火を可能にしたことを特徴とするものである。

すなわち、本発明においては、バルブ機構および発火装置のうちのバルブ機構のみが移動可能に設けられている場合と、発火装置のみが移動可能に設けられている場合と、バルブ機構および発火装置の双方が移動可能に設けられている場合とを含む。そして、バルブ機構および発火装置のうちの少なくとも一方が、操作部材の押込み操作に伴って移動すると、点火が不能になるように構成されている。この場合、少なくともバルブ機構が移動可能に設けられている場合には、上記ガスタンクがバルブ機構と一体に移動可能に器具本体に設けられているとともに、この器具本体が、ガスタンクの後部を後方に突出させる開口を備え、ガスタンクの後部の開口からの突出阻止により、バルブ機構の移動阻止が行なわれることが好ましい。

また、上記器具本体の開口から突出するガスタンクの後部を覆うカバーが器具本体の後端に前後方向に摺動可能に取り付けられ、ガスタンク後部の上記開口からの突出阻止が、上記カバーの移動阻止により行なわれることが好ましい。

必要に応じて、ガスタンクの後部と上記カバーとの間に、バルブ機構を操作部材とともに原位置に復帰させるスプリングが介装される。

考察

着火のロックを外部に別物として付けるとロックのし忘れ、ロック解除の容易さがあるなど安全面では信頼できるとは言いがたい。しかし内部の構造で着火装置をはたらかせることをできなくするのなら安全であるし確実なので危険性が低くなる。

学部：経済学部

製品名

IHジャー炊飯器「蒸気レスIH」（三菱電機） 特開2009-112331

課題

従来の炊飯調理器では、炊飯中に発生する蒸気が蒸気孔から外部へ排出されるため、特に蓋の周辺に蒸気が結露して付着し汚れていた。

本発明は、前記のような課題を解決するためになされたもので、蒸気を外部に排出することなく水タンクに回収して水にし、かつ、その水位を検知する蒸気回収装置およびこの蒸気回収装置を備えた加熱調理器を得ることを目的とする。

解決手段

本発明に係る蒸気回収装置は、発生する蒸気を案内する蒸気案内路と、蒸気案内路により案内された蒸気を回収して水にする水タンクと、本調理器の制御部と、水タンクの制御部側の側面に配置され、水タンクに貯えられた水の上限水位を検知する上限水位検知部とを備え、制御部は、上限水位検知部により上限水位が検知されたときに、水タンク内の水の排水を促すように報知するまたは排水を行う。

考察

これは、「蒸気回収装置およびこの蒸気回収装置を備えた加熱調理器」という名で特許を取得している。出願人は三菱電機ホーム機器株式会社である。出願日は平成19年11月1日で、公開日は平成21年5月28日である。商品が発売されたのは平成21年2月であるが、蒸気回収装置が発明されたのは数年前であることがわかる。従来の炊飯調理器は、外部と炊飯釜内部を連通させる蒸気孔を備え、発生する蒸気を本体内部に排出していた。この商品のように、蒸気が出ない炊飯器は世界初だといわれているので、画期的な発明だろう。蒸気口がなく、ふきこぼれないので、強火を持続させることができ、ご飯をよりおいしく炊けるようになった。数十年前まではボタン一つでご飯が炊ける「炊飯器」が画期的な発明だっただろう。今では炊飯器は当たり前のもとなり、いかにおいしく炊けるかを追求するようになってきている。炊飯器には蒸気口が付いているのが常識と思っていたが、常識にとらわれていては、このような発明は生まれなかつたらしく感じた。

学部：経済学部

製品名

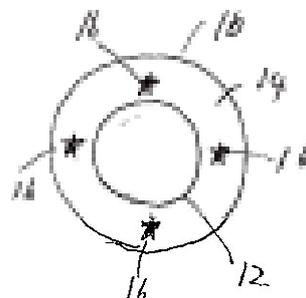
ソフトコンタクトレンズおよびソフトコンタクトレンズセット

課題

多種多様化している生活様式に適合しつつ予期せぬ紛失を防止し、しかも保守や管理が簡便なコンタクトレンズを提供する。

解決手段

レンズの素材が有する色とは異なる色の着色部を離散的に備えることで、自然物の中に置かれたときにそれら自然物と明らかな区別がなされ、簡単に判別することができ、不測の紛失を防止することができる。また、離散的という特異な着色部は、装着時に多種多様な印象を対人に与えることができ、変化に富んだ生活に適合した装飾品としての付加価値が発生する。特に、着色部が人工的な形状であれば、自然物との峻別はより容易となって紛失防止の効果が顕著となり、着色部が虹彩や角膜などの疾病に起因するものとの誤解を招くこともなくなる。また、着色部を左右眼に装着する一対のコンタクトレンズで相違する構成とすれば、一対のレンズを左右判別が簡便となる。



考察

私もコンタクトレンズを使用しているが、入れるのに失敗して落としたものを探すのに苦労した経験がある。また、左右をいちいち確認して装着しなければならないことを面倒に思っていた。このような使用者の思いに対して、このコンタクトレンズは非常に便利なものだと思う。ただ、はっきり自然物との区別がつくくらいの着色をするということは普通のコンタクトレンズ+新たな化学成分が加わるということで少し不安に感じるところもある。人体に影響はないのか？本当に大丈夫なのか？という心配を誰もがもつだろう。開発者は人体の安全性もしっかり明示しなければならないと思った。

学部：経済学部

製品名

本人確認装置（特許出願2004-268661 特許公開2005-293544）

課題

本人確認の申し込みの手間を低減することができ、かつ成りすましによるリスクを低減することができる本人確認装置を提供する。

解決手段

本発明は、携帯電話から送信された住所などの識別情報、及動画像形式の添付ファイルを受信し、添付ファイルに含まれる証明書の画像から識別情報及び顔の画像と、本人確認される者によって入力された識別情報及び撮像された顔の画像との照合処理を行ない、さらに、添付ファイルに含まれる本人確認される者によって入力された音声情報と、取得された音声情報との照合処理を行なう。そして、照合処理の結果、一定の条件を満たす場合に、本人確認を認める。これにより、ユーザの成りすましによるリスクを低減することができる本人確認装置を提供することができる。

考察

今は、パソコンでパスワードを付けるだけじゃ、自分のプライバシーを守れなくなりつつある。実際にパスワードを調べられるような機械は開発されていて、今はパソコンの中も危険になってきた。だからこそ、本人確認のために、顔写真と音声で本人だと認識したほうが成りすまし防止になると思う。でも今はどんどん技術が発達しているので、もうすでにこの装置を騙すような機械が開発されているかもしれないので、もっと厳密に本人確認できるものが必要になってくると思う。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

製品名

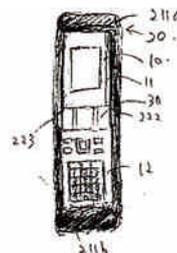
携帯電話（ソフトバンク）

課題

折畳式の電子機器の外観を損ったり操作性が低下したりするのを回避しつつ、従来のプラスチックや金属の筐体とは異なる質感や付加機能を与えることができるカバー部材及び電子機器を提供する。

解決手段

携帯電話機10に装着されるカバー部材20は、電子機器10の第1筐体11及び第2筐体12それぞれの先端部が挿入される挿入部211a, 211bを両端部に有し、第1筐体11及び第2筐体12の形態が閉状態と開状態との間で変化するとき両筐体それぞれに伴って変形可能なカバー部材本体21と、ヒンジ部13の軸に沿って延在するとともにその延在の方向の両端部がヒンジ部13の軸の両端部それぞれに連結され、カバー部材本体21のヒンジ部13に対向している部分を支持する。

**考察**

ソフトバンクの携帯電話の知的財産には、他にも多くありその中でも携帯の各部分にもDoCoMoやAuとは違う独特の権利があることが分かった。どの会社の携帯電話も同じような工夫をこらして、特にそれぞれのパーツにおいて権利があることが意外であった。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

製品名

デジタル録音可能型ヘッドフォン

課題

操作性及び取扱性に優れたヘッドフォン型イヤフォン装置を提供する。

解決手段

上底座3の中間に形成したコ形凹溝31にデジタル録音可能型ポータブルプレーヤーを収容し、そのコ形凹溝の底部からデータ伝送可能なアダプターが延伸されアダプターに連結された電線を経て各イヤフォンの回路に伝送されて、スピーカーを通じて音声を出力する。上底座3と下底座4は互いに緊密に嵌合結合でき、かつ下底座には中空の四辺形のパッド5が設けられ、上底座と連結板7は緊密に嵌合可能であり、上底座と連結板の間に設置した調整バンド61はイヤフォンハウジング100の角度調整に用いられ、連結板は内側に折り畳み可能で、イヤフォンハウジングは内側に折り畳まれてヘッドバンド6内に収納可能である。

考察

確かにミュージックプレーヤーのイヤフォンのひもはちょっとじゃまであり、とてもよい発明であると思われる。しかし、曲を選んだりするのもヘッドフォンについているために、見て操作するためには、いちいちはずす必要があるので操作することに対しては難点があったりもする。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

製品名

カップヌードル

課題

カップラーメンの具には、お湯を注いでから元に戻るまで3分以上かかってしまうため、乾物を使うことが出来ない。

解決手段

フリーズドライ製法を使っている。

凍らせてしまうことで具のうまみを閉じ込めてお湯で解凍しやすくなっている。

考察

カップラーメンに具をのせようとする新しい発想がすごいと思った。

冷凍をすることによって、具をのせるだけでなく、味の面も考慮されてることにまたおどろいた。

学部：工学部

学科：知能情報工学科

製品名

聴覚保護のための音量パラメータの自動制御を行うポータブルオーディオ装置

課題

メディア・プレーヤ・ユーザの聴覚に対する害を防止する。

解決手段

オーディオ・メディアを再生するステップの間に、メディア・プレーヤによるメディアの再生での最大音量パラメータが調整され、少なくとも一部は、最大音量調整ステップの前の期間におけるオーディオ・メディアの再生に基づくものである。ある一定の期間の後、最大音量調整ステップが繰り返される。調整は、メディア再生の実際の音量や、職業安全機関及び／又はその他の機関によって設けられた時間／継続時間プロファイルなどに基く。

考察

聴覚に対する有害な影響は、徐々に、かつ累積的に及んでいくものだから、ポータブル・オーディオを使用する頻度の高い人にとって、この発明はとても画期的である。

学部：農学部

学科：生物資源環境科

製品名

冷風扇風機

課題

地球温暖化・省エネが叫ばれる中、従来から用いられている扇風機の羽根部、ハブ部やガードの一部を改良して、送風される空気を冷風にして吹き出すようにした冷風扇風機で、低コストで涼しい送風を提供することを課題とする。

解決手段

保冷剤を内蔵した羽根部をハブ部に着脱可能にして取り付けたり、保冷剤入りの袋を羽根部に着脱可能にして取り付けたりできるようにする。羽根部にサーモテープを取り付けて羽根部の温度を確認できるようにする。羽根部の温度を確認しながら、適宜保冷剤を内蔵した羽根部や羽根部に取り付けられている保冷剤の袋を、開閉可能になっているガードの一部から安全に取り出して、冷蔵庫や冷凍庫等で冷却する。冷却した保冷剤を内蔵した羽根部をハブ部に取り付けたり、保冷剤の袋を羽根部に取り付けたりすることにより、繰り返して低コストで涼しい風を得ることができる。

考察

なかなかいい発想だと思う。しかし、保冷剤を羽根部につけたときに、羽根部にかかる空気抵抗の変化や保冷剤の質量などを考えると、扇風機そのものへの負荷が大きくなり、消費電力が大きくなる可能性がある。また、保冷剤を冷蔵庫や冷凍庫等で冷却する時に電力を消費しているとも考えられる。もちろん、このような保冷剤は完全再利用がむずかしいのでむしろ、使い捨ての冷却材を用いたほうがいいかもしれないと思った。

そのため、冷風によりどれほどの冷却効果が得られるのか一度きちんと求める必要がある。また、この保冷剤を用いたやり方だと温度調整がむずかしく室内での温度のかたよりの出る可能性も高い。このようなことから、実用化するためには、実験、研究、改良などする必要があり、それは簡単なことではないだろうと考えた。

■知的財産の開発と権利（最終課題 その2・意匠，商標） 学生の成果物

課題：身の回りの商品について，知的財産（意匠・商標）としての要素と権利を説明しなさい。

学部：教育学部

学科：総合文化教育課程・文芸芸能コース

製品名

電気蚊取り

課題

大日本除虫菊（金鳥）やアース製薬，フマキラー等，複数の会社がこの製品を作っている。そのため，商品名，ラベル等で会社ごとにはっきりと区別できるようにする必要がある。

解決手段

大日本除虫菊…ニワトリのシンボルマーク。商標は「キンチョウリキッド」
アース製薬…商標は「アースノーマット」
フマキラー…商標は「ベープ」。世界初の電気蚊取り器

考察

大日本除虫菊もアース製薬もマット方式の電気蚊取りが商品化された後，液体方式が開発されたことをうけた商標をつけていると思った。大日本除虫菊の「キンチョウリキッド」やアース製薬の「アースノーマット」の下線部分がこれにあたるだろう。商品の目的や特徴を商標につけようとするといふ似たものになりがちなのではないかと思っていたが，様々に工夫されているのだと気づいた。

学部：教育学部

学科：総合文化教育課程・文芸芸能コース

製品名

折り畳み式二輪車

課題

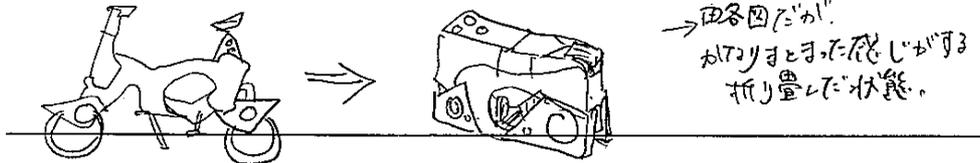
従来の折り畳み式二輪車の場合，構造が複雑なために折り畳み状態から展開状態またはその逆に移行させる操作手順が煩雑である。また，折り畳み状態にすると各所に凹凸が生じるので持ち運びする際に衝突による破損を生じたり安定状態に載置することができなかった。さらに，自動車のトランクやコインロッカーなどへ収納したり駐輪場などに集中して保管する際にも不便である等の課題があった。そこで本発明はこれら従来技術の課題を解決するために，方形状の箱形に折り畳み可能な状態とし，運搬や保管などの取扱いを容易にした折り畳み式二輪車の提供を目的とするものである。

解決手段

主フレームユニットの4方に前輪と後輪とハンドルとサドルの各ユニット部がそれぞれ枢着され，この各ユニット部は使用時には主フレームの外方へ展開した状態で係止されると共に，不使用時には枢着部を回動支点にして主フレームユニット内へ収容する態様で折り畳まれ方形状の箱形に形成される。また，本発明の他の折り畳み式二輪車は主フレームユニットと，後輪が取り付けられた後輪ユニット部と，前輪が取り付けられた前輪ユニット部とサドルが取り付けられたサドルユニット部と，ハンドルが取り付けられたハンドルユニット部と駆動手段が取り付けられて，後輪ユニット部B側との間が，動力伝達手段を介して連結された駆動ユニット部とで構成され，主フレームユニットに対して駆動ユニット部がロック手段を介して前後方向へ移動可能に連結されると共に，その他の各ユニット部は枢着軸を介して連結され，この駆動ユニット部が後方へ移動した際にその他の各ユニット部が枢着軸を回動支点にして主フレームユニットの外方へ展開してロック手段で係止され，ロック手段を解除して駆動ユニット部を前方へ移動した際にはその他の各ユニット部が枢着軸を回動支点にして主フレームユニットに収容され，方形状の箱形に折り畳まれる。さらに本発明の他の折り畳み式二輪車は上記主フレームユニットと駆動ユニット部およびその他各ユニット部との間には連動折り畳み手段が介在され上記駆動ユニット部の前後移動に連動してその他の各ユニット部が展開または折り畳まれる。

考察

身近にあるものとして、自転車を思い浮かべ調べてみると、この折り畳み式二輪車が出てきた。よく大学でも乗っている人を見かけるが、折り畳めることはもちろん便利だろうが、そのデザインであるカラフルさと小さい車輪のかわいさに魅力を感じる。上に調べたものは折り畳むということに関して詳しい発明内容が書かれてあったが、私的にはこの自転車はデザイン性に優れた商品だと思っている。今使っている自転車は折り畳み式ではないが、もし買い換える機会があればよく見てみたい。それにしても上発明によると自転車を折り畳むと長方形になるとかかれてあったが、実際畳まれたものを見てみたいと思った。だが解決してもまだこれだけの説明が必要なのはさらなる改善が必要ではないかと感じた。



学部：教育学部

学科：総合文化教育課程・文芸芸能コース

製品名

携帯灰皿ケース

課題

本製品は携帯灰皿ケースに関し、特に環境を汚さず、携帯に便利且つ安価な此の種灰皿ケースを提供する。



←今回意匠検索した株式会社サロメが販売している携帯灰皿2種

解決手段

携帯灰皿ケースは、弾性的に開閉する耐火材料製の外蓋と灰皿ケース本体とより成り、前記ケース本体の内室に、磁性体で着脱自在に吸着された消火能高き吸い殻火消し壺を装着すると共に、此の内室を耐火性の内蓋で被覆し、前記火消し壺を此の壺の一部に突出させて此の内蓋を開けることなく消火し得るごとく構成し、更に此の蓋の他の部分に消火された吸い殻を収納する切り抜き窓部を設けて消火された吸い殻を此の窓から収納して携帯する如く形成し、又此のケースの開閉を、ケース側壁内に設けられた雌雄弾性係止手段に依って片手で簡単に行い得る如く形成した事の特徴とする。

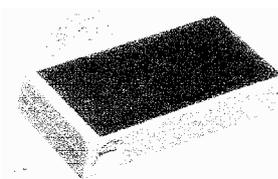
考察

特許にも意匠にも携帯灰皿類のものは多く登録されていた。同じような形のもを各々で検索して見ると、特許の方には細かく構造が説明されているにもかかわらず、意匠登録では“本品は携帯灰皿である”との記述しか見られない。

意匠権の登録要件は、工業上の利用可能性、新規性、創作性を要し、かつ公序良俗に反せず、出所混同のおそれのないことが必要である。 —ブリタニカ国際大百科事典より—



それぞれの企業が売り出している携帯灰皿の形や色、機能など工夫した、デザイン性のあるものを登録してあることがわかった。



シンプル且つスタイリッシュな灰皿！軽量なアルキボディにアイルランド製ブライトレザーをあしらっています。

このことから…



形や色など表面的な部分は、意匠として登録されているが、使っている素材などは特に登録されているわけではないようだ。しかも具体的な色などは意匠登録の項には無い。少し、色や形を変えれば、全く別の会社などが売り出し可能なのだろうか…。

学部：教育学部

学科：総合文化教育課程・文芸芸能コース

製品名



課題

他社と区別する
自社の製品の権利を守る

解決手段

商標として登録する

考察

携帯電話の会社のはずなのに「こしょう入れ」とか「たまご立て」など全く関係のなさそうなものが指定商品になっていておもしろかった。これから先auはこのような業界に進出するつもりなのだろうか。とても気になった。また私たちは普通に「エイユウ」と読むが、呼称の所には「アウ」「オウ」と読み間違えられそうな読み方も書いてあった。これはかشこいなと思った。

学部：人文学部

学科：人文社会学科

製品名

RPGの戦闘システム

課題

マップ上で自己キャラクタが敵キャラクタに遭遇したことに応じて、当該キャラクタとの対戦を開始するゲームにおいて、敵キャラクタとの対戦場面におけるプレイヤーの緊張感を高めたゲームを実現する。

解決手段

自己キャラクタを表象する画像と対戦中でない敵キャラクタを表象する画像とをマップ画面上に表示する。そして、プレイヤーによる対戦に係る操作入力毎に、対戦中でない敵キャラクタの位置を更新するとともに前記他方の画面の表示を更新して当該敵キャラクタが移動する様子をプレイヤーに知らせ、対戦位置に到達した敵キャラクタを対戦相手に追加する。

考察

RPGの戦闘システムに関する発明である。従来のRPGでは、敵と遭遇した場合、マップ画面から戦闘画面に切り換わっていたが、これはマップ画面がそのまま戦闘画面になるシステムである。これにより、従来のRPGにはなかった、間合い、移動などの概念が生じ、より緊張感のある戦闘が楽しめる。

学部：経済学部

学科：国際経済学科

製品名

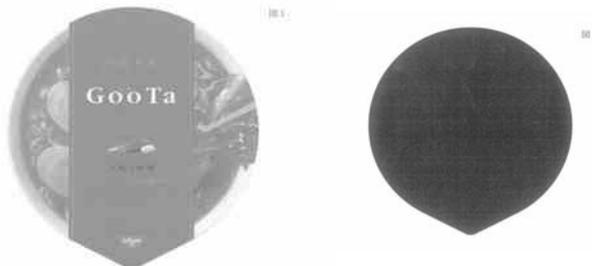
包装用容器の蓋

課題

本製品は、椀形容器等の口縁部にシールして取り付けられるものである。

解決手段

黒で塗りつぶした部分以外の部分（正面図全体）が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。正面図において、正面図の中央の帯部分以外の部分は、具材・麺などの絵柄である。底面図は平面図と同一に表れる。



考察

カップの蓋といえはのり付けしてあるものだと思っていたが、シール付けしてあるものまであるとは知らなかったのなるほどなあと考えた。一番目につくカップに、いかにもおいしそうな調理後の写真がプリントしてあって、購買意欲をそそるのではないかと思った。シール以外にも、食物由来の天然の成分を使ったもので接着剤は作れないのだろうかと思った。

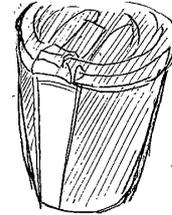
学部：経済学部

製品名

蓋付タンブラー

課題＜意匠に係る物品の説明＞

本物品は、蓋付きのタンブラーであって、外本体に設けられた窓部から飲料の残量を確認することができ、しかも親指とのフィット感、係合感が向上されるよう、当該窓部が凹面に形成されているものである。

**解決手段**＜意匠の説明＞

ピンク色に着色された部分以外の部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。正面図中央縦断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。

考察

意匠にも部分意匠という物があり、より使い易さを追求しているものだということがわかった。タンブラーは元々便利なものなのに、それをより便利にしようと考え出されている所が部分意匠の凄い所だと思った。

学部：経済学部

製品名

ペンケース

課題

自社が考えたデザインを、他社に利用されないようにする。

解決手段

意匠として登録する。

考察

このペンケースは、とても使い易そうなデザインなので、他社も製作できるようになれば、とても売れるだろうと思った。この会社は女の子向け製品が主なので、少しもったいない気がする。

学部：経済学部

製品名

ノートパソコン（富士通『FMV』）

課題

富士通株式会社が生産したノートパソコンはFMVという名のブランドで販売される。しかし、会社名である富士通の商標と、製品名であるFMVの2つの商標が必要となり、微妙に形を変えた模造品が出回ってしまう。この問題はどこの企業も抱えているが、パソコンという金額の大きい商品では更に被害の規模が大きくなる。

解決手段

共通する解決手段としては会社名と製品名の様々な形の商標を登録することがあるが、富士通では商品のバリエーションとしての商標や、「FMVファミリー」など派生的な商品にまで商標を登録することで、自社の製品を保護しようとしている。

考察

どんな商品でもブランドというものは消費者の興味を引かせ、商品としての価格をつり上げる。しかしその力が大きければ大きいほど模造品の数は増えてくる。その被害から守るために富士通はメインとなる商品以外にも保護をかけている点では評価できると考える。また会社の商標として FUJITSU というようにアルファベットの上にマークを入れており、文字を変えただけの製品との差別化をはかっている。そして何より部品一つ一つ、設計一つ一つのために商標を登録していて、膨大な数にはなっているけれども、製品の質、安全が保障される権利を有しているため、消費者は製品を求めやすくなっていると考えられる。

学部：経済学部

製品名

三ツ矢サイダー

課題

商品名を的確に表現し、かつシンプルなロゴ

解決手段



考察

小さい頃から慣れ親しんだ三ツ矢サイダーのロゴ。文字通り三つの矢が合わさったロゴで、見た目のシンプルさながらなかなか格好いいと思う。

学部：経済学部

製品名

携帯電話会社のAUの「着うた®」「着うたフル®」の商標登録

課題

商標登録しないことで他社に勝手にロゴを使われてしまうこと、自分の会社のロゴをどうやって守るか？

解決手段

登録することによって他社に勝手に使われないし、もし使われてもその会社に差し止めを請求することができる。

考察

今回商標を調べて思ったことは、AUという1つの会社だけなのに「着うた®」「着うたフル®」以外にもたくさんの商標登録をしていることだった。しかもすごい細かなところまで登録していたので、もしAUという会社での商標登録の数を数えればかなりの数になると思いました。AU以外にもドコモも少し調べたのですが、ドコモでもかなり多くありました。ドコモという同じ字でも字体を変えて商標登録していたのですごかった。

学部：経済学部

製品名 (意匠) パソコン携帯用バッグ
課題 ノートパソコンやその他周辺器具を安全にかつ簡単に持ち運べるバックを提供する。
解決手段 本物品は、パソコン携帯用バッグとして上部のファスナーを全開し正面上部を手前へ折り、開口部が大きく開き、パソコンの出し入れが容易であり、更にパソコン本体を保護する保護素材で仕切る設計になっている。また、表側にある収納スペースにはマウスやUSBなどを保管できる。
考察 今はノートパソコンが普及しており、ほとんどの人が所有している。その中でノートパソコンをきちんと保護して持ち運べるバッグは必要である。普通のバッグにパソコンを入れて持ち運んでも壊れる可能性は非常に高かったが、今回のようにバッグの内側に保護素材を入れることにより壊れる可能性を約60%還元できたといわれている。現在では、更なる保護素材を開発している企業があり、今後さらにノートパソコンの持ち運びが容易になるだろうと思う。

学部：経済学部

製品名 SE-M999E5 STEREO HEADPHONES
課題 商標 パイオニア株式会社 Pioneer 高音質かつ使いやすさをもったヘッドホン。
解決手段 POWERFUL BASS DUCTを使用しているため臨場感あふれる迫力の重低音再生が可能。高耐入力1500mW。片耳反転機構によりハウジングを反転させて片耳モニターが可能。低反発ウレタン採用のレザータイプイヤードを使用さらにソフトクッション付フリーアジャストヘッドバンドがあるため長さ調整不要で、心地よい装着感を実現した。コードストラップがあるのでコードを収納するのも簡単になった。
考察 Pioneerと書いてあるのでどこの会社で作ったかすぐに分かるので目的のメーカーの商品をさがすのに非常に便利である。また、どの会社かすぐに分かるため、信頼のある会社の製品ならその製品を安心して購入することができる。

学部：経済学部

製品名 <意匠に係る物品> シャープペンシル付ボールペン	森永ミルクキャラメル <商標> 森永∞森永謹製∞森永製菓株式会社
課題 1本のペンの中にシャープペンシルとボールペンの機能を同時に持つ多機能なペンを開発する。 ・ 創作者：西田剛史さん ・ 意匠権者：三菱鉛筆株式会社	この商標は独占権があって宣伝効果になると思ったけど、それでも偽物商品が出まわっているらしい。森永製菓が、この商品を独自のものとして他の偽物商品と区別できるような工夫をすることが課題になると思う。
解決手段 <意匠に係る物品の説明> 本体右方のノック棒を押圧することにより3本のボールペンリフィルと1本のシャープペンリフィルのうち選択したペン先が顕出する。顕出したペン先はクリップ上部表面にあるY字型突出部を押圧することにより、ペン本体内に戻す。	森永製菓は偽物商品との区別のために包装方法の変更を行ったらしい。また、登録商標がこのように複雑なものも偽物を防ぐためなのだと思う。私自身が考える解決手段としては箱の内側にも独自の商品であるという印をつけたいと思った。

考察

この商品の名称は「シャープペンシル付ボールペン」だけど、別の会社で「ボールペン付シャープペンシル」という名称で登録されている商品があった。また、同じ商品でも各部分ごとに意匠登録がされていた。(ペン先・クリップ・クリップなど)



学部：経済学部

製品名

Air station(無線ルータ) メーカー バッファロー

課題

当初は動物をイメージしていたのでその名残で4本足をつけようとしたが、コスト的にも組立て工程的にもムダが多い。インテリアとしても最適な形がなかなか思いつかなかった。ケーブルが見えすぎると見た目が悪い。ケーブルがひっぱられると倒れる。

解決手段

デザインは様々な案がでたが、最終的にはシンプルな曲線になった。4本足は2つの足を1個の部品にし、ネジを1本で取り付けられるようにし、コスト削減とムダをなくした。カバーを付けケーブルが限りなく見えなくなるようにし、ストッパーにもなった。

考察

無線ルータも一つのインテリアとしてとらえシンプルなかわいらしいデザインになっている。また、見た目だけでなく、倒れるのを防止するストッパーも取り付けられており、細かいところにも目がいきとどいており良い。しかし、シンプル過ぎて目立たないのももっと派手な形にしてもおもしろかった。

学部：経済学部

製品名

修正テープホルダー (三菱鉛筆株式会社)

課題

[発行国]日本国特許庁(JP)
 [発行日]平成14年1月7日(2002.1.7)
 [公報種別]意匠公報(S)
 [登録番号]意匠登録第1130562号(D1130562)
 [登録日]平成13年11月9日(2001.11.9)
 [意匠に係る物品]修正テープホルダー
 [意匠分類]F2-80
 [国際意匠分類(参考)]19-02
 [出願番号]意願2001-204(D2001-204)
 [出願日]平成13年1月11日(2001.1.11)
 [意匠権者]
 [識別番号]000005957
 [氏名又は名称]三菱鉛筆株式会社

解決手段[意匠に係る物品の説明]

本物品は、修正テープを用いて文字等を消去する修正テープホルダーに関する。本物品は、修正テープを巻き回したりリフィール部と開閉自在なケース部、キャップより構成され、修正テープを使いきったときは、ケース部を開いてリフィール部のみを交換して使う修正テープホルダーである。

[意匠の説明]本物品のケース部は、透明なケース部とキャップのみを表す参考斜視図において複数の平行斜細線を施して示すように、リフィールを嵌合するサブライギア及びドライブギアを除き、全体が透明である。本物品のリフィール部は透明部を示すリフィール部の参考斜視図において複数の平行斜細線を施して示すように片側が透明である。

考察

つめかえ時がわかるように透明部にしているところがある。修正テープは他社でも販売されているように思うがデザインが似ているところが気になる。それは許されるのだろうか。

学部：経済学部

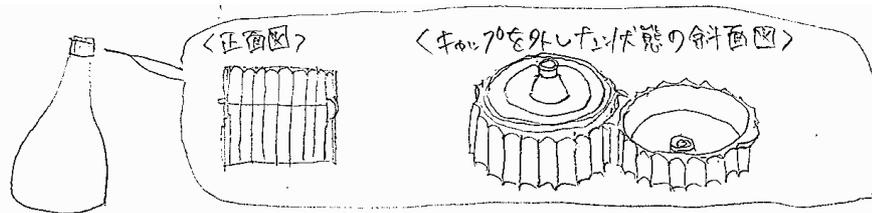
製品名

マヨネーズの蓋（キューピー）

課題

〈発行日〉平成14年9月24日
〈登録番号〉意匠登録第1153993号
〈登録日〉平成14年8月2日
〈意匠に係る物品〉包装用器の蓋
〈出願日〉平成14年1月8日
〈創作者〉野田治郎，長野学
〈意匠権者〉キューピー株式会社
〈弁理士〉吉武賢次，黒瀬雅志，矢崎和彦，新井悟
〈審査官〉永芳太郎

解決手段〈参考文献〉意登590755-12，意登704242，意登904689，意登426206



考察

容器の蓋も意匠登録されているのには驚いた。とても細かい所にまで権利が及んでいるとわかった。従来のマヨネーズの蓋は、切り口が星型になっているものが一般的であり、マヨネーズを出すと、ギザギザの模様ようになっていた。それはそれで良いデザインであると思う。しかし、口が広いので、出てくるマヨネーズの量が多くなってしまふのは確かである。今回のようなデザインの蓋が用いられることによって、出るマヨネーズの量が少量になった。これはマヨネーズの減り方が遅くなって節約になるだけでなく、コレステロールが気になる人にも便利なものである。見た目も大切だが機能性を重視したデザインだと言えるだろう。デザインを考える上では、できる限り機能にも注目する必要があると思う。少しの工夫で便利になるデザインはすばらしいと思う。

学部：経済学部

製品名

[商標]WINDOWS XP

称呼 ウィンドーズエックスピー，ウィンドーズ

課題

[氏名又は名称]マイクロソフトコーポレーション

[住所又は居所]アメリカ合衆国 ワシントン州 98052-6399 レッドモンドワン
マイクロソフトウェイ

解決手段[商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務]

9.電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光学ディスク・その他のコンピュータプログラムを記憶させた記録媒体及び周辺機器を含む。）その他の電子応用機械器具及びその部品，電気通信機械器具，家庭用テレビゲームおもちゃ
16.印刷物，文房具類，写真，写真立て，遊戯用カード，紙製コースター
42.コンピュータネットワーク及びグローバル通信ネットワークを介したコンピュータハードウェア・コンピュータソフトウェア及びコンサルティング，コンピュータハードウェア及びソフトウェア試験，コンピュータネットワーク及びグローバルコンピュータネットワークを介したコンピュータソフトウェアのバージョンアップ，インターネットにおけるサーチエンジンの提供，知的所有権のライセンス契約の媒体，コンピュータソフトウェアの貸与

考察

現在私が利用しているwindows XPについて調べてみた。パソコンのメーカーだからコンピュータ関連のものしか出てこないだろうと思っていたが、意外なところからいろいろなものが出てきた。例えば、文房具類や写真立て、遊戯用カードである。一点にとらわれずに、広い視野をもって日常生活の中でものを見ていこうと改めて思った。また、商標だけでなく特許の方でもwindows XPについて調べてみた。やはりコンピュータ関連のものが多く、コンピュータの中でもさらに幅広く展開していることに驚いた。自分が知っているものももちろんあったが、知らないものの方が多かった。今回、「知的財産の開発と権利」の講義を受けて、普段使うことのなかった特許電子図書館やユークラスの使い方がわかるようになった。意匠、商標の検索に関しては未だに少しわからない部分があるが、気になった身近なものを調べることで少しずつマスターしていきたいと思う。

学部：経済学部

製品名

<商標>au by KDDI (商標出願2007-72509)

課題

他の個人や企業が同じ商標を利用して、様々な物を売ったり、正規の会社に悪影響が与えられないようにする。

解決手段

マークを知的財産として登録するコトによって、他社がそのマークを使用するコトを排除できる。そのコトによって、他社からの悪影響を与えられず、もし使用しているものがいれば、違法として処罰するコトができる。

考察

よくニュースで、商標登録をしていない日本企業のマークを中国が先に商標登録をし、そのせいで日本企業が作った商標が取られてしまったというコトもおきているので、どの企業でも商標登録をすることは必要なことだと思う。でも、ここ最近では、似たようなものを作って、似てるけど、全く同じなわけじゃないから、違反ではないという事件も起きている。なので、商標といっても、似たようなもの、あまりにも似ているものでも、違反になるようにもう少し厳しくした方が良いと思う。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

製品名

携帯電話 SOFTBANK

課題

[登録日]平成18年(2006)6月30日
[存続期間満了日]平成28年(2016)6月30日
期間が切れると誰もが使用することができるようになる。

解決手段

誰もがSoftbankの商標を使えるようになることを防ぐには、永久権である商標権を取り、更新する必要がある。

考察

意匠・商標についての課題や解決手段がいまいちよく分からなかったが、商標には期限があるので、その期限が切れる前にどのような対応を取るべきかを早めに決めるべきである。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

製品名

adidas

**課題**

ロゴが簡単であり、マネしやすく、パチモンなどを見かけることがあるので、少し変える必要があるのではないか。

解決手段

アルファベットをそのままつかわずアシックスのように少し複雑にする。
ナイキのようにロゴと合わせるようなかんじにする。

考察

ロゴを考えたりすることは本当に大変なことであると思う。しかし、だからといって簡単なものにする
と、マネをされたりする。確かに、特許として、存在するわけだから、マネされるということはあって
はいけないのだろうが、そういったことを守らずやっている国なども存在する。だから、しっかり考え
る必要があると思われる。

学部：工学部

学科：電気電子工学科

製品名

クルドガ/KURU TOGA

課題

シャーペンは、ずっと書き続けると、線がだんだん太って細かい文字がつぶれてしまったり、筆記面に
芯のカドが当たって、書きにくくなったり、折れやすくなったりしてしまう。

解決手段

機構内部が3つのギアに分かれており、芯に連結された中ギアが、文字を書くときの筆圧を利用して、
上下に動きます。上限のギアと斜めに噛み合うことで、一画書く度に中ギアと芯が少しずつ回転しま
す。

考察

シャーペンの新商品は、グリップ改造や、振って芯が出てくる以外改良するものはないと、思っていた
けど、芯について、改良するなんて、考えた人は、すごいと思った。僕は今シャーペンに改良する
点は、ないと、思っているが、また、あっとおどろくようなシャーペンが出てくるかもしれない。

学部：工学部

学科：知能情報工学科

製品名

iPod nanoの包装用容器

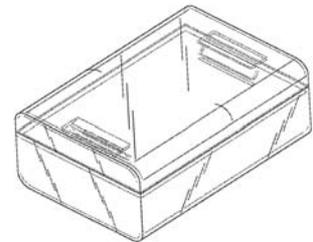
意匠登録第1362794号

課題

iPodを容器内で動かないように固定できるような容器

解決手段**考察**

図が32枚あって、その内1枚だけ印刷したが、見る限り、iPodが
よく固定されていてすばらしい容器だと思った。
実際、私もiPod nanoを持っていて、同じ包装用容器を持っているが、
まったくiPod本体が動くことはなく、すばらしいものだった。
また、容器自体のデザインも優れており、私もかっこ良いと実感した。



学部：農学部

学科：生物資源環境科

製品名

FENDER, フェンダー

課題

ギターなどの楽器から、おもちゃなどに使われているが登録されている商標は1つである。その会社は
他の字体でも商品を出しているがはたしていいのだろうか。

解決手段

使っている商標はすべて登録しておくべきであるだろう。

考察

いろいろ調べてみたが、きちんと登録している会社とそうでない会社があることが分かった。登録して
いない場合、同じようなものが他で作られても何も言えないので困ると思う。出来るだけ登録しておく
べきだと思われる。

■技術科教育法Ⅱ 学生の成果物

技術科教育法Ⅱレポート

教育学部 技術教育 3年

はじめに

この授業は、5回に分けて行う。1回目に著作物を作製することを通して著作権というものを意識させる。2回目に、知的財産という大きなくくりから、その中にある権利について学習する。3回目に産業財産権を学ぶ。そこでは、1回目で作った作品を利用してコピー商品・模倣品について知り、それが社会に与える影響について理解する。4回目で知的財産権の取得方法について学習する。5回目で著作権の問題についてみんなで話し合う時間を設け、著作権について理解と関心を深めることとしたい。

しかしながら、現実的に著作権についての時間をそこまで取ってしまうと、他の学習ができなくなってしまうので、2回に分けて行うこととする。よって1回目はそのまま、2回目は知的財産、産業財産についてポイントを押さえて学ぶという構成で授業を行うことにする。

※本時に関わる教材（参考）

- ・楽しく学ぼう著作権ーコピーライトって何ー

<http://www.kidscric.com/whatcopy/whatcopy.html>

- ・楽しく学ぶみんなの著作権

http://deneb.nime.ac.jp/contents/school_child/index.htm

- ・初めての著作権講座

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>

本時の指導案

- (1) 教材 著作物と著作権
- (2) 主眼 実際に著作物を作る事を通して、著作権の意味や関わり方を考え理解する。
- (3) 授業の過程

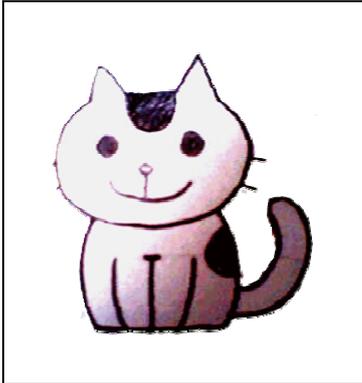
学習内容 および 学習活動	生徒の関心や意欲	教師の手だて
<p>① 猫についてのキャラクターを各自考え作り出す。 ・ワークシートを配布しそれに記入する。</p> <p>② 著作権の侵害を体験する。 ・自分の考えたもので、他人だけが利益を上げることを知る。</p>	<p>・これからの授業内容に興味を持つだろう。</p> <p>・著作権侵害を受け、侵害される側の気持ちがわかるだろう。</p>	<p>① 猫の写真を何枚か黒板に貼り、生徒の作業を進みやすくする。</p> <p>② このことがわからないと話が進まない為、理解できるまで丁寧に何度も伝える。</p>
<p>著作権とは一体どういうものだろうか</p>		
<p>③ 「著作権」とは、どうしてあるのか、どんなものに著作権があると思うかまたを発表する。</p> <p>④ 著作権の概念、意味を理解する。</p> <p>⑤ 本時の学習を振り返る。</p>	<p>・著作権について、意識するようになるだろう。</p> <p>・著作権について、何も知らなかったことに気付くだろう。</p> <p>・もっと著作権について、知りたいと思うだろう。</p>	<p>③ 人が作ったものはすべて著作権が認められるという事を理解させる。 ○周りにある著作権についてどれだけ気付くことができたか。</p> <p>④著作権の中の権利や特徴を、分かりやすく説明する。</p> <p>⑤生徒の作品を回収して、次の授業について説明する。</p>

「著作物と著作権」学習プリント

() 年 () 組 () 番 氏名 ()

○猫のキャラクターを考えてみよう。

(例)



氏名 ()

○著作権について

どうしてあるのだろう？自分なりの考えを書いてください。

どのようなものにあるだろう？

授業の感想

著作者人格権

著作者人格権は、著作者が著作物を作ったことを証明し、保護する為の権利です。

- 公表権：未発表の著作物を発表するタイミング・発表するメディアなどを著作者が自由に決定できる権利です。
- 氏名表示権：、著作者が著作物を発表する際に実名を使うか変名を使うかを自由に選択できる権利です。
- 同一性保持権：著作物のタイトルや内容を勝手に変えられることを防ぐ為の権利です。行き過ぎたパロディや内容の改竄などを牽制する役割があります。

著作財産権

著作財産権は著作物を営利目的で利用する際に生じる権利で、一般的に言われる「著作権」の中身を指し示しています。

- 複製権：著作物のコピーを作る権利を指します。この場合のコピーは、海賊版という意味ではなく CD や DVD にして販売する際に行われる媒体への複製作業を指します。
- 上演権・演奏権：演劇や音楽の著作物を公共の場で上演・演奏する為の権利です。その中には上映権などもあります。この上映権は映画やビデオに録画された演劇など、映像の著作物を公共の場で上映する為の権利を言います。
- 公衆送信権：公衆送信権は、著作物をラジオ・テレビなどの電波やインターネットで不特定多数の公衆に送信するための権利です。
- 口述権：文学作品などの言語の著作物を公共の場で口述するための権利です。朗読会などに適用されます。
- 頒布権：「映画の著作物」と見なされる著作物を複製して頒布する為の権利です。
- 展示権：美術品などの著作物を公共の場で公開展示する為の権利です。
- 譲渡権：著作物そのもの、または複製品を譲渡して公に広める為の権利です。
- 貸与権：著作物そのもの、または複製品を貸与して公に広める為の権利です。
- 翻訳権・翻案権：著作物を他言語に翻訳したり、映画化・テレビ化・ゲーム化などの翻案を行ったりする為の権利です。

自由に使える場合

●私的使用のための複製

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要。

●図書館などでの複製

法令で定められた図書館などに限り、利用者に対し複製物の提供などを行うことができる。

●引用

自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。

●教科書への掲載

学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。教科書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の傷害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等の拡大その他必要な方式により複製することができる。

●学校教育番組の放送など

学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校番組用の教材に著作物を掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。

●学校における複製など

教育を担当する者及び授業を受ける者は授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。また、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業を受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

●試験問題としての複製など

入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要。

●点字による複製など

点字によって複製することができる。またパソコン・ネットワークによって点字データの保存や送信すること、及び点字図書館・盲学校の図書室など一定の施設において視覚障害者向けの貸出し用として著作物を録音し、自動公衆送信することができる。

●聴覚障害者のための自動公衆送信

聴覚障害者のために、パソコン・ネットワークによるテレビ音声の字幕送信（リアルタイム字幕）を行うことができる。

●非営利目的の演奏など

営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、著作物の上演・演奏などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。

●時事問題の論説の転載など

新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。

●政治上の演説などの利用

公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。

●時事事件の報道のための利用

名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞に載せるような場合には、著作物を利用できる。

●裁判手続などにおける複製

裁判の手続のためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合もしくは特許、意匠、商標、実用新案、薬事に関する審査等の手続きのためには、著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

●情報公開法による開示のための利用

情報公開法や情報公開条例により開示する著作物を複製したり、再生したりすることができる。

●放送などのための一時的固定

放送事業者などは、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができる。

●美術の著作物などの所有者による展示

美術の著作物又は写真の著作物などの原作品の所有者は、その原作品を展示できる。

●公開の美術の著作物などの利用

建築物や公園にある銅像などは写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。

●展覧会の小冊子などへの掲載

展覧会の開催者は、解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載できる。

●プログラムの所有者による複製など

プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。

●保守・修理のための一時的複製

記録媒体を内蔵する機器の保守・修理を行う場合、記録されている著作物のバックアップのために一時的に複製することができる。

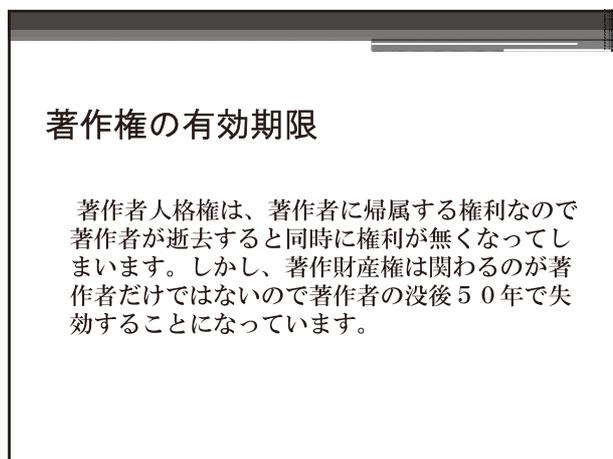
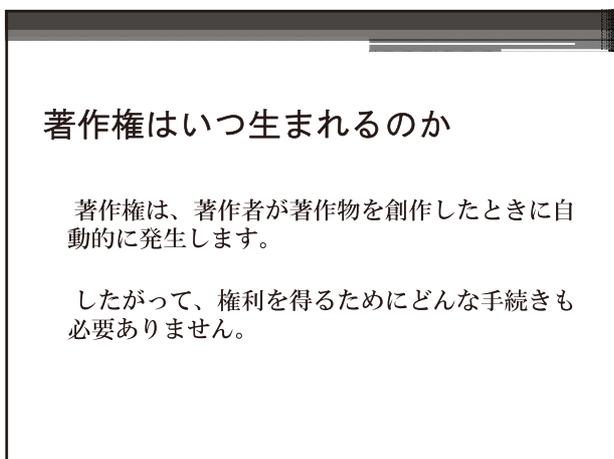
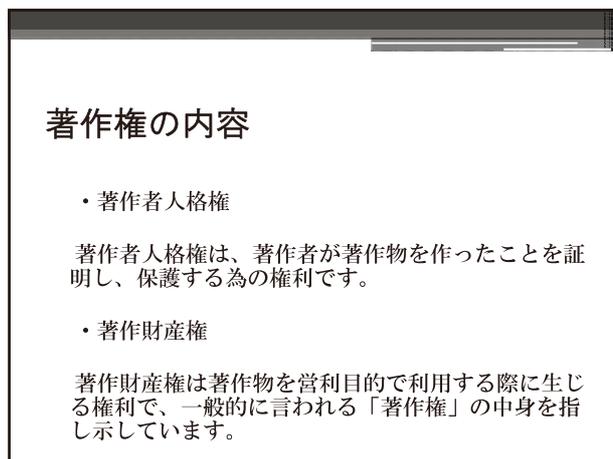
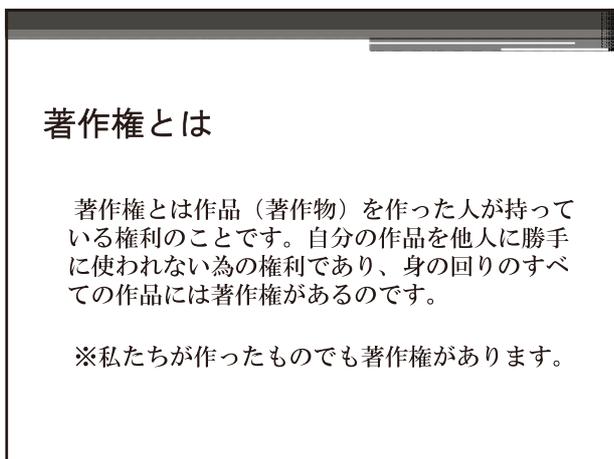
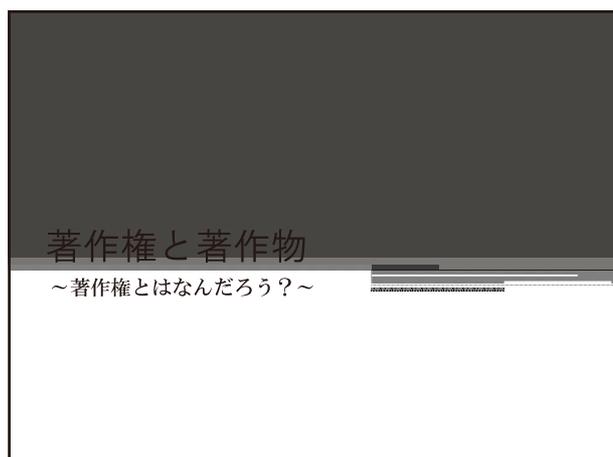
※注意点

○プリントはキャラクターを描く部分にはシールシートを貼り、紙コップを配ってオリジナル紙コップを製作させる。時間削減のため、キャラクターは色を使わず鉛筆のみで描くこととする。



○スライドを使用するのは④からとし、それまでは黒板を使って授業を進める。スライドの内容は必ず知っておいてほしいポイントを指定してノートに写させる。

○プリントは記入プリント1枚、資料プリント2枚（自由に使える場合のプリントは両面印刷とする。）で作製する。



著作権が侵害されたら

著作権を侵害された場合、著作権者は直ちに訴えを起こさなければなりません。著作権侵害は「親告罪」という「被害者自身が被害を訴え出ないと成立しない罪」の性質を持っているからです。著作権者は侵害者に対して侵害の差し止めと損害賠償の請求を行うことができます。もしも侵害者が故意に著作権を侵害していた場合は刑事罰が課せられます。

人の著作権を使用したいとき

人の作品を使用したいときは、その人にきちんと許可を取ることが必要になります。

※しかし、著作権があっても、自由に使える場合もあります。

■技術科教育法Ⅲ 学生作成（技術教育テスト）

平成21年 技術教育テスト 「著作権について」

()年 ()組 ()番 氏名 ()

(点 / 50点)

1. 著作権とは、どのような権利ですか？（5点）

2. 著作権はいつ発生しますか？（5点）

3. 他人の作品を使いたいときは、どうすればよいですか？（5点）

4. 著作権があっても、自由に使える場合もあります。4つあげなさい。（12点）
 - ①
 - ②
 - ③
 - ④
5. 著作権の中には、大きく分けて二つの権利がありますが、それは何ですか？（8点）
 - ・
 - ・
6. 著作権について正しいものには○間違っているものには×を書きなさい。（15点）
 - ①芸術として認められないような下手な絵には、著作権は生じない。
 - ②自分の学校のことが新聞の記事に出たので、学校みんなにコピーして回した。これは著作権の侵害となる。
 - ③テレビで放映された映画を録画して自分用の映画ビデオを作った。これは著作権の侵害となる。
 - ④複製権とは、著作物のコピーを作る権利である。
 - ⑤友達に、音楽CDをコピーし100円で売ったが、これは著作権侵害にはならない。

① () ② () ③ () ④ () ⑤ ()

○模範解答○

平成21年 技術教育テスト 「著作権について」

(点 / 50点)

1. 著作権とは、どのような権利ですか？(5点)

著作権とは作品(著作物)を作った人が持っている権利のこと。自分の作品を他人に勝手に使われない為の権利であり、身の回りのすべての作品には著作権がある。私たちが作ったものでも著作権がある。

2. 著作権はいつ発生しますか？(5点)

著作権は、著作者が著作物を創作したときに自動的に発生する。したがって、権利を得るために手続きは必要ない。

3. 他人の作品を使いたいときは、どうすればよいですか？(5点)

人の作品を使用したいときは、その人にきちんと許可を取ることが必要になる。

4. 著作権があっても、自由に使える場合もあります。4つあげなさい。(12点)

- ①私的使用のための複製
- ②学校における複製
- ③点字による複製
- ④非営利目的の演奏 . . . など

5. 著作権の中には、大きく分けて二つの権利がありますが、それは何ですか？(8点)

- ・著作者人格権
- ・著作財産権

6. 著作権について正しいものには○間違っているものには×を書きなさい。(15点)

- ①芸術として認められないような下手な絵には、著作権は生じない。
- ②自分の学校のことが新聞の記事に出たので、学校みんなにコピーして回した。これは著作権の侵害となる。
- ③テレビで放映された映画を録画して自分用の映画ビデオを作った。これは著作権の侵害となる。
- ④複製権とは、著作物のコピーを作る権利である。
- ⑤友達に、音楽CDをコピーし100円で売ったが、これは著作権侵害にはならない。

①(×) ②(○) ③(×) ④(○) ⑤(×)

■山口大学教育学部生対象講義 総合演習（知財と創造）平成21年10月23日実施
 担当：山口大学教育学部 技術教育講座 教授 岡村吉永， 准教授 阿濱茂樹

総合演習（知財と創造）

講義概要



YAMAGUCHI UNIVERSITY

担当者紹介

- 岡村吉永
 所属：技術教育教室・小学校教育コース
 担当：木材加工
 研究分野：教材開発
- 阿濱茂樹
 所属：技術教育教室
 担当：技術科教育法
 研究分野：情報倫理教育，教材開発法

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義内容

- 知的財産について
- 知的財産の創造
- 知的財産に関する教材開発

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義スケジュール

<ul style="list-style-type: none"> ■ 10/23 ガイダンス(岡村・阿濱) ■ 10/30 知的財産の創造(岡村) ■ 10/31(土) 知的財産教育フォーラム ■ 11/6 知的財産の創造(岡村) ■ 11/13 知的財産の創造(岡村) ■ 11/20 知的財産の創造(岡村) ■ 11/27 知的財産について(阿濱) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12/4 知的財産について(阿濱) ■ 12/11 知的財産について(阿濱) ■ 12/18 知的財産教材開発(阿濱) ■ 1/8 休講 ■ 1/22 知的財産教材開発(阿濱) ■ 1/29 知的財産教材開発(阿濱)
---	---

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義スケジュール

- 10/31(13:00~16:30)
 「知的財産教育フォーラム」
 工学部棟教室

<http://ds22.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gp2007/>



検索

YAMAGUCHI UNIVERSITY

評価について

- 評価配点
 岡村50点，阿濱50点 計100点
- 評価方法
 岡村担当分：課題
 阿濱担当分：課題
- その他
 出席は欠格条件

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義について

- パソコン(インターネット), ハサミを使う回があります。事前に連絡します。
- 授業時間外の活動もあります。必須ではありませんが、よりよい学びのために参加をお願いします。
- グループ作業があります。

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義について

- 質問
 - 知的財産の制度→阿濱
 - 知的財産の創造→岡村
 - 知的財産に関する教材開発→阿濱

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

参考

- IPDL(特許電子図書館)
<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>



YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY



YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

課題: 日常生活で困ったこと

- 事項
- 改善策



YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

宿題

- 身の回りの「®(アールマーク)」を探すどこに記載されているか？
TMマーク SMマークも余裕があれば探してみてください。

YAMAGUCHI UNIVERSITY

YAMAGUCHI UNIVERSITY

講義スケジュール

- 12/4
知的財産について(阿濱)
- 12/11
知的財産について(阿濱)
- 12/18
知的財産教材開発(阿濱)(発明・創造性開発)
- 1/8
休講
- 1/22
知的財産教材開発(阿濱)(身の回りの商標検索)
- 1/29
知的財産教材開発(阿濱)(5択作成)

YAMAGUCHI UNIVERSITY

■総合演習（知財と創造） 平成21年10月23日 学生の成果物

課題：日常生活で困ったことを挙げてみよう！ また解決策を考えてみよう！

学 部	教育学部	学 科	障害児教育	学 年	3年
<p><日常生活で困ったこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車のタイヤがよくパンクして困る。 <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの空気をこまめに入れる。 ・でこぼこ道をあまり通らない。 ・空気量のメーター表示があるといい。 ・丈夫なタイヤを用いる。 					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・困っていること：部屋が片付かない。 ・改善策：収納術を身につけ実践する。 					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<p>困ったこと：バイトの収入が減ったこと（時給が100円下がった）</p> <p>改善策：他のバイトも探してみる</p>					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・いくら掃除してもほこりがたまる <p><改善策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめに掃除する ・ほこりが落ちる前に自動で吸ってくれる機械があればよい。←サイクロン方式 					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	
<ul style="list-style-type: none"> ・困っていること <p>バイト代が今月ないので、来月旅行に行くお金がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解決策 <p>お年玉貯金をおろす。急遽バイトを入れる。</p>					

学 部	教育学部	学 科	人間教育学コース	学 年	3年
<p>日常生活で困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイトで食生活が偏っている <p>改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイト減らす ・バイト中に食べる ・バイト前に食べてからガマンする 					

学 部	教育学部	学 科	人間教育学	学 年	3年
<p>(困ったこと)</p> <p>近所のスーパーにひきわり納豆がほとんどなくて困っている。</p> <p>(解決法)</p> <p>スーパーの要望の紙にかいてみる</p> <p>自分で切ってひきわりにする。</p>					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<p>授業のパソコンでされること</p> <p>簡単な作業や課題を要求されるのは全く問題ないが、専門的なレベルのことや難しい用語を頻発されるのは困る。そうしたことで煩されるのは違うと思う。</p> <p>→パソコン使わない</p>					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<p>日常生活で困ったこと 身に覚えのない額の水道代を請求されたこと（普通の10倍） →管理人や水道局に連絡，水漏れの確認 もしくは自分で水道のメーターを調べる 節水を心がける→シャワーは止める，水を流しっぱなしにしない 水道代の無料化 先払い制度にする（最初〇〇ℓ買って置いてタンクに保存→メーターを見ながら節水に努める。 なくなれば，買わないと出ない，もしくは割高のお金をとられる。）</p>					

学 部	教育学部	学 科	幼児教育コース	学 年	3年
<p>○困っていること ・ヒマだからたくさん遊びたいけど，お金がない。 ○改善策 ・バイトでお金をためる ・お金のかからない遊びをする。 ・遊ぶのをあきらめて勉強する ・友達を誘ってボランティアに参加する。 ・スポーツをする。</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p><日常生活で困ったこと> ・事項：お風呂場の換気扇からブンブンという音がして，夜に聞くとこわい ・改善策：業者に連絡して直してもらう</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p>日常生活で困ったこと 事項・高い所にもものがあるとき，手が届かなくて取れない ・自販機の下にお金がかさった時取れない ・なくなったものが見つからない 改善策・高い所でも届くように棒を使ってとる。映像（カメラ）機能付きだと取りやすい ・自販機の下は暗いのでライト付の映像機能を取り入れた棒で取る ・なくなったものをどこに置いたか記憶してくれる機械</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術	学 年	3年
<p>☆日常生活で困ったこと ・メールリストが最近届かないこと ・眠くなること 改善策 ・先生に相談 ・短時間で深い眠りにつけるような寝方を調べる</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p>○困ったこと ・事項 手あれがひどい。さかむけをすぐいじってしまう。 ・改善策 ハンドクリームをつける。カットバンを貼る</p>					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能コース	学 年	4年
<p>日常生活で困ったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実家から大量の食品（主に生野菜、大根やらホウレン草やら）が救援物資として送られてくるが、とても1人では消費し尽くせない。冷蔵庫に入れておいてもせいぜい一週間が限度で腐らせてしまうことが多い。 <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍するという案を考えたが、野菜の水分が解凍した時に流れ出してかえってマズくなる。どうせ食べるならやはり美味しい状態で食べたい。フリーズドライや瞬間冷凍で食品の細胞を保持できる機械は存在するが、こういうものを家庭で手軽にできれば上の問題は解決すると思うが…。 					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p>課題 日常生活で困ったこと</p> <p>頭痛がする</p> <p>病院に行って薬をもらう。</p>					

学 部	教育学部	学 科	生活健康科学	学 年	3年
<p><日常生活で困ったこと></p> <p>バイトのシフトを入れてもらえなさすぎて生活費以外のお金がなくなってきた。</p> <p><改善策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイトを掛け持つ ・遊んだり買い物したりすることを控える ・自分のものを売ってお金をつくる ・おじいちゃんおばあちゃん孝行を試してみる 					

学 部	教育学部	学 科	社会科	学 年	3年
<p>日常生活で困ったこと</p> <p>■事項</p> <p>社会科教室でレポートをしたいのに、コンセントがつかない。なので充電が切れてレポートができない。</p> <p>■改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の教室、もしくは家でやる。充電してくる（けど切れる） ・たぶん工事の影響だと思うので、学務に相談してみる。 ・レポートなんてやらない 					

学 部	教育学部	学 科	社会科教育	学 年	3年
<p>日常生活で困ったこと</p> <p>○事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンのデータが消えて、レポートがやり直しになった。今日提出なのに…。 <p>○改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頑張っではじめから作り直す。学務におがみたおして期限を延長してもらう。 					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能コース	学 年	3年
<p>困っていること</p> <p>家の鍵穴の通りがすごく悪い</p> <p>解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理人に言って鍵自体をかえてもらう ・自分で鍵穴を掃除する。（でもどうしたらいいのかわからない） ・鍵を何本か用意して（合鍵）何本も試す 					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能コース	学 年	3年
<p>課題・日常生活で困ったこと</p> <p>○事項…学費・生活費などのお金が必要なのでバイトで月に20～25万ぐらい給料が必要なこと</p> <p>○改善策…大学の講義以外の時間などにできる限り労働する。</p> <p>仕事先の時給を上げてもらう（能力給などで）</p>					

学 部	教育学部	学 科	数理情報	学 年	3年
<p>課題：日常生活で困ったこと</p> <p>□事項『方向音痴』</p> <p>□改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人で出歩くことが減多になく、道を覚えなくても連れて行ってもらえるという考えをもっているのだからと思うので、1人で出掛けてみる。 ・地図の見方を学ぶ。 ・免許を今は持っていないが、車を運転するようになると覚えるかもしれない。 					

学 部	教育学部	学 科	理科教育選修	学 年	3年
<p>日常生活で困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事項 <p>住所変更と振込みの手続きが終わっていない。が郵便局に行く時間がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善策 <p>来週時間をつくって郵便局にいこう。</p>					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<p>日常生活で困ったこと</p> <p>◎事項</p> <p>部屋が片付かない。ムダ使いしがち。</p> <p>◎改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納の工夫。いらぬものを捨てる。 ・家計簿つける 					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・困っていること <p>授業中にお腹が痛くなる（今です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善策 <p>時間にもよるがもう少しで終わりそうな授業なら、お腹をあたためるように、丸くなって授業を聞きます。</p> <p>まだ始まったばかりの授業で終わりそうになかったらこっそり席を立ちトイレへ。しかし、この時先生にそのことを伝える余裕があるかどうか微妙なところです。</p>					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<p>困っていること</p> <p>身長</p> <p>お金がない</p> <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長 <p>シークレットブーツ、牛乳、通販でノビる器具を買う、寝る、常に遠近法を用いる、たてジマ、成長ホルモン打つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お金 <p>働く、貯金、リスクを冒す（株・ギャンブル）、したつもり貯金</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で困ったこと <p>教育学部が工事中で何かと不便なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解決法 <p>1日でも早く工事を終わらせる。</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p>事項：宇部（自宅）から山口（大学）までの車での通学が疲れる</p> <p>改善策：車の中を快適な空間にしよう。</p> <p>早く到着するように車を改造しよう。</p>					

学 部	教育学部	学 科	障害児教育	学 年	3年
困っていること 本が多すぎて本棚におさまりきらず，ベツトに山積みになっている。					
改善策 本を売る。新しい本棚を買う。スペースを作るために別の部分を整理する。					

■総合演習（知財と創造） 平成21年12月11日 学生の成果物

課題：身の回りのモノで工夫してあるものを指摘しよう

学 部	教育学部	学 科	障害児教育	学 年	3年
<筆箱の中にあるものの工夫> ・角がたくさんある消しゴム ・HI-TECの詰め替え用ペン 2・3色が1本のペンの中に入れることができるので筆箱の中がかさ張らないで便利					

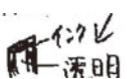
学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
コンパス スティックのり 手が汚れない ボールペン 消しゴム—どっちの面も使える					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
・消しゴム 外側の紙の四隅に切り込みが入っている（欠けにくくするため） ・シャープペンシル 振ると芯が出てくる 消しゴム 消しかすがまとまるもの 小さい消しゴム（ペン状のもの） ↓ 消しかすを再利用できるようにする ボールペンの文字も消えるようにする					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<文房具> ・シャープペンシルのグリップが握りやすい形になっている ・消しゴムのケースの四隅に切り込み（？）が入れてある ・四色のボールペンが1本にまとまっている ・1本のペンの両端に太いペンと細いペンがついている ・こすると消える蛍光ペン					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
●工夫点 ・蛍光ペンのペン先が透明になっていて文字や図を見ながら線を引くことができる ・シャープペンの芯のケース フックのようなものを引き下げると、芯が1本上に押し上げられて出てくる					

学 部	教育学部	学 科	人間教育学コース	学 年	3年
・蛍光ペン…どこまでラインを引いたら良いかわかるように先に透明の部分がある。 ・ホッチキス…コンパクトになるように留め具をひいたらキレイに閉じるようになっている。					

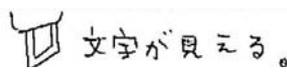
学 部	教育学部	学 科	人間教育学コース	学 年	3年
・シャープペンで振るとシャープペンの芯がでてくるもの。 ・蛍光ペンの先にゴムがついていて蛍光ペンの消しゴムになる （蛍光のラインが消せる） ・蛍光ペンのペン先が透明になっていてどこまでラインを引いているかみえる。 					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・多色ボールペン ・修正液 ・蛍光ペン <p>消しゴム→組み合わせられないか?→鉛筆(シャープペン)に取り付ける。</p>					

学 部	教育学部	学 科	幼児教育コース	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・ノック式修正ペン ・折れにくい消しゴム 					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・ずっと書いていても痛くならないグリップ ・振ると芯が出てくるシャープペンシル 					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p>ふでばこの中で便利だと思うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正テープ…力をいれず簡単に字を消せる ・ホッチキス…書類をまとめる ・シャープペンシル…ノック式で便利 					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光ペン(窓付き) 本に線を書く時にずれにくい。 ・カラーホチキス芯&星形穴あけパンチ 普段の生活をワンランクUPできる。オシャレ度的な意味で。 					

学 部	教育学部	学 科	総合文化教育・文芸芸能コース	学 年	4年
<p>〔スティックのり→必要な分出して使い、手で直接触れないのでベタつかない。 修正液→キャップを二重にして余分な乾燥を防ぐ〕</p> <p>教育現場で著作権を活用する時に注意すべき点があった。 これから考えていかななくてはならない問題だろう。</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・振ったら芯が出るシャープペン ・2色使いの蛍光ペン ・しおりにすることもできる、ものさし ・消すことの出来るボールペン ・においつきの蛍光ペン ・消すことで色が変化する色ペン 					

学 部	教育学部	学 科	生活健康科学	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・修正テープ ・線を引く部分が見える蛍光ペン ・指が痛くならないようなグリップがついたシャープペン 					

学 部	教育学部	学 科	社会科	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・消しゴム…四隅に切り込みがある。 →消してる時に消しゴムがちぎれるのを防止している。 ・無印のボールペン…インクがなくなったら、中の芯だけ取り替えることができる。 ・ペン…六角形になっていて、机の上においていても転がらない。 					

学 部	教育学部	学 科	社会科教育	学 年	3年
<p><工夫してあるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スティックのり（下をまわすと、のりが出てくる） ・修正テープ（もち手がやりやすい。） ・裏うつりのしないマッキー ・ノック式の蛍光ペン 					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能コース	学 年	3年
<p>[筆箱の中身のものの工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆箱…薄いので収納性がある ・ケースに入った消しゴム ・シャープペンシルの芯の濃さがわかるシャープペン 					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<p>筆箱の中の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回したら消しゴムがでるシャープペン ・ボールペンみたいに押すとペン先がでる蛍光ペン ・黒い消しゴム、汚れが目立たない。 					

学 部	教育学部	学 科	生活健康科学	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンとボールペンが1本になっている ・シャープペンの上の部分に消しごむがついている 					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・1本で何色も出せるボールペン ・どこまでひいたか分かる中が透明なマーカー <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>					

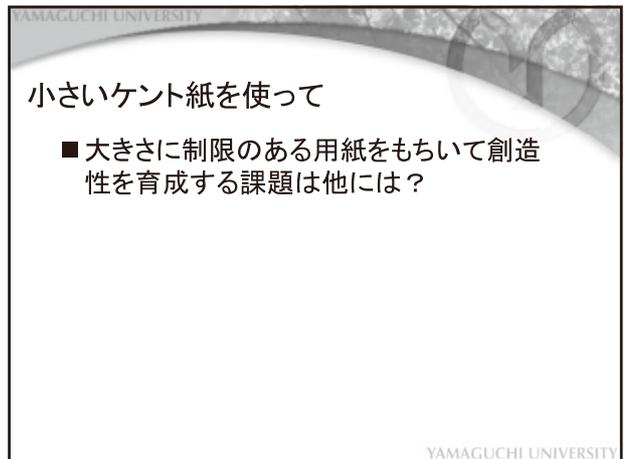
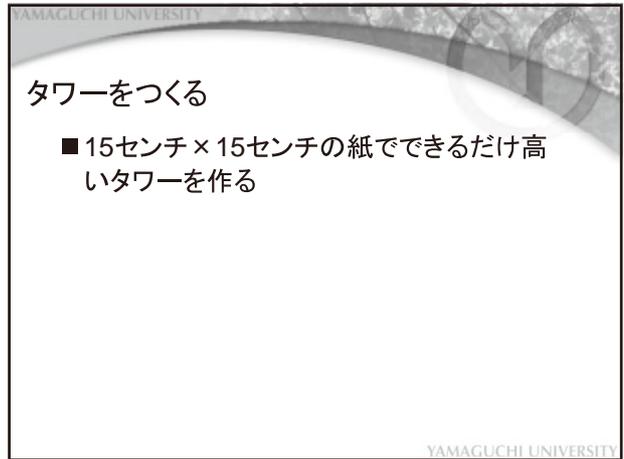
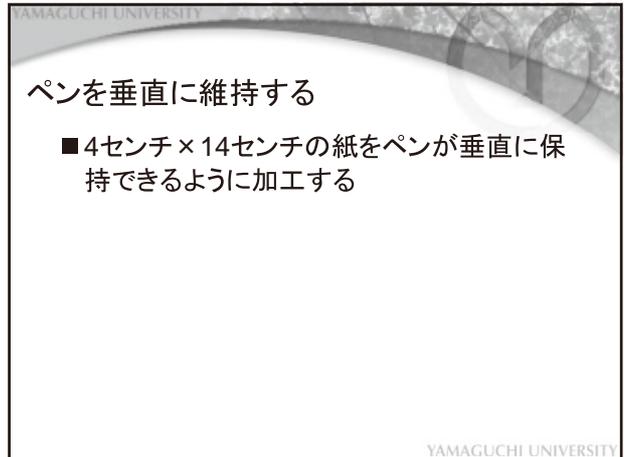
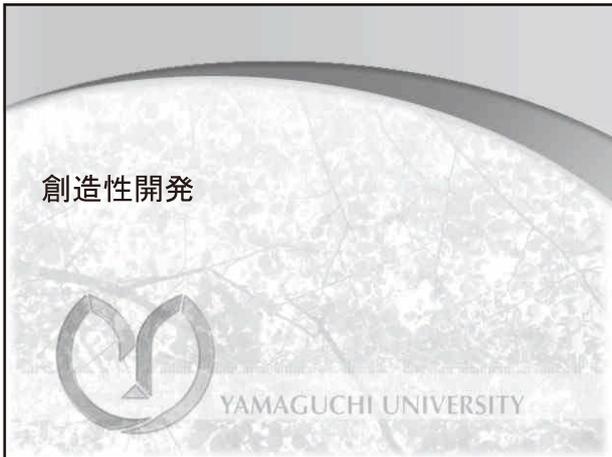
学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<p>ボールペンのキャップ…カチッと音がする。</p>					

学 部	教育学部	学 科	生活健康科学コース	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・こすると消える蛍光ペン ・印かんのついたボールペン 					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<p>シャープペン（くるトガ, Drグリップ） 消しゴム（まとまるくん, かど消し） 蛍光ペン, いせん</p>					

学 部	教育学部	学 科	障害児教育	学 年	3年
<p>ドクタークリップ シャーペンを持つ部分がやわらかくなっていて持ちやすい 手がつかれにくい</p> <p>ペンのふた  出っばっている所があり、ふたがあけやすくなっている</p> <p>マイネーム（マジック） 一方が太く、一方が細い。同じインクが使われているので工夫 されていると思う</p> <p>けしごむ 持ちやすいように、カバーがついている。</p> <p>ボールペン ペン先がでこぼこになっていて、ふたがあけやすくなっている</p>					

■山口大学教育学部生対象講義 総合演習（知財と創造） 平成21年12月18日実施
担当：山口大学教育学部 技術教育講座 准教授 阿濱茂樹



■総合演習（知財と創造） 平成21年12月18日 学生の成果物

課題：子どもの創造性を育成するための指導について考えてみよう

学 部	教育学部	学 科	障害児教育	学 年	3年
<ケント紙を使って創造性を育成するアイデア> ・めがね立て ・一番大きな面積になる囲い ・大きなアーチ					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
・「限りなく球体に近い立体をつくろう！」（のり使用可） ・「一枚の紙で形をつくって“気持ち”を表現してみよう！」（のり・はさみ） ・「どれだけ耐久性のあるイスを作れるかな？」（はさみ のり）					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
・できるだけ遠くに飛ぶ紙飛行機を作る（紙とハサミだけ） ・たくさんものをのせられる橋を作る					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
・より遠くへ飛ぶものを作る（飛行機やブーメランなど）遠くへ飛ばばOK					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
・なるべく長い橋を作る ・風をおこすことができるものを作る ・鉛筆がなるべく多く入る筆箱のようなものを作る ・ゴミがなるべくよく掃けるほうきを作る ・薄い紙を切ることでできるハサミをつくる					

学 部	教育学部	学 科	人間教育学コース	学 年	3年
・小さい紙を使ってガムのケース（袋）を作ってみる （例えば残り少なくなったら小さくできたり、ガムを出す紙を入れるスペースを作ったり） かなり難しいと思うけど他に思い浮かびませんでした。普段食べたりするガムなどのお菓子の箱をもっとゴミを少なくしたり、簡単な作りにするのは可能だと思う。空間や立体で考える場合もあるのでそういう力はつくのではないかと思います。					

学 部	教育学部	学 科	人間教育学	学 年	3年
紙を使って丈夫で中身が落ちないペンケースを作る。 ペンが何本入ったかで強度を測る。 自分の筆箱をよく観察し、利点を見つけてどうすれば紙で再現できるか創造する。					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
（例）「20cm×20cmの紙を用いて、出来るだけ高い木を作ってみよう」 （育てられる力） この課題では「木」という形が大方共通して認識されているのが前提なので、新たな形状を創造することを促すことはできないが、紙という素材をいかに加工して木という複雑な形を作り、倒れないようにバランスを保てるようにするかを考えさせることができる。工夫することが要求されるため、主に応用力が育てられることが期待される。					

学 部	教育学部	学 科	国語教育	学 年	3年
・できるだけ長いトンネルを作る ただ長くするだけでなく、中を空洞にしないとイケないのがポイント					

学 部	教育学部	学 科	技術	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・15cm×15cmの用紙を使って，消しゴムをできるだけ高い位置で保持する方法 ・15cm×15cmの用紙を使って，できるだけ沢山のけしゴムを乗せて，水に浮く船をつくる方法 					

学 部	教育学部	学 科	技術	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ体積が大きくなる立体を作る ・定規を使わずに正五角形を作ってみる ・球に近付ける 					

学 部	教育学部	学 科	文芸・芸能	学 年	4年
<p>・10cm×10cmのケント紙を用いて，出来るだけ短い円柱を作りなさい。 (ただしケント紙は全て使い切り，折って短くしないこと。)</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>→「大きいものを作れ」なら簡単に思いつくかもしれないが，「小さくしろ」という課題は商品開発においても重要な程難しい。しかも「円柱」と形状を指定してあるので，それをどう満たすか独創性を見ることができよう。</p>					

学 部	教育学部	学 科	技術教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・一筆（はさみ）で，どれだけ安定した物を作れるか ・どれだけ強度の強い紙飛行機を作れるか ・よく飛ぶ紙飛行機を作る ・デザイン性のある家を作る 					

学 部	教育学部	学 科	生活健康科学	学 年	3年
<p>正方形（もしくは長方形）の紙， はさみを使ってメッセージ立てを作りなさい。</p> <div style="text-align: right;">  </div>					

学 部	教育学部	学 科	社会科	学 年	3年
<p>◆大きさに制限のある用紙を用いて創造性を育成する課題は他には？ 紙は平面なので，そこから立体のものを作ると面白いと思いました。 なので，逆に紙の平面を利用して，紙に色や模様，形をかえてみたりして，日常生活という空間や自然のところにおいてみる。そうすると，そこから何かひらめいて，美術分野などで使うことができるのではいかと思いました。</p>					

学 部	教育学部	学 科	社会科教育	学 年	3年
<p>○大きさに制限のある用紙を用いて，創造性を育成する課題は他には？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ広い範囲の場所を描いてあり，かつ見やすいポケット地図をつくろう！ ・紙しばいや本をつくろう。 ・本を開いた状態を保てるスタンドをつくってみよう ・はさみだけで，三角定規をつくろう。 <div style="text-align: right;">  </div>					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・ケント紙をいかに水に浮かすか ・一番体積の大きい多面体を作ろう 					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<p>・同じ大きさの形をいくつ切り出せるか 細かいパーツを合わせてその形になったらOK</p> <div style="text-align: right;">  </div>					

学 部	教育学部	学 科	理科教育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・15cm×15cmのケント紙を用いて、ゴミ箱を作ろう（ケント紙のクズやケシカスを入れられる。） ・ケント紙一枚を用いて、ブーメラン（戻ってくるやつ）を作ろう。 ・新聞紙一枚を用いて、遠くまで飛ぶ紙飛行機を作ろう。（丸めて投げるの禁止） ・15cm×15cmのケント紙を自由に切り、それを上から落としたとき、必ず直立するものを作ろう。 					

学 部	教育学部	学 科	保健体育	学 年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ・大きさに制限のある用紙をもちいて 創造性を育成する課題 ・自由に人型をつくる ←針金使用 （自分が何かしている場面） 自己表現の姿を想像して作らせる 					

学 部	教育学部	学 科	生活健康科学コース	学 年	3年
限られた大きさの紙ではしおきが何個作れるか？（はしおきとしてちゃんと機能すればよい）					

学 部	教育学部	学 科	障害児教育	学 年	3年
<p>他の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さではなく、長いものをつくれるか ・一枚の（ケント）紙を使って、オリジナルの指輪やネックレスを作ってみよう。 ・一枚の紙をつかい、強度の強い物を作ってみよう （端と端を持って、引っ張り合ってもちぎれないものを考えてみよう） 					

■総合演習（知財と創造） 平成22年1月22日 学生の成果物
産業財産を探そう！

産業財産を探そう！その1

【課題1】

身の周りの「商標」を3つ探そう！

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	()		
その2	()		
その3	()		

感想

--

学籍番号：

氏名：

産業財産を探そう！その2

【課題2】

身の周りの「特許・実用新案」を3つ探そう！

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	()		
その2	()		
その3	()		

【課題3】

課題1と課題2で探した産業財産を特許電子図書館（IPDL）の「初心者向け検索」で検索してみよう。

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

学籍番号：

氏名：

■【課題1】

身の回りの「商標」を3つ探そう！

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	MEG MILK (アルク)	第4682347号	日本ミルクコミュニティ株式会社
その2	SARASA CLIP (筆箱)	第5022783号	ゼブラ株式会社
その3	 dynabook (パソコン)	第5274935号	株式会社東芝

感想

普段、生活していく上で意識していない商標も、意識してみると、身の回りにこんなにもあるのだということに気付かされました。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	 dynabook パソコン (部屋)	5274935	株式会社 東芝
その2	 コカコーラ (自動販売機)	403281	ゼ コカコーラ コムパ ニー
その3	 YAMAGUCHI UNIVERSITY 山口大学 (図書館入口・正門)	4804716	国立大学法人 山口大学

感想

「商標」は身の周りにたくさんあって探すのが楽しかったです。同じ商標なのに、商品によって商標番号が変わってくるのが、面白いと思いました。「特許・実用新案」は、見つけにくかったです。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	パイロットスーパーグリップ (シャープペンシル) (ペンケース内)	第3339676号	株式会社パイロットコーポレーション
その2	セブン・アンド・アイ・ホールディングス (緑茶) (セブンイレブン)	第4995224号	株式会社セブンイレブン ジャパン
その3	チュッパチャプス(キャンデー) (スーパー)	第5257604号	ペルフェッティ・ヴァン・ メッレ・ソシエタ・ペル・ アチオニ

感想

セブンイレブンやチュッパチャプスの商標は様々な商品に使われているので、緑茶やキャンデーの商標登録番号がどれなのか探すのが大変だった。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	カーディガン () (着ていた服)	第5136973号	株式会社オンワードホールディングス
その2	ファーマフラー () (身につけていた)	第5038241号	株式会社ジュン
その3	トイレ () (家のトイレ)	第4236465号	株式会社イナックス

感想

商標を検索してみると、同じ会社でも様々なものがあり驚きました。
また、それとは反対に、あるだろうと思って探したマークがないことも多く、おもしろかったです。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	椿オイルEX (ドラッグストア)	第5144481号	株式会社資生堂
その2	トンボ鉛筆 (筆箱)	第2163484号	株式会社トンボ鉛筆
その3	サントリー烏龍茶 (コンビニ)	第4578299号	サントリーホールディングス株式会社

感想

いっぱいありすぎて探すのが大変だった。同じ資生堂でも、ちょっとずつ名前が変わっているし、飲料や化粧品など絞り込みに手間がかかった。逆に「これは商標なのでは？」と思うものは「0件」など、ややこしかった。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	マルコメ逸品の味 ()	第5289813号	マルコメ株式会社
その2	トイレ (INAX)	第2216891号	株式会社イナックス
その3	(ダイソー)	2519258号	ダイソー株式会社

感想

会社の商標登録にもたくさんあってびっくりした。課題2で調べた実用新案は中身じゃなくて容器の方だと知ってなおさらびっくりした。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	BEAMS (自宅)	4198051	有限会社エム・ワイ・シー
その2	docomo (私物)	4494077	日本電信電話株式会社
その3	nano・universe (自宅)	5133379	藤田 浩之

感想

同じ商標で登録されている名前が思っている以上にたくさんあって驚きました。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	チョコボール (共通の売店)	5158273	森永製菓株式会社
その2	ブラックサンダー (共通の売店)	5185824	有楽製菓株式会社
その3	午後の紅茶 (共通の売店)	2481534	キリンホールディングス株式会社

感想

物の1つ1つが商標登録されていることが分かった。上の3つ以外にも調べてみたが、アイドルなどにも商標登録がされているのには驚いた。とてもおもしろい世界だと感じた。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	たけのこの里 (販店のおかしコーナー)	50-4366	明治製菓株式会社
その2	ESPRIQUE (ポーチのファンデーション)	2008-80498	株式会社コーセー
その3	スヌーピー (ファイル )	4897394	ユナイテッド・フィーチャー・シンジケート・インク

感想

私たちの周りには商標があふれていることに改めて気づきました。商標があるからこそ、私たちはそのもの自体の存在を知るのだと思います。商標がなくなったら、大変だと気づき、商標の大切さを知りました。スヌーピーの権利者が作者のチャーリーブラウンでないと知り、ファンとして新たな知識が増えてうれしいです。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	トンボ鉛筆 (筆箱の中)	2389458号	株式会社トンボ鉛筆
その2	windows(Vista) (先生のパソコン)	4101035号	マイクロソフトコーポレイ ション
その3	ベビースター ラーメン (鞆の中)	2044751号	松田産業株式会社

感想

私たちは、特許や商標にまみれた中で生活していることがわかりました。また、U.F.O1つとってもカップ、麺の製法、フタ、色々な特許が詰め込まれています。他にも探せば、まだまだ特許があると思います。IPDLで少し困ったのが、検索する時に、例えば「MONO」を入れると、1000件以上の場合は表示されないのが、権利者が大手企業の場合はどうしても数が増えてしまいました。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	森永ミルクキャラメル (共通売店)	219281	森永製菓株式会社
その2	明治 Meiji (共通売店)	525433	明治製菓株式会社
その3	「長州学舎」(山大銘酒・現物は無かった) (共通売店)	5211933	国立大学法人山口大学

感想

山大に関する商標として「長州学舎」は3件あったのだが、なぜか「山大まんじゅう」で検索しても出てこなかった。元々登録していないのか、利益が出そうにないからしていないのか？謎である。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ロートビタ40 (目薬)	第4887889号	ロート製薬株式会社
その2	サマンサタバサ (携帯電話ストラップ)	第4922549号	株式会社サマンサタバサ ジャパンリミテッド
その3	アクエリアス (飲料水)	第2524898号	ザ コカ コーラ カンパ ニー

感想

身の回りのものにはほとんど商標がついているのだと改めて思った。私が調べたものは登録番号が7桁あり驚かされた。商標を検索するとそれを含む商標も多く、同じような表記でも区別されていることを知った。調べていく中で、偽者が出回ったり無断で使われるなどといった問題がどれくらいあるのか興味を持った。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	31アイスクリームのロゴ (アルバイト先のMr.Max内)	第3288254号	ビーアール アイビー ホルダール リミテッド ライ アビリティ カンパニー
その2	クレパス (文具店)	第5241010号	株式会社サクラクレパス
その3	Jstorm (CDショップ)	第4979749号	株式会社ジェイ・ストーム

感想

商標は自分の身近なところにたくさんあるものだということが分かった。店のロゴや商品のロゴは商標登録されていることが多い。同じ権利者でも、ロゴが古いものから新しいものまであった。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	マリークワントのハンカチ ()	3278242	株式会社マリークワントコ スメチックジャパン
その2	火災報知機 ()	4759139	ホーチキ株式会社
その3	クロネコヤマト ()	4588808	ヤマトホールディングス株 式会社

感想

商標は、身の回りにたくさんあって、調べてみると同じ名前でもいろんなものが登録されている。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	セブンイレブンのマーク (セブンイレブン)	第3270206号	株式会社セブンイレブン
その2	リラックマ (筆箱)	第4724108号	サンエックス株式会社
その3	ひこにゃん (携帯の待ち受け)	第5104693号	彦根市

感想

店や商品のブランドだけでなく、キャラクターまでも商標登録されていることに驚いた。また、権利者も会社だけではなく、市などの行政機関も登録を行っているのが、不思議に思った。公的な機関であるのに、使用を限定して良いのだろうか？

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ユニクロ (身につけている服)	第5137361号	株式会社ファーストリテイリング
その2	NINTENDO8DSLite(ニンテンドーDS Lite) (靴の中)	第4963786号	任天堂株式会社
その3	森永ミルクキャラメル (靴の中)	第796581号	森永製菓株式会社

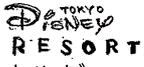
感想

箱ごとが商標となっているものあって、面白いと思いました。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	消しゴム(無印良品) (自分の筆箱の中)	3186363	株式会社良品計画
その2	車の説明書 (HONDA The Power of Dreams) (自分の車の中)	4617643	本田技研工業株式会社
その3	携帯(au by KDDI) (自分の携帯)	2007-072509	KDDI株式会社

感想

商標といってもいろいろと種類があったので、探すのが難しく感じた。また最初商標を商品とかんちがいしていたので、それも探すのに苦労する原因だったと思う。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	 (キーホルダー)	第4330437号	ディズニー エンタープライゼス インク
その2	TANTO (車)	第4705253号	ダイハツ工業株式会社
その3	それいけアンパンマン (ペン)	第2441519号	柳瀬 嵩 株式会社フレーベル館

感想

全く同じ言葉でもそれぞれが商標で、また、全く違う団体でも、同じ言葉の商標をもっていることに驚いた。これまで商標のことを意識したことはなかったが、身の回りにはたくさんあるので、気にしてみたいと思う。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ブラックサンダー ()	5185824	有楽製菓株式会社
その2	ポケットモンスターエメラルド ()	4643597	任天堂株式会社 クリーチャーズ ゲームフリーク
その3	ドラゴンクエスト\モンスターズ ()	4344985	スクエア・エニックス・ ホールディングス

感想

ポケモンが他にも色々と色があって面白かったです。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ニンテンドーDS (家)	4841498 4853764	任天堂株式会社
その2	ポケットモンスタープラチナ (家)	5192331	株式会社クリーチャーズ 株式会社ゲームフリーク 任天堂株式会社
その3	セブンスターブラックインパクト (家)	5240941	日本たばこ産業株式会社

感想

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	WILLCOM(ウィルコム) (家電量販店)	4885883号	株式会社ウィルコム
その2	L'occitane(ロクシタン) (薬局)	2317823号	ロクシターヌ エス ア
その3	山口大学 (山口大学)	4804716号	国立大学法人 山口大学

感想

身の回りの物はほぼ全て商標登録されていて驚いた。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ウェークマン (私物)	1734892	ソニー株式会社
その2	windows (PC)	4498016	マイクロソフトコーポレーション
その3	ゼブラ (文具)	127671	ゼブラ株式会社

感想

身の回りに沢山の商標があり、ある意味ないものがない。また、特許・実用新案に関しては、同じような製品でも、各会社が細かな特許etcを取得していることに驚く。これらについての違法・違反についてもっと学ぶ必要があると感じた。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	クランキーチョコレート (売店)	第5102637号	株式会社ロッテ
その2	ほっとレモン (売店)	商願2009-90723	カルピス株式会社
その3	シーフードヌードル (売店)	2349492号	日清食品ホールディングス株式会社

感想

探し方が悪かったのか、探したいものがなかなか見つからず、思った以上に時間がかかってしまった。また、似たようなマーク、名前が複数あったことも印象的だった。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ユニクロ (自分の着ていた服)	5137361	株式会社ファーストリテイリング
その2	テトラミン (家で飼育している魚の飼料)	944491	テトラ ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング
その3	MAMAUKUKO (手袋)	1931875	株式会社システムジユウヨン

感想

思った以上に同じ名前で商標登録してあるものが多くて正直驚いた。自分の知ってる世界の狭さを知ったと同時に、同じ名前の登録が何故こんなにも多いのか気になる。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	ガンダム(GUNDAM) (ゲーム)	第1847650号	株式会社創通
その2	ドラゴンボール (マンガ)	第2121664号	株式会社集英社
その3	スラムダンク(SLAMDUNK) (マンガ)	第3187638号	東映アニメーション

感想

マンガなどは案外全部登録してあった。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	バンドエイド (家)	1457849	ジョンソンアンドジョンソン
その2	伊右衛門 (自販機)	5140347	株式会社福寿園
その3	ひこにゃん (テレビ番組)	5104693	彦根市

感想

同じ自動販売機で売っている飲み物でも登録されているものとされていないものがあったり、ひこにゃんのように市が権利を持っているものがあることに驚いた。あと、意外に商標登録されていないものが多いことにも気付いた。

	製品・サービスなど (見つけた場所)	商標登録番号	権利者
その1	LOTTE (共通売店)	第379688番	株式会社ロッテ
その2	井村屋 (共通売店)	第442418番	井村屋製菓株式会社
その3	伊藤園 (共通売店)	第723360番	株式会社伊藤園

感想

共通の売店で商標を探したのだが、注意して見渡してみると、上記以外にも様々な商標を見つけることができた。広告の役割もあるのか、ブランド力はすごいと感じた。また、カバンの中にも商標がたくさんあり、身の周りにある商標を、今度じっくりと探してみたいと思いました。

■【課題2】

身の回りの「特許・実用新案」を3つ探そう！

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1 (携帯)	電子レンジ用容器 (キッチン)	特許出願 2008-17050	紀伊産業産業株式会社
その2 (家)	ガムケース (アルク)	実用新案出願 2008-7236	ロッテコンフェクショナリーカンパニーリミテッド外1名
その3 (大学)	巻き取り式コード装置 (バック)	特許出願 2000-617115	スペキュラティブプロダクトデザインインコーポレーテッド

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1 (携帯)	目薬 ロートCキューブ (ポーチの中)	7-315229	ロート製薬株式会社
その2 (家)	冷蔵庫 (部屋)	7-4180	シャープ株式会社
その3 (大学)	レトルトカレー (部屋)	7-135029	ブルドックソース株式会社

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	みそ汁ディスペンサー (ジョイフル)	特願平09-019530	極東産機株式会社
その2			
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
	上記でホットアイマスク (めぐリズム) (家)	特許出願 2007-91195	花王株式会社
その2	ごはんが付かないしゃもじ (家)	実用新案出願 2000-362	株式会社ビクターージャパン
その3	暗くなると自動的に点灯し、明るくなると消えるライト (乗っている自転車)	特許出願 2002-63203	三洋電機株式会社

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	モノ修正テープ (文房具の店)	特許出願 2001-517630	ビックコーポレイション
その2	XYILISHガム (コンビニ)	特許出願 2007-2457756	株式会社ロッテ
その3	BURTON インナーシューズ (スポーツ店)	実用新案 出願平11-3916	バートン・シュボルトアルティークル・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクテル・ハフツング

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	液状味噌用容器 ()	実用新案 3149737号	マルコメ株式会社
その2			
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	ハンガー (自宅)	2004-296428	ミツワ樹脂工業株式会社
その2			
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	飲料用二重ストロー (売店)	2008-1121	日本ストロー株式会社
その2	フランスパン工房 (売店)	第4148320号	
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1 (携帯)	あく取りシート (アパートのキッチン)	10-111249	サランラップ販売株式会社 外1名
その2 (家)	電気ケトル (アパートのキッチン)	2008-292216	象印マホービン株式会社
その3 (大学)	イオンドライヤー (アパートの洗面台)	2006-256972	松下電工株式会社

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	フランスパン工房 (アルク)	2008-157253	株式会社おやつカンパニー
その2	牛乳(テトラパック) (アルク)	2008-177861	日本テトラパック株式会社
その3	U.F.O (アルク)	2006-297933	日清食品株式会社外1名

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	チョコレートを焼き菓子にふくませ、食べた時にそれが出てくる技術 (共通売店「galbo」という菓子)	2003-51085 (かと思われる)	小野 隆外1名
その2	鳥獣への威嚇音発生具 (実家近くの畑)	2007-82839	松丸 敏
その3	カーテンレール (自室)	10-94122	森 博

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	メガネのツル (めがね)	特許出願 2008-34615	株式会社辻めがね
その2	エレベーター表示装置 (エレベーター)	特許出願 2007-235739	三菱電機株式会社
その3	ものさし付テープカッター (テープカッター)	特許出願 2003-436538	堀池 佐知子

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	溝のあるしゃもじ (台所)	実用新案出願 平9-2280	村山 晴美
その2			
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	ワンタッチ巻き取りイヤホン ()	9-175086	高橋 克之
その2			
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	つえラック (祖母の部屋)	2008-119256	丹治 昭子
その2	ワンタッチ巻き取りイヤホン (かばんの中)	9-175086	高橋 克之
その3	ペットバトルキャップに装着される 販促品収納用容器 (コンビニ)	2008-173515	凸版印刷株式会社外1名

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	粘着テープ貼付器 ()	平6-302605	則武 鎌夫
その2	ピーラー ()	2006-93582	京セラ株式会社
その3	シンク構造及びまな板 ()	2002-316320	株式会社INAX

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	しゃもじ (家)	2000-177949	松下電器産
その2	がびょう (かベ)	2003-322475	コクヨ
その3	消しゴム (本屋)	2004-34624	コクヨ

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	ファイナルファンタジー (家)	2794230	
その2			
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	にんにくピーラー (自宅の家の台所)	3063630号	澤田 まゆみ外1名
その2	クレーンゲーム機 (ゲームセンター)	2008-27924	株式会社タイトー
その3	ハードライヤー (家電量販店)	2009-176504	九州日立マクセル株式会社

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1 (携帯)	パンチ穴あけ器 (研究室)	2005-137949	菊池 和世
その2 (家)	電気ケトル (研究室)	2007-304283	象印マホービン株式会社
その3 (学内)	薄型フレキシブル照明器 (車)	2008-202403	株式会社 サーマルプリンタ研究所

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1 (携帯)	消しゴム(まとまる) (心でばこ)	2000-399280	べんてる株式会社
その2 (家の 中)	高枝鋏 (庭)	04-081351	アルスコーポレーション 株式会社
その3	電子辞書 (家)	2007-092797	カシオ計算機株式会社

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	エアーストーン (家で飼育している魚の水槽の中)	4-30024	株式会社リケン
その2	シャープペンシル (文房具)	2002-360762	株式会社社壽
	水成インキ組成物 (蛍光ペンから)	2008-20282	株式会社資生堂外1名

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	しゃもじ(イボ付き) (台所)	2000-177949	松下電器産業株式会社
その2	サイクロン式掃除機 (家)	2001-13827	ツインバード工業株式会社
その3	ノック式ボールペン (心で箱)	2008-8524	パイロットインキ株式会社

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	ピアスカッチ (友達がしていた)	実用新案出願 平8-137	有限会社スダマ
その2	ホットカーペット (家)	実用新案出願 平3-97225	株式会社コロナ
その3			

	製品・サービスなど (見つけた場所)	出願番号	出願人
その1	ロッテの「雪見だいふく」 (コンビニ)	特許第1537351号	株式会社ロッテ
その2	シャチハタの「Xスタンパー」 (家)	実用新案登録 第1120473号	シャチハタ工業株式会社
その3	ファイナルファンタジー (友だちの家)	特許第2794230号	株式会社スクウェア

■ 総合演習（知財と創造） 学生の成果物
受講生作成知的財産クイズ

選修・コース	問題	①	②	③	解説
生活健康科学コース3年	発売されたばかりの映画のDVDを買いました。そのDVDを周りの友達が見たいと言っています。	皆で仲良く見る。	皆からお金を貰って見せてあげる。	コピーして皆にあげる	・著作物を上映する時は料金が発生してはいけません。 ・著作物を私的利用以外で複製してはいけません。
国語教育3年	こんな時どうする？ ホームページに何かネズミの絵を載せたい時、自分ではうまく描けなかったらどうする？	自分で頑張ってお絵描きして描く。	本に載っているのを真似して描く。	インターネット上に出ているものをコピーする。	そっくりそのままマネしたりコピーをする時には無断で使用してはいけません。 他人の絵（著作物）を使用する時には ◯←みたいな 引用として誰のものを明らかにする必要があります。
理科教育選修3年	ドラマをみる時ふと、昔のドラマを見なくなった時はどうしたらよいか。	DVDを借りる	ネットで検索	再放送	ネットで視聴はあまりよいものではないので×。再放送を待つのは時間がかかりすぎるのでオススメできない。
社会科3年	授業で、お礼について紹介する時、パワーポイントにのせて一万円札を生徒に見せたい。どうする？	諭吉に許可をとる（墓参り）→貼り付け！	インターネットのどこからか、画像をGet→貼り付け！	自分で模写する→貼り付け！	・お礼は、コピーダメ。 ・必ず  ・著作権の前にお金に関する法律があると思う。 ・教育に用いた場合 ・現物を見せるのが一番！！
幼児教育コース3年	卒論が行き詰った… こんな時どうする？	文献を探す	ゼミの先生に相談する	インターネットで見つけた文章をコピーして張り付ける。	他の人が書いた文章を使う場合は、引用文献として、書いておく必要がある。先生に相談がオススメ。
社会科教育3年	文化祭で出店を出すことになりました。宣伝のためにやっても良いのはどれ？	看板にミッキーの絵をかく。	チラシにミッキーの絵をかく。	ミッキーのCDを店の前で流す。	③ お金を稼ぐ目的で、著作権のあるものを無断で使用してはいけません。CDは、お金を払っているからOK！
生活健康科学コース3年	CDを借りてきて、録音しようと思います。このCDを借りたがっている友達がいます。どれが許される行為でしょうか。	自分用だけに録音する。	友達用にも録音してあげる。	借りたCDをそのまま貸してあげる。	著作物を個人的に利用することを目的としているので許される。家庭内でだけ利用するようにし、仕事には使わないこと、が条件である。 私的録音・録画保障金制度 著作物をデジタルで録音する場合、大量に複製が行われて著作者が不利益を被る可能性があるため設定。
生活健康科学コース3年	見たかったドラマを見損ねてしまいました。あなたならどうしますか？	再放送されるまで待つ	録画していた友人にDVDにコピーしてもらおう	動画サイトにアップされたものを見る	・報酬・料金が発生してはいけません。 ・営利目的のコピーはしてはいけません。
国語教育選修3年	次の3つのうち権利者に許諾を得なくても利用することができるのはどれでしょう。	営利を目的にして、著作物を上映する。	塾で教材として著作物を利用する。	図書館で、資料の保存のために著作物を複製する。	答えは③ ①著作物の上映は、報酬・料金が発生しない非営利活動では利用することができます。 ②著作物は教育機関で利用することができますが、塾は例外です。 ③公共図書館では著作物を複製することができます。

選修・コース	問題	①	②	③	解説
国語教育選修3年	卒業アルバムに、みんなへのメッセージとして、自分の好きな曲の歌詞（一部）をのせたい時どうする？	出展を明記すればよい	権利者に許諾を得る	自由にのせてよい	小・中・高等学校などの教育機関における著作物の利用であるため、メッセージに歌詞が必要な場合は、引用だと明確に示せば載せてよい。
国語教育選修3年	・社会の授業で『独占禁止法』を扱うとき 社会の授業であなたが『独占禁止法』の内容を扱うことになり、法律の書かれた資料を生徒に配布する時、どのようにしてプリントを作る？	資料の最後に「法務省発行」と明記する	資料の最後に使用した本などの出展を明記する	出展も何も書かない	憲法やその他の法令は著作権がない著作物である。
国語教育選修3年	友達が自分の好きなアーティストの曲が欲しいと言ってきました。その時、どうする？	CDを貸す	CD-Rに焼いたものを売る	インターネットにある無料のファイルをダウンロードする。	CDをコピーしたものを自由に売ってしまうことは、私用のための複製の範囲外なため、認められない。また、インターネットでダウンロードするときも何を考え、何を期待しダウンロードしたかによって変わる可能性がある。何も知らないうちにダウンロードしてしまった場合は違法ではないが、例えばアーティストや曲名を入力して検索した場合は違法となる場合がある。
国語教育選修3年	小説が読みたくなったが、わざわざ買うのも勿体ない。そこでインターネットの「青空文庫」を利用して小説を読もうと考えた。さて、この時「青空文庫」内で見つからなかった作品は下記のうちどれか？	新美何吉『手袋を買いに』	村上春樹『ノルウェイの森』	小林多喜二『蟹工船』	A.② 村上春樹以外の作品は著者死後50年以上が経過しており、著作権が失効しているため、ネット内での掲載・閲覧が可能である。
人間教育学3年	音楽を聴きたい時、やってはいけないことはどれ？	CDを友人から借りる	パソコン・携帯電話の無料の掲示板からダウンロードする	レンタルビデオ屋でCDを借りてくる	正解は②番 無料でダウンロードできるのは著作権を侵害している可能性が高い。音楽といっても曲自体は商品なので違法な手段で手に入れるのは万引きと同じ行為です。
人間教育学コース3年	限定DVDをゲットしました。レア物です。全国でも数百人しか持っていないので「見たい」「欲しい」という人多数 この中で違法なのは？	「自分だけの楽しみ」優越感に浸る	高価で売る	某動画サイトに上げる	動画サイトにあげるのは侵害になります。注意書きを確認しましょう

選修・コース	問題	①	②	③	解説
理科教育選修3年	人気のキャラクター看板に書く時文化祭でお店の看板にピ〇チューを用いる時どうする？	微妙に耳などを変えて使う。	バレないからだまってるを使う。	任天堂に許可をとって使う。	ピ〇チューには、もちろん作ったデザイナーや、商標登録をしている任天堂の著作権があるため、用いたい場合にはきちんと許可をとる必要がある。
文芸・芸能コース3年	著作物を公共図書館で複製したい場合、条件がある。次の3つのうち、あてはまるものはどれか？	利用目的のための申請書を提出すること	図書館の係員の許可を得なければならない	資料の保存の必要性がある時	著作物を公共図書館において複製したい場合、次のような条件がある。 ・調査研究を目的とした、利用者の求めに応じて、公表されている著作物の一部分を複製する事 ・資料の保存のために必要がある場合 ・他の図書館の求めに応じて、入手困難な資料を複製する場合
障害児教育コース3年	イラストをパワーポイントで使いたい！こんな時、どうする？	自分でオリジナルのイラストを描く	現在活躍中の人気アニメの公式サイトイラストを使用する	趣味で絵を書いている人のホームページのイラストを使用する	① 著作権は、作者の死後50年までは保護されます。無断で使用してはいけません。また、著作権にプロ・アマ等は関係ありません。
技術教育3年	著作権の中で映画は、何年保護されるでしょうか？	50年	70年	100年	② 自己や企業の財産や発明を守るために、多くの権利が存在する。例えば特許権は経済産業省特許庁で出願から20年保護され、実用新案権は同じく経済産業省特許庁で出願から10年保護されている。その中で著作権は、文部科学省文化庁で著作者死後から50年保護されているが、映画のみは70年保護されることとなっている。
障害児教育コース3年	好きなアーティストの曲を聞きたい時好きなアーティストが新曲を発売！高く変えないけれど聞きたい時どうする？！	すでに持っている友達にコピーして安く売ってもらおう。	レンタルショップに借りに行く	インターネット上に無料で掲示されているものをダウンロードする。	② CDは無断で複製・コピーしてはいけません。ましてやコピーしたものを売買してはいけません。
理科教育選修3年	・ホームページを作る時他のサイトの気に入った画像を使用する時に誰に許可をもらえばよいか？	勝手に使ってよい。	サイトを作った人。	画像を撮った（又は書いた）人	A.③ 著作権は基本的に画像を作った人に発生するため。人物が画像に描かれているなら、肖像権に関しても配慮すべきである。
技術教育3年	ファイル交換ソフト（WinyやCabos）を使って、曲をダウンロードしたり友人にあげたりしてもよいか？	よい	よくない	10曲までならファイル交換ソフトを使って交換してもよい	ファイル交換ソフト（WinyやCabos）を使って、曲の交換を行うことは著作権の侵害になります。（私的利用を超える）

選修・コース	問題	①	②	③	解説
文芸・芸能コース3年	・あるTVで生放送された番組の視聴率が高く好評だったのでDVD化されました。しかし、その番組の生放送にゲストと呼ばれたタレントのトークの内容に、生放送中には入らなかった「ピー」という音の入る部分がDVDではありませんでした。さて、この「ピー」の部分に入っていたはずのトーク内容はどれでしょう。(複数解答可)	放送禁止用語を含んだトーク	ゲストのトークがすべっている状態	著作権に関わる内容	答えは①・③(②はもちろん ①と③は編集でカットの可能性も) 発表内容やネタに著作に関する内容が含まれる時、それを複製して商品にする場合は、権利者に許諾を得なくてはならない。「ピー」という音が入っているものは、その音が入っている内容の著作権を持つ者から許諾を得られていない可能性があるということと、単に、放送禁止用語が含まれているかのどちらかが考えられるであろう。
理科教育選修3年	任天堂が所有する商標で存在しているものをすべて答えなさい。	ポケットモンスター白	ポケットモンスターホワイトゴールド	ポケットモンスター茶	答え、すべて 次回、発売する可能性があるか、パチ物を防ぐため。例として、歯ブラシ等で有名なLIONは、パチ物を防ぐため、「NO17」という商標も持っています。
技術教育3年	自分の好きなアーティストが新曲DVDを出し、その曲、PVにとっても感動した。この感動を他の人にも伝えたい。正しい伝え方はどれでしょう?	PVをyoutube, ニコニコ動画等にアップロードする。	自分のブログに感想を書く	曲だけを掲示板にアップロードし、誰でも聞けるようにする。	正解② 曲、PV,そのどちらにも著作権は発生しています。それをweb上にアップロードしたり他人に渡すことは、著作権侵害になります。また、犯罪行為にもなっています。いくら感動しても、amazonのレビューを書くか、自分のブログで感想を書きましょう。どうしても聞いて欲しい場合は、ブログに、公式サイトの見聞のページのリンクを貼りましょう。
技術教育3年	著作権はだれがどんな時、有することの出来る権利でしょう??	マンガ家や作曲家、画家などの芸術家が作品を作った時のみ。	どんな人でも作品を作った時、著作権を申請すれば、有することが出来る。	著作権を申請しなくても、誰でも有することが出来る。	③ 著作権は誰でも、作品を作った時点で自動的に発生する権利です。特に申請などをしなくても著作物として認められるので、勝手にコピーや引用されることは許されません。
文芸・芸能コース4年	卒業論文を書いた時、出版された本から引用して文章を作りました。この場合、「参考文献」としてその本に関する情報を記述しなければなりません。さて、どれだけの情報を書いておけばいいでしょう?	本のタイトル・著者	本のタイトル・著者・本を出版した会社・出版された年	本のタイトルだけで良い	卒業論文だけでなく、レポートや本など、他人が読むものの場合、引用した文章がどの本にあるのかを分かりやすくしなければなりません。少なくとも「本のタイトル・著者・出版社・出版年」は必要です。これならどの本かすぐ分かりますね。更に引用した文章が何ページにあるのかも記しておく、非常に分かり易いと思います。 ということで、正解は②です。
技術教育3年	・音楽を聴く時聴きたい新曲があった時、あなたならどうやって曲を手に入れますか?	何枚も焼いてあるCDを1枚もらう	第三者が勝手に作った音楽サイトから、無料でダウンロードする	アーティストが許諾した配信サイトからお金を払ってダウンロードする	正解は③です。 曲には曲を作った人の権利が含まれています。なので、作曲者が公式に認めている方法でしか、曲を手に入れないはいけません。

■山口大学工学部生対象講義 知的財産権論

担当：山口大学大学院 技術経営研究科 教授 木村友久

知的財産権論 4-1 2009. 後期

知的財産概論と 知的財産情報検索

山口大学専門職大学院 技術経営研究科 木村友久
更新日: 2009.9.8

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

- 知的財産の重要性
- 知的財産の全体像
- 知的財産学習に必要な情報源
- 特許情報の検索
- 特許制度の概要
- 意匠制度の概要
- 商標制度の概要



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

知的財産の重要性

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆ 社会の高度化で知識に商品価値が認められるようになった

知的財産

- ◎ iPS細胞特許、年度内にも契約成立
- ◎ Blu-rayの補償金課金4月1日実施へー文化庁がパブリコメ実施
- ◎ ファイル交換ソフト著作権侵害訴訟
- ◎ 国有特許：中小企業などに格安で開放、新事業促す 経産省
- ◎ 台湾の「さぬき」商標無効求め支援
香川県内うどん店が募金箱設置
- ◎ 日本デジタル家電の著作権法違反
番組海外転送は適法
TV側、逆転敗訴ー知財高裁
- ◎ 「約束の場所」事件 榎原敬之 VS MR氏
- ◎ 「グーグルキャッシュ」の違法性
- ◎ 「餅の切り込み」事件



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

- ◎ 液晶テレビを巡る流通グループとメーカーの対立
- ◎ 一太郎事件特許権侵害訴訟
知財高裁平成17年9月30日
- ◎ インクカートリッジ詰め替え特許権侵害訴訟
知財高裁平成18年1月31日
- ◎ レンズ付きフィルム特許権侵害訴訟
東京地裁平成12年8月31日
- ◎ 中古ゲームソフト訴訟
最高裁平成14年4月25日
- ◎ ロールケーキも要注意
ロールケーキ意匠の主要部は？
- ◎ 建築外壁意匠も要注意
- ◎ 山口大学商標戦略
山大(R)は、山口大学が独占？
- ◎ ひよこ立体商標事件

客体の把握が
重要な判断要素
調査・検索の必要性
知財全体を見渡す能力



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◎ 液晶テレビを巡る流通グループとメーカーの対立

台湾

日本

液晶TVの世界的メーカー 特許権を主張 (Global LCD TV Manufacturer asserts patent rights)

◎ 物の発明の実施、生産、使用、譲渡、貸渡し、輸入、譲渡等の申し出（物がプログラム等である場合、電気通信回線を通じた提供を含む）。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◎いわゆる一太郎事件
 ◆H17. 9.30 知財高裁 平成17(ネ)10040
 平成17年(ネ)第10040号 特許権侵害差止等請求控訴事件
 (原審・東京地方裁判所平成16年(ワ)第16732号)

【請求項1】アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】省略 【請求項3】省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◎インクカートリッジ詰め替え事件
 ◆H18.1. 31 知財高裁 平成17(ネ)10021
 平成17年(ネ)第10021号 特許権侵害差止等請求控訴事件
 (原審・東京地方裁判所 平成17年11月4日判決)

【請求項1】互いに圧接する第1及び第2の負圧発生部材を収納するとともに液体供給部と大気連通部とを備える負圧発生部材収納室と、該負圧発生部材収納室と連通する連通部を備えると共に実質的な密閉空間を形成するとともに前記負圧発生部材へ供給される液体を貯溜する液体収納室と、前記負圧発生部材収納室と前記液体収納室とを仕切るとともに前記連通部を形成するための仕切り壁と、を有する液体収納容器において、前記第1及び第2の負圧発生部材の圧接部の界面は前記仕切り壁と交差し、前記第1の負圧発生部材は前記連通部と連通するとともに前記圧接部の界面を介してのみ前記大気連通部と連通可能であると共に、前記第2の負圧発生部材は前記圧接部の界面を介してのみ前記連通部と連通可能であり、前記圧接部の界面の毛管力が第1及び第2の負圧発生部材の毛管力より高く、かつ、液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体が負圧発生部材収納室内に充填されていることを特徴とする液体収納容器。 ～請求項2以降省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

※発明の主要部分の判断、主要部分に対して侵害側が行った処理が判断分岐点の一つ。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◎ロールケーキも要注意
 ロールケーキ意匠(デザイン)の主要部はどこでしょうか?
 IPDLで調べてみましょう・・・意匠公報テキスト検索
 意匠権者 山崎製パン(株)

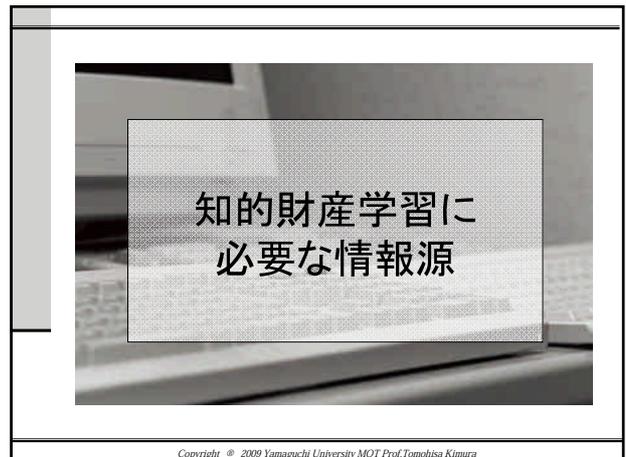
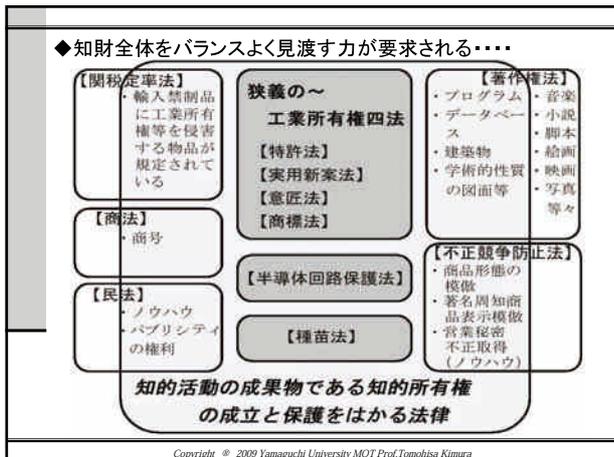
意匠登録第1284325号
 【登録日】平成18年9月8日
 【意匠に係る物品】
 ロールケーキ
 【意匠分類】A1-150
 【出願日】平成18年3月7日
 【意匠権者】
 山崎製パン株式会社

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産は、三種類に大分類できます……

- ◎製品等の開発製造過程で創作される知的財産
 (発明) (考案) (意匠デザイン) 半導体回路配置等
- ◎営業上の信用が表現されている知的財産
 (商標) 商号 一部のドメインネーム 一部の商品形態等
- ◎思想または感情の創作物に関わる知的財産
 (小説) (音楽) (写真) (映画) (プログラム)等

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆知的財産の学習に必要な各種の情報

1. 総務省法令データ提供システム
<http://law.e-go.gov.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

2. 最高裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

3. 知的財産高等裁判所～平成17年4月1日発足
<http://www.ip.courts.go.jp/>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

4. パテントサロンホームページ
<http://www.patentsalon.com/>

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

5. 特許庁ホームページ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

6. 工業所有権情報・研修館



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

7. 農林水産省ホームページ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

8. 文化庁ホームページ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

9. 特許電子図書館((独)工業所有権情報・研修館)
http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl

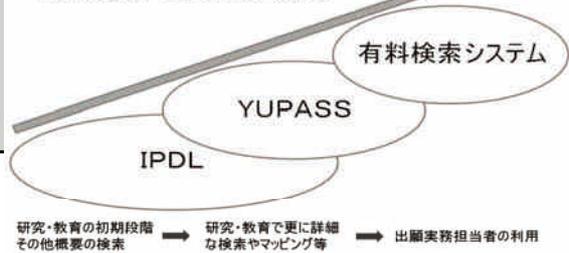


Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

10. 山口大学特許電子図書館(YUPASS)
https://www.yupass.jp/v4/

□ 各種検索システムの想定利用場面イメージ
YUPASSはIPDLとの併用が効果的



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆山口大学特許検索システムの概要

- ◆特許公報に含まれる全テキストデータの一括検索機能
- ◆テキスト全文の始点から終点まで全ての文言検索機能 (助詞等の部分で検索語句の自動的な丸め処理は行っていない)
- ◆平均3秒程度の全文検索
- ◆学内サーバ設置で時間帯にかかわらず安定した検索が可能
- ◆全文検索は平成5年以降の特許実用新案に対応



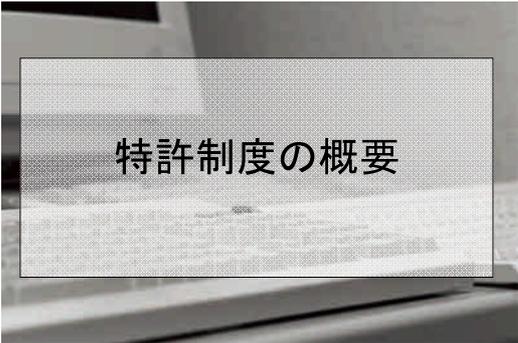
【特許検索システム サーバ写真】

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

YUPASS	IPDL
公報全文検索(全範囲を検索対象)	公報全文検索(書誌的事項を除く)
特・実のみを対象とする	特・実・意・商・審・経過情報を対象
本格的ヘルプ機能はこれから整備	ヘルプ機能が充実
最大10万件までの検索リスト生成	1000件までの一覧表生成
出願人、発明者の住所検索機能	--
Fターム記号を全文検索に投入することで、テキスト検索等と統合検索が可能	Fターム検索は独立した機能
引用関係やグラフ表示機能	--
引用関係マップソフトとの連携機能	--

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

特許制度の概要



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許制度

特許法第1条(目的)
この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

特許法第2条(定義)
この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

・新しい「物」 ・新しい「生産方法」 ・新しい「方法」

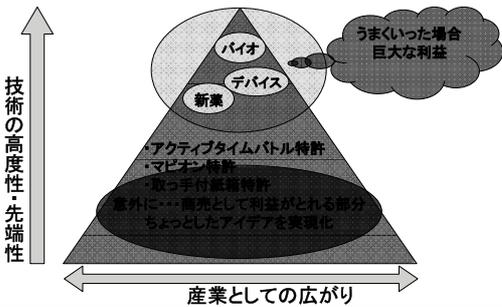
技術的なアイデアで
実現可能なもの

発明者等 → 一定期間だけ独占権を与える → 期間経過後は誰でも自由利用

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura 産業財産権標準テキスト総合編41～44頁

◆発明には・・・

時代を超える最先端の特許発明もあれば
生産工程の改良や
身近な生活のアイデアから生まれる発明もある



技術の高度性・先端性

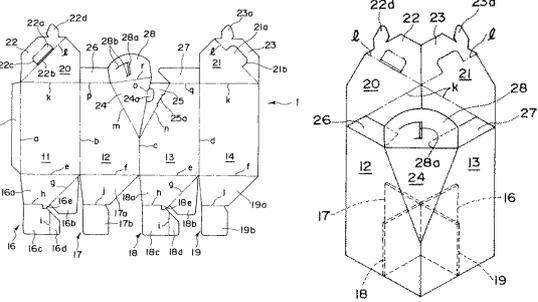
産業としての広がり

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆製品の中にある発明を探してみよう

・取っ手付紙箱特許 特許第3813253号 

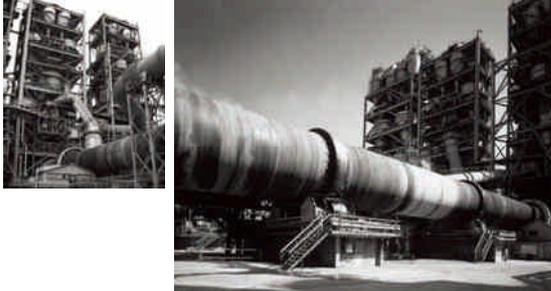
【特許権者】大日本印刷株式会社



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆製品の中にある発明を探してみよう

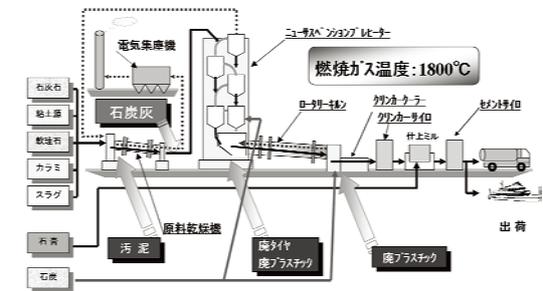
・環境問題を技術で乗り越える
ダイオキシン類を発生させない廃プラスチック処理技術 特許第2905689号等



ロータリーキルン(株式会社トクヤマ)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

セメント工場での廃棄物の処理・利用

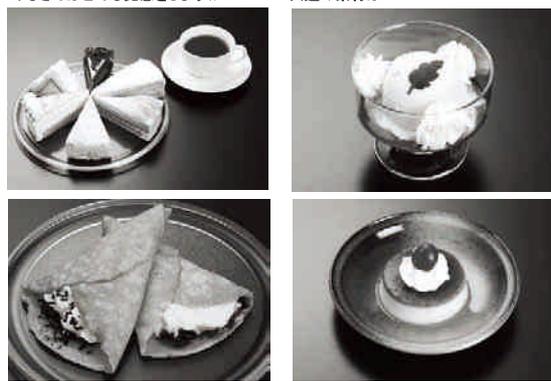


Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

みなさんはどんな発想をしますか？・・・共通の素材は



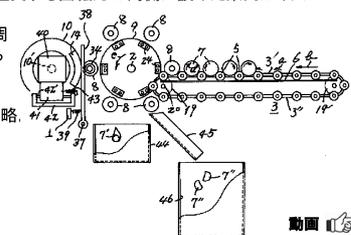
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



大量に割ったときに食材中に殻が混入しないようにするには？

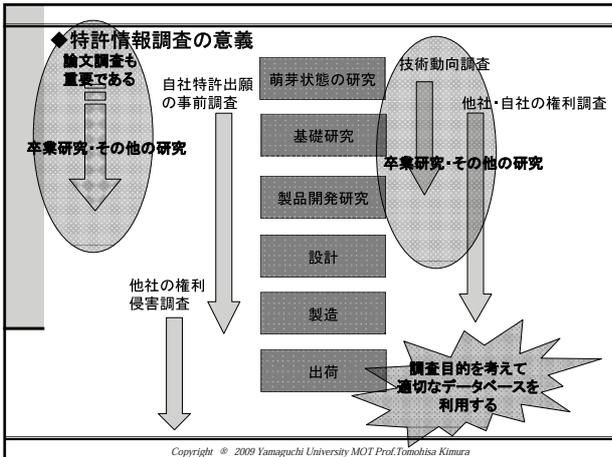
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(11)【特許番号】第2602409号
(24)【登録日】平成9年(1997)1月29日
(54)【発明の名称】卵自動割り方法及びその装置
(73)【特許権者】有限会社ミタカ電機
(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
対向吸盤間に卵の両端を挟持し、該卵を上記吸盤の共通中心線の回りに回転させながら、該中心線と直交する回転刃の両側に設けた案内ガイドに上記回転卵の中央部を接し、その状態で上記回転刃の外周刃先で上記卵の殻を外側から切削することを特徴とする卵自動割り方法。
【請求項2】～【請求項5】は省略。



全文 動画

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



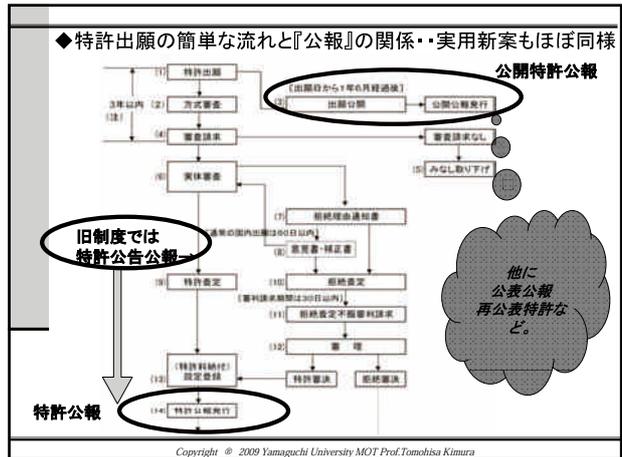
【特許情報活用】

- 技術者の導入教育として・・・人材育成の観点も兼ねて → 論文と同様に利用。特に、特許情報は形式が一定。
- 自己の研究、産業技術上の「立ち位置を」確認するため。
- 研究テーマについて、過去から現在に至る発想法の確認、気づき。
- 応用技術、複合系特許分野であれば、研究テーマについて、他社特許により研究が隘路に入る事を防止するため。他社特許群との相対位置を知り、開発戦略を練るため。他社を含めた、特許の空白地帯を探知するため・・・。
- 共同研究先を探索するため。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

- ベンチャー立ち上げのアイテムとして。
- 純粋な基礎研究でも、参考情報が取得できる場合がある。
- 特定研究テーマについて、特許情報から実験をトレースするため。
- 他社特許を回避する情報として。
- 将来的な技術情報の流れを予測するため。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆特許出願に係る書類の内容

第36条（特許出願）

- ① 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 発明者の氏名及び住所又は居所
- ② 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- ③ 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 発明の名称
 - 二 図面の簡単な説明
 - 三 発明の詳細な説明
- ④ 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
 - 二 その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容

- ⑤ 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
- ⑥ 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二 特許を受けようとする発明が「明確」であること。
 - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。
- ⑦ 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他 経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容…書誌的事項

【発行国】日本国特許庁(JP)
 【公報種別】公開特許公報(A)
 【公開番号】特開平5-169882
 【公開日】平成5年(1993)7月9日
 【発明の名称】コンピュータ印字用のカード台紙
 【国際特許分類第5版】
 B42D 15/04 B 7008-2C E 7008-2C

【審査請求】未請求
 【請求項の数】3
 【全頁数】5
 【出願番号】特願平4-131695
 【出願日】平成4年(1992)4月24日
 【優先権主張番号】特願平3-269028
 【優先日】平3(1991)9月20日
 【優先権主張国】日本(JP)
 【出願人】
 【識別番号】390023940
 【氏名又は名称】エニカ株式会社
 【住所又は居所】東京都千代田区麹町6丁目4番地
 【発明者】 【氏名】戸矢 雅道
 【住所又は居所】神奈川県座間市立野台361番地
 【代理人】 【弁理士】 【氏名又は名称】中山 清

Aセクション 生活必需品
 Bセクション 処理操作・運輸
 Gセクション 化学・冶金
 Dセクション 機械・紙
 Eセクション 固定構造物
 Fセクション 機械工学・照明・加熱・武器・爆発
 Gセクション 物理学
 Hセクション 電気

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容…要約

【要約】
 【目的】カードを貼付した台紙をプリンターに装着した際、カードの周縁がプリンターに引っかかりしにくいコンピュータ印字用のカード台紙を提供すること。
 【構成】プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材121に装着された第1のプラスチックフィルム123で形成されるカード部材120、第2のプラスチックフィルム124が装着されたプリンタ用紙11とを具備し、上記カード部材120の第1のプラスチックフィルム123と上記プリンタ用紙11の第2のプラスチックフィルム124を密着し、当該カード部材120にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠16を形成する。

第70条
 ① 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
 ② 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
 ③ 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容…請求項

【特許請求の範囲】
【請求項1】プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材及び該カード素材に接着された第1のプラスチックフィルムで形成されるカード部材、第2のプラスチックフィルムが接着されたプリンタ用紙とを具備し、上記カード部材の第1のプラスチックフィルムと上記プリンタ用紙の第2のプラスチックフィルムを密着し、当該カード部材にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠を形成したことを特徴とするコンピュータ印字用のカード台紙。
【請求項2】上記カード部材は、保護枠の断面形状が台形になっていることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。
【請求項3】上記プリンタ用紙に、カードを貼付すると共に該カードに隣接して住所欄を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。

第70条
 ① 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
 ② 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
 ③ 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容…請求項

特許請求の範囲
 請求項 請求項 請求項
 claims 請求項 請求項 = claim

特許法36条（後半部分…第5項～第6項）
 5 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
 二 特許を受けようとする発明が明確であること。
 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

次スライドへ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容…発明の詳細な説明

【発明の詳細な説明】※特許公開公報 平10-121771 出願人 大林組
 【0001】
 【発明の属する技術分野】本発明は、原子力発電所施設に設置される原子力関連建屋及び、
 【0002】 段落番号
 【従来の技術】原子力発電所の原子炉建屋や制御建屋は、～
 【0004】
 【発明が解決しようとする課題】しかしながら、壁厚の大きな図4のようなRC造の制御建屋1では、～
 【0009】
 【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため、～
 【0018】
 【発明の実施の形態】以下、本発明に係る原子力関連建屋及び制震構造物の実施の形態について、添付図面を参照して説明する。
 【0051】
 【発明の効果】以上述べたように、本発明の原子力関連建屋は請求項1に記載したように、コンクリート系の構造要素で構築された下層階と該下層階の上に鉄骨で構築された最上階とからなり、該最上階にはエネルギー吸収部材を設置したので～

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容…図面の簡単な説明及び図面

【図面の簡単な説明】
 【図1】本実施形態に係る原子力関連建屋としての制御建屋の鉛直断面図。
 【図2】本実施形態に係る制震構造物としてのビルの鉛直断面図。
 【図3】本実施形態に係る制震構造物としての制御建屋の鉛直断面図。
 【図4】従来技術における制御建屋の断面図。
 【符号の説明】
 11 制御建屋(原子力関連建屋)
 12 下層階
 13 最上階
 16 ゴム系弾塑性ダンパー(エネルギー吸収部材)
 17 オイルダンパー(エネルギー吸収部材)
 18 エネルギー吸収型鉄骨ブレース(エネルギー吸収部材)
 21 ビル(制震構造物)
 22 最上階(上層階)
 23 下層階
 24 屋根(付加質量体)
 25 鉄骨柱(ハネ)
 26 エネルギー吸収型鉄骨ブレース(ハネ)
 27 鉄骨ブレース(ハネ)
 31 制御建屋(制震構造物)
 32 下層階

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆『特許電子図書館』工業所有権情報・研修館を利用する検索

- 回転寿司の回転機械に関する技術を検索してみよう
- 電子図書館のどこの画面を利用すれば良いでしょう
- 検索語句、あるいは検索用記号は何を利用したらよいでしょう
- 検索された情報を元に更に検索してみましよう

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

「洗濯液を攪拌するための回転羽根車を有する洗濯機」という技術の国際特許分類(IPC)を特定して下さい。

「麺の形状を工夫して上を向いて食べられる麺(ラーメン等)」技術の、Fタームを特定し、該当の特許出願を探して下さい。
*ヒント 西暦2000年以降で調査 出願者は日清食品(株)

ポーションパック注ぎ口の発明を指摘して下さい。発明思想は何ですか。ポーションパックの課題は何ですか。特徴的な発明を探して下さい。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆『特許電子図書館』工業所有権情報研修館を利用する検索

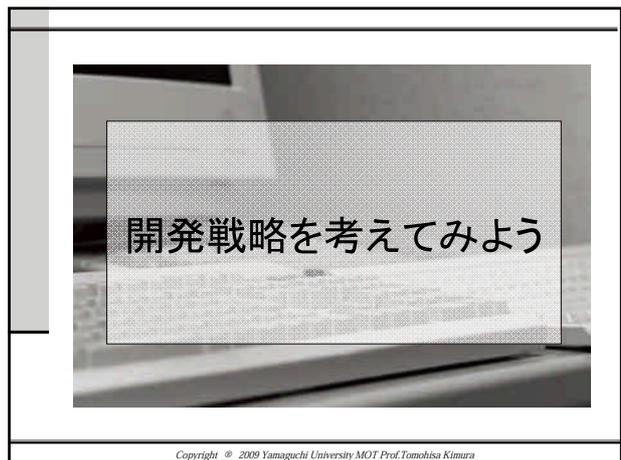
特許情報の検索はネットサーフィンと同じ感覚で・・・次々に情報を取得してみよう

卒業研究、その他、専門の研究開発に利用できる情報は見つかりましたか

↓

特許庁のホームページには『技術分野別特マップ』『標準技術集』が掲載されています。こちらを併せて利用してみましよう・・・

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆INAXのホームページでくるりんpoi排水口を確認

<http://www.inax.co.jp/>

- ①技術の内容は?
- ②製品に対応する基本特許は?
- ③INAXの関連特許の流れと全体像は?
- ④厳密な技術内容、技術的範囲は?
- ⑤特徴的な開発会社は存在するか?
- ⑥他社の対応は?・・・回避
- ⑦INAXの対応は?・・・確保

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



お湯をぬぐたびに髪やゴミがうずの方でぐるぐるくるくるくるりん、やがて髪やゴミがまとまって

※効果的なうず流を発生させるには、浴槽水位が100mm以上必要です。

うずの方でまとめた髪やゴミを「ホイ」と捨てられます

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

うずの方でまとめた髪やゴミを「ホイ」と捨てられます

従来の排水口はヌメリ汚れでドロドロに

洗い場からの汚れた水

くりんホイからヌメリない

洗い場からの汚れた水

※使用条件 1日4人入浴、翌朝に浴槽の残り湯を排水する。入浴時は、湯3分で浴槽(底)を10日間ヌメリ汚れの主成分であるたんぱく質を着色しています。
※排水排水口は、排水中排水管内に湯気が発生した時に空気を取り込む機能を持っています。空気を取り込む際には騒音がします。

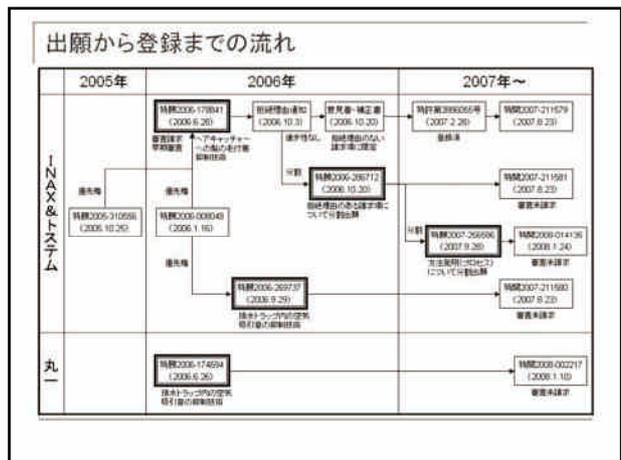
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

INAXの「くりんホイ排水口」を利用した調査

【ホームページを読み込んだ時点での】

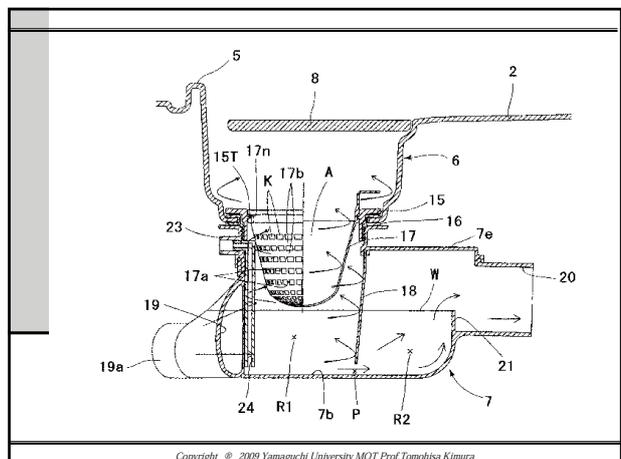
- ①技術の内容は？
- ②製品と対応する基本特許は？
- ③2005年に製品化を一年延期しています。その理由(問題点)を考えてみよう。
- ④厳密な技術内容、技術的範囲は？そのために調査すべき内容、比較対象は？
- ⑤ ③の問題点を解消する特許出願を見つけよう。
- ⑥特徴的な独立系開発会社は存在するか？
- ⑦他社の対応は？
- ⑧INAXの対応は？

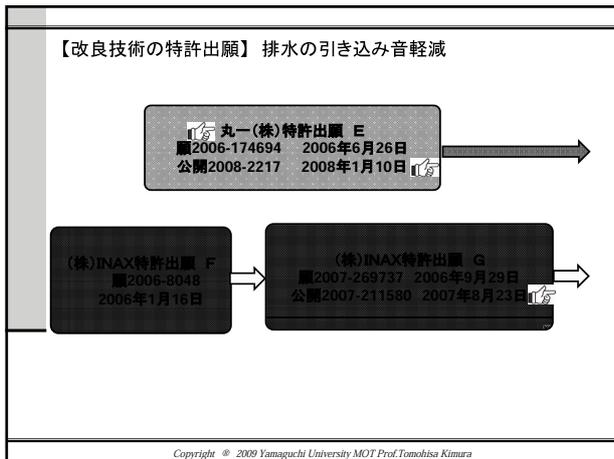
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



特許第3886055号
【登録日】平成18年12月1日
【発明の名称】排水トラップ及びこの排水トラップを備えた浴室
【特許請求の範囲】
【請求項1】
本体内を天面から垂設された遮蔽部材により流入室と流出室との2室に区画し、
前記流入室の天面に洗い場排水流入用の開口を設け、
前記遮蔽部材と本体底面との間の封水に水没する部位に前記流入室と前記流出室との連通路を設け、
前記流出室に流出口を設けた排水トラップであって、
前記流入室の側面に浴槽排水が流入する浴槽排水流入口を設け、
前記浴槽排水により前記流入室内に渦流を発生させる渦流発生手段を設けた排水トラップであって、
前記渦流発生手段は、浴槽排水流入口が縦長状に形成されたことを特徴とする排水トラップ。
※請求項2以降は省略

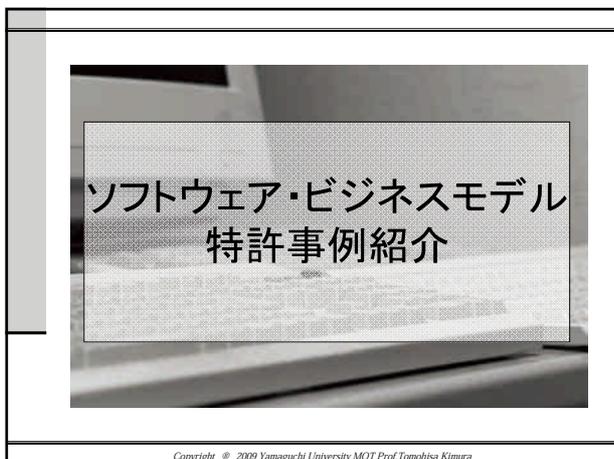
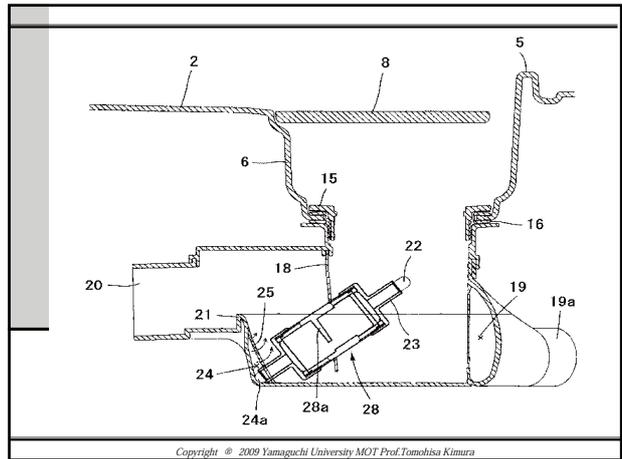
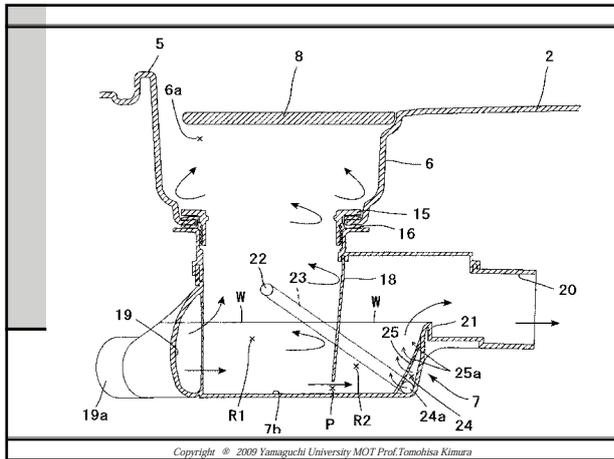
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura





公開特許公報 特開2007-211580
 【公開日】平成19年8月23日
 【発明の名称】排水トラップおよび排水トラップを備えた浴室
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】 本体ケース内を天面から垂設された遮蔽部材により流入室と流出室に区画し、流入室の天面に洗い場からの排水流入用の流入口を設け、前記遮蔽部材と本体底面との間の封水に水没する部位に流入室と流出室との連通部を設け、前記流出室に流出口を設けた排水トラップであって、前記流入室の封水に水没しない位置に吸気口を設け、前記流出室の封水に水没する位置に給気口を設け、該吸気口と給気口とを連通させたことを特徴とする排水トラップ。
 【請求項2】 前記遮蔽部材が、平面視して本体ケース内を連通部を残して横断する壁体であり、該壁体の一側が前記流入室で、該壁体の他側が前記流出室であることを特徴とする請求項1に記載の排水トラップ。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



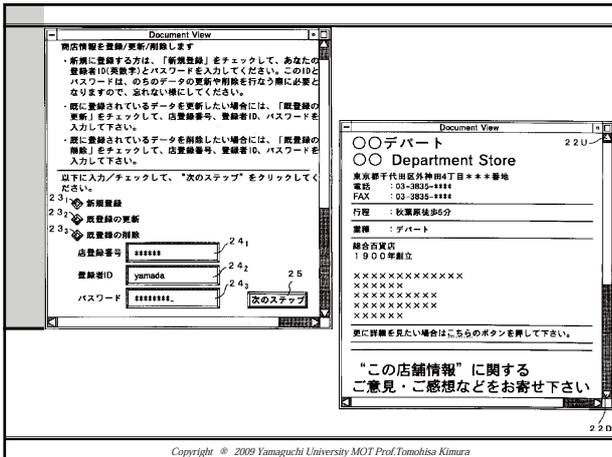
●マビオン特許
 【特許番号】第2756483号
 【登録日】平成10年(1998)3月13日
 【発明の名称】広告情報の供給方法およびその登録方法

【目的】
 広告記載依頼から実際の広告頒布までのタイムラグを短くする。

【構成】
 インターネットNETを介して接続された広告依頼者の端末に対して制御手段11は、広告情報の入力をも促すとともに、予め記憶手段15に記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促し、地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて顧客ファイルとして記憶手段17に格納する一方、広告受給者の端末に対して制御手段11は、記憶手段15に記憶された地図情報に基づいて地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、図像化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促し、選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出し、読み出された広告情報

マビオン特許
 マビオンオンラインマニュアル
 マビオンホームページ

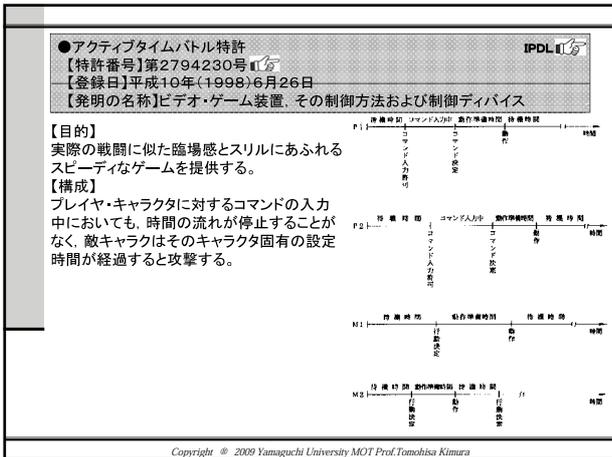
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



【請求項1】
コンピュータシステムにより広告情報の供給を行なう広告情報の供給方法において、

広告依頼者に対しては、広告情報の入力を促す一方、予め記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促す段階と、前記地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて逐一記憶する段階とを備える一方、

広告受給者に対しては、前記地図情報に基づく地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、図像化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促す段階と、選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す段階と、読み出された広告情報を、前記広告受給者に対して出力する段階とを備えることを特徴とする**広告情報の供給方法**。



【請求項1】
プレイヤー・キャラクタと敵キャラクタとを表示装置の表示画面上に表示し、入力された動作指令またはあらかじめ定められた動作指令に応じて、プレイヤー・キャラクタと敵キャラクタとに相互に動作を行わせるものにおいて、キャラクタごとにそれぞれ計時手段を用意し、キャラクタの動作に関する処理に応答して、そのキャラクタに対応する上記計時手段にキャラクタに対応する時間を設定して

上記計時手段の動作を開始させ、

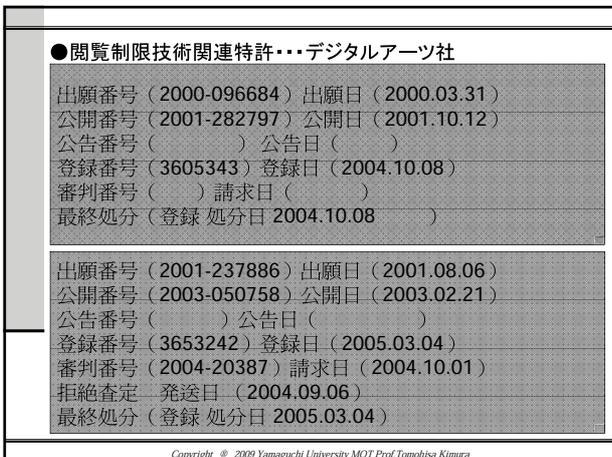
上記計時手段が設定された時間を計時し終えたときに上記計時手段から発生する信号に応答して、

上記計時手段に対応するキャラクタについて次の動作に関連する処理に移るように制御し、

キャラクタの次の動作に関連する処理が終了したとき、そのキャラクタに対応する上記計時手段にキャラクタに対応する時間を再び設定して、

上記計時手段の動作を再び開始させる、

ビデオ・ゲーム装置の制御方法。



◆関連するフィルタリングソフト特許出願 出願日順 その1

(11)【特許番号】特許第3220104号 (P3220104)

(24)【登録日】平成13年8月10日 (2001. 8. 10)

(22)【出願日】平成11年2月16日 (1999. 2. 16)

(73)【特許権者】【氏名又は名称】ケイディーディーアイ株式会社

(57)【要約】【課題】階層構造になっているURLの上位URLを用いることにより正解率及び再現率共に向上し得るとともに、画像のみが掲載されている少テキストページに対しても内容の不適切さを正確に判定し得るURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法および装置を提供する。

【解決手段】入力されたHTML情報のURLが上位URLである場合、該上位URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、該情報が不適切である場合、上位URLを不適切上位URL一覧に登録し、情報の提供を阻止し、上位URLでなかった場合、このURLを不適切上位URL一覧の各URLと照合し、一致するURLがある場合、情報の提示を阻止し、一致するものがない場合、該URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、情報が不適切である場合、該情報の提供を阻止する。

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】 インターネットを介して提供される各種情報のうち不適切情報を識別し、この識別した不適切情報の提供を阻止する情報自動フィルタリング方法であって、インターネットを介して提供されるHTML情報を入力し、このHTML情報のURLが上位URLであるか否かを判定し、この判定対象のURLが上位URLである場合、この判定対象の上位URLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、当該判定対象の上位URLを不適切上位URL一覧に登録するとともに、前記情報の提供を阻止し、前記HTML情報の判定対象のURLが上位URLでなかった場合、この判定対象のURLを前記登録された不適切上位URL一覧の各上位URLと照合して、該判定対象のURLが、この不適切上位URL一覧に登録される上位URLのいずれかと一致する部分を含むか否かを判定し、一致する部分を含む場合、この判定対象のURLが示す情報の提示を阻止し、前記判定対象のURLが不適切上位URL一覧の上位URLと一致するものがない場合、該判定対象のURLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、該情報の提供を阻止することを特徴とするURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆関連するフィルタリングソフト特許出願 出願日順 その2
 (11)【公開番号】特開2001-28006(P2001-28006A)
 (43)【公開日】平成13年1月30日(2001.1.30)
 (54)【発明の名称】情報自動フィルタリング方法および装置
 (71)【出願人】【氏名又は名称】ケイティ株式会社
 【住所又は居所】東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
 【弁理士】【氏名又は名称】三好 秀和(外3名)
 【ターマコード(参考)】5B075 【Fターム(参考)】5B075 KK07 KK13 KK33 KK54 KK70 ND03 NR02 NR12 QM10 U040
 (57)【要約】
【課題】 単語の重みを容易かつ正確に設定し、この単語の重みを利用して情報が不適切であるか否かを正確に判定する情報自動フィルタリング方法および装置を提供する。
【解決手段】 重み付き単語リスト学習部60に学習データとして提供の阻止を必要とする不適切な情報と提供の阻止を必要としない適切な情報を入力し、不適切な情報と適切な情報をベクトル空間上で弁別する線形識別関数から単語の重みを取得して重み付き単語リストとして重み付き単語リスト格納部50に格納し、入力部1からの情報から単語抽出部3で単語を抽出し、この単語の重みwを重み付き単語リスト格納部50から取得して自動フィルタリング部30に入力し、これらの単語の重みwの総和を算出し、総和が閾値よりも大きい場合不適切な情報と判定し、総和が閾値よりも小さい場合、適切な情報と判定する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【特許請求の範囲】
【請求項1】 インターネットを介して提供される情報のうち不適切情報を識別し、この識別した不適切情報の提供を阻止する情報自動フィルタリング方法であって、提供の阻止を必要とする不適切な情報および提供の阻止を必要としない適切な情報を学習データとした自動学習により前記情報に含まれる単語に対して情報の提供を阻止する必要があるか否かを判定するために使用される単語の重みを求め、この求めた単語の重みを各単語に対応して重み付き単語リストとして記憶管理しておき、インターネットを介して提供される情報を入力し、この情報に含まれる単語を抽出し、この抽出した単語の各々に対する重みを前記重み付き単語リストから読み出し、この読み出した各単語の重みの総和を算出し、この算出した総和に基づき前記情報の提供を阻止すべきか否かを判定することを特徴とする情報自動フィルタリング方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆デジタルアーツ社の最初のフィルタリング特許
 出願番号(2000-096684) 出願日(2000.03.31)
 公開番号(2001-282797) 公開日(2001.10.12)
 登録番号(3605343) 登録日(2004.10.08)
 審判番号() 請求日()
 最終処分(登録 処分日 2004.10.08)
【Fターム(参考)】5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 U040
 (57)【要約】
【課題】 インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。
【解決手段】 有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

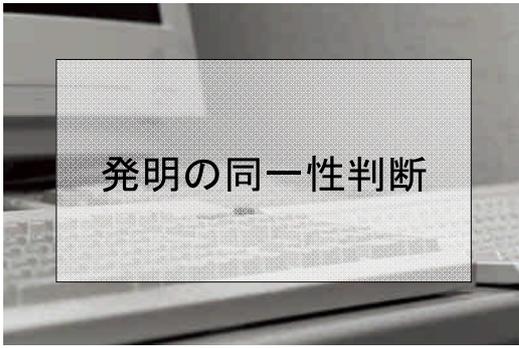
(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
 コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第1データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第2データベース、禁止語キーワードを含む第3データベース、及び有益語キーワードを含む第4データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第1データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第2データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第1および前記第2データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第4データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第1データベース
アクセス許可サイトのリスト
 第2データベース
アクセス禁止サイトのリスト
 第3データベース
禁止語キーワード
 第4データベース
有益語キーワード

着想を具体化して
すぐに出願。
当分の間は独占

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



発明の同一性判断

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

●直接侵害の基本

【特許発明の技術的範囲の同一性を判断する】

1. 特許法70条を根拠とする各種参酌資料を総合的に利用する
2. 特許請求範囲を構成要件に分ける
3. 対象物件に利用されている技術を構成要件に分ける
4. 両方の構成要件を、要素ごとに対一で比較する
 - 特許発明クレーム a+b+c
 - 対象物件の技術 a+b+c あるいは a+b+c+d
 - 対象物件がすべての構成要素を含むと同一(あるいは利用関係)

【その他の条件を検討する】

5. 「業として」の実施に該当するか否か(特許法68条)
6. 該当する行為が特許法に規定する「実施」に該当するか否か(特許法2条3項)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

特許法68条(特許権の効力)

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

特許法2条3項(実施)

この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●おにぎり海苔包装容器事件 東京地裁平成5年12月22日

▼原告: A販売株式会社
▼被告: B産業株式会社

▼原告は、KS保有の実用新案権に基づき、KSから平成2年12月1日に専用実施権の設定を受けて、平成3年6月24日に設定登録を受けている。

▼KSの実用新案権は 注※当時の実用新案権は特許権と同等の効力を持っていた。

(一) 考案の名称 おにぎり包装用フィルム
(二) 出願日 昭和60年5月28日(実願昭60-79803)
(三) 公告日 昭和63年10月20日(昭63-40152)
(四) 登録日 平成元年6月26日
(五) 登録番号 第1775835号

▼KSの実用新案権は「おにぎり海苔容器」をミン目で切断する方式、一方被告B産業株式会社はカットテープで切断する方式をとっている。原告A販売株式会社は専用実施権を根拠に被告に差止請求を行っている。

→最高裁判所HPと特許電子図書館で検索して、電子データとして取得しましょう。

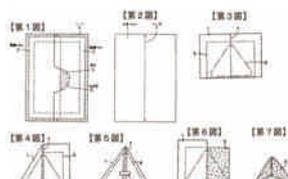
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●原告側登録実用新案 図面

第1図は本考案に係るおにぎり包装用フィルムの一部破断内面図、第2図はその外面図、第3図はフィルム内側ににおにぎり8を載せ半分に折畳んだ状態の外面図、第4図は半分に折畳んだフィルムの片隅部を折畳んだ状態の外面図、第5図は両隅部を折畳んだ状態の外面図、第6図は第3図の右半分をミン目で切離した状態の外面図、第7図はにおにぎり8を海苔5で巻いた状態の説明図である。

図符号、1・・・外装フィルム、2、2、3・・・隔離フィルム、4・・・シール、5・・・海苔、6・・・収納部、7・・・ミンシ目、8・・・おにぎり、9・・・シール片。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●原告側登録実用新案 実用新案登録請求の範囲

矩形上の外装フィルム1とその内面のほぼ中央において重合するよう配置された一対の隔離フィルム2、2、3の外縁をシール4することにより袋部を形成しこれを海苔5の収納部6とし、3隔離フィルム2、2、3上におにぎり8を載せ外装フィルム1を内側へ略半分に折畳むと共にその両隅部を更に3折畳みシール片9等により固定する包装用フィルムにおいて、前記外装フィルム1の略中央で隔離フィルム2、2、3の重合端縁に沿った位置にミンシ目7を設け、3外装フィルム1を略半分に折畳んだ状態まで開封し隔離フィルム2、2、3の片方とともにミンシ目7部分で外装フィルム1の略半分を切3離し可能としたおにぎり包装用フィルム

→課題シートを利用して構成要件に分けてみましょう!
構成要件の境界に斜線 / を引くと……

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●原告側登録実用新案 実用新案登録請求の範囲を構成要件に分けると

(一) 矩形形状の外装フィルムとその内面のほぼ中央において重合するよう配置された一対の隔離フィルムの外縁をシールすることにより袋部を形成し、

(二) 当該袋部を海苔の収納部とし、

(三) 隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ略半分に折り畳むと共に、その両隅部を更に折り畳みシール片等により固定する包装用フィルムにおいて、

(四) 外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け、

(五) 外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで閉封し、隔離フィルムの片方とともに、ミシン目部分で外装フィルムの略半分を切り離し可能とした、

(六) おにぎり包装用フィルム

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●被告物件の説明 おにぎり包装用フィルムで第一図～第三図に示す構造

▼矩形形状の「外装フィルム」と、そのほぼ中央で重合するように配置された一対の「隔離フィルム」の外縁をシールすることにより袋部を形成し、

▼当該袋部を海苔の収納部とし、

▼右隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ半分折畳むと共に、その両隅部をさらに折り畳みシール片により固定する包装用フィルムにおいて、

▼外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にカットテープを設け、

▼外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで閉封し、隔離フィルムの片方とともに、カットテープ部分で外装フィルムの略半分を切り離し可能とした、

▼おにぎり包装用フィルム。

原告側の主張



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●原告側主張の要点

▼技術的範囲解釈の定石通り、考案の構成要件を 被告物件の構成要件と対応させる試みを行っている。

▼考案では包装用フィルム切り離しにミシン目を利用しているのに対し、被告物件はカットテープで切り離している。

▼この点、原告は

- ①考案は従来技術の問題点を大幅に改良し、作用効果が大きいこと。従って、フィルムの切り離し手段を幅広く解釈すべきであるという暗黙の主張がある。
- ②カットテープとミシン目は同一構成か、同一作用効果で均等である。
- ③被告物件も、原告考案と同様に外装フィルムをほぼ半分に折り畳んだ状態まで閉封してから先に進む動作を行うと主張している。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●被告側主張の要点

▼被告は、構成要件分説方法、フィルムの形状構造、おにぎり包装手順が相違すると主張している。

▼更に・・・

- ①ミシン目の解釈について・・・
用語の一般的定義、出願当時の公知手段の検討、同一出願人の同一技術分野における出願の明細書中の表現、出願前後の他出願人の出願における表現からミシン目は用語通りと解釈すべき。
- ②湿気侵入、切り離し効果等の作用効果もカットテープ方式が優れている。
- ③おにぎり包装手順についても外装フィルムをほぼ半分に折り畳んだ状態まで閉封する必要もなく、シールをはがす必要もないと主張した。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●裁判所の判断

▼概略、被告側主張に沿った認定で、原告側の請求棄却。

この事件で主張された解釈資料

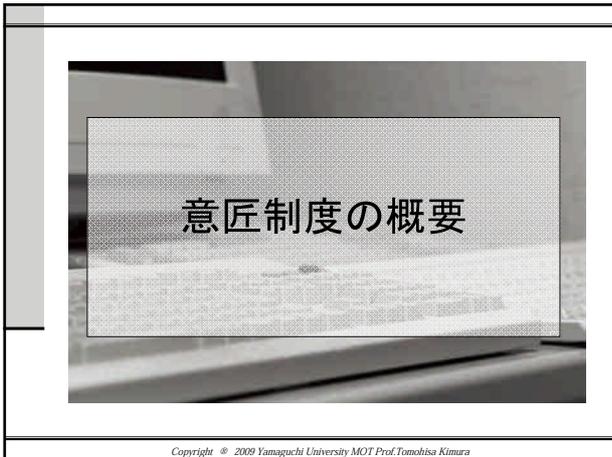
1. 特許請求範囲(構成要件に分説)
2. 発明の詳細な説明、図面(含む、用語定義)
3. 作用効果(含む、使用者の操作手順、被告製品中の使用方法表記)
4. 出願人自身の、他の出願書類中の表記
5. 他出願人の出願書類中の表記

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●一般的な参酌資料

1. 特許請求の範囲が基本的解釈資料
2. 発明の詳細な説明の記載
3. 図面に表現された技術的思想
4. 出願時の技術水準(公知部分は自由技術の抗弁)
5. 出願経過(禁反言、包袋禁反言)
6. 出願人自身の、他の出願書類中の表記
7. 作用効果(作用効果なき部分は除外)
8. 原則として実施例のみに限定されない

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆意匠(デザイン保護)制度の目的

- 基本的には特許法と同様の枠組みを持つ
 - 審査登録主義、先願主義、工業上利用性、新規性、創作非容易性、保護期間限定 (登録から20年、平成19年3月までは15年)
- 法目的
 - 意匠法1条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。
- 意匠法が保護する「意匠」
 - 意匠法2条1項 物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させざるものをいう。

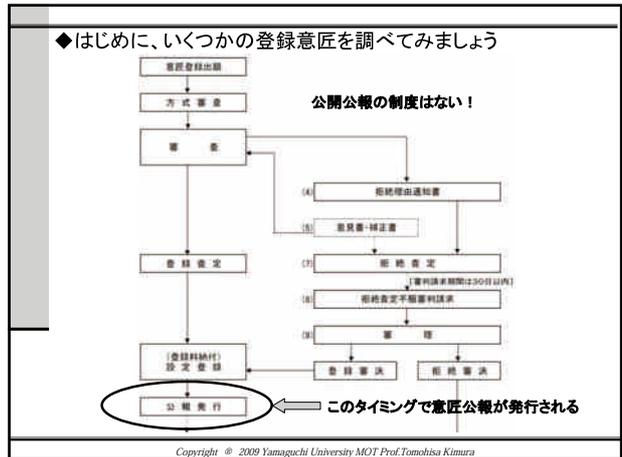
意匠の形態性	物品の「形状」	物品の「形状」+「模様」
	物品の「形状」+「色彩」	物品の「形状」+「模様」+「色彩」

Copyright © 2009 Yamaguchi University N産業財産権概論テキスト総合編103~107頁

◆意匠は「物品」と結合された概念・・・物品区分(意匠法施行規則7条)

一 製造品及び物品 二 衣服 三 織物 四 肉の加工品 五 かばん又は浴用装束 六 靴物 七 寝具用品及び浴巾類 八 化粧又は整容用具 九 ボタン、フラスコ等 一〇 扇類 一一 釣竿 一二 釣針 一三 釣針箱 一四 釣針入れ 一五 釣針入れ箱 一六 釣針入れ箱蓋 一七 釣針入れ箱蓋蓋 一八 釣針入れ箱蓋蓋蓋 一九 釣針入れ箱蓋蓋蓋蓋 二〇 釣針入れ箱蓋蓋蓋蓋蓋 二一 釣針入れ箱蓋蓋蓋蓋蓋蓋 二二 釣針入れ箱蓋蓋蓋蓋蓋蓋蓋 二三 その他の住宅設備用品 二四 おもちゃ 二五 遊戯用玩具 二六 遊戯用玩具 二七 楽器 二八 その他の遊戯用玩具 二九 遊戯用品、教育用具 三〇 玩具、事務用品 三一 事務用器具類 三二 包装容器、包装紙等 三三 広告用具、表示用具及び商品陳列用具 三四 電線又は電線用器具 三五 電線用器具 三六 電線用器具 三七 電線用器具 三八 電線又は電線用器具、回転電機用器具 三九 通信機用器具 四〇 音響用器具及び音響用器具 四一 電子計算機等 四二 計算機、測定機用器具及び測定機用器具 四三 時計 四四 時計用器具 四五 時計用器具 四六 時計用器具 四七 時計用器具 四八 時計用器具 四九 時計用器具 五〇 時計用器具 五一 時計用器具 五二 時計用器具 五三 時計用器具及び付属品 五四 時計用器具 五五 時計用器具 五六 時計用器具 五七 時計用器具 五八 時計用器具及び付属品 五九 時計用器具 六〇 時計用器具及び付属品 六一 時計用器具、腕時計用器具 六二 時計用器具及び付属品 六三 時計用器具及び付属品 六四 時計用器具及び付属品 六五 時計用器具及び付属品 六六 時計用器具及び付属品 六七 時計用器具及び付属品 六八 時計用器具及び付属品 六九 時計用器具及び付属品 七〇 時計用器具及び付属品 七一 時計用器具及び付属品 七二 時計用器具及び付属品 七三 時計用器具及び付属品 七四 時計用器具及び付属品 七五 時計用器具及び付属品 七六 時計用器具及び付属品 七七 時計用器具及び付属品 七八 時計用器具及び付属品 七九 時計用器具及び付属品 八〇 時計用器具及び付属品 八一 時計用器具及び付属品 八二 時計用器具及び付属品 八三 時計用器具及び付属品 八四 時計用器具及び付属品 八五 時計用器具及び付属品 八六 時計用器具及び付属品 八七 時計用器具及び付属品 八八 時計用器具及び付属品 八九 時計用器具及び付属品 九〇 時計用器具及び付属品 九一 時計用器具及び付属品 九二 時計用器具及び付属品 九三 時計用器具及び付属品 九四 時計用器具及び付属品 九五 時計用器具及び付属品 九六 時計用器具及び付属品 九七 時計用器具及び付属品 九八 時計用器具及び付属品 九九 時計用器具及び付属品 一〇〇 時計用器具及び付属品

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

トヨタ自動車 ヴィッツの意匠登録を調べよう!!

<http://toyota.jp/>

検索に利用するキーワードは?

物品: 乗用自動車

トヨタ自動車

ソリティス コボス

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第一世代 ヴィッツ 第二世代 ヴィッツ

意匠登録1031393号 意匠登録1264309号

意匠登録1031393号 ⇒ 意匠登録1264675号

意匠登録1264676号

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆その他、登録意匠を自由に調べてみましょう

- 意匠に係る物品「自動車」
出願人／権利者「日産自動車」 登録日「20000101:20040630」
意匠登録1210211号 自動車用ラジエーターグリル
意匠登録1209630号 乗用自動車
意匠登録1200122号 自動車用センタークラスターパネル
意匠登録1184674号 自動車用インストルメントパネル
- 意匠に係る物品「自動車」
出願人／権利者「トヨタ自動車」 登録日「19970101:19991231」
意匠登録1031393号 乗用自動車
意匠登録1061901号 乗用自動車
- 意匠公報DBから 意匠登録番号「146113」
意匠登録146113号 自動二輪車 本田宗一郎
- 意匠に係る物品「外壁」 出願人／権利者「ミサワホーム」
意匠登録1104527号 外壁材
- 意匠公報DBから 意匠登録番号「1208618」
意匠登録1208618号 組立家屋
- 意匠に係る物品「外壁」 出願人／権利者「ミサワホーム」
意匠登録1104527号 外壁材

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆意匠登録要件・・・

- ・審査主義(意匠法16条) ・先願主義(意匠法9条)
- ・意匠であること(意匠法2条1項 物品の～)
- ・工業上の利用可能性(意匠法3条1項柱書)
- ・新規性(意匠法3条1項 3条の2)

新規性のないもの・・・

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

- ・創作が容易でない意匠(意匠法3条2項) 発明では「進歩性」にあたる
- ・消極的不当録事由に該当しないこと(意匠法5条)

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠法に固有の制度・・・

【秘密意匠制度 意匠法14条】
意匠登録出願人は、意匠権設定登録日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。
→ デザインの模倣容易性と、比較的流行期間が短い意匠が多いことに配慮した制度

一秘密開示の条件－
特許庁長官は、下記に該当すれば、秘密にすることを請求した意匠を、意匠権者以外の者に示さなければならない。

- ① 意匠権者の承諾を得たとき。
- ② その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- ③ 裁判所から請求があつたとき。
- ④ 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠法に固有の制度・・・

【組物の意匠制度 意匠法8条】一意匠一物品概念の例外
特定の物品は、「組物」として集合体として登録することができる。
同時に使用される二以上の物品であって、経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

1 一組の下着セット 2 一組のカフボタン及びネクタイ止めセット 3 一組の装身具セット 4 一組の喫煙用具セット 5 一組の美容用具セット 6 一組のひなセット 7 一組の洗濯機セット 8 一組の便所清掃用具セット 9 一組の洗面用具セット 10 一組の電気歯ブラシセット 11 一組のキャンプ用鍋セット 12 一組の紅茶セット 13 一組のコーヒーセット 14 一組の酒器セット 15 一組の食卓用皿及びコップセット 16 一組のせん茶セット 17 一組のティーセット 18 一組の美味入れセット 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット 20 一組のいすセット 21 一組の応接家具セット 22 一組の屋外用いす及びテーブルセット 23 一組の玄関収納セット 24 一組の収納棚セット 25 一組の机セット 26 一組のテーブルセット 27 一組の天井灯セット 28 一組のエアコンディショナーセット 29 一組の洗面化粧台セット 30 一組の台所セット 31 一組の便器用付属品セット 32 一組の紅茶セットおもちゃ 33 一組のコーヒーセットおもちゃ 34 一組のディナーセットおもちゃ 35 一組の美味入れセットおもちゃ 36 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ 37 一組のゴルフクラブセット 38 一組のドラムセット 39 一組の事務用具セット 40 一組の筆記具セット 41 一組の自動車用エアスポイラーセット 42 一組の自動車用シートカバーセット 43 一組の自動車用フロアマットセット 44 一組の自動車用ベダルセット 45 一組の自動二輪車用カウルセット 46 一組の自動二輪車用エンジェラセット 47 一組の車載用経路誘導機セット 48 一組のオーディオ機器セット 49 一組の車載用オーディオ機器セット 50 一組のステッカーボックスセット 51 一組のテレビ受像機セット 52 一組の光ディスク再生機セット 53 一組の電子計算機セット 54 一組の自動販売機セット 55 一組の医療用エックス線撮影機セット 56 一組の門柱、門扉及びフェンスセット

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠法に固有の制度・・・

【関連意匠制度 意匠法10条】 類似部分の権利範囲を明確化するための制度。
意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日が同日である場合に限り、第9条第2項の同日出願規定にかかわらず、意匠登録を受けすることができる。但し、本意匠と関連意匠の意匠登録出願は同日に行う必要がある。

【登録番号】意匠登録第1180418号
【意匠に係る物品】机
【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1180806号、意匠登録第1180807号、意匠登録第1180808号

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠権の効力・・・

【意匠法23条】
意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。
→ 同一だけでなく、類似部分まで積極的権能を持つ。

	物品同一	物品類似	物品非類似
デザイン 同一	同一意匠	類似の意匠	非類似の 意匠
デザイン 類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の 意匠
デザイン 非類似	非類似の 意匠	非類似の 意匠	非類似の 意匠

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

意匠公報
 【登録番号】意匠登録第1306376号
 【登録日】平成19年6月22日
 【意匠に係る物品】飲食用カップ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【意匠権者】日清食品株式会社
 【意匠に係る物品の説明】本物品は、外側容器部、内側容器部、蓋部及びリング部を備える包装用容器である。本物品は、例えば、即席麺等の即席食品を入れて使用することができるし、その他、雑貨等の小物を収容することができる。使用状態参考正面斜視図等に表わされているように、外側容器部と内側容器部との間に、使用者が所望のラベルを入れることができる。内側容器部の参考背面斜視図に示すように、リング部は、内側容器部のリング部装着溝に装着されるものである。このリング部は、内側容器部のフランジ部下面と、外側容器部の上側開口縁部との間に配置され、両者間を密封するためのものである。
 【意匠の説明】外側容器部は、底面部の円形板状体以外の部分が透明である。蓋部及びリング部は透光性を有する。右側面図は左側面図と対称に表われるので省略する。内側容器部の背面図及び内側容器部の右側面図は、内側容器部の正面図及び内側容器部の左側面図とそれぞれ同一に表れるので省略する。蓋部の右側面図は、蓋部の左側面図と対称に表われるので省略する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【平面図】



【底面図】



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

意匠公報
 【登録番号】意匠登録第1247906号
 【登録日】平成17年7月1日
 【意匠に係る物品】包装用袋
 (72)【創作者】
 【氏名】手島 領
 【住所又は居所】東京都港区芝浦3-4-1 株式会社博報堂内
 (72)【創作者】
 【氏名】菊地 真理子
 【住所又は居所】東京都品川区上大崎3-14-35 山手ビル3F 株式会社ラジアン内
 (73)【意匠権者】【識別番号】000226976
 【氏名又は名称】日清食品株式会社
 【住所又は居所】大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
 【意匠に係る物品の説明】本物品は、1枚のシート材を2つに折り畳んで3辺を溶着して構成される包装用袋である。

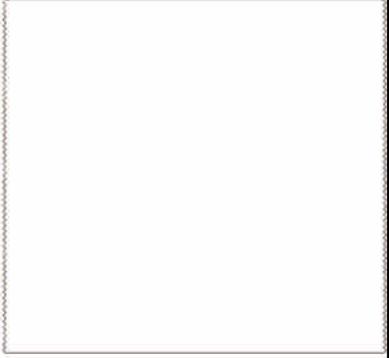
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【正面図】



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【背面図】



【平面図】

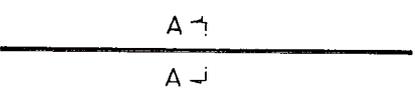


Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

意匠公報(S)
 【登録番号】意匠登録第1074457号
 【登録日】平成12年3月31日
 【意匠に係る物品】包装用容器の蓋
 (72)【創作者】
 【氏名】山田 均
 【住所又は居所】東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
 (72)【創作者】
 【氏名】池田 久太郎
 【住所又は居所】大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号 日清食品株式会社内
 【意匠権者】【識別番号】000003193
 【氏名又は名称】凸版印刷株式会社
 【意匠権者】【識別番号】000226976
 【氏名又は名称】日清食品株式会社

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【正面図】

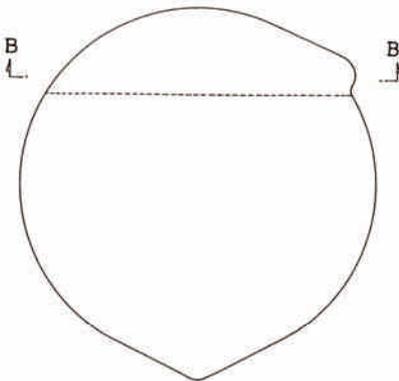


【背面図】



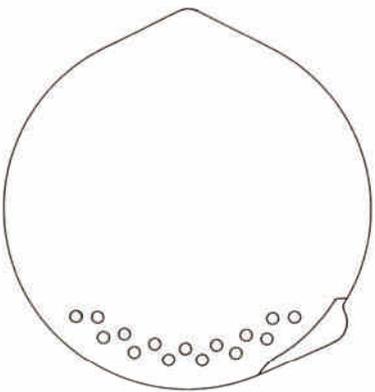
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【平面図】



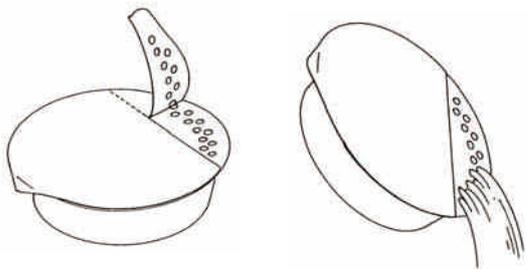
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【底面図】



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【使用状態を示す参考図(b)】 【使用状態を示す参考図(c)】



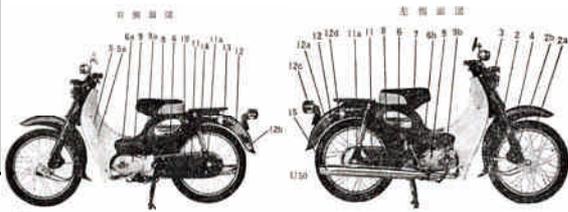
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●判例・・・自動二輪車事件 東京地裁昭和43年(ワ)11385号
 S48.5.25
 ・原告 権利者側意匠権
 登録番号146113号
 意匠に係る物品 第20類
 自動二輪車
 出願日 昭和33年5月7日



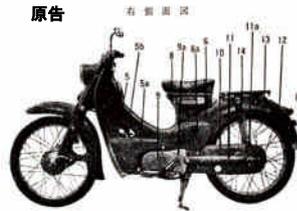
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

- 判例その1ー2・・・自動二輪車事件 東京地裁昭和43年(ワ)11385号 S48.5.25
- ・被告 自動二輪車メーカー 対象物件の一例

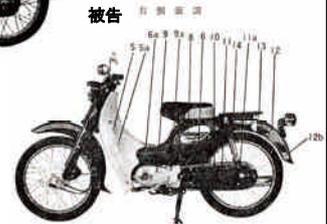


Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

原告

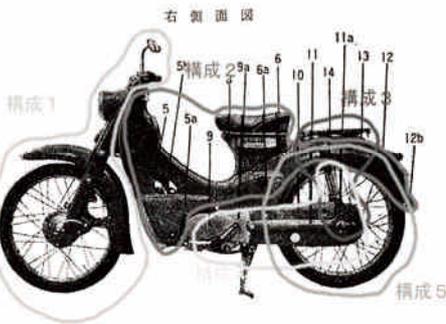


被告



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

両意匠の類否判断（裁判所の判断部分）・・・
五つの点で特に着者の注意を引く



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標制度の概要

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

- ◆商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。



特許電子図書館で
検索してみよう！



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

- ◆商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。
- 「伊右衛門」で検索すると5件ヒット、そのうち4件は(株)福寿園

商標登録第4766195号で説明すると
商品区分数は 5つの区分になっている

- 1 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第32区分「清涼飲料」
- 2 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第30区分「茶」
- 3 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第21区分
「ガラス基礎製品など」
- 4 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第20区分
「木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器など」
- 5 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第16区分
「懐紙及びその他の紙類 など」

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

慣用的に「商標」と呼ぶ場合も多い！！

◆商標は「標章(マーク)」と「商品・役務」の組み合わせ
登録商標 4804717号



— 役務 — 41類 大学における教授, 献体に関する情報の提供, 動物の調教, 植物の供覧, 電子出版物の提供, オンラインによる書籍の制作, 映画の上映・制作又は配給, 演劇の演出又は上演, 音楽の演奏, 放送番組の制作, 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作等々...

◆「商品・役務」は45類の区分に分類されている
→産業財産権標準テキスト「商標編」 147頁

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標の定義

第1条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

第2条 ①この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

②前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標の種類
→産業財産権標準テキスト「商標編」 47頁

1. 文字商標・・・文字のみからなる商標
2. 図形商標・・・実写的なものや幾何学的なものを図案化
3. 記号商標・・・暖簾記号や文字を図案化したものなど
4. 立体商標・・・商標を立体化したもの
5. 結合商標



◆商号と商標の違い

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標の種類

YAMAGUCHI UNIVERSITY
山口大学 YUPASS
文 ユーパス

図形商標・・  

記号商標・・暖簾記号, 文字を図案化. 

第4173103号
出願日1997年4月1日 立体商標・・   

結合商標・・文字・図形・記号等の二つ以上の組み合わせ
文字と文字の組み合わせも結合商標. 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

トレードマークとサービスマーク

商品(有体物)について使用される標識

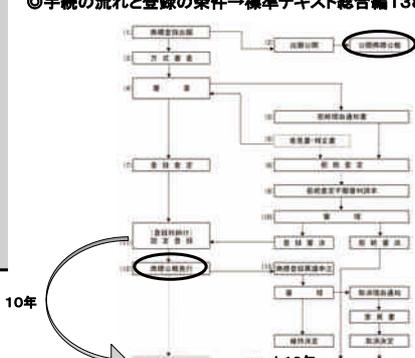
Trademark

役務(サービス)について使用される標識

Servicemark

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標が登録されるための条件
◎手続の流れと登録の条件→標準テキスト総合編138頁と139頁



10年

商標権消滅 または更新 +10年

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆商標の三大機能

広告機能

品質保証機能

出所表示(自他商品識別)機能

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標登録要件

●積極的登録要件・・・自他商品識別機能を担保する条件

第3条 ① 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

～次スライドに続く

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura 標準教科書商標編51頁

商標登録要件

●積極的登録要件・・・自他商品識別機能を担保する条件

- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

②前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

商標登録要件

●消極的登録要件・・・公益的理由で登録を避ける必要がある

第4条 ①次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章であつて、経済産業大臣が指定するもの同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

～以下省略

●先願主義

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆文字商標の検索

「桜島」で検索してみよう・・・何件ヒットしましたか？
 鹿児島県の企業はありましたか？
 その企業の他の商標出願は？
 その企業の商標の傾向は？

◆図形商標の検索

～商品・役務区分表 産業財産権標準教科書「商標編」135頁
 「ふく」の絵を利用している商標を検索してみよう
 「泣いている子ども」の絵を利用している商標を検索してみよう
 「毛利藩」の紋章を利用している商標を検索してみよう



これなら？ →



萩藩「三本の矢」
11区分 1912年

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

◆ 商標権の効力は「標章(マーク)」と「商品・役務」それぞれについて、同一と類似の範囲まで及ぶ

	標章同一	標章類似	標章非類似
商品役務同一	◎独占排他権	○排他権	×効力なし
商品役務類似	○排他権	○排他権	×効力なし
商品役務非類似	×効力なし	×効力なし	×効力なし

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●商品の類否判断基準

- 生産部門が一致するかどうか
- 販売部数が一致するかどうか
- 原材料及び品質が一致するかどうか
- 用途が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 完成品と部品との関係にあるかどうか

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●役務の類否判断基準

- 提供の手段、目的または場所が一致するかどうか
- 提供に関連する物品が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 業種が同じかどうか
- 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- 同一の事業者が提供するものであるかどうか

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●商品と役務の類否判断基準

- 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- 商品と役務の用途が一致するかどうか
- 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●ごはんや VS めしや訴訟

A社は、平成11年11月から下記の店舗を展開している。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

B社は、「めしや食堂」の名称で店舗展開を行っている。双方の立場から店舗デザインについて法律上の要素から論じて下さい。



(株)フジオフードシステム (株)ライフフーズ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

..連絡先..
 山口大学大学院 技術経営研究科 木村友久
 090-7391-4578(木村携帯)
 0836-85-9909(木村研究室直通TEL)
 t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

■山口大学工学部生対象講義 知的財産権論
 担当：山口大学大学院 技術経営研究科 教授 木村友久

4-1 概論

現場感覚を反映した著作権対応
 —リスクマネジメント感覚でグレーゾーンの海を渡る—

山口大学 専門職大学院技術経営研究科 木村友久
 更新日：2009.12.27

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●目次

- ◇知的財産最近の話題、常識の非常識
- ◇知的財産の全体像
- ◇著作権法の概要
 - 法律で規定する権利、権利制限、著作者、職務著作、論文に関する事件、翻案権特掲、人格権不行使契約の有効性
- ◇ソフトウェア、プログラムの著作権法の扱い
- ◇ソフトウェア、プログラムの特許法の扱い比較
- ◇契約及びGPL(General Public License)
- ◇コンテンツ制作と著作権法等
- ◇著作権法改正情報



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

知的財産最近の話題
 常識の非常識

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●著作権に関連する最近の話題

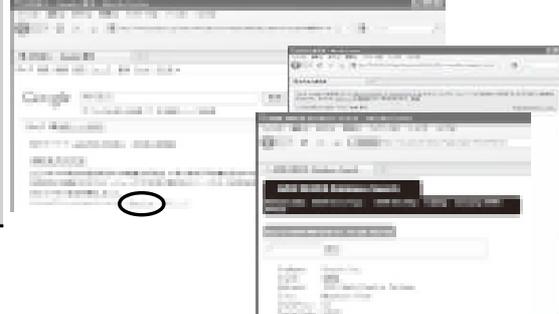
- ◎Blu-rayの補償金課金4月1日実施へ
- ◎同上 デジタルチューナーのみは支払い拒否
- ◎同上 文化庁著作権課の見解
- ◎同上 権利者団体が東芝を提訴
- ◎東芝従業員がダビング10解除ソフトで逮捕
- ◎日本デジタル家電の著作権法違反
番組海外転送適法、TV側逆転敗訴知財高裁
- ◎「約束の場所」事件 槇原敬之 VS MR氏
- ◎「グーグルキャッシュ」の違法性？
- ◎著作権の保護期間原則70年議論
- ◎中古ゲームソフト訴訟



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●常識の非常識

- ・googleキャッシュ・・・便利だけど？



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●常識の非常識

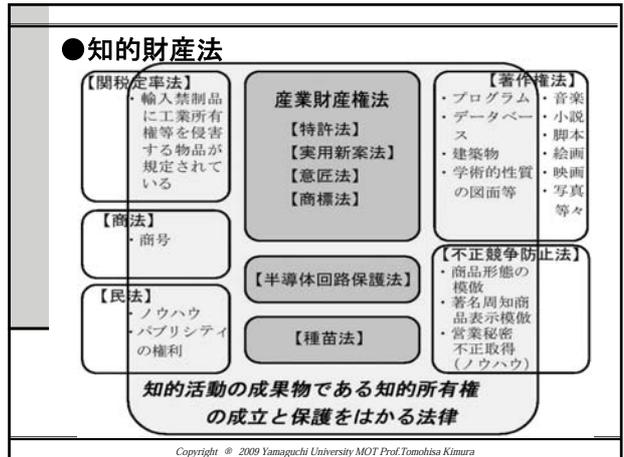
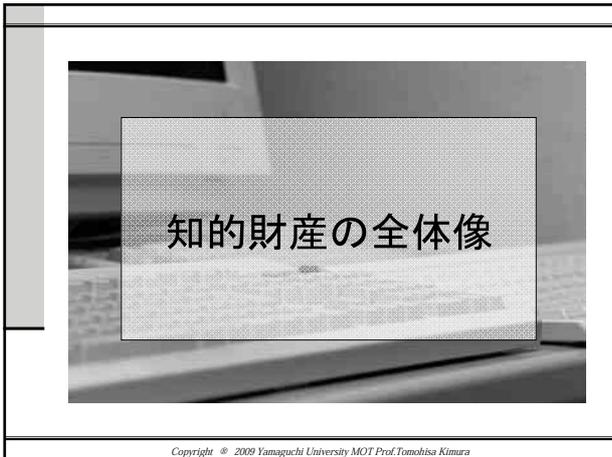
- ・データマイニング・・・大丈夫？
- ・組織内でクローズだから配信配布は大丈夫？
- ・「私は共著の本を刊行」・・・本当に？
- ・講義映像を学生さんの復習のために後日配信
あるいはDVDで配布・・・大丈夫？
- ・遠隔講義で一方の教室に学生さんがいない？
- ・画像の引用・・・大丈夫？
- ・一般的なフェアユースは存在するか？

写真パロディ事件控訴審 写真資料付き東京高裁 

写真パロディ事件最高裁(一次) 

書と照明器具カタログ事件東京高裁 

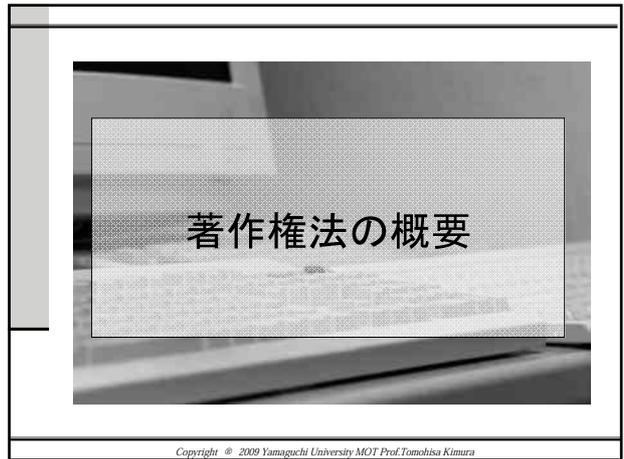
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



●知的財産は三系統に分類できる

- ◎製品等の開発製造過程で創作される知的財産
 (発明) 考案 (意匠デザイン) 半導体回路配置等
- ◎営業上の信用が表現されている知的財産
 商標 商号 一部のドメインネーム 商品形態
- ◎思想または感情の創作物に関わる知的財産
 小説 (音楽) 写真 映画 プログラム等

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura

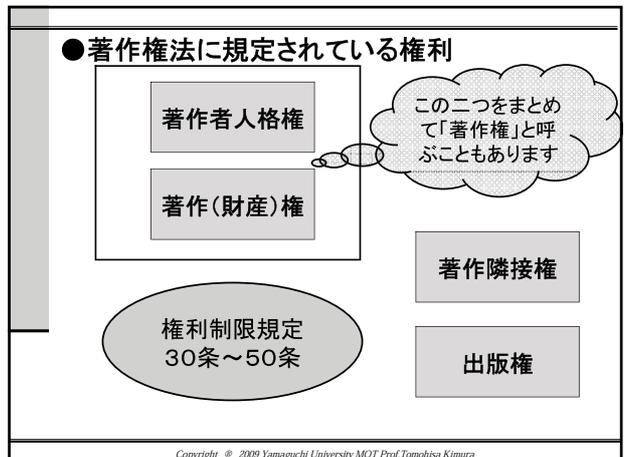


●著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。

著作権法は

1. 著作物を創作した者(著作者)の権利
2. 著作物を伝達する者の権利
3. 出版社の権利 _____ を定めています

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof. Tomohisa Kimura



● 著作者の権利

著作者人格権

著作(財産)権
権利期間
著作物創作時点から
著作者死後50年間
映画著作物は公表後
70年間

支分権

- ★公表権 著作権法18条
- ★氏名表示権 著作権法19条
- ★同一性保持権 著作権法20条
- ★複製権 著作権法21条
- ★上演権及び演奏権 著作権法22条
- ★上映権 著作権法22条の2
- ★公衆送信権等 著作権法23条
- ★口述権 著作権法24条
- ★展示権 著作権法25条
- ★頒布権 著作権法26条・・・映画の著作物をその複製物により頒布する権利
- ★譲渡権 著作権法26条の2・・・映画の著作物を除く
- ★貸与権 著作権法26条の3
- ★翻訳権、翻案権等 著作権法27条

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 著作物を伝達する者の権利

著作隣接権
権利期間
実演、音の固定、放送を行ったときに始まり、翌年から50年間

- ★実演家の権利
著作権法90条の2～95条の3
氏名表示、同一性保持、録音録画、放送、送信可能化、商業用レコード二次利用、貸与権等
- ★レコード製作者の権利
著作権法96条～97条の3
複製、送信可能化、商業用レコード二次利用、譲渡、貸与等
- ★放送事業者・有線放送事業者の権利
著作権法98条～100条の5
複製、放送、有線放送、伝達(放送を受信し、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 出版者の権利

出版権

- ★出版権の設定 著作権法79条
- ★出版権と義務 著作権法80条81条

● 私的録音録画補償金

● 紛争処理

● 権利侵害

● 罰則

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 音楽CDで考えると



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura [Wikipedia](#)

Gustav Holst

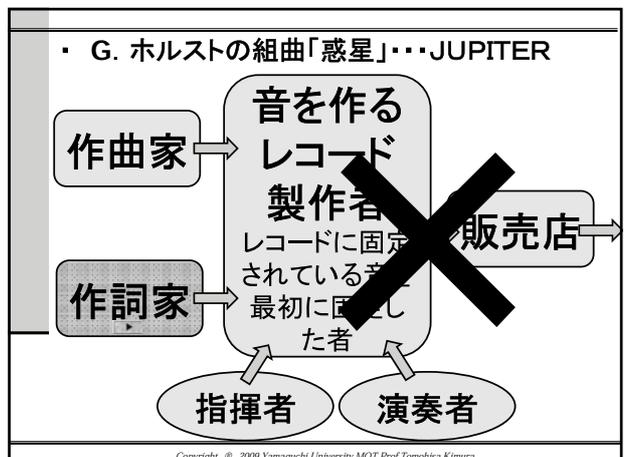
G.ホルスト 1934年5月25日
組曲「惑星」 (満59歳没)

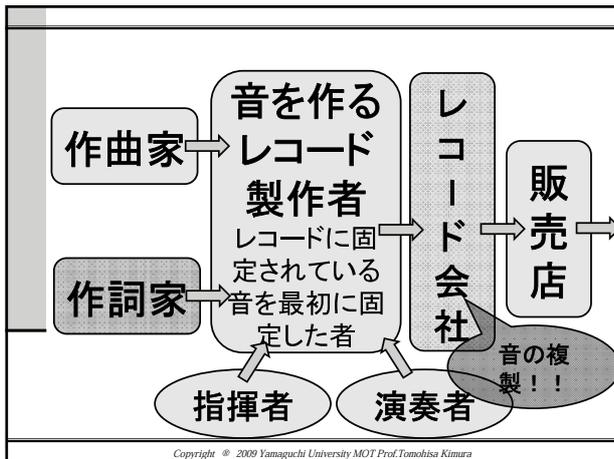
- 火星—戦争の神 [7'02"]
- 金星—平和の神 [8'20"]
- 水星—翼のある使いの神 [3'57"]
- 木星—快楽の神 [7'36"]**
- 土星—老年の神 [8'31"]
- 天王星—魔術の神 [5'44"]
- 海王星—神秘の神 [7'38"]

JUPITER

ヘルベルト フォン カラヤン指揮
ウィーン フィルハーモニー管弦楽団

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura





・平原綾香のJUPITERは？
日本音楽著作権協会HPで調べると

作品データベース検索

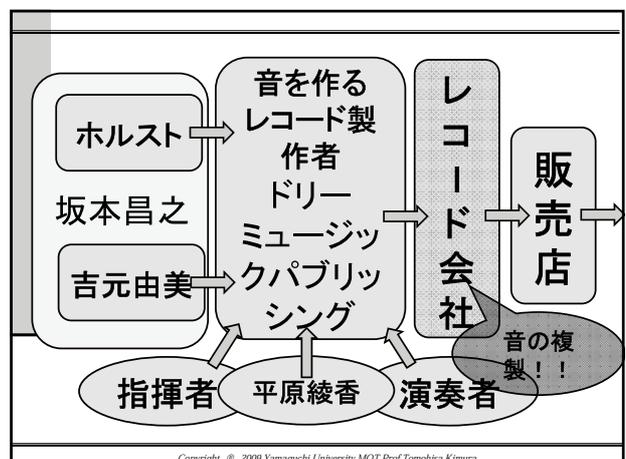
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

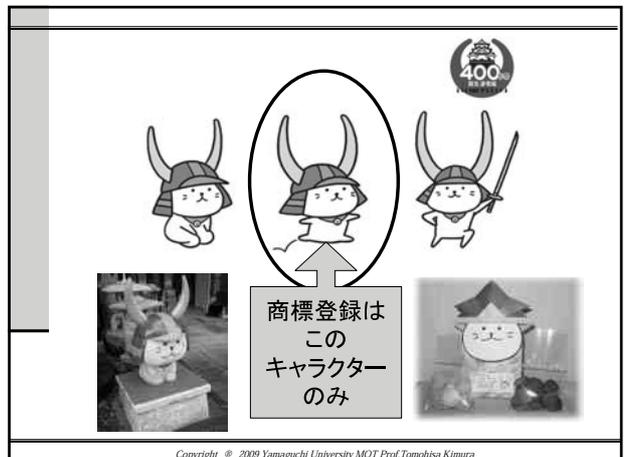
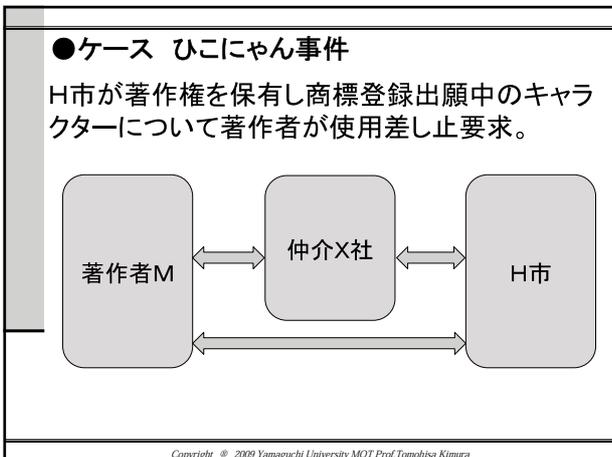
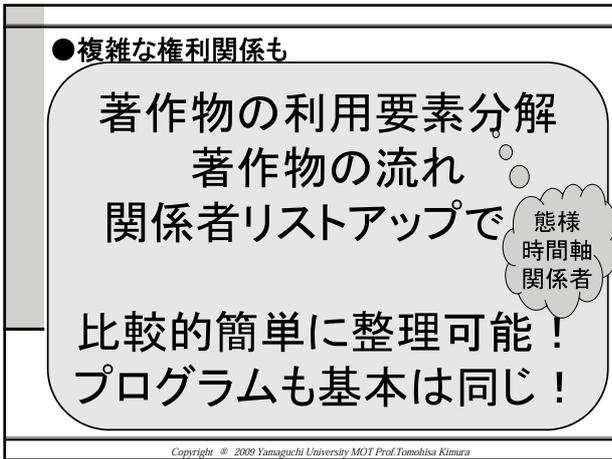
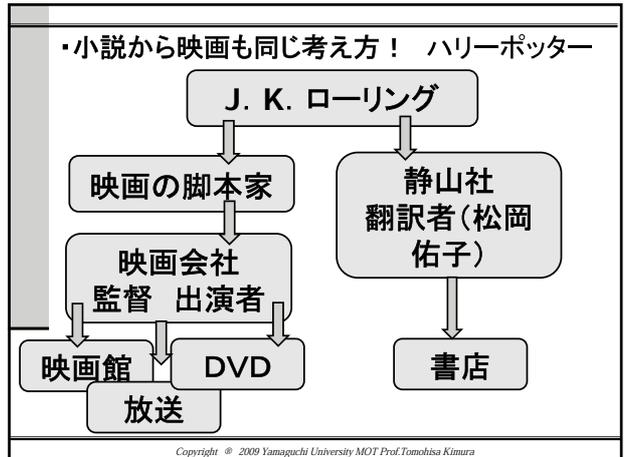
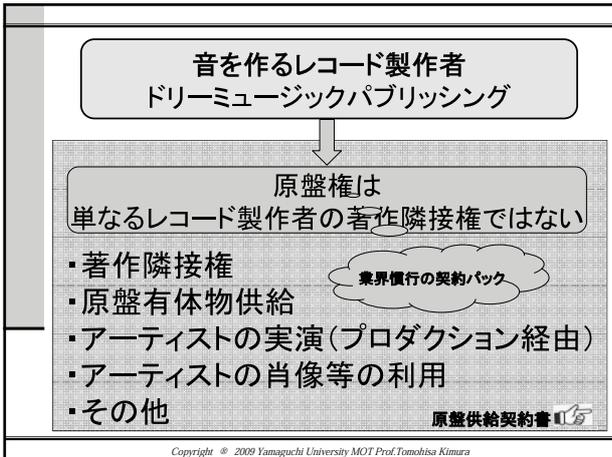
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

No.	権利者	管理状況	譲渡	出版	貸出	複製	保存	演奏	録音	FM	CD	DVD	その他	注
1	吉元 由美	作曲	全権利 JASRAC											
2	坂本 昌之	作曲	全権利 JASRAC											
3	HOLST GUSTAV (NON PROTECTED SHARES)	作曲	消滅	著作権 PC										
4	ドリーミュージックパブリッシング	出版者	全権利 JASRAC											

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura





● **著作物の認定・複製・翻案・依拠性**
 著作物の態様により判断基準が異なる
 創作性、表現等、翻案・依拠性の判定

- ・著作物の認定、複製・翻案、依拠性
 文字……ネット掲示板事件 
 読売オンライン事件 
 江差追分事件 
 約束の場所事件 
- 画像……山の民家事件 
- 音楽……どこまでもいこう事件 原告  被告 
- ・プログラムは、更にカスタマイズした基準
- ・支払った金額で契約内容を類推 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

● **著作権の帰属主体に関する条文**

著2①二号 著作者…著作物を創作する者をいう。

著17 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

著2①十二号 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの。

↑ ↓

結合著作物…外見上は一つでも寄与部分が独立して単に結合している。
 例 歌詞と楽曲 新聞連載小説と挿絵 等

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

著64① 共同著作物の著作人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

- ② 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
- ③ 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作人格権を代表して行使する者を定めることができる。
- ④ 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

著65① 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- ② 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- ③ 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- ④ 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

【共同著作物 VS. 二次的著作物】

著2① 十一号 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
 十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

↓ ↓

共同著作物は創作行為が同時に並行する
 即ち、共同創作による協力関係がある。
 二次的著作物は一方的に原著物に依拠して
 翻案を行っている。

著11 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

著15 ① 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

② 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

著16 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。
 ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

著29① 映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

↓

チャップリンの映画は？

著2①十号 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●著作権の制限(2009. 12. 1現在施行中)

第30条(私的使用のための複製)

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する(以下「私的使用」という。)ときは、使用する者が複製できる。

第31(図書館等における複製)

第32条(引用) 公表された著作物は引用利用できる。
主従関係・必要最小限・出典明示

第33条(教科用図書等への掲載)

第33条の2(教科用拡大図書等作成のための複製等)

第34条(学校教育番組の放送等)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第35条(学校その他の教育機関における複製等)

1 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び**授業を受ける者は、その授業の過程における使用**に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を**複製**することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第35条(学校その他の教育機関における複製等)

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を**直接受ける者**に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる**場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者**に対して**公衆送信**(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第36条(試験問題としての複製等)

第37条(点字による複製等)

第37条の2(聴覚障害者のための自動公衆送信)

第38条(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

第39条(時事問題に関する論説の転載等)

新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、・・・以下省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第40条(政治上の演説等の利用)

第41条(時事の事件の報道のための利用)

写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

第42条(裁判手続等における複製)

第42条の2(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第43条(翻訳、翻案等による利用)

第44条(放送事業者等による一時的固定)

第45条(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

第46条(公開の美術の著作物等の利用)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第47条(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第47条の2(プログラムの著作物の複製物の

所有者による複製等)

プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第113条第2項の規定が適用される場合は、この限りでない。

第47条の3(保守、修理等のための一時的複製)

第47条の4～第50条 省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 翻案権等の特掲規定にご注意
 ・宇宙戦艦ヤマトはどこへ行く……

第61条(著作権の譲渡)
 1 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
 2 著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

「一切の権利を譲り受け」では要件を満たさない、条文明記が望ましい。

宇宙戦艦ヤマト著作権譲渡契約事件(翻案権特掲) 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura 

● 著作者人格権不行使条項…学説対立がある

第59条(著作者人格権の一身専属性)
 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない

第60条(著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護)
 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的性情の変動その他により……以下省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 学位論文事件
 ・平成21年6月25日判決
 東京地方裁判所 平成19年13505号
 著作権侵害差止請求…請求棄却
 ・原告が

1. 被告による論文を発行等の禁止。
2. 国立国会図書館及び国立大学法人A大学に対し、所蔵する被告論文目録記載の各論文につき、閲読禁止の措置を申し出る。
3. 謝罪広告を日本経済新聞全国版朝刊に掲載。
4. 原告に対し金50万円の損害賠償を請求。

学位論文事件東京地裁判決 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

別紙原著目録記載1の論文(本件原著1)及び同2目録記載2の論文(本件原著2)を、被告と共同執筆した原告が、被告において本件各原著の一部を原告に無断で使用した別紙被告論文目録記載1ないし3の各論文を作成し、これらを含む論文("*****")。以下、学位請求論文全体を「本件博士論文」という。)を、経済学博士の学位請求のため、被告の論文としてH大学に提出したことは、本件各原著に係る原告の著作権(複製権)及び著作者人格権(氏名表示権及び公表権)を侵害する行為であるとして、被告に対し……

学位論文事件東京地裁判決 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(ア)原告と被告は、本件各原著について、本件原著1についての出版に向けた活動を被告の担当とし、本件原著2についての出版に向けた活動を原告の担当とする旨を合意した。また、平成7年から平成8年ころにかけて、本件共同研究に係る論文(本件共同研究論文1及び2)が、経済学の論文としてある程度の内容を有するものになったことから、原告と被告は、本件共同研究に関するディスカッションペーパーである本件原著1(本件共同研究論文1)及び本件原著2(本件共同研究論文2)について、それぞれ学会等で研究報告をするようになった。

学位論文事件東京地裁判決 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

C教授は、原告及び被告と共同研究を行い、その成果について共同研究論文を作成した。C教授は…省略…約10年も前のことであり、はっきりとは覚えていない。しかしながら、経済学界においては、博士論文の一部に共同研究論文を利用することはよく行われていることであり、C教授としては、通常の方法で共同研究論文を博士論文の一部に利用することについて、特に反対の意思を有していないので、被告から、博士論文に利用してもよいかと聞かれていたとすれば、これを承諾していたはずであると考えている。

学位論文事件東京地裁判決 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

D教授の陳述書には、以下の内容の記載がある。
 (ア)レフェリー制度を採用する研究雑誌に投稿して、採択されて掲載されるという最終的な公刊は厳しい競争であるため、論文の執筆者は成功のチャンスを高めるために、投稿に先立って中間生産物的な論文をDiscussion Paper と呼ばれる簡素な形式で研究者仲間に広く配布して、改善のためのコメントを得ようとする。この段階の論文はあくまで中間生産物であって、最終公刊物とは認められない。

学位論文事件東京地裁判決 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

D教授の陳述書(続き)
 (イ)研究方法の成熟と標準化、研究課題のグローバルな共有化の進展によって、現在では、世界的なレベルで指導的な役割を果たしている経済学者の場合であっても、研究成果が共同論文の形でレフェリー制度の雑誌に掲載されるのが、むしろ標準的な姿になっている。若い研究者の場合には、お互いの資質を補完しあう共同研究を推進して、成果を共同論文として公刊することは、きわめてありふれた研究の姿となっている。

学位論文事件東京地裁判決 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●ソフトウェア契約事例

・マイクロソフトオフィス 

●GPL契約

・ **GNU General Public License**はコピーレフトのソフトウェアライセンスの代表的なものである。**GNU GPL**または単に**GPL**と略される。Free Software Foundation(以下FSF)によって公開され、維持されている。(ウィキペディア)

※BSDライセンス 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

4-2 プログラムの保護

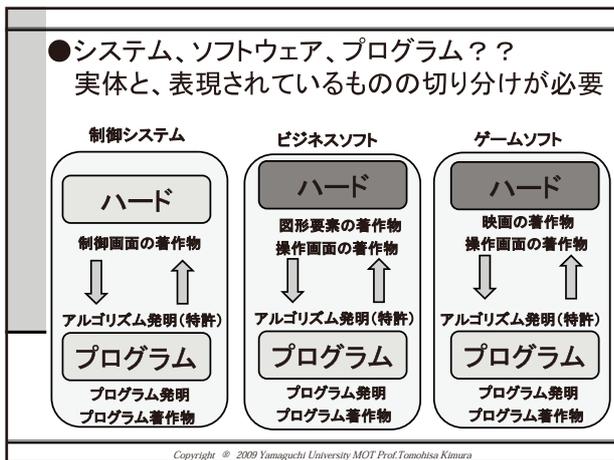
現場感覚を反映した著作権対応
 リスクマネジメント感覚でグレーゾーンの海を渡る

山口大学 専門職大学院技術経営研究科 木村友久
 更新日: 2009.12.27

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

ソフトウェア、プログラムの 著作権法の扱い

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



●ビジネスソフト画面の保護はハードルが高い
 A社は下記グループウェアソフトを販売。同様のソフトを販売するB社が、著作権による「A社該当製品製造販売差止と謝罪広告」訴訟を提起した。



サイボウズ対ネオジャパン事件

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

・原告側グループウェアソフト画面の一例



ゲームソフトの場合、プログラムだけでなく、映画の著作物としての立論が考えられる。結果として、意匠法改正の一因となる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●意匠(デザイン保護)制度の目的

審査登録主義、先願主義、工業上利用性、新規性、
 創作非容易性、保護期間限定
 (登録から20年、平成19年3月までは15年)

・法目的

意匠法1条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

・意匠法が保護する「意匠」

意匠法2条1項 物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させざるものをいう。

物品の「形状」	物品の「形状」+「模様」
物品の「形状」+「色彩」	物品の「形状」+「模様」+「色彩」

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【登録番号】意匠登録第1356982号
 【登録日】平成21年3月19日
 【意匠に係る物品】携帯情報端末
 【部分意匠】
 【意匠権者】
 【氏名又は名称】アップル インコーポレイテッド

【意匠の説明】～略～正面図は、本物品のロックが解除された場合およびホームボタンが押された場合に表示されるホームメニュー画面を示す図である。参考図に示すように、正面図に表わされた画面には複数のアイコン画像が表示され、表示部におけるアイコン画像の位置を指で触ると、それぞれのアイコンに応じた機能が発揮される状態に移る。つまり、テキストメッセージ、カレンダー、写真表示、カメラ撮影、動画表示、株面表示、地図表示、天気情報、時計、計算機、ノート、設定、電話、メール、ウェブブラウザ、音楽プレーヤーといった機能が発揮できる状態に移る。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第2条 (定義)

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第12条の2 1 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

第10条 (例示) 1 九 プログラムの著作物

3 第1項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●IBFファイル仮処分事件(東京地裁H03.2.27)

EOシステム アプリケーションをHDIに組み込み、このファイル等をメニューで呼び出したり管理するプログラム。

MENU・EX
Eファイル

MENU・AZ
Mファイル

IBFファイル

CONFIG・A
ZMファイル

(一) ID行 (二) タイトル行
 (三) デバイス行
 (四) 区切りマーク行1
 (五) コマンド行 (六) 区切りマーク行2
 (七) 組込みメッセージ行 (八) 組込み手順行
 (九) 終了マーク行

NEC PC9801

IBFファイル仮処分事件

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 架線基準線作成プログラム事件 (東京地裁H15.1.31)

原告 Y社

被告 S社

●平成元年9月頃 訴外X社はMS-DOS3.1上で作動しAutoCAD GXⅢ版に対応する別紙原告プログラム目録の1記載のプログラムを開発し、JR東日千葉支社等に対し、同プログラムを複製・格納した製品の納入を開始。

●訴外X社は、平成8年11月頃、原告プログラム1をバージョンアップし、同目録の2記載のプログラム開発してJR東日本秋田支社等と同プログラムを複製・格納した製品を納入。

●原告は、平成12年11月1日に、訴外X社から代金2億円で原告プログラムに関する開発・販売・保守サービス等一切の事業を譲り受けるとともに、原告プログラムの著作権及び同権利の侵害により同日までに発生した損害賠償請求権を譲り受け。

●平成9年3月頃 被告はWindows上で作動しAutoCAD R13J版に対応する被告プログラム目録の1記載のプログラムを開発し、JR東日本の盛岡支社等に、これ複製・格納した製品を納入。

●平成10年10月頃 被告は被告プログラム1をバージョンアップし、AutoCAD R14版に対応する同目録の2記載のプログラムを開発。更に、平成13年10月頃には被告プログラム2をバージョンアップし、AutoCAD 2000i版に対応する同目録の3記載のプログラムを開発し、それぞれを複製・格納した製品をJR東日本の盛岡支社等に納入した。

電卓線一基準線作成プログラム事件

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

ソフトウェア、プログラムの
特許法の扱いで比較

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

特許法第1条(目的)
この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

特許法第2条(定義)
この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

・新しい「物」 ・新しい「生産方法」 ・新しい「方法」

技術的なアイデア
実現可能なもの

発明者等 → 一定期間だけ独占権を与える → 期間経過後は誰でも自由利用

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

【注】特許庁の審査基準における定義

- ・情報処理
使用目的に応じた情報の演算又は加工
- ・ソフトウェア
コンピュータの動作に関するプログラム
- ・プログラム
コンピュータによる処理に適した命令の順番付けられた列からなるもの(プログラムリストを除く)
- ・プログラムリスト
プログラムの、紙への印刷、画面への表示などによる提示そのもの

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(1)方法の発明
ソフトウェア関連発明は、時系列的につながった一連の処理又は操作、すなわち「手順」として表現できるときに、その「手順」を特定することにより、「方法の発明」(「物を生産する方法の発明」を含む)として請求項に記載することができる。

(2)物の発明
ソフトウェア関連発明は、その発明が果たす複数の機能によって表現できるときに、それらの機能により特定された「物の発明」として請求項に記載することができる。

特許実用新案審査基準 15
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(a)プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体、又は記録されたデータの構造によりコンピュータが行う処理内容が特定される、「構造を有するデータを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」は、「物の発明」として請求項に記載できる。例1 コンピュータに手順A、手順B、手順C、...を実行させるためのプログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体

(b)コンピュータが果たす複数の機能を特定する「プログラム」は、「物の発明」として請求項に記載することができる。例5 コンピュータに手順A、手順B、手順C、...を実行させるためのプログラム

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●デジタルアーツ社のフィルタリング特許

出願番号 (2000-096684) 出願日 (2000.03.31)
公開番号 (2001-282797) 公開日 (2001.10.12)
登録番号 (3605343) 登録日 (2004.10.08)

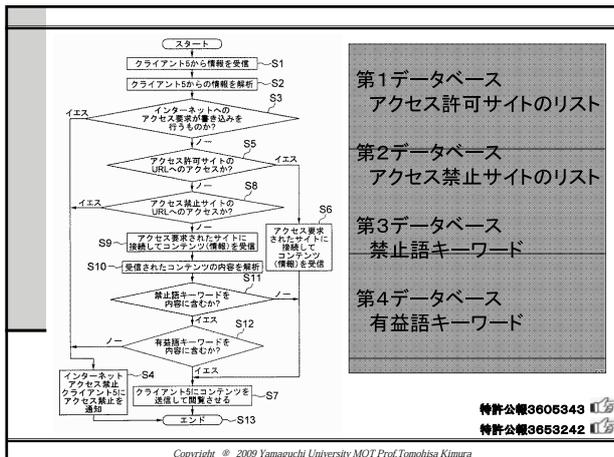
【Fターム(参考)】5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 UU40

(57)【要約】
【課題】インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。
【解決手段】有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

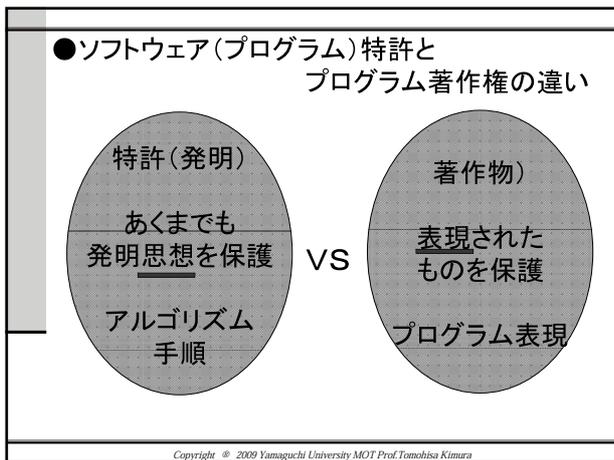
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第1データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第2データベース、禁止語キーワードを含む第3データベース、及び有益語キーワードを含む第4データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第1データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第2データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第1および前記第2データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第4データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



- その他のソフトウェア特許事例
- ・特許第4021681号
ページレイティング/フィルタリング方法および装置とページレイティング/フィルタリングプログラムおよび該プログラムを記録したコンピュータ読取り可能な記録媒体。
 - ・特許第3977632号
 - ・特許第4031264号
 - ・特許第3220104号
 - ・特許第3844193号
- Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura



- ソフトウェア契約事例
- ・マイクロソフトオフィス
- GPL契約
- ・GNU General Public Licenseはコピーレフトのソフトウェアライセンスの代表的なものである。GNU GPLまたは単にGPLと略される。Free Software Foundation(以下FSF)によって公開され、維持されている。(ウィキペディア)
- ※BSDライセンス
- Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

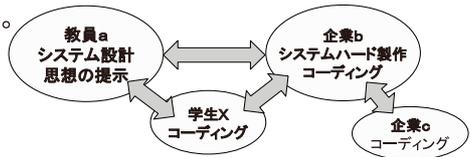
- GPL契約 Ver. 2 Ver. 3
- 第1の自由
目的を問わず、プログラムを実行する自由
- 第2の自由
プログラムの動作を研究し、必要に応じて改変を加える自由
- 第3の自由
プログラムのコピーを再頒布する自由
- 第4の自由
プログラムを改良し、コミュニティ全体が恩恵を受けられるよう改良点を公衆に発表する自由
- Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●プログラム著作物が絡む契約の留意点

・開発委託契約の場合、著作者の確認、著作権の確認、プログラム改変に伴う著作者人格権と翻案権の処理が必要。

一般的な開発委託契約書(職務者) 
softeoソフトウェア開発委託契約書 
JISA(取扱注意) 

・プログラム著作物が絡む共同研究契約の場合
開発物(創作物)あるいは開発過程の切り分けが必要。



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof Tomohisa Kimura

■山口大学工学部生対象講義 知的財産権論

担当：山口大学大学院 技術経営研究科 教授 木村友久

4-3 コンテンツ制作と著作権法等

現場感覚を反映した著作権対応

ーリスクマネジメント感覚でグレーゾーンの海を渡るー

山口大学 専門職大学院技術経営研究科 木村友久
更新日: 2009.12.27

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

コンテンツ制作と
著作権法等

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●他人の企画に触発されたシナリオ作成

- 他人の企画を参考にシナリオを作成
著作権法の著作物は『表現(思想・感情を創作的に表現したもの)』であり、アイデアやコンセプトは著作権法では保護されない。
▼地獄のタクシー事件(東京地裁平成10年6月29日判決) [1][2]
- 番組等詳細企画(フォーマット)は契約で売買されることもある
- 他人の企画と酷似する場合は民法の不法行為適用の可能性
▼翼システム事件(東京地裁平成13年5月25日中間判決) [1][2]
▼翼システム事件(東京地裁平成14年3月28日同上判決)
▼通勤大学法律コース事件(知財高裁平成18年3月15日判決) [1][2]
- コンテンツ制作者としての倫理感

※画像等の個別著作物の権利関係は必要に応じて処理しなければならない

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●シナリオ作成に利用する歴史資料等

- 他人の著作物利用判断は原則として依拠性の有無が大前提
- 歴史的事実に代表される「事実」は著作物ではない

同じ歴史資料

- A氏が小説Xを創作
- B氏が小説Yを創作

▼大地の子事件(東京地裁平成13年3月26日判決) [1][2]

- 著作物の利用は表現の本質的特徴を利用することありふれた表現は「表現の本質的特徴」ではない
- ▼大河ドラマ武蔵事件(知財高裁平成17年6月14日判決) [1][2]
- ▼コルチャック先生事件(大阪高裁平成14年6月19日判決) [1][2]

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●他人の作品のパロディ表現

- パロディ表現
現行著作権法では、事実上、パロディ表現は困難である。但し、著作物の種類毎にハードルは微妙に異なる。
写真>文字の著作物>放送番組(佐藤B作、コロケ、松浦亜弥)
明示的に自分のものまねを拒否した場合は?
▼写真パロディ事件(最高裁一次平成14年3月28日判決) [1][2]
写真資料(東京高裁一次) [1][2]
- 引用 フェアユース 権利濫用 モンターージュ概念 パロディ概念
▼書と照明器具カタログ事件(東京高裁平成14年2月18日判決) [1][2]
▼市バス車体事件(東京地裁平成13年7月25日判決) [1][2]
- 表現として許される限界
▼バターはどこに消えた事件(東京地裁平成13年12月19日仮処分)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●通行人の写り込み

- 通行人等の第三者が撮影画面に写り込んだ場合
写した側の画像としての必要性 バランス 写された者の受忍限度

- ・個人が特定されない場合は肖像権侵害にはならない。
- ・群衆としての単なる風景撮影は肖像権侵害にはならない。

- ・画像の一部であるが個人が特定される場合
本人からの掲載拒絶意思表示の有無
画像の利用回数・・・一回だけか、毎回か
本人が好ましくない画像であるか
利用場面・・・番組や書籍のテーマ、内容

総合判断

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

● 通行人の写り込み

- 通行人等の第三者が撮影画面に写り込んだ場合

▼Tokyo Street Style事件(東京地裁平成17年9月27日判決) 

何人も肖像権を有するものであるが、他方で、言論、出版その他の表現の自由は、民主主義の根幹をなすものであって、最大限尊重すべきことが要請される。そこで、個人の容貌等の撮影及びウェブサイトへの掲載により肖像権が侵害された場合であっても、

[1]当該写真の撮影及びウェブサイトへの掲載が公共の利害に関する事項と密接な関係があり、

[2]これらが専ら公益を図る目的で行われ、

[3]写真撮影及びウェブサイトへの掲載の方法がその目的に照らし相当なものであれば、当該撮影及びウェブサイトへの掲載行為の違法性は阻却されるものと解するのが相当である。

本件は「原告の全身像に焦点を絞り込み、容貌を含めて大写しに撮影」、撮影目的に照らしても肖像権侵害。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 著作権期間満了後の美術品画像利用

- 美術品所有権による主張は通らないので自由利用(法的には??)

写真集(特に平面の著作物)を撮影して自由利用も可能である。実務上は美術館から、撮影時の契約、物のパブリシティ権、所有権に基づく主張がされることがある。

▼顔真卿事件(最高裁昭和59年1月20日判決) 

▼浅井コレクション事件(大阪地裁平成16年12月16日判決) 

- ネガや古いフィルムは当初撮影時に交わされた契約を調査契約や約束なしに適法に取得した画像は自由利用できる。逆の立場で、組織が収蔵する美術品撮影を許諾する際に契約でコントロールする技も必要。

※建物外観や公開された場所にある彫刻等は、自由に撮影できる(著46条)。建物内部撮影は許諾が必要。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 資料映像の利用

- 番組内容と直接関係のないイメージ映像の利用

特に、動画の場合は背景カットが揃わないときにイメージ映像を利用することが多い。しかし、例えば、報道内容との整合性で特定人の名誉や信用を毀損することがある。どうしても、利用しなければならぬときは「資料映像」と明示する。

▼画廊資料映像事件(福岡地裁小倉支部平成14年2月21日判決) 

被告は、放送者として映像、音声及び字幕の組み合わせ及び関連づけを含む編集の際に視聴者に誤った印象を与えないよう放送を構成すべき注意義務に違反したというべきであり、原告会社に対する名誉ないし信用毀損の不法行為責任を免れないと認められる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 事実関係の誤報

- 正確な事実を把握したコンテンツ作成が望まれる

▼テレビ朝日ダイオキシン事件(最高裁平成15年10月16日判決) 

せん茶ダイオキシン類測定値を野菜のそれと誤って報道。

テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とし、その番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容、画面に表示された文字情報の内容を重視し、映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して判断すべきである。・略・A市産の野菜のダイオキシン類濃度が1g当たり0.64~3.80ピコグラムである旨記載されたフリップが示され、その野菜がほうれん草をメインとするA市産の葉っぱ物であるとの説明がされたなど判示の事実関係の下では、その番組により摘示された事実の重要な部分は、ほうれん草を中心とするA市産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、...

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura 他事件(BPO)   

● 当事者の発言意図を損なう編集

- 発言意図を損なう編集

通常の編集は発言者に対する権利侵害にはならない。

● 名誉毀損になりうるケース

編集により、実際の発言内容と異なる発言と理解される場合。字幕の省略による誤解。

本人の意図にもかかわらず、社会通念上許されない行為を許容すると理解されるような編集。

● 放送倫理違反の基準も参考になる

発言の重要部分を削除して、人物像をゆがめる。異なる映像を挿入することで視聴者の誘導をする。発言と異なる字幕や吹き替え。

▼放送人権委員会決定(平成10年10月26日判決) 

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

■山口大学工学部生対象講義 知的財産権論
 担当：山口大学大学院 技術経営研究科 教授 木村友久

4-4 著作権法改正情報(2010.1.1施行)

現場感覚を反映した著作権対応
 リスクマネジメント感覚でグレーゾーンの海を渡る

山口大学 専門職大学院技術経営研究科 木村友久
 更新日:2009.12.27

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

著作権法改正情報
 (フェアユース一般規定の動向を含む)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●平成22年1月1日から施行～抜粋

第30条第1項の次に次の一号を加える。
 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

私的利用複製の権利制限を原則に戻す規定について追加(私的ダウンロードの違法化)

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●平成22年1月1日から施行～抜粋

- ・著作権登録、裁定手続、障がい者向け複製等
- ・第31条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●平成22年1月1日から施行～抜粋

(送信の障害の防止等のための複製)

第47条の5 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●平成22年1月1日から施行～抜粋

(送信の障害の防止等のための複製)

第47条の5 続き 1 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること

当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等(公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。)以外の記録媒体であって、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの 以下省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●平成22年1月1日から施行～抜粋
第47条の7(情報解析のための複製等)
著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●平成22年1月1日から施行～抜粋
第47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製) 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合(これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。)には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●平成22年4月1日から施行～抜粋
第42条の3(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)
国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)第25条の3第1項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。 以下省略

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

法改正の流れを知る良い資料
文化審議会著作権分科会報告書2009年1月115

●フェアユースの一般規定
・知的財産推進計画2009では、今年度中の改正が記述されているが・・・
権利者団体だけでなく経団連も及び腰になっている。但し、JEITA加盟の企業はフェアユースの一般制限規定を推進する立場。

文化審議会 著作権分科会
法制問題小委員会の議事録等が参考になる115

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●連絡先●
山口大学大学院 技術経営研究科 木村友久
090-7391-4578(木村携帯)
t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Ⅱ. 知的財産教育 GP 研修会実施報告

【実施日時】平成21年8月2日 10時～17時30分

【実施場所】山口大学教育学部教育実践演習室

【参加者】

山口大学現代教育 GP

知的財産教育教本編集・出版委員 1名

山口県内の現職中学校教員 4名

山口大学知的財産教育 GP 関係教員 2名

山口大学教育学部生 4名

【実施内容】

10:00-12:00 これまでの成果の情報共有

13:00-14:00 知的財産教育の教材開発および指導方法について（阿濱氏）

14:00-15:30 知的財産教育の実際～ワークショップを通じて～（陳内氏）

15:30-17:00 知的財産教育の指導方法に関する研究協議（全員）



【フリーディスカッションの内容】

阿濱氏：身の回りの工夫を教材化できないか、それを授業に用いた場合どのような授業展開が出来るか、学生に宿題を出していますので、アイデアを発表してもらって参加者の皆さんと議論していきたいと思います。

学生1：住宅展示場のアルバイトで目にした汚れが付きにくい光触媒の壁をもう少し簡単に使って、教材が出来ないかと考えました。

陳内氏：光触媒の素材自体を教材にするということですか？

学生1：あまり専門的になると難しいので、汚れを落とすのにこういう方法があるということに表面的にでも触れられたらと思いました。

阿濱氏：実際に子供たちにアプローチをするとき、どのようにアプローチしますか？例えば環境だったり、その他のものだったりいろいろあると思いますが。

学生1：触媒というと理数系が嫌いな生徒は敬遠すると思いますが、住宅展示場では実際に汚れが落ちるところが体験でき、それを目にするによって理数系への興味への結びつくのではないかと思います。

木村氏：子供が仕組みを聞いたときにどうやって答えていますか？

学生1：隣に簡単に仕組みを書いたパネルがあり、それを見せながら伝えています。

木村氏：表面張力等の教材がもうひとつあるとより分かりやすいでしょうね。パネルだけの時、子供は分かりますか？

学生1：パネルだけだと見ているけど見ていないような状態なので分からないと思います。

木村氏：もう一つインターフェイスの教材があると分かりやすいのかもしれないですね。

K先生：光触媒をもう少し説明してもらっていいですか？どのような仕組みで汚れが落ちるのでしょうか？

学生1：壁の表面に特殊な加工がしてあり、その物質が動き回るといふか……。すみません。今うまく説明できません。

K先生：そういう特別な素材の板が何か他に使えないかということが教材になりそうだということですか？それ自体の技術が教材なのか、それを使って見ようということなのか、その技術を作るのがすごいということなのか、どうでしょうか。

学生1：そういう面もあります。

木村氏：壁ではないです。限りなく表面張力をなくす加工がしてあるので、雨がつながって壁を伝うのでその時に汚れが落ちる仕組みです。トイレのコーティングのような。

K先生：車のワックスのようなものですか？それともイオン加工のようなものでしょうか？

木村氏：そちらが近いと思います。光を受けるとその機能が増すような技術です。光触媒を何に使えるか、用途を聞くと面白いかもしれません。少なくとも、光触媒を使う場所を聞くと奇想天外な答えが返ってくると思います。

阿濱氏：光触媒の場合は名称や原理的なものより、効果が圧倒的ですので、そこから最先端の技術というところへ子供たちを導くという流れが組みやすいと思います。驚きや感動をもたせやすい題材ということで提案しました。そういう例です。

学生2：自分の工夫ですが、バレーボールが出来る子と出来ない子がいるので、出来る子がなぜ出来ているかを見て出来ない子にもやらせて、それが出来たらその装置がつくれたら、装置を技術科にも利用してシステムは入っているので、それをバレーボールにするというのが私の卒論です。のこぎりでも上手く引ける子と引けない子がいるので、そういうところにも活かしていけたらいいと思っています。

阿濱氏：どこからその発想が来ましたか。みんなバレーが上手くなってほしいとか？

学生2：すごいと思うバレーボール選手がいて、あの手首があったら自分も活躍できたのではないかという思いからです。生徒は見ないと分からない、見てやってみるのがいいのではないかと思いました。そういうものを工夫して作っています。

陳内氏：ビデオ教材を作っているということですか？

学生2：実物にかかる圧力を測定して、それをパソコン上に映し出してグラフ化しますが、そのグラフをどうしたら中学生に見やすいようにするかという課題です。そういう工夫をしています。

Y先生：ひずみゲージを使っているのでしょうか？

K先生：力の入れ方とタイミングがだんだん同じになってくるということだと思います。

阿濱氏：家庭科的には、先ほどの服のしわの話はどうでしょう？何を話していたかという、雨や湿気の多い日は服がしわになりやすいという話をしている、それはアイロンをかけるかどうかという問題だろうかという話をしていました。技術的には、しわにならない方法もいくつかあるし、しわにさせないように生地を加工するのか、しわを目立たなくさせるのかなど解決方法を考えるというのも家庭科としては工夫するポイントとして、被服の分野に近い内容になってくると思います。普段の生活の中で工夫するという視点がポイントになると思います。しわにならない商品はかなり出ていて、話の中に出ていたのは、花王のスタイルフィットというしわにならない商品ですが、あれはどういう原理でしょうか？

学生3：ちょっとわかりません。

阿濱氏：なぜしわにならないかを調べてみたらどうでしょう？特許をとっているかどうかは今分からないですが、そのレベルの技術が使われていると思います。

学生3：子供が油性マジックで落書きしても、水でふくと汚れが落ちるタイルが開発されたと聞きました。その原理はカタツムリの殻の特徴を真似したものだということです。カタツムリは移動が遅く土などがかかって殻が汚れそうですが、殻を拡大して見てみるとでこぼこになっていて、そのため、カタツムリは殻がいつもきれいだそうです。また、新幹線がトンネルに入る時に以前はスピードのせいで爆発音がして住民から苦情が来ていたので、それを解決するため、空中から水に飛び込んで魚を採る鳥のくちばしが細くなっているのを模倣して新幹線の先頭を細くすることでより静かに運行できるようになったそうです。人間が新しいことを発明する時に、身近な動物からアイデアを得て作っているということがわかりました。他にもたくさん例があります。オリンピックの陸上競技で桁違いの世界記録を出した選手はカンガルーの動きと足の動きが似ておりジャンプ力があるなど、動物を基礎とすると便利なのがわかると思います。教材や便利だと思ってもらうことも重要だと思いますが、やはりその原理がどうやって出来ているかということに注目したらそのものについて興味を持てるし、動物に対しても優しく出来るのではないかと思いました。普段の生活を見ながらこういう工夫が出来るのではと考える、周りに注目できる生徒を育成できたらいいなと思いました。根本的なことで刺激できたらいいなと思い紹介しました。以上です。

学生4：私は文房具など子供たちが使う身近なもので工夫を考えさせていきたいと思っています。チャックがどういう原理で出来ているのか、チャックがなかったら生活で不便なことを考えてこの発明はすごいと身の回りのものに興味を持ってもらい、他のものの原理を考えるようになればいいと思います。また、最近ものを投げるなど物を大切にしない子供が多いと思います。日本自体が豊かになっていて自分自身もすぐに買い替えを考えてしまうなど物を大切にしていけないと思うので、授業で商品を作っている人から話を聞いたりして、物の便利さを考えさせてから物の大切さをもっていけたらと考えています。

阿濱氏：先生方から今日の話の中で身近な工夫などを教材化できたらいいと思う発想がありましたら教材化をしてみたいと思っていますが。

A先生：私は中学1年を担任していますが、中学生は非常に生活経験がない子供が多いです。小中学校と一応図工という授業はありますが技術とは少し異なっていて、経験のない生徒が授業を聞いた時にイメージが出来ません。算数と数学は小学校で四則演算を教えるのに、りんごやみかんといった具体的なものを使って教えていって、それが積み重なって小学校6年や中学校でXやYが出てきます。今、紹介された技術は非常に魅力的な題材だとは思いますが、その題材と経験・知識のない子供たちをつなぐために何かモデル化したものであるとか、それを実際に検証してみる方法があると私たちも授業で使ってみたいと思います。授業と世の中のものは随分ギャップがあるのでそこが結びつかないんです。そのステップに良いアイデアがあれば使ってみたいと思います。先程の光触媒にしても、どのように子供たちに分からせるのか、実際に机につけてやってみましょうと出来るかどうか、それは経済的な問題もあるし、難しいジレンマを抱えているのは確かです。

阿濱氏：実際僕が今関心を持っているのはクルトガです。どのくらいの所有率でしょうか。

N先生：まだ値段が高いと思いますが。

A先生：台数は減りますよね。

N先生：小学生は結構持っています。

K先生：中学生はまず筆箱を持ってこない子がいるから。

阿濱氏：シャープペンシルはもうあまり進化がないものと思われていた文房具で、特に芯の出方は完成形と言われていました。しかし確かに私たちはシャープペンシルで字を書く時自然と手を回して書きやすいように片減りを防止しています。クルトガがどういう原理かというと、書いて離れた瞬間に入っている小さなギアが少しずれるそうです。それで片減りしない仕掛けになっているのですが、それを観察させることによって具体的にどういう工夫がされているかを子供たちに気付いてもらうのはひとつの案だと思います。生徒の筆箱にたくさん入っていたらいいなと思うのと、先ほど紹介したカドケシも子供たちの身近にあるものだと思います。あともう一つ技術的なものでは、少し科学的な知識が必要になってくるので深追いすると大変かと思いますが、青色LEDや白色LEDが出来、光の三原色が揃ったということは技術的には大きなことだと思います。これによってどう産業が変化したのかなどが考えられると思います。このように子供たちの身近なところから、原理の話をするによって知的財産、世の中の工夫が生活を豊かにしてくれているということを実感してもらうというものが教材化できたらいいなと考えています。

A先生：その次のステップを教えていただけるといいのですが。見て「へえ～」とは思いますがそれで終わってしまいます。それよりはむしろ先ほどの紙を使った体験的な活動が入っているほうが子供たちは次につながると思います。

阿濱氏：例えば、消しゴムを渡してみても、より使い勝手のいい消しゴムを作ってみようということをやっています。実際商品としてアイデアがいくつか出ているので、それに引っ張られてしまいます。そうではなく、もう少し工夫しながらという事を考えています。

A先生：ある程度の年齢に達した人達でそういう話をする面白ですが、子供はそこまでではないですね。言葉だけで説明しても最後は先生が価値を強引に押し付けてすごいんだよという感じになってしまうのではないかと思います。

K先生：生活が豊かになっていくというのは分からないのではないかと思います。年齢を経て何十年も生きていくと分かりますが、わずか12～3年、物心がついて4～5年でそれも最初から豊かな状態で、豊かさを感じるだけの余裕のある生活を生徒たちがしているのかどうかと思います。先ほどのシャープペンの片減りでも、言われてみれば回転して片減りしなくていいと思うけれども、多分そのことを不便と感じる余裕を生徒は持っていないと思います。それはそういうものなのだと。こっちのほうがいいでしょと言えば、そうだねで、ひとつひとつ感動している間がないのではないかと思います。右上がりになって進んでいくのもすでに当たり前で、その裏の苦勞などに対しても感動するだけの気持ちの余裕がないのではないかという気がします。私はシャープペンの中にギアが入っていてすごいと思うけれども、生徒は「先生、時間が経てばそんなものじゃないの」と。

木村氏：(クルトガの構造をスクリーンに出して、構造の説明を行った) 具体的に絵を見せたら感動するかも分からないですね。(動画をスクリーンに出して餅の切り込みについての説明を行った) これは、技術経営研究科の学生さんに作ってもらったのですが、例えば餅の切り込みでは越後製菓と佐藤食品で特許紛争が始まっています。厳密には請求項をひとつひとつ見ていかなくてはいけないですが、これが実際に焼いてみてどうなるかを見た動画です。

越後製菓の成功事例はきれいに上がってきれいに下がっています。ただ、上手くいくことは10回に1回くらいなので、その他、どのような焼き方があるか、なぜ上手くいかないかを考えさせてもいいかもしれません。熱源が真ん中にあるときれいに膨らまないようなので実際にはありえません。失敗例を子供たちに見せておいてどのような切り込みを入れたらいいかを考えさせるのもいいかもしれません。食べ物のことなのでいろいろな案が出てくると思います。自分も高校の教員をずいぶん昔にしたことがあります。指導要領に従ってやらないといけない単元があってなかなか実際実験する時間はないと思うので、こういう教材を見せてそこから先どう考えるか問いかければ中学生は興味を持つのではないかと思います。

阿濱氏：クルトガの実物がありましたので、動くところを見ていただければと思います。

(クルトガを廻して見てもらう)

K先生：中学生がどうにか解決方法を考えようと引きずれるようなものを考えないといけないと思います。

A先生：それに期待しないといけないということですよ。

K先生：子供が夢中になるのはドラクエの解き方くらいですよ。ではなくて、授業が終わってもまだ「どうかならないか」と考えさせるような、いつまでたっても気になるという題材がないかということだと思います。

A先生：そこまで食いつくかな。

K先生：来週来たときにこれならどうかと中学生が言うような題材を探さないといけないと思います。それでないと持たないと思います。

A先生：ドラクエに勝たないといけない。

K先生：そうですね。

A先生：そういう要素を入れたらどうですかね。塔を建てるとか。

陳内氏：面白いと思います。

A先生：みんなでやって何センチ以上になったらクリアとか。

K先生：動くところまで作らないとゲームは出来ないとか。そうすると、子供は必ず動くところまで作りますよ。そういう単純なことだと思います。やりたい事をするためにこれをしなければいけないということなら毎日考えますよ。そうでなければ箱をつくろうとか、何か切ろうとか考えないと思います。これをやりたいという欲求があると楽ですよ。1ヶ月くらい授業がもつと思います。

A先生：ここを作ると次に行けるような、不完全なゲームをセガなどが作ってくれると面白いのではないのでしょうか。インターネットでコピペして、流すものと取るものがあるような。

K先生：ここまでいくと、ここを解かないと次が出来ないというようにつながっているとか。解かなければいけないところが教材ということですよ。

阿濱氏：昔、ラジオなどで不完全なものをカスタマイズしようという教材はありましたし、本立てなど不完全なものをカスタマイズしたいという発想も、ものづくりの教材として落ち着いていました。ある意味教科書として落ち着かせすぎで、教材として賞味期限切れというのが今の技術の教材なのかもしれません。しかし、それを新しい技術の題材として提案するというで新しい技術の授業作りに結びつけられるかもしれません。何かつくらなけ

ればというよりは工夫をしようよという，スタートとゴールを入れ替えた形で提案出来れば，子供たちは楽しみながら何か出来るのではないかと考えています。

A 先生：その工夫が実現可能なものなのかどうか提案の際考えるところです。こういうものを作りましょうという子供が考えるのは，ロボットを発明してそのロボットがやってくれるということを生活経験のない子は平気で言います。それが出来るのか出来ないのかという条件のようなものがあると教師もやりやすいし，子供たちも考えやすいと思います。

木村氏：先ほど，お餅の話を出したのは，実際に切り込みのない餅を買ってきて小さく切ると安上がりなので，切り込みを入れてきれいに焼けるかは実際出来ますよね。今はガスではなくてオーブンレンジで焼くのが主流なので安全性もあります。ですので，教材を餅でつくって見ようかと考えています。プランを出して実際検証することも出来ますし。

A 先生：その時に条件の出し方を工夫しないといけないと思います。使うものの指定や人の意見を見ないという条件など，先ほどの模擬授業の条件は良くできていたと思います。

阿濱氏：今の現行の技術の教科書に従ってと考えるとなかなか難しいと思います。先ほどの塔をつくるという授業も，木材を使うと接着の方法などいろいろやらないといけないことがあります。そうするとレギュレーションが決まってしまうので発想が限定されてしまいます。いろいろな発想の仕方があるという事を子供たちに教えられないし，気付くという力を奪ってしまうと思います。その意味ではこの授業スタイルと現行の指導要領は相反すると思います。なかなかそこは難しいと思います。そのような授業スタイルを忘れてはいけないという技術科の宿命なのかもしれないですね。もしかすると，そのあたりは小学校の図画工作との連続性もあるかもわかりません。

Y 先生：小学校の図画工作は何がありましたか？

A 先生：パチンコがなくなりましたね。

阿濱氏：2年で行われているペットボトルを題材に水族館をつくらうとか，表現としてはいろいろなパターンがあります。どのように工夫して表現するかは小学校で子供たちが学びますよね。それが原理的なもの，使えるものなのかを技術で理解させていくところで学びが出てくればいいのかと思います。

陳内氏：教材化の話は，今フレームに入れて考えています。（知的財産教育教本の）59ページに実施例3とありまして紙で工作を作るところを今日行ったのですが，折り鶴からミウラ折りまでスキルを順々にこなして折り方の基本が身につけば，創造性学習への展開の部分のオリジナル紙飛行機をつくって誰が一番飛ぶか競ったり，直方体や円錐の作成を経て高く安定したタワーをつくるという展開が考えられると思います。ぼんやりと当てはめてみている状態ですので，その表はまだ完成ではありませんので，どのようなスキルまたは創造性学習への展開が考えられるか当てはめられれば全体が見えてくるのではないかと思います。

阿濱氏：材料や工具を限定することで発展性を奪ってしまうと思います。

陳内氏：表は授業の広がりや深まりを表していますが，このまとめ方でいいかどうか分かりません。次のページからは専門高校での展開を考えています。

阿濱氏：自分の個人的な経験ですが，中学校の時，本立てを作るときに鬼目ナットを使いたかったのですがコラムでしか扱われておらず，きりで穴を開けて釘で打つ加工だったので，い

ろいろ材料を選べると面白いと思います。しかし、選べると、スキルに応じての指導になるので指導は難しくなります。生徒の自己評価と加工法の選択という点は難しいかもしれませんが、その自由度は持たせたいと思いますが。

Y先生：重要だと思います。なぜみんな釘を打たないといけないのかということですよ。

阿濱氏：けれど、それをやらせると大変なことになるとは思います。

A先生：最近使わないのですか？

N先生：使わないですね。

Y先生：角材がなくなったので。

A先生：捨てる時に分解しにくいからでしょうか？

K先生：それは考えてないでしょう。

A先生：7～8年前はあったと思いますが。

Y先生：それを使うと工程が減るからではないですか。釘だと作業工程があるけど、ナットは埋め込んで終わりですから。

K先生：結局試行錯誤する時間がないのです。すると考える工程を減らすしかないですよ。考える工程を減らしてマニュアル化してしまえば、ものは出来てしまうので。

Y先生：組み立てないといけないのかという話から、教科書がいけないのではという話になりますよね。

K先生：何も組み立たなくて終わってもいいのでしょうか、それでいいのかという事ですよ。

Y先生：3年間で1個でもいいんじゃないでしょうか？

A先生：もうひとつは、成功体験がないと次への関心が高まらないということがありますね。お聞きしたかったのですが、陳内先生の学校で特許をとるための温泉トマトのプロジェクトを紹介されていましたが、成功しない場合はどうされるのですか？

陳内氏：ほとんど成功しない物ばかりですね。死屍累々という感じです。例えば堆肥の事例は、いかにいい堆肥を作るかということで研究発表を行ったのですが、堆肥化の技術自体が悪臭が出るから問題だと技術の根本から否定されました。堆肥化自体が問題だと言われたわけです。しかし、もう5～6年研究をしているので今更その方法から逃げたくないわけです。大事にしたいのでそこからまた知恵が出てくる感じです。温泉トマトも商品化していますが、2月3月は甘くなりますが、今の時期とても酸っぱくなります。今はそれをどう改善するかを研究しています。何か一つ一生懸命やったものがあると、そこまでの技術的な積み重ねがありますから、そこを派生させて何とか上手くやれないかと考えられます。

A先生：それは部活動ですよ。現実としては、授業に入れた場合に失敗させると、材料のための教材費をとって何も作れなければ怒る保護者もいますよね。

K先生：今の取組はすべて部活動ですか？

陳内氏：授業の中ではアイデア発想止まりです。高校には課題研究という授業があるので、そこでは伝助スイカという大きなスイカがありますが、それにドラゴンボールの模様が出るようにしたいという事をやっている子がいたり、切断面がハート型になるきゅうりを作りたいという事をやっている子がいたりします。蜜入りトマトを作りたいといって点滴で蜜を入れている子もいます。乱暴な話ですが結構面白いです。課題研究の授業の中ではかなり自由度の高いことを子供たちはやっています。それは基本技術が身についた3年間の最後

の1年の週に3時間で行っています。

K先生：特許を取ったり、自由な発想というのはカリキュラム以外の時間で子供たちは行っていると。

陳内氏：そうですね。カリキュラムに組み込んでいるのは、高校で販売する農産物に適する商標開発くらいです。農産物のシンボルマークを作って売り、検証します。課題研究の導入時点で集団発想をさせるわけです。今課題になっていることをブレインストーミングであげて、生徒間を回らせて、仲良しグループではなく同じ意識・課題を持った人間同士でチームを組ませます。そのように知財で使う要素を少しずつ科目の中に入れて込んでいます。

K先生：温泉トマトですが、それは水耕栽培の水が温泉水になったということですか？

陳内氏：それだけです。温泉水の浸透圧のストレスで水が吸収しにくいので糖度が増すということです。温度ではないです。塩基が濃く、そこに肥料を与えるので浸透圧ストレスのため甘くなります。熊本では塩トマトで売っていますがそこに温泉を使えば健康なイメージがありますよね。私は島原ですが、小浜では熱泉を利用して熱交換器で湯の花がつかないよという工夫を行っています。また、ついた湯の花の活用方法として生徒の発想を引き出せます。産業上地域が直面している問題を課題としておくと直接自分の考えが活きるため生徒はやる気になります。

K先生：自由度が高いですね。

N先生：そういう取組は高校で実を結ぶような思いがします。ここに山口大学附属での授業成果がありますが一般の中学校は附属とはだいぶ違って、子供たちにいろいろな工夫があるんだよと知るだけで中学校は終わっているという世界かも知れませんが、工夫があって初めて自分の生活や技術が豊かになっているという事を授業の中で知るだけで今、終わっています。今、言ったように検証する時間ありませんし、全く知識の無い子にアイデアを出せといっても出たアイデアも何も裏付けなくやってみて終わりかなと思います。今回の授業は導入として、ものづくりはこういう楽しさがあるんだよという。阿濱先生は木材加工が古いと言われますが、デザインや組み立ての中身についての工夫の時間をたっぷりとって100人いても全員違うものを作らせます。そういうところとかで工夫する楽しさなど基本をやっているだけで終わっています。高校や高専で試行錯誤しながらアイデアを広げていっていろいろやっているのは良いなという思いはありますが、果たしてそれを中学生でするのは時間や何も出来てない子に、出来るかと思ったりしますが。

Y先生：100人が違う物を作るだけでもたいしたものです。定規を使っても線が真直ぐ引けないですし、サイコロが書けないのですから。現実はそのような生徒がどうやって設計するかという話です。だから作ったこともないから言うとおりに作りなさいと、それでも自分の作ったものを見て、おお~と思っていますから。工夫とか感動以前です。何もした事ないでしょ、道具も触った事ないでしょ、とにかく言うとおりにやってみなさいと言って、出来たらワー~こんなのが出来たという感じが年々ありますね。本当は鋸の「あさり」1つでも気付かせたい技術が転がっていますが、それを拾っている時間がなかなか無いですね。

阿濱氏：へえ~からもう1つ次の上のステップに行くためにはどうしたら良いと思われませんか？

N先生：例えば潰して「あさり」をなくしてという事をやった事はありますが。技術というのは全て工夫で成り立っていると思います。その工夫を実感させるという授業だけで自分の中

では20年間終わっているかなと思います。今日の授業のように新たな工夫を見つけていってというのはどこか先でやって下さいというイメージはありました。トランジスタにしてもダイオードからもう1つくっついてこういうふうな働きが出来るトランジスタは20世紀最大の発明だ、と言いながら子供たちに後は頑張れよ、応用立国日本は終わっているから、みたいなそんな世界です。

陳内氏：ものづくりにいかない話ですが刈谷市の発明クラブでやっていた大会を見学させて頂いて非常に面白かったです。2つ課題が出て、1つは何mか先の円に自走して入ってアクションを起こすようなロボットを作りなさい。もう1つは制限時間内に与えられた道具を使ってボールをこちらのマスに移しなさいという課題です。与えられるものは、紙、輪ゴム、ストローなどが与えられてグループで20分くらい話をしながらゴルフボール、テニスボール、卓球ボールが入ればそれぞれ何点、マスからマスに運ぶ距離が長ければ長いほど点数が大きいですという仕組みで考えさせます。中学生くらいが対象なのですが、輪ゴムで固定したりしながら短時間でいろいろな工夫がたくさん出て、傍から見ているとボソッと発言するような子の意見が輝っていたりしますが、リーダータイプの子が全然耳を貸さず引っ張って行って失敗する事があったりします。周りの先生は絶対言わないで温かく見守ってらっしゃいました。その会場には1チームずつしか入れないのでそのチームが出た後、どんな課題が出たかみんな言いません。その辺りの教育がしっかりなされていて素晴らしいなと思いました。ものづくりではないですが、生徒の創意工夫など考えるのに良い題材だなと思いました。

Y先生：MITの初期のロボコンなどは、わけがわからない材料が箱の中に入っていてそこから作らせていましたが、どうやって作るかということは自分の考えでしていましたね。

N先生：それにはやはり基礎がいりますよね。

Y先生：先生がおっしゃるように中学校でそこだけです。

阿濱氏：まずはそれが必要で、1つ思うのは図画工作などで培った力を何かしらに使えないかと思います。小学校と中学校では完全に能力は切り離されているので、能力分析をきちんとして技術ももっと小学校で培ったスキルをどういうふうに活かしたらものづくりがより良く出来るかを教えてあげるのが必要だと思います。

Y先生：図画工作の工作部分のカリキュラムだけでも連携でやるべきだろうと思います。

阿濱氏：ノコギリに関しても、わりと図画工作でレーザーソーとかを使ったりするので確実に真直ぐ引けて弱い力でも引ける小学生用の物もあるので、それを使います。その力と技術のスキルを上手くあわせていけばそれなりの能力のスキルはあると思います。そこをこちらが結び付けてあげないと子供たちは気付かず忘れてしまいます。小学校、中学校と分けて考えています。算数と数学もそうです。今ようやくその辺が結び付いているのが英語だったりします。そのように能力をみんな分けて考えるようになっていくという事が1つあると思います。

A先生：小学校で授業研究とかすると図工を公開される先生はいらっしゃいません。

N先生：A先生、以前いらしゃった光付属の時に小・中連携の発表をされましたよね。

A先生：しました。

N先生：そこでも図工はなかったですか？

A 先生：それは各教科あったので図工もありました。図工とはリンクしていませんが。

N 先生：その時、小学校の先生と相当関わられましたか？

A 先生：あの時は図工とは関わってないです。図工は僕の方が立ち上げて図工の要素がありますよ、あとは図工と算数と理科の要素が技術にはありますよね。それと生活科も関係しているので、これとこの中学校との軸は作ってはいます。小学校から上がってくる子は「先生、トンカチ貸して」と言います。ゲンノウとかそういう言葉を知らないでトンカチ貸してと言います。それとか「デンノコ使っても良いですか？」と言って正式名称は知らないままあがってきますし、みんなイトノコに群がっていますし、安全教育とかやらないですね。

Y 先生：絵画指導の人でする人はいらっしゃいますが、作る方は0に等しくないですか？

N 先生：ノコギリも使った事のある人とない人でバラバラですよ。1つの小学校から来ても担任によって違いますよね。

Y 先生：そういうものをちゃんと整理するべきですよ。最初からローマ字をやらないといけない学年もありますし、出来る学年もありますし。教科書の最初からやる必要もない学年もあります。小学校もバラバラですよ。

A 先生：言われるように図工と理科、算数と技術、それから更に農業高校、商業高校、工業高校とリンクさせるのはすごく意味があると思います。

阿濱氏：先ほど言われていたドラクエばかりしているというのは、多分、彼らの中では問題意識があるわけですよ。ドラクエをやらないといけない、流行に追いついていかないという問題意識があって、それについていくためにはどうする？というのがあって、あとは楽しさを追いかけるという事もあると思いますが、そこに問題意識が大きいわけで、もっと他のところに問題意識を向けてあげれば他のところで工夫するのかなと思います。

陳内氏：不便を感じないという話で、子供たちの生活の中にはあまりないのですが、学校生活の中にはかなり不便はあると思います。僕が授業で上手くいったのは、机・イスの発想なのですが、生徒用の机は不便なところがたくさんあります。机で何か課題はないかと学校でやったらたくさん意見が出ました。例えば、鉛筆が転がって落ちないように机に溝を彫ればいい、出っ張らせると重ねられないから、うっすらと縁に溝があればとまるなど。気をつけ、礼する時にあたるので途中から開くようにするとか、足の形であればすんわり立てるなど、学校生活の中では結構面白い意見が出てきたりします。

K 先生：机を改造するという事は、子供は好きかもしれないですね。

陳内氏：あとは引き出しを出すにあたるので横から出した方が良いのではとか、学校には不便なものが多いので、そういう教材は良いかもしれません。

N 先生：全てお金が絡むので、逆に言わせない風潮がありますね。

K 先生：机の横に便利なものでこういう物を置きたいというのは面白いかも知れないですね。広くするとか。

陳内氏：そうですね。天板が開いた方が取りやすいなど昔ありましたよね。

A 先生：昔は引き出しがない代わりに天板を開けて、そこから物を出して蓋を閉めてましたよね。

陳内氏：掃除をする時に音がするから脚に工夫したいとかの意見も出ました。

N 先生：教科書類がA版になっているので机もA版にして欲しいとか。ノートと教科書を一緒に開くとパタパタするので。

陳内氏：あとはアイデア発想だけで終わってしまう授業なのですが、それで出た意見は暑いとかキツイとかばかりなのですが、暑いのを改善するためにはどうすれば良いかという事でクラスに扇風機を置こうという意見が出ました。クラスに1つ扇風機があるのですが軸を1つにして両側に羽根を付けて180度回れば360度回る事になるじゃないかという面白い意見が出ました。それだけで終わってしまうのですが、突き詰めていくとモーター1つに軸が両側から出ていてというのはプリウスの特許らしいです。そのように掘り下げていくと良い発想しているという事になります。面白い意見が出た事を工業高校の先生に話したら、それはプリウスの特許だよと言われていました。そのような不平不満から上手く技術にもっていけるようなところの展開がポイントだと思います。

阿濱氏：少し表現が悪いのですが、工夫したりする事を小学校、中学校で経験しておく事によって大人になった時にもっと工夫をしようという気持ちを植えつけるだけでも良いのかなと思います。それは今のプリウスの話もそうですし、もしかしたらその子は大人になってトヨタとか違うメーカーに入った時、違う発想をするかもしれないですね。種を植えるだけでなくその方法も授業に活かせたらいいかなと思います。

Y先生：必修になったら相当レベルが上がって部活みたいになるとは思いますけど、何かしらの工夫や発想もするようになると思います。ただ競うというのがどうかというのがあるから難しいでしょうね。技術は全ての教科の中で1, 2を争うくらいそういうモチベーションがない教科ですよ。

阿濱氏：技を磨くというモチベーションがないと。

Y先生：そうですね。逆にすごく高い技術を持った生徒は過去にいましたけど日の目を見なかったですね。学校内の評価だけで。今ようやく道が分かれつつありますが、なかなか広まりにくいですよ。

陳内氏：先ほどのそういうスキルを持っている子が工業高校に入って技能五輪とかに出てくれると良いんでしょうけどね。繋がっていくのでしょ。私たちの高校側の課題として中学校で成績で出されてしまうので、とにかく普通高校に行ってその後を考えれば良いじゃないかと、そういうスキルの的なものが発動する場所がなくなってしまうのではないですか。高校時代にその子が好きなことに熱中するようになっていかなかった…。専門高校だと結構そういう事が多いのですが。そういうキャリア教育を中学校の時にしていただきたいなと思ったりしています。少し知財とは違いますが。農高には学力的に問題のある子が来るケースもありますので。それでもいろいろな発想が出てくるわけで、教員と違う発想が出来て熱中できる力は学力とはあまり関係ないのではと思います。

Y先生：変な話、中学校卒業して高校に行く年より上になったら、こういうものづくり等を3年間、商業高校でしますが、普通高校に行った人間はそこで止まってしまいます。趣味でする人はいるかもしれませんが、相当上手い人もたくさん普通高校に行ったりして技術もあるのにそこから先はその人たちの才能は埋もれたままになります。だからそれでも良いのかなと思う時はあります。脳みそは使うのでしょ。手の方は全く使ってないですよ。でも上手い人は相当いますよ。そこでちょっと線引きがされますね。

陳内氏：そうですね。先ほど小学校から中学校の話がありましたけど、中学校からまた高校の連携が上手くとれたら力が伸ばしていけるでしょうね。

N先生：昔は、技術科は今の時間数の2倍あったわけで、その道に向いている自分探しの時間がたっぷりあって、そっちの方に自信を持って進める生徒が多かったと思います。今、本当に自分が自信を持って工業系に進むぞという強い意志が持てないまま、自分がなんとなく工業系に興味はあるけれど、高校から工業系に行くぞという自信を持ってないのではないかと今の内容では思います。私たちにも責任はあるのですが、だから今日習ったようなアイデアで、こういうふうな工夫が出来てとかに時間を割いて興味持ててそっちの進路に進みたいという子供ができるような取組をしないといけないなと思います。叱られながらも「先生、こんなに出来て嬉しい」という感想を書くようなものの感動を味合わせてあげたいなと思います。自分で考えて設計して組み立ててみて、そういうことが人生で最初で最後だろうなという子がいっぱいいるんだろうと思いつつやっています。それが現実だと思えます。

Y先生：中3では年間に15時間くらいしかありません。実質は13時間くらいです。技術も心・技・体です。3年生だと上手に作ります。3年の時に作らせたいのに15時間しかないから片手間の物を作って終わりになります。1年の時に本棚を作りますが、精神が未熟なのでやはり駄目です。上手いけど下手です。同じ物を3年生に作らせると物凄く上手いです。高校3年生で作らせたら上手いだろうなとは思いますが、それはもう一生無い人たちがほぼ半分以上です。

N先生：パソコンも入ってきましたし、昔は無かったですよね。より一層、パソコンでものづくりとかアイデアを活かしているいろいろ工夫をさせてプレゼンを作らせたりはしていますが、やはり昔に比べたら時間も極端に減ったので。アイデア、アイデアで興味付けさせる、本当に今日習った事を導入とかで使おうかなと思います。ものづくりが好きになって入りが良くなるかなと思います。

Y先生：やはり今までと同じでは駄目ですね。

阿濱氏：特許や発明のコンテストとかあります。

K先生：それが世の中の風潮として例えば野球で全国大会に行ったというステータスと同じように、例えばロボットを作って優勝したというステータスがこんなに差があります。もしあったら夕方もうりそうなのがしますよね。そういう子供たちは物を作ったり残りそうなのがしますね。先ほど聞いた部活で作るというのも楽しいなと思います。

Y先生：ロボコンとかは中四国に行くと結構すごいのを作ってきます。その代わり部活なのです。授業では難しいです。

A先生：今年は生物育成が教育課程で始まるので野菜の栽培を行っています。枝豆とオクラをプランターの中に入れて窒素を減らした肥料を与えたりして、それとマリーゴールドを種から作らせています。僕は気がつかないのですが手を入れるのに授業時間だけでは出来ないのでもどうしても放課後に水やりに来たりとか朝水やりしたりとかするのですが、他の先生に有難い事に言っていたのが子どもの顔が優しくなったと言われました。競争というのも大切ですが、そういう事をやらせる事によって情操教育の1つになると思いますが、植物と毎日向き合う事によって子供たちの心の持ち方とかが少し良くなればこれも教育効果かなと思います。

陳内氏：そうですね。農業高校の学科で分かれているのですが、入って来る時は一緒でも栽培系

の生徒が一番穏やかです。不思議な事に退学者が少ないのも栽培系ですね。

K先生：1個生ると感動なんですよ。誰かイチゴを食べた時は一番そうですね。イチゴを食べる子はすごく嬉しそうですよ。みんなの前で自分たちの作った物を食べるじゃないですか、あのイチゴを食べる子は毎年「先生、これ給食で食べても良いですか」とか1日飾っておいたりとか、そういうのは良いですよ。

A先生：例えば、枝豆を作っていて倒れそうになったら支柱をどこかから板切れを拾ってきて挿して結んで、それじゃあ育たないだろうと思いつつ見ているんですが、グルグル巻きにしたりとかいろいろ工夫していますよ。自分で長い期間で作らせると工夫してする余地が出てくるかもしれません。

陳内氏：観察と繰り返し体験だと思います。農業は同じ作業の繰り返しなのでそこでどうすれば楽かというのを考えだすようになると思います。水やり一つでもペットボトルに穴を開けてやったりしますよね。小学校でもビックリしましたが1人ずつジョウロを持たせられないので錐でペットボトルの蓋の先に穴を開けて水をやっていました。ああいうのも工夫でしようけどね。

K先生：支柱が終わった頃に200mlか500mlのペットボトルの蓋をしていないものをいっぱい挿しています。

A先生：種が発芽してからはいらないですよ。

陳内氏：上にこう引っくり返して。

A先生：あれを毎日やっている子はきっと水を毎日やらないで良い方法はないかと考えるのでしょうか。やらない子は分からないですよ。

阿濱氏：今日は実践の仕方というのを実際にいろいろな形でお話が聞けて非常に有意義な時間になりました。それを活かして次の教材に参考にさせていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

Ⅲ. 実証授業実施報告

平成21年度は、計7回の実証授業を実施した。内訳は、附属学校（小学校）にて1回、地域の連携校において小学校1回、高等学校4回、高等専門学校1回である。

平成21年度実証授業実施一覧

実施月日	実施校名	対象学年	講師	掲載頁
9月 9日	詫間電波工業高等専門学校	高専5年	木村友久	207頁
10月 2日	下関商業高等学校（1）	高校2年	木村友久	
10月22日	下関商業高等学校（2）（3）	高校2年	木村友久	
11月 5日	下関商業高等学校（4）	高校2年	木村友久	
11月29日	宇部市立吉部小学校	小学1～6年	教育学部生	211頁
1月15日	山口大学教育学部附属光小学校	小学3年	教育学部生	214頁

◆詫間電波工業高等専門学校

平成21年9月9日、詫間電波工業高等専門学校にて山口大学大学院技術経営研究科木村友久教授が講師となり、実証授業を行った。

◆下関商業高等学校

平成21年10月2日、22日、11月29日、下関商業高等学校と山口大学を結んで遠隔授業を実施した。

◆宇部市立吉部小学校

平成21年11月29日、山口大学吉田キャンパスにて創造性学習や知財の要素を組み込んだ体験授業を実施した。午前中はウォークラリー方式で大学内を見学してもらい、チェックポイントに創造性や知財の要素を組み込んだ設問を用意した。午後は、滞空時間がより長くなるよう工夫をした飛行機を製作した。

◆山口大学教育学部附属光小学校

平成22年1月15日、山口大学教育学部附属光小学校にて実証授業を実施した。山口大学教育学部生が講師となり、小学3年を対象に創造性育成のための研究授業を行った。

この授業は教育学部生自身が授業を行った。内容は「めざせ、天井まで！高いタワーをつくろう！」というテーマで、限られた材料と工作用具を使い高いタワーをつくるというものである。



次頁から、今年度に行なわれた実証授業の資料を掲載する。

■ 詫間電波工業高等専門学校 実践事例（平成21年9月9日）
 担当：山口大学大学院 技術経営研究科 教授 木村友久

詫間電波高専での実践事例

平成20年9月10日 11:50～12:40と13:25～16:00
 詫間電波高等専門学校 情報通信工学科5年生

知財全体像の説明 理工系学生の研究開発力向上の視点から特許
 情報検索と特許公報の解釈技法修得に重点

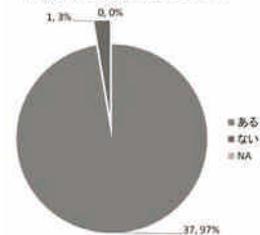
- ① 知的財産の重要性を理解し、全体像を理解する。
- ② 知的財産学習に必要な各種情報を確認する。
- ③ 特許出願書類の内容を理解する。
- ④ 特許出願の流れと特許公報の関係を理解する。
- ⑤ 工業所有権情報・研修館「特許電子図書館」の検索実習。
- ⑥ 特許発明の同一性判断を理解する。
- ⑦ ソフトウェア・ビジネスモデル特許を調査する。
- ⑧ 著作権法に規定される各種の権利を理解する。

注) 時間の制約で意匠と商標は簡単な説明にとどめた

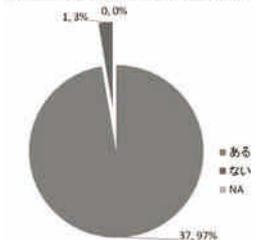
詫間電波高専での実践事例

事前アンケートは38名、事後アンケートは37名から回収

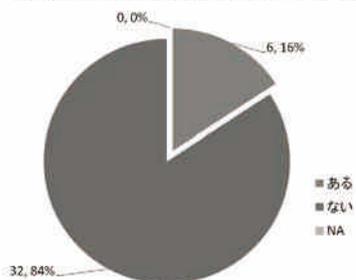
「特許」という言葉を聞いたことがありますか



「著作権」という言葉を聞いたことがありますか



産業財産権(工業所有権)という言葉を知っていますか

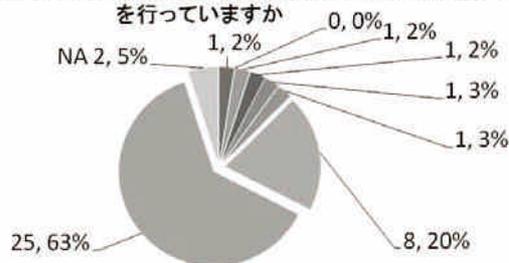


事前アンケート

※アンケート結果は昨年度のものを再掲する。

詫間電波高専での実践事例

卒業研究に関連して特許情報検索ないしは取得した特許情報の整理・検討を行っていますか

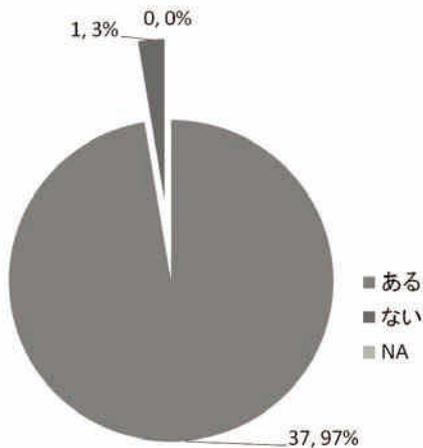


- 1. 研究室組織として日常的に特許情報検索と整理・検討を行っている。
- 2. 研究室組織としてではないが、回答者個人として日常的に特許情報検索と整理・検討を行っている。
- 3. 日常的とまでは言えないが、研究室組織として特許情報検索と整理・検討を行うことがある。
- 4. 日常的とまでは言えないが、回答者個人として特許情報検索と整理・検討を行うことがある。
- 5. ごく稀に、研究室組織として特許情報検索と整理・検討を行うことがある。
- 6. ごく稀に、回答者個人として特許情報検索と整理・検討を行うことがある。
- 7. 研究室組織として特許情報検索と整理・検討を行うことはない。
- 8. 研究室組織として、そして回答者個人として考えても特許情報検索と整理・検討を行うことはない。
- NA

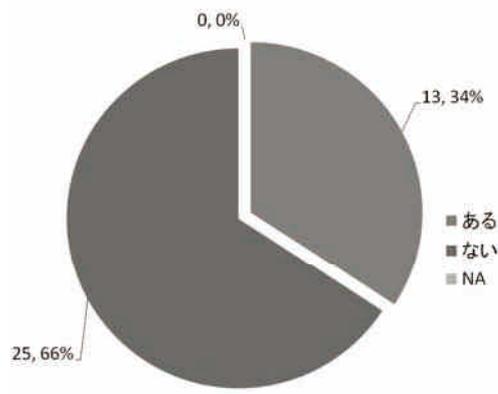
事前アンケート

詫間電波高専での実践事例

「著作権」という言葉を聞いたことがありますか

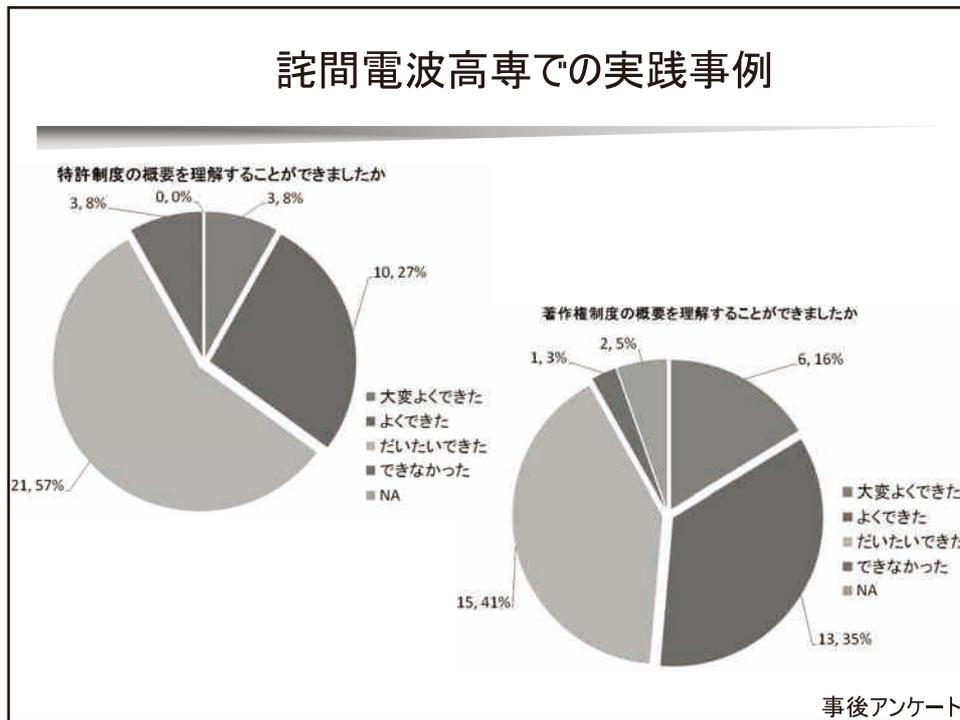


「著作権人格権」という言葉を聞いたことがありますか

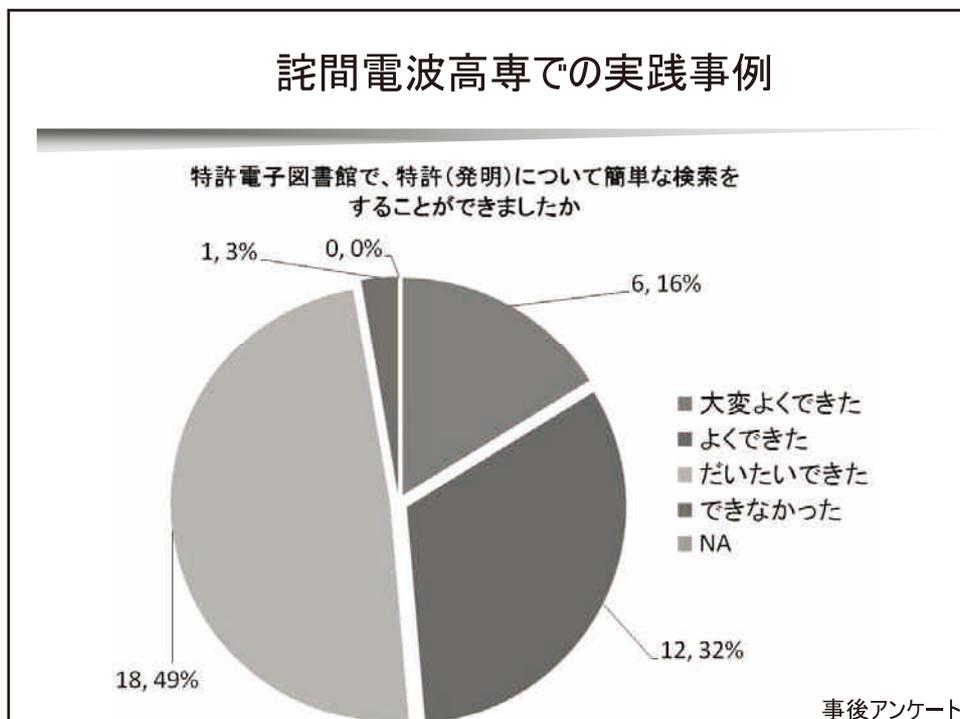


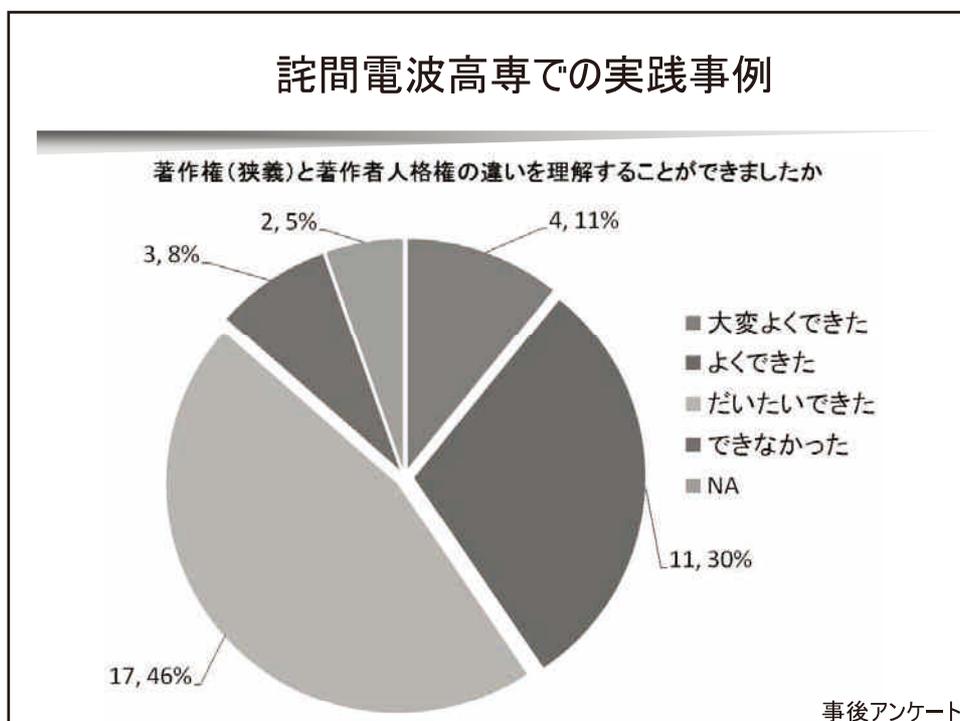
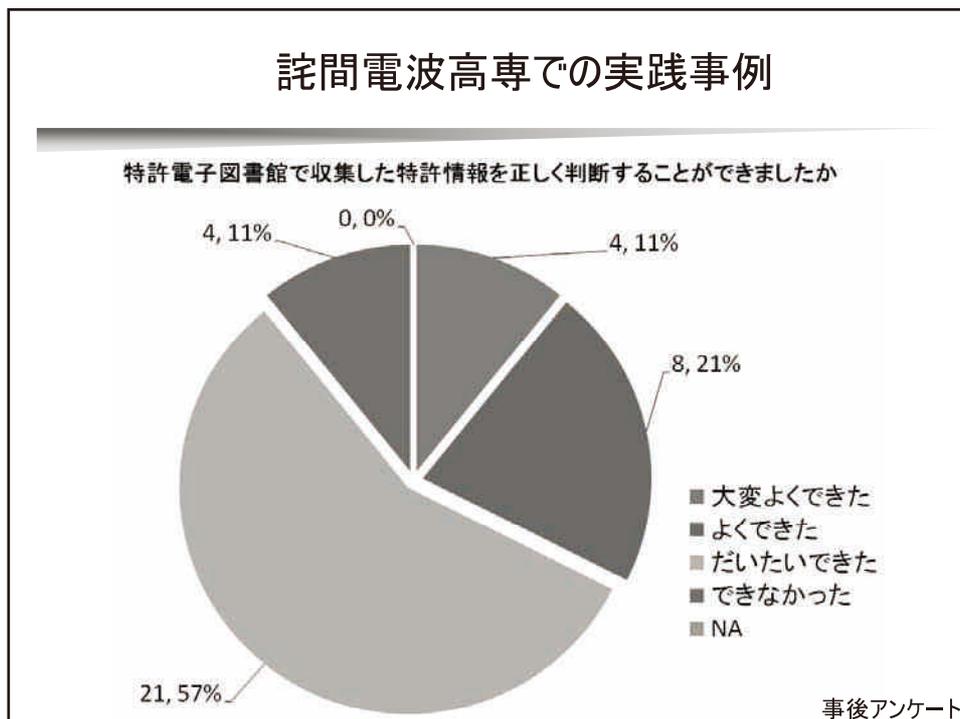
事前アンケート

詫間電波高専での実践事例



詫間電波高専での実践事例





■宇部市立吉部小学校 体験授業

1. 期日 平成21年11月29日(日)

2. 目的地 山口大学

3. 日程

9:45	参加者集合(体育館前)チューター4名同乗
10:00	吉部小出発
10:45~11:00	山口大学到着(体育館横に停車) ちゃぶ台ルームに移動
11:00~12:00	開始式 集合写真撮影 学内探検(大学内見学)
12:00~13:00	昼食(ちゃぶ台ルーム)
13:00~14:40	工作活動(ちゃぶ台ルーム, 教育学部周辺)
14:40~15:00	終了式 山口大学出発
16:00	吉部小到着 解散

*多少予定時間とずれる可能性があります。

4. 主な活動の詳細

(1) 学内探検

ルール: 4班に分かれ, チェックポイントを4つ用意し各ポイントで課題を行います。

各班別々のルートで移動します。

課題をクリアすると, 次のチェックポイントに進むことができます。

最終ポイントは図書館にし, 全班で図書館内を見学します。

チェックポイント:

●大学会館

テーマを子どもたちが設定し, 班全員で写真を撮ります。

●長州5記念碑

1. 5リットルのペットボトルの中にある水をいかに早く出すかを, 道具を使わずに実際にやってみてもらいながら各班に考えてもらいます。

●食堂

標識や会社のマークを使い, クイズを出します。そのクイズに成功したら次のチェックポイントに移動できます。

●図書館

図書館内を全員で見学し、図書館内に必要な指示標識を考えます。

評価：各ポイントの課題の答えを計算して、1～4位までを決めます。

全員に景品を用意しています。

(2) 工作活動

目的：より長く滞空時間を保つことができるように工夫して工作する。

時間	児童の動き	チューターの働きかけ
13:00	○4つのグループになる(5分) ○設計する(10分) ○工作する(15分)	○導入→子どもの興味を引くような話をする ○この時間の説明とグループ分けをする ・低学年と高学年が混ざった班にする ・高学年は低学年の世話をする ○ワークシートの配布 ○わからない子どもへの支援 ・「ふわふわ飛ばすためにはどうしていいかな？」 ・「空を飛ぶものってどんなものがある？」 ・材料を見せる ○安全に気をつける ○迷っている子どもへ声かけ
13:30	○実践する(20分) ○反省(10分) ・よかったところ、直したらいいと思うところをあげる	○装置の補助, 計測 ○1グループから順番に飛ばすように指示する ○1グループ5分 ○1人3回落として平均的な飛び方を見せる ○ワークシートの配布 ○何人かに発表してもらおう
14:00	○工作する(5分)	○反省点を生かして工作することができるよう支援する ・「直さなくてもいい。」 →「直さなくてもいいって思えるくらい、いい作

14:25	<p>○実践する（20分）</p> <p>○表彰（5分）</p>	<p>品ができたってことよね。でも、もうちょっと タイムが伸びるように頑張ってみようか。」</p> <p>・「よくわからん。」</p> <p>→「どこがわからん？どんなところがよかったか 一緒に考えてみようか。」</p> <p>・「先生、どうしたらよく飛ぶか教えて。」</p> <p>→「どうしたらよく飛ぶかな？先生も一緒に考 える。」</p> <p>○子どもへの声かけ</p> <p>○評価</p> <p>・優勝者～5位まで賞状をあげる</p>
-------	----------------------------------	---

5. 参加者

- 児童 17人
- 保護者 6人
- チューター 15人

創造性育成のための研究授業

日時：平成 22 年 1 月 15 日（金）10:35～12:15

場所：山口大学教育学部附属光小学校 図工室

対象：3 年 1 組児童

1 題材 「めざせ、天井まで！高いタワーをつくろう！」

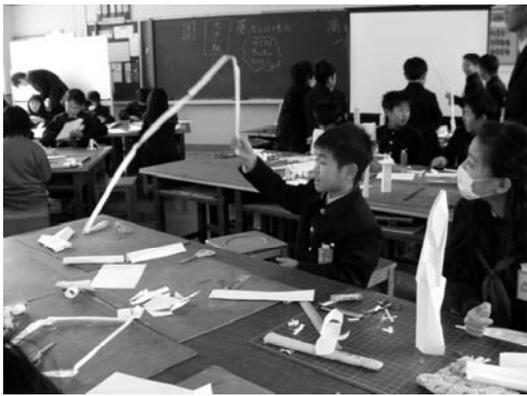
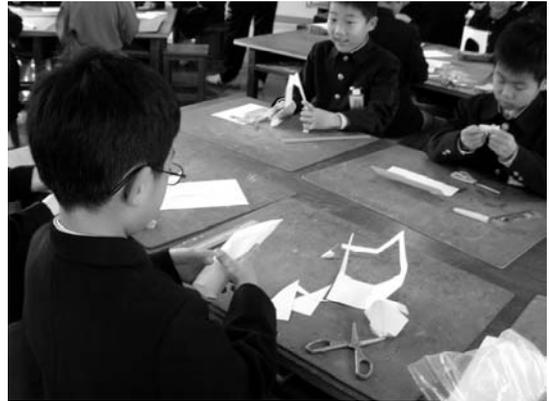
2 目標

- (1) 楽しいものづくりを小学校の内から経験することで、店頭に並ぶアイディア商品のおもしろさを理解できるようになるなど、創造することのおもしろさに気づくことができるようにする。
- (2) 既製品を買うばかりでなく、自ら何かを新しく創り出そうとする意欲をかきたて、創造力を培うことができるようにする。

3 準備物 ケント紙, はさみ, ワークシート

本時案

(過程) 学習活動・学習内容(予想される子どもの反応)	教師の働きかけ
<p>1 タワーづくりについての注意点や使えるものについての説明を聞く。</p> <p>2 他人のものを見ずに自分だけでタワーをつくる。</p> <p>3 互いの作品を鑑賞しあいながら、それぞれの作品の工夫点を見つける。</p> <p style="padding-left: 20px;">・工夫されている所を書き出す</p> <p>4 新たに、2回目のタワーづくりをする。</p>	<p>T 紙をどのように加工したらタワーを、より高くすることができるか</p> <p>㊦ 使う材料や、製作にあたっての注意などを説明し、作業にスムーズに入れるようにする。</p> <p>㊦ 行き詰っている児童には余分に紙を与え試行を促し、実際にイメージしているものを形にしていけるようにする。</p> <p>㊦ 今までよりも高いタワーをつくれるようにするために他の人の作品で、すぐに自分の作品に活かせるものをリストアップさせる。</p> <p>㊦ イメージしたものをすぐに形にできるように、必要に応じ余分に紙を配るようにする。</p> <p>㊦ 考えては創り、試して、また考えるという積極的な姿勢があるかをみとる</p> <p>㊦ 予め見回って見つけた作品の中で特に工夫がされているものを全体で紹介し、アイディアを共有することで創造の楽しさ、意欲をかきたてる</p>



IV. 知的財産教育フォーラム実施報告

今年度の知的財産教育フォーラムは、本取組の最終年度にあたるため、これまでの実践事例に基く模擬授業を中心として実践報告と本取組の総括を行った。山口大学教育学部の学部生を中心に約60名の参加があった。

知的財産教育フォーラム

【開催日時】平成21年10月31日（土）13時～16時30分

【開催場所】山口大学工学部 D棟11教室

【プログラム】

13:00	開会挨拶	向山 尚志（山口大学大学院 技術経営研究科 副研究科長）
13:05	本取組の説明	木村 友久（山口大学大学院技術経営研究科 教授）
13:20	実践報告	阿濱 茂樹（山口大学教育学部 准教授）
13:45	模擬授業1	
14:00	模擬授業2	
14:15	模擬授業3	
14:30	休憩	
14:45	知財教育の進め方	阿濱 茂樹（山口大学教育学部 准教授） 木村 友久（山口大学大学院技術経営研究科 教授）
15:15	パネルディスカッション	内藤 善文（愛媛県立今治工業高等学校 教諭） 陳内 秀樹（長崎県立島原農業高等学校 教諭） 廣田 正治（山口県立田布施農業高等学校 教諭） 佐々木 優（広島市立高陽中学校 教諭） 阿濱 茂樹（山口大学教育学部 准教授）
16:25	閉会挨拶	小嶋 直哉（山口大学 副学長）

【開会挨拶】

向山尚志（山口大学大学院技術経営研究科 副研究科長）

開会に際し、向山副研究科長から挨拶をいただいた。

専門職大学院の視点から見ても、国際競争力を高めるため、大学はもちろんのこと初等・中等教育段階での知的財産教育は重要であり、このフォーラムが有意義なものになるよう期待の言葉があった。



【本取組の説明】

木村友久（山口大学大学院技術経営研究科 教授）

本取組の大まかな流れと最終目的を簡単に説明した後、知的財産教育で使用するビデオ教材の内容と配信状況の紹介、特許情報のフィルタリングに対する基本的考え方について説明が行われた。



【実践報告】

阿濱茂樹（山口大学教育学部 准教授）

山口大学教育学部で行われている知的財産教育に関する教育実践を紹介があった。

大学の授業では、身の回りの工夫を学生に探させたこと、知財のクイズを学生に作らせたことなど、学生のレポートを実際に挙げながら紹介した。また、体験授業の一環として、小学生を大学に招いての豆腐づくりと豆腐のネーミングを行った授業や、その他研究授業として小学校や中学校の授業実践の紹介とまとめがなされた。



【模擬授業 1】

山口大学教育学部生が、紙コップで橋をつくる小学生対象の模擬授業を行った。

製作した橋に消しゴムを載せ、その数を競う。模擬授業の時間に制限があったため、指導案の内容のすべてを行うことは出来なかったが、生徒役の学生は思い思いの工夫をして紙コップ製の橋を製作していた。



【模擬授業 2】

山口大学教育学部生が、清涼飲料水の名前を考える小学生対象の模擬授業を行った。

コップに注がれた市販の清涼飲料水を飲んで、味のイメージに合った商品の名前を考えた。その後その商品に実際についている名前を紹介し、ネーミングの条件を学んだ。



【模擬授業 3】

山口大学教育学部の卒業生である現役中学校教員が模擬授業を行った。

まず、生徒役の学生にパソコンを買うときに重要視するポイントを挙げさせ、KJ法(※)でポイントを集約した。その後、そのポイントを満たす方向でさまざまな商品が開発されており、その開発された技術や形が特許・意匠等の知財権で守られていることを教える授業につなげるという内容であった。

(※) 紙1枚にアイデア1つを記入し、似た考えの紙を分類・連結していくことで問題を明確化していく発想法。



【知的財産教育の進め方】

陳内秀樹（長崎県立島原農業高等学校 教諭）

今現在講演者が行っている高校生への知的財産教育の現状と気づきをふまえ、知的財産教育の学習領域の体系化、その基礎となる創造性教育と体験学習の考え方を発表した。

阿濱茂樹（山口大学教育学部 准教授）

現在教育学部で行っている取組実践から得られた、知的財産の学習要素ごとの気づきや、縦の軸として小中高の教育目標に沿った生徒の学習経験とはどのようなものかを会場へ問いかけ、横の軸として講演者が考える学びの要素の提案が行われた。

【パネルディスカッション】

始めに本取組の知的財産教育教本編集・出版委員から各模擬授業の講評と各高校での取組の紹介があった。

その後、会場からの質問に答える形でパネルディスカッションが行われた。模擬授業や実際の授業に対する質問が多く寄せられた。



【閉会挨拶】

閉会に際し、教育研究担当の小嶋副学長から、挨拶をいただいた。

山口大学が他大学に先んじて知的財産を重視し学生への知的財産教育を進めてきたことが紹介され、本取組により本学の知的財産教育がより一層深まったと講評をいただいた。

小嶋直哉（山口大学 副学長）



【実施成果】

今回のフォーラムは本プログラム最終年度に開催されるものであり、プログラム受講学生が初等中等教育機関で自立的に知的財産教育を行う知識とスキルが身につけていることを検証することを主目的に実施している。従って、模擬授業1，2の在學生，そして在學時に本プログラムを受講した卒業生（現職中学校教諭）による模擬授業3が，成果を推し量る主要な要素になる。結果として模擬授業は成功裏に修了し，模擬授業を担当した在學生及び卒業生が，各教知的財産教育を組み込む教科科目等との整合性検証，想定授業対象者の発達段階に合わせた教育方法の検討，具体的な指導案と教材開発から授業実施まで一連の知財教育を実施する能力とスキルを獲得したことが確認された。また，多数の教職課程受講者が本フォーラムに参加しており，學生等の模擬授業やパネルディスカッション（知財教育の理念と実践を繋ぐ内容）そして本取り組みに関する説明に触れることで，本プログラムへの理解と成果普及を図ることができた。

【今後の事業への反映】

会場参加の教職課程受講學生の中で，1，2年生は本プログラムの受講途中にあり，今回の上級生が行った模擬授業を参考として継続に知財教育に関する知識とスキル獲得を進める必要がある。また，本フォーラムのパネルディスカッションの議論では昨年度に引き続き初等中等教育段階の知財教育で体験学習や創造性育成を組み込むことが提唱され，昨年の議論より更に実践寄りにブレークダウンした議論となっている。この部分は，今年度に改訂される知的財産教育教本に反映されることになっている。なお，本プログラムの先にある課題として，児童生徒の社会認識形成に知的財産を系統的に組み込む実践的取り組みの必要性を感じている。

知的財産授業指導案

宇佐美 真人

主眼

- ・ものをつくることを通して、工夫する楽しさや、工夫の仕方、ポイントを知る。
- ・材料を加工して問題解決の方法、手段を知る。問題解決をする力を身につける。
- ・よりよいものに仕上げようとする意義、意欲をもつ。

目標

- ・楽しいものづくりを小学校の内から経験することで、店頭に並ぶアイデア商品のおもしろさを理解したり、既製品を買うばかりでなく、自ら何かを新しく創り出そうとする意欲をかきたて、創造力を培うことができるようにする。

活動内容	支援・手立て
橋の作り方や使えるものについての説明を聞く。	使う材料や、制作にあたっての注意点などを説明し、作業にスムーズに入ることができるようにする。
個人で橋をつくる。	自分だけの創造力を働かせるために始めは他人のものを見ないで作業させる。
仲間のつくった橋をみて、工夫点を見つけて出す。	見つけた工夫点をひとつひとつ挙げながら実際に真似して制作させることで、その工夫の良さを実感することができるようにする。
ペアで橋をつくる。 仲間同士で工夫点を共有しながら、更に丈夫な橋をつくる。	互いに関わり合いながら工夫するように支援する。
まとめ	他のグループが作った橋をみて、工夫した箇所をできるだけ多く見つけるように支援する。

学習指導案

榎 麻里子

1 単元 目指せ！ネーミングマスター！

2 目標 ネーミング体験を通して、商標を楽しく身近に感じることができるようにする。

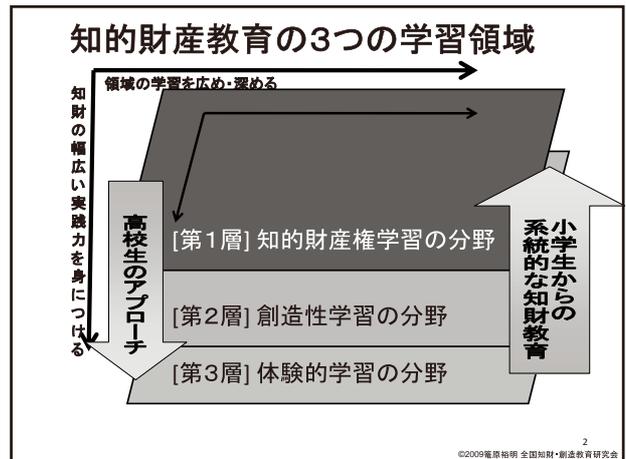
3 学習の展開

学習活動・内容	教師の支援・留意点
1 身の回りの商品を思い出す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体物や写真を見せ、商品を思い出しやすくする。 ○ 商品のジャンルを限定して膨らみやすくする。
2 ジュースと商品名を考える。 ・ Gokuri	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実際にジュースを飲んで、商品名と商品の関係のおもしろさに気付かせる。 ○ ネーミングの効果や条件について説明する。 ○ 飲料のイメージと商品名を結びつけるような支援をする。
3 ジュースに商品名をつける。 ・ 商品名をふせて使用する。 ・ とろとろフルーニュ	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジュースを飲んで、ネーミングの条件を踏まえた商品名を考えるように指示する。 ○ どんな商品名があるのか様々な考えを聞く。
4 ネーミングについて振り返る。 ・ 山口オレンジジュース	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネーミングの五大条件を振り返り、他にも工夫されている身の回りの商品に気付かせる。 ○ 身近にある山口限定の商品のネーミングにも注目してみる楽しさを知らせる。

パネルディスカッション

基調資料

1
©2009電産総研 全国知財・創造教育研究会



知的財産権学習の体系化

指導マニュアル指導カリキュラム(総合編)活用を期待している

	知財教育	知財実践 (産業界連携を主として)	モジュールパッケージ内容	指導案
A 4h~8h 知的財産権基礎	【知A】 知的財産権基礎 (入門)	【知A】 産業界連携基礎 (入門)	【知A】 産業界連携基礎 (入門)	【知A】 産業界連携基礎 (入門)
B 9h~14h (13h~22h)	【知B】 特許 (入門)	【知B】 商標 (入門)	【知B】 特許 (入門)	【知B】 特許 (入門)
C 22h~34h (35h~55h)	【知C】 特許 (実践)	【知C】 商標 (実践)	【知C】 特許 (実践)	【知C】 特許 (実践)
D 35h~84h (70h~140h)	【知D】 実践事例 (発展)	【知D】 実践事例 (発展)	【知D】 実践事例 (発展)	【知D】 実践事例 (発展)

必要分野の学習目的にあわせてたチョイス可能

[第1層] 知的財産権学習の分野(モジュール化)

3
©2009電産総研 全国知財・創造教育研究会

出典：「産業財産権標準テキスト(総合編)」を活用した産業財産権学習のすすめ
産業財産権指導カリキュラムと指導マニュアル-教師(指導者)用指導資料-

創造性学習とは

- 生活の工夫改善
- 体験や学習を基にした創作活動

新学習指導要領

「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決できる資質や能力を育む」

創造性学習が寄与することが期待

創造する
人が自分の頭で思い付いたことを実行して見える形にすること

©2009電産総研 全国知財・創造教育研究会

創造性教育のすすめと体験的学習の重要性

- ・創意工夫 ← 基礎基本となる学習+体験的学習
- ・身近なものから導入→興味関心、個性・独創性と調和
- ・段階を追って産業と技術革新の認識を持たせる
→ イノベーション社会の認識(専門高校の到達目標)

※創造スキル学習(発散技法→ブレストーミング・ブレインライティング・チェックリスト法、収束技法→KJ法 など)は、重要な側面を持っているが、手法であるので本質ではない。発達段階に応じた取り入れが大切。

※ 創造学習のベースは、日常の教育環境作り
(クラスづくりや施設やシステムを含めて、豊かな発想を創造できる雰囲気・条件整備)

©2009電産総研 全国知財・創造教育研究会

体験的学習とは

『体験』

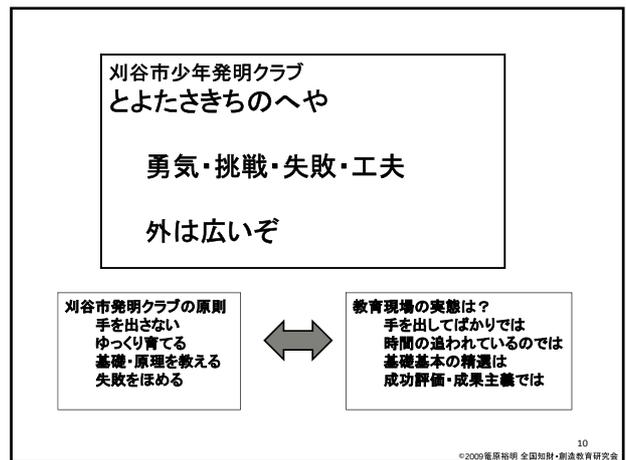
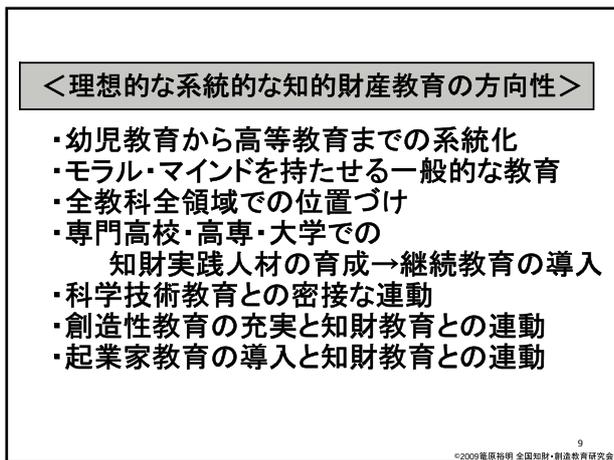
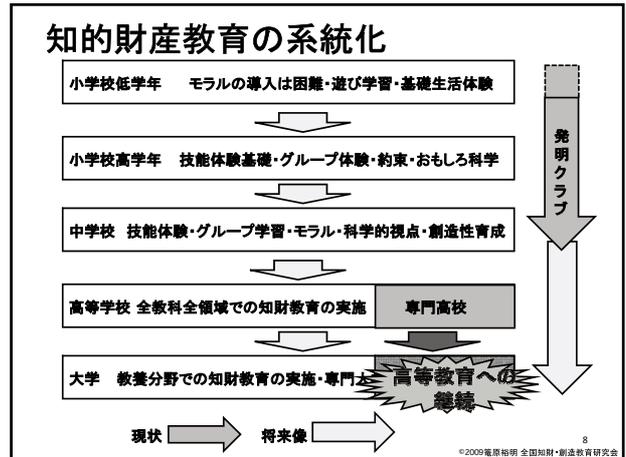
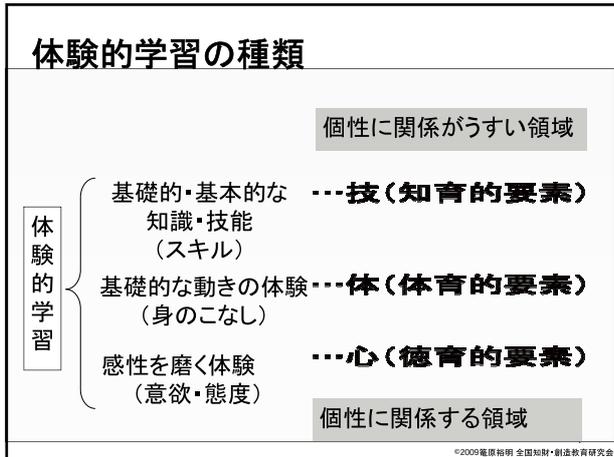
→知識・技術の本質を体験的に理解
=「腑に落ちる」的学び(気づき)

例えば・・・
学校教育・・・理科的体験等
遊びを通したもの・・・体を動かす体験等
理科に発展する体験等

創造性を発揮するベース

発想の材料
発想の触媒
思考のフィールド

©2009電産総研 全国知財・創造教育研究会



平成 21 年度シラバス

教科	工業	科目	知的財産	単位数	1単位
学科	電子機械科	学年	1学年	履修	必履修
学習目標	産業財産権を中心とした知的財産の基礎的・基本的な知識と技術を習得し、現代社会における知的財産の意義や役割を理解するとともに、産業の発展を図る創造的な能力や実際に活用する能力と態度を身に付ける。				
学習内容	学習項目		評価規準【評価の観点】		
	1 オリエンテーション (1) 何を学ぶのか (2) 社会が求める人材		1 学習内容を理解する。【D】 求められる人材を知る。【D】		
	2 人間とものづくりと発明 (1) 児童発明工夫展 (2) 先人に学ぶ (3) 先輩に学ぶ (4) 身の回りの発明品		2 人類の進化とものづくり・発明の関係を理解する。【D】 特許になる発明とは何かを理解する。【B】		
	3 知的財産権制度の基礎 (1) 産業財産権のいろいろ		3 産業財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権があることを理解する。【A・D】		
	4 創造力の源と学習 (1) ものづくりと数学 (2) 発想とものづくり		4 創造力を高めるためには学校での学習活動が大切であることを知る。【D】		
	5 創造技法 (1) 常識を打ち破る ー発散技法ー (1) 強制連想法 演習 (2) 自由連想法 演習 (3) 要素分解・組立法 演習 (4) 発明家の発想法に学ぶ ー収束技法ー (1) KJ法 演習 (2) マインドマップ 演習		5 新しいアイデアを創出する手法と意欲を身に付ける。【A・B・C・D】 オズボーンのチェックリストを理解し、活用できる。【A・B・C・D】 ブレインストーミングを理解し、活用できる。【A・B・C・D】 要素分解・組立法を理科し、活用できる。【A・B・C・D】 ヒット商品開発秘話を知り、ものづくりの意欲を高める。【A】 KJ法を理解し、活用できる。【A・B・C・D】 マインドマップを理解し、活用できる。【A・B・C・D】		
	6 創意工夫演習 (1) 新型ゼムクリップの開発		6 発明・創意工夫する意欲を身に付ける。【A・B・C】		
	7 特許電子図書館 (1) テキスト検索		7 特許情報に関する基礎知識を身に付ける。【A・D】		
	8 専門家に学ぶ (1) 創業者の発明人生 (2) 弁理士に学ぶ (3) 企業の知的財産管理		8 特許電子図書館で簡単な検索ができる【A・C】 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書の書き方を理解する。【D】 起業について理解する。【A・D】		
	9 総合演習 (1) 紙のタワーで高さを競う		9 日本の知的財産戦略や特許戦争について世界の現状を知る。【A・B】		
	10 日本の知的財産 (1) 日本の未来を創る (2) 私たちの進む道		9 創意工夫の意欲を身に付ける。【C】 10 発想豊かでものづくりのできる工業人を目指す意欲を身に付ける。【A】		
	11 1年間のまとめ		11 一年間の学習活動の復習と反省をし、将来に向けた夢をもつことができる。【A・B・C・D】		
評価の観点	【A】関心・意欲・態度 【B】思考・判断 【C】技能・表現 【D】知識・理解				
評価方法	ワークシート、アイデア作品、感想文、小テスト、定期考査、出願書類(模擬)、ポートフォリオ、意見発表、教師の観察(関心・意欲・態度)、出席状況等を総合的に判断し、評価をする。				
教科書等	「産業財産権標準テキスト(特許編)」経済産業省・特許庁・(独)工業所有権情報・研修館、自作プリント				

※評価規準は、学習の到達目標にもなっています。

【知的財産教育フォーラム パネルディスカッション】

パネリスト

陳内秀樹（長崎県立島原農業高等学校 教諭）
廣田正治（山口県立田布施農業高等学校 教諭）
内藤善文（愛媛県立今治工業高等学校 教諭）
佐々木優（広島市立高陽中学校 教諭）
阿濱茂樹（山口大学教育学部 准教授）



阿濱氏：それでは今からパネルディスカッションを行

います。よろしくお願い致します。ご登壇頂いている先生方をご紹介させていただこうと思います。私のお隣から佐々木先生、内藤先生、陳内先生、廣田先生です。では最初に内藤先生、陳内先生、廣田先生から学生の模擬授業についてのコメントをいただきながらパネルを進めさせていただこうと思いますのでよろしくお願い致します。それでは内藤先生よろしくお願い致します。あと、皆様からいただきました質問票につきましても出来る限りお答え出来るように準備をさせていただきます。

内藤氏：愛媛県立今治工業高等学校は工業高校ですので工業科しかないのですが、本校は7つの学科がございます電子機械科というところで1年生で学校設定科目という事で、正式には県の教育委員会にも届け出をしまして、知的財産という授業を通年で行っております。委員会に届け出をしてからは今年で3年目になりますが、以前から課題研究という科目の中で知的財産に関する授業をして5年目になります。それ以前にも工業技術基礎という科目がありますが、その中で授業展開をして実際に知的財産を如何にどのようにして子供たちに教えるかという実践をして今年で9年目になろうとしております。実は教員になった頃から今は知的財産ですが当時は発明教育と言っておりましたが、そういう教育は特に専門高校と言いますか工業教育の中では非常に大切だと思っておりましたが、当時はそういうものには全く見向きもされなかった時代でした。その頃から子供たちに発明や発想をさせるという教育は非常に大事だと思って研究をしてまいりました。ここ10年くらいの間に実践をしてみて子供たちの目の輝きを見ながらフィードバックをかけて教材作りをしてきたというような活動を普段しております。そうした中で今日は学生さんの授業、または佐々木先生の授業を見せていただきまして、ありがとうございました。私の学校での知的財産授業の紹介の前に、簡単に気付いた点をお話させていただきたいと思います。まず宇佐美君の授業ですけれども、良い点は授業の最初に『軽い気持ちで』という発言がありましたけれども、子供の立場に立って私は小学生の立場で発言を聞いた時に、子供の心の敷居を低くするというか授業に入りやすいという効果があって良かったと感じております。単なる遊び感覚から創造する喜びや、ものづくりの喜びとか更には向学心に繋げていくようなきっかけになる授業だったと思います。また、授業の最後にみんなそれぞれに良い発想があったと褒め言葉があったのは非常に教育的に良かったと思います。またブリッジの教材を独自に開発されたというのも非常に良かったと思いますし、教材を開発するという事も教師の醍醐味ですので是非とも良い先生になってほしいなと思いました。また改善点を申し上げますと、消しゴムがあんなに沢山必要になってきますと現実的に難しい面もあ

るので、例えばヒントですがナットとかですと1個5円くらいで大量に購入してもそんなにかかりませんので小さなナットなどを利用するとどうかなと思います。また指導される時に事前に作品例など沢山写真を見せられましたが、もう少しあった方が良かったかなという気がしました。それとやはり教育ですのでどうしても評価が入ってきます。消しゴムの角の数を記録しなさいなどの指示があの場合では必要になってくるかなと感じました。ありがとうございました。次に榎さんの授業ですが、良い点は無駄な話や指示がなく生徒が今、何をしなくてはいけないとか非常に分かり易い授業展開だったと思います。全体的に言葉数が少なかったですね。実はこれが大切なのです。先生が喋っている間は子供たちの思考が停止します。思考が停止するという事はそこで発想力も停止しますので、そこで子供たちに考えさせる時間、タイミングが大事になってきますので、先生が喋りすぎないというところが非常に教育では大事だと思いました。けれども、榎さん素晴らしい授業展開だと思いました。それと授業のアイデアも素晴らしかったですね。先程、陳内先生もおっしゃいましたが、五感を活かした授業というのは実は私は初めて見て感動しました。是非とも使わせていただきたいなと思いました。ただ改善点はやはり時間がなかった事もありますが、ネーミングの後などダラダラと次に進んでしまったところがありましたので、やはりあそこで全員書きましたかと確認してから次の展開にいくと良いかなと思いました。同じですけども実は桃とマンゴーから出来ているという場面も見るタイミングが少し早かったかなという感じがしましたが、非常に素晴らしい授業だったと思います。次に佐々木先生ですが、良い点は教師になって半年ですね。以前お会いした時から見違えるように成長されているのが大変分かって良かったと思います。指示が落ち着いた的確で言葉使いが丁寧で非常に良かったと思います。また、生徒の立場になった時に佐々木先生が次にどのような指示を出すのだろうか、ドキドキするな、ワクワクするな、というような気持ちにさせるような授業展開だったので、非常に子供たちにとっては良い授業だったと思いました。また教材を自己開発されている事など素晴らしいなと思いました。形成法か何かを最後にまとめられようとしたのかなと思いました。ただ改善点としては指導案が見たかったなという事だけです。ご苦労様でした。前置きが長くなりましたが、時間もあまりないので出来るだけ早く進めたいと思います。お手元にシラバスがあると思います。ここにありますような内容を1年生に対して授業をしております。時間もございませんので又、見ていただきたいのですが、高校1年生に如何に興味付けをするかという事が非常に大事です。それからご質問にもありましたが、こういったような授業をどのように知的財産教育に繋げて行くのかというのは、このシラバスを見ていただいたらそれが1つの答えになると思いますが、楽しいとか発想だけというような教育だけではある意味お遊びと言われてしまう可能性がございます。けれども、それを如何に知財教育に繋げて行くかと言うのが大切なところだと思っております。このシラバスにつきまして又、ご質問があれば後ほどお受けしたいと思います。それでは時間があまりありませんが、本校で私が実践している事を急いで見ていただきます。知的財産という授業をしています。いろいろな授業をしていますが、その中でも創意工夫演習というものをやって創造性を育成しようという教材研究をしておりますので見てください。まずは興味付けをした後に、子供たちのやる気を引き出した後に実は世界の学者がアイデア発想法についていろいろと研究をして、

ある程度成果も出ていてそれを民間企業では活用して発想して新しい商品や技術を開発しようとしています。私達もそれについて学んでみようというような話をしています。これはオズボーンのチェックリストを教えているところです。そういうふうな簡単なアイデア技法を子供たちに教えた後、課題を与えます。これはペンを垂直に保持したいという課題があって、材料は小さい紙切れ1枚しかありません。使える加工機械はハサミしかない場合、君だったらどうするか。後は君の知恵次第です。使って良い資源は紙と君の無限の発想力だと、この材料で目的を達成しなさいというふうに授業をしております。この生徒の笑顔を見ていただきたいのですが子供たちは生き生きと頑張ります。やはり先程のネーミングもそうですが自分のアイデアが出た時に認めてもらえる、先生に褒めてもらえる、これは一生忘れられないくらい子供にとって非常にインパクトがあります。ここで褒めて、やる気を出させるという事も教育上非常に大事な事だと思います。あと紙でタワーを作らせたりしています。これは1人ずつ作らせたりしています。タワーの高さがそのまま発想力の評価にもなりますので良い教材かなと我ながら思っております。ブレーストミングを教えておりますので、それで子供たちに共同で作らすような事もしております。見事に共同でやると個人で作るよりも高くなるというような事を数値で拾いだして子供たちに協力しあう事がいかに大事かという事も子供たちに言っております。次に身近な物を使って組み合わせの訓練などをしてしています。これはアイデアのハサミを考えてみよう。先輩は行きも返りも切れるという往復ハサミを考えて作ったよという話をしております。これは新型歯ブラシの開発のスタッフになったつもりで新商品を一緒に考えようという事で次々考えさせて、中でもお気に入りの物を1人1つずつ出させて、それをKJ法で整理してまとめるという授業展開をしております。これは市販のゼムクリップを配って利用させて、良いところ悪いところを体感させてもっと良い物を作ろうという事で子供たちにアイデアを出させて世界で一つの自分のオリジナルのクリップを作らせてそれを又、評価してあげるというような事をしております。市販品を見せて授業をしていますし、IPDLで意匠検索、特許検索、実用新案検索をさせて自分が考えたものがあるかどうか調べるという授業展開をして知財教育に繋げております。そういう事をしないと知財教育にならないなと思います。その他教材はいくらでもあると思います。これは熱いものを入れた紙コップを手を持つ時に何か良い工夫はないかというような授業をした時や、これは提案ですが榊1つでもいくらでも子供たちはいろんなアイデアを出してくると思います。こういう教材もあると思いますし、紙クリップや付箋の形、今ではこういうのも出てきましたが、私が付箋で形を変えるような発想をさせたらどうですかと言い続けて5・6年すると早くもこういうふうな商品が世の中に出てきます。その他、封筒の工夫などいくらでもあると思います。子供たちも非常に楽しい授業であるというふうな事を言っております。楽しいだけではいけません、私の授業をご紹介させていただきます。ここ最近の写真をちょっと見てください。これはつい最近やった紙を1枚だけ与えて1つのナットを与えてそのナットをいかに高い位置で保持するかという課題を与え、子供たちにアイデアスケッチをさせています。アイデアスケッチをさせるというこの時間がすごく大事ななと思います。夢を形にするといいですか、アイデアを形にしていくというような授業です。子供たちは一生懸命自分のアイデアを形にしていこうという事でやっております。この評価はものさしで高さを測っ

てプリントに書かせ提出させて評価にすると当然評価の基準はそこだけではありませんがそういう事で行っております。この子はちょっとアイデア倒れという感じですね。そんな子供もおりますが非常に子供たちは生き生きとして授業に取り組んでくれております。以上で私の実践報告を終わりたいと思います。

阿濱氏：ありがとうございました。続きまして、廣田先生よろしくお願ひ致します。

廣田氏：田布施農業高等学校の廣田と申します。学校は山口県の柳井市から西の方に少し戻ったところで、3学科ございます。生物生産科、環境土木科、食品科学科という3学科あります。全校生徒が330名弱ということで、私はそこで農業の教科で指導しております。日頃学校では農業という事でいろいろな科目をしないといけないのですが、そういった中で先ほど宇佐美さん、榎さんを見させていただきまして非常に子供たちのワクワク感というか、実際にその実習を伴って紙をいろいろ工夫されたり、実際に飲み物を飲ませたりと言う事でそういった体験を通して指導されておられると思います。こういった子供たちがワクワク感を持ちますと食付きと申しましょか、非常に、よしやってみようかという気持ちが起こるのかなと思います。そして良いものを作ろうと、例えば橋でしたら友達よりもちょっと折り方を変えたり、デザインを変えて良いものを作ってやろうとか、それから飲み物でしたら名前でも本当に社会に出たらいろんな名前の飲み物がありますが、面白いものを作ってやろうとか、そういったワクワク感をくすぶるような授業展開をされたんじゃないかなというふうに思います。農業高校でもこういった指導をすればしたらどういった事が出来るかなと、特に榎さんの授業ですけれども田布施農業高校ではお酒造りを全国で唯一しておりまして、ここでご紹介をさせていただきます。全国で唯一日本酒のお酒造りをしております。滄桑というお酒です。日本酒でございます税金の関係などありまして、こういったお酒造りなど勝手に出来ないという事でいろいろな複雑な手続き等が必要なのですが、全国で唯一お酒造りをしております。そのネーミングラベルを工夫してみようということで、知財教育の1つとして進めておりました。これは学校で田植えをしておりますが酒米と申しまして日本酒を造る時の米です。専用の米の品種があるのですがこういったものを田植えで植えている風景でございます。これは山口県で開発された酒米の品種で、こういった時に品種の勉強をしたり登録されているんだよという話をしました。収穫をいたしまして実際にこれが麴をまぶしたり仕込んだりという事で、実習がずっとございます。生徒が造ったお酒をこういった形で瓶に詰めまして校内だけでしか処理出来ないという制約が実はございます。試験醸造という事ですので。ただ滄桑という漢字ですけれども、こういった少し昔ながらの名前で校歌の中の1つの言葉として出てきましてこのようなお酒を造っております。これを今度原料として酒造メーカーに出荷するのであれば特に問題ないという事もありまして、実はラベルを作ってみようという事になりました。コンピューターを使っていろいろ調べたり工夫したりしてラベルを考えさせました。これが出来上がったデザインですが、お酒が出来上がる季節が春で桜の季節なのでそれをイメージして生徒がデザインしました。それから高校生というイメージでですね、ここに少し髪の赤い若い女性が入っておりますが、こういった高校生らしき人物がお酒造りをしているという事で生徒の方からデザインが出てきました。実際これが酒造メーカーさんで販売していただいております、箱入りで997円という価格でネットでも販売しております。

こういったお酒を本校唯一販売しております。ただしこれは先程実際に榎さんの場合は試飲されましたが、高校生はお酒を飲むわけにはいきませんので頭の中の空想でこんな味なのではないかとアルコールのほのかな匂いを嗅ぎながらそういったイメージを出しました。実際に飲めないなのでその辺りが非常に難しかったのですが、イメージ的にはこういうふうな絵を出してまいりました。もしよろしければネットで見ていただければと思います。大変素晴らしい授業をお二人されたと思います。それから佐々木先生の授業でございますけれども、アイデアを出させるという点、気付かせるといった点で非常に工夫された授業だったなと思います。少数派の意見がやはり消されてしまいがちですので、そういったものがしっかり残るという事で自分と違った意見がどのようなところがあるのかなというのが非常に出されて、消されずに済んだのが非常に素晴らしく工夫された授業だなと思います。

阿濱氏：ありがとうございます。それでは続きまして陳内先生にコメントをいただきたいと思います。

陳内氏：では一言だけ。今、私達が喋った時の目の輝きと模擬授業された時の授業中の皆さんの目の輝きが全然違うという事で、どれだけ体験学習が効果的かという事が自分なりに分かりました。

阿濱氏：ありがとうございます。それでは質問票をいただいておりますのでお答えしたいと思います。まず佐々木先生からお願い致します。実際の中学校の現場での関わり方であったり、そういうところの質問がいくつかきておりますので、これについて回答いただけたらと思います。それでは、よろしくお願い致します。

佐々木氏：質問票にあった質問について答えさせていただきます。まず、今日した授業は実際に学校でされた授業ですかという質問が何点かありましたが、今日した授業はやっていません。今回行った授業を何で考えたかという事、実際に学校で違う形で授業をしたのですが、身の回りにある技術がどんなものがあるかという事をグループで考えてもらって発表するという形で授業しました。やはり身の回りにある技術と言っても見つけにくいという事と、発表しても何人かの子供からしか意見が出ないという事で今回のように身の回りの技術という漠然としたものではなく、自分が商品を買う時にどういうところに気を付けるかという思い付きやすい事と、付箋を使って個人で書いてグループでまとめるという形に残りやすいものでどうにか出来ないかなという事で実際に行ったわけではなく、来年改善したものをやりたいなという授業のアイデアです。設定学年としては今回改善する前の授業を中学校3年で行ったので、中3辺りで考えています。ただこういうのを出すだけであつたら中学校3年生ではなく、むしろ1年生の方がいろいろと出てきやすいかなと思っています。このような導入をどうやって知的財産に発展させていくかという質問ですが、私が2つ考えたのですが、まず1つはこういったものが知的財産で守られているという事ははっきりさせる事。特許だったり、意匠だったりといったことが発明を守るものであるという事を生徒達に教えるという事。特許が何年守られているかという詳しい事ではなく、そういう知的財産があるという事とそれが守られているという事を教えて実際特許がどんな物があるんだろうと調べることがまず1つ。もう1つ、こういう発明があるんだよというところから自分達の身の回りで工夫出来て改善出来るものはないかなという事で、先程いろいろな先生方が言われたような実際に考えて作業するという学習に繋がれることが考えられ

るかなと個人的には考えています。

阿濱氏：ありがとうございます。また何か質問がございましたら合わせていただけたらと思います。続きまして全体にいただいている質問と、私にいただいている質問でお答えさせていただきます。まず知的財産教育については小学校のいつから教えるべきなのか、それからどういう内容で教えるのか、どういう教科でやるべきなのかというような話がありました。私が実感しているのは小学校3・4年くらいからですと出来るかなと思います。それよりも下の幼稚園や小学校1・2年からでも体験学習や創造的学習というふうなところはスタート出来るかなと思っています。知的財産に結び付けるというふうなところでは、小学校の低学年、中学年くらいが丁度スタートラインなのかなというふうに思っています。1つ言えるのは、社会との繋がりについての気付きというふうなところで、社会化の発達の状態を考えれば小学校の中学年前後というところで教科は全ての教科で出来るのではないかなと思っています。私たち技術家庭科の教員や専門高校の教員が登壇しておりますが、どの教科でも出来得ると思います。その実践事例が少なかったり実践されていても何かしらアウトプットされていない状況かと思っていますので、皆さんの教科のバックボーンで何が出来るかなということこそ是非考えていただけたらなと思っています。次にネーミングの話がありましたが、このネーミングの話につきましては、これは五大要素というふうなものをどういうふう考えるかということで、これはこういう中でネーミングをするという足がかりと考えていただけたらいいのかなと思います。最後に難しい質問をいただいたのですが、市場で利用される知的財産権の構造についての仕組みという質問をいただきました。実はこのプロジェクトを平成19年度からさせていただいております。当初はかなり権利の話を中心にさせていただいております。その実践事例というのは今日資料集の中に入っているピンク色の平成20年度報告書の中にも書かれておりますので、そちらをご覧ください。何故体験学習、創造学習の方に今年度はフォーカスしていったかと言いますと、1つは社会や市場とかといったようなところであれば社会科やいろいろな教科を巻き込んだ形でやりたいというふうに思っております。そういうふうな形でいろいろな教科で知的財産教育の広がりが出てくれば今ご指摘いただいたような事もどんどん広がっていくのかなと思いますので、これからやっていきたいなと思います。高等教育ではご登壇いただいている先生方から先ほどご紹介いただいたような事例が沢山ありますので、こういうふうなところを足がかりに小学校、中学校の教材を開発していけたらなと思っております。私にいただいた質問と全体に対しての質問に私の分かる範囲でお答えさせていただきます。それでは陳内先生お願い致します。

陳内氏：質問であがっております体験学習と創造性学習の関連は分かるが、それら2つと知的財産権学習の関連性は何なのかという質問ですが、説明した後にこの質問が出ていますのでもうお分かりかもしれませんが、例えば特許権のあらましを教えてそれを保護する必要性や活用したいなという気持ちが体験や先程のブリッチ作りなどを経ないで起こるかかどうかという事なんですよね。きっと難しいなと思って近寄らないで終わりになるのではないかと思います。だからこそ体験から始めて自分も何か想像できるかも知れない、自分が発想した事が産業社会の役に立つかもしれないような、最初から産業社会に主体的に関わるような教育をしていけばイノベーション創出社会に繋がるような方向性の中で知財権を活用

しようかなという子供たちが育って行くのではなかろうかと思います。全員が知財権の深いところまで知る必要はなくて、自分の創意工夫を活かしながら産業社会に働きかけていこうというような姿勢を育てるのが知財教育だと思っていますので、必ずしも知財権第1層目までいかななくても3層目の体験と創造だけやっただけでも十分知財を大事にしないといけないような気持ちは育っていると思いますので、それぞれの学習の層だけでも十分だと、それも知財教育なんだと思っていただければと思います。

阿濱氏：私がちょっと補足させていただきたいのは、陳内先生のお話は今日のパネルディスカッション基調資料の下の図を見ていただけたらと思います。実際に体験学習や創造学習というふうなところから今年はアプローチさせていただきました。これは知的財産権学習をしなくても良いというわけではなく、当然しなければいけないですし我々それから振り子のような形で体験学習の方に1回行きました。それはもしかしたら知的財産権学習の方に戻ってくるのかもしれませんが。その辺りはいろいろ試行錯誤していている段階かなと思います。もう1つ最初にお話させていただいた人材育成のための人材育成というふうなさせていただきました。ですから教員養成というふうな立場から言うと知的財産権学習というのは避けて通れないところかなというふうに思っております。知的財産権についての内容はかなり学習してもらった後で創造性の学習や体験的学習というのが責任を持って指導出来るというふうな教員像を我々目指したいと思っていますところなんです。それでは先生方言い残した事などございましたらお願い致します。それからフロアの方で是非言っておきたい事や聞いておきたい方がいらっしゃいましたら挙手をしていただけたらと思います。よろしくお願い致します。

田淵氏：福島高専の田淵と申します。今日は非常に参考になるお話をありがとうございました。今日のフォーラムに参加して、必ずしも高等教育における知財教育ということだけではなく、初等中等教育が射程に入っておりますのでそれで質問させていただきたいのですが、再三そもそも知財というのは発明を守る為というお話がありましたが、実際の知財権というのは発明を独占的に業として行う権利を認めるのであって、あくまで商売としてやってください、その利益を保証しますよという事だと思います。単に発明を守るという事であれば、例えば必ず感謝の気持ちを記しなさいとか、いろいろな守り方があると思いますが、業としての利益を守るという事であると、例えば小学生のうちからそういった教育をしていくことによって、知らないうちに子供たちの思考や発想を経済的なものの枠の中に閉じ込めてしまうという可能性があるのではないかと思います、それについてご意見をお伺いできたらと思います。

内藤氏：おっしゃるとおりだと思います。私達がミーティングしていろいろな話を出す時にも、やはりその話が必ず出てきます。籠原前校長先生もよくおっしゃるのですが、特に低学年の前、発達段階に応じて教育をしていくのも大事ですけども、やはり子供たちの夢があってまだ幼い気持ちに精神論を教えるのは、これをやったらダメだよとかそういう事をすると子供たちの芽を摘む事になると思います。それは非常に教育として大切なところで先生のおっしゃるとおりだと思います。ですからその辺りもこれから私達みんなでそういう教育について研究していく必要があるかなと思っています。

阿濱氏：今、高等学校での実践が沢山積み重ねられていますが、小学校、中学校の実践がないの

で、それを積み重ねて行って全く同じ領域まではいけないと思います。やはりいろいろな実践事例でこれは良い、これは悪いというふうな試行錯誤していくという段階に今きているのかなと思いますので、そういうアイデアを是非いただけたら幸いです。よろしく願い致します。どうもありがとうございます。時間が来ておりますのでこれでパネルディスカッションを閉じさせていただきます。4人の先生方どうもありがとうございました。

模擬授業に関する感想（内藤善文）

宇佐美さんの授業について

良いところ

- ・ 「軽い気持ちで取り組もう」という発言により、児童の緊張がほぐれ、自由な発想を促すのに効果があったと思われる。
- ・ 「単なる遊び感覚」から → 創造するよろこび → ものづくりのよろこび → 向学心・向上心へとつながる指導が良い。
- ・ 授業の最後に「みんな、それぞれによい発想があった」とほめたのが、教育的で良い。
- ・ 独自に教材開発をしたのが大変良い。教材開発は、教師としての醍醐味でもあり、教師自身の発想力が試されている。

改善するとよいところ

- ・ 大量の消しゴムを使用するのは経済的にやや難があるので、別のものを用意するのがよい。ナットとかは比較的安く入手できるし、長期保存ができる。
- ・ 創作実習をさせる前に、過去の作品事例を映像でいくつも紹介したのは、児童の発想を妨げることになるので、指導の手順として好ましくない。
- ・ 教育をする場合、評価をする必要があるので、消しゴムの数を記録する必要があった。「楽しかったねえ。」だけでは、次のステップの足がかりになり難い。

榎さんの授業について

良いところ

- ・ 無駄な指示が少なく、児童は「今、何をしないといけないか」が、分かりやすかったと思われた。言葉数は少ない方が良い。なぜならば教師が話すたびに児童の思考が中断されてしまうからである。
- ・ 授業のアイデアが大変すばらしいと感じた。五感を生かした授業に感動した。

改善するとよいところ

- ・ 時間の制約があったためであろうが、「すっきりレモン」以外にもう少し意見を聞いたらよかったかもしれない。発表できないと児童のストレスがたまるかもしれない。良い発想が生まれたとき、誰かに聞いてもらいたい、ほめてもらいたいという本能が生まれるので、そこをうまく活用して、やる気を引き出すことが授業では大切である。
- ・ ジュースを飲んで、1回目のネーミング後、「実はもともとマンゴーが混ざっていました」と正解の画面を見せるタイミングが少し早すぎた。「みなさん、1回目のネーミングは書きましたか？」と確認してから、次の展開に移るゆとりが欲しかった。

佐々木先生の授業について

良いところ

- ・ 身の回りの技術に「気づく」授業ができていた。次回の授業では身の回りの「知財」に気づく授業を期待したい。
- ・ 教師になって半年間で、みちがえるように成長されているのが分かった。
- ・ 児童への指示に落ち着きと的確性があるのが良い。言葉遣いがていねいで良い。
- ・ 児童は、「次に先生はどのような指示を出すのだろうか・・・(ドキドキ)」というワクワクする気持ちで授業を受けることができたと思われる。
- ・ 教材を自己開発しているところがすばらしい。教師の創造性こそが大切である。
- ・ KJ法の導入の授業にもなっていた。

改善するとよいところ

- ・ 学習指導案の提示があればよかった。

V. 知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会実施報告

知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会は9名の委員の方々に構成されている。

現代GP「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開」

知的財産教育教本編集・出版プロジェクト外部委員（五十音順・敬称略）

梅野 剛（長崎県教育庁高校教育課高校教育班 指導主事）

箆原 裕明（前 福岡県立小倉工業高等学校 学校長）

佐藤 公敏（北海道下川商業高等学校 教諭）

陳内 秀樹（長崎県立島原農業高等学校 教諭）

田中 誠一（福岡県立小倉工業高等学校 教諭）

内藤 善文（愛媛県立今治工業高等学校 教諭）

廣田 正治（山口県立田布施農業高等学校 教諭）

古谷 浩伸（福岡県立小倉工業高等学校 教諭）

満丸 浩（鹿児島県教育庁高校教育課高校教育班 指導主事）

今年度は計9回委員会を行なった。以下、今年度の知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会の開催日時、開催場所等を順に掲載する。

第10回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：7名）

平成21年6月13日、14日、東京工業大学大岡山キャンパスにて教本作成についての討議を行なった。

第11回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：3名）

平成21年9月21日、22日、愛媛県立今治工業高等学校にて教本作成についての討議を行なった。

第12回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：6名）

平成21年10月17日、18日、山口大学大学院技術経営研究科北九州教室会議室にて教本作成の討議を行なった。また、10月31日に山口大学工学部で開催した知的財産教育フォーラムの内容検討を行なった。

第13回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：4名）

平成21年10月31日、山口大学工学部にて教本作成の討議を行なった。また、同日開催した知的財産教育フォーラムへ発表者・助言者として出席した。

第14回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：4名）

平成21年11月16日、山口大学教育学部にて教本作成の討議を行なった。

第15回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：3名）

平成21年11月28日、29日、山口大学大学院技術経営研究科北九州教室会議室にて教本作成の討議を行なった。

第16回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：8名）

平成21年12月12日、13日、山口大学大学院技術経営研究科北九州教室会議室にて教本作成の討議を行なった。

第17回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：3名）

平成21年12月27, 28日, 愛媛県立今治工業高等学校にて教本作成についての討議を行なった。

第18回知的財産教育教本編集・出版プロジェクト委員会（出席者：3名）

平成22年1月4日, 教本作成についての最終編修を行なった。

Ⅵ. 助言委員会実施報告

助言委員会は、複数の外部専門家（企業から3名、学職経験者から1名）から構成される委員会とし、助言委員には、昨年に引続き以下の方々をお願いした。

現代 GP「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開」助言委員会委員（50音順・敬称略）

井上 浩（維新国際特許事務所 所長 弁理士）

川上由基人（株式会社ホエプス 代表取締役）

東野俊一（NTT アドバンステクノロジー㈱ 知的財産ビジネスセンタ 企画部門 企画部門長）

西村 淳（山口県防府市立桑山中学校 教諭）

本年度は、以下の日程で2回開催し、議事詳細を以下に掲載する。

◆第4回助言委員会

日時：平成21年8月28日（金）10：30～15：30

場所：山口大学工学部 本館第三会議室

木村氏：それでは第4回助言委員会を開催いたします。今年是最終年度ということで、何らかのまとまった結論を出したいと思っています。もう1つは、最終的に中学・小学校まで広がっていかないといけないという事で、今年は中学、高校部分の実践事例を増やそうと思っています。基本的には昨年度お配りしました報告書の21年度実施計画に基いて、各教育実習の事前指導や、個々の科目の中で実行しています。知的財産の開発と権利という一般教育課程の科目を前期に立ち上げています。また、夏休みの段階で主に中学校の先生と学生さん達で研修会を開いております。そこに島原農業高校の先生も参加していただきご指導いただきました。現在までに行ったことを午前中に説明させていただきまして、午後でそれに対してご助言いただきたいと考えております。特許情報に関しまして子供向けのフィルタリングのあり方についても予算をいただいております、一応プロトタイプのもので作りあげてはいますが、それについても、フィルタリングをかけた方がいいのか、良くないのか、また、発達段階を考えたときに検索が必要であるかなど、フィルタリングに関しては0の状態から議論していきたいと考えております。まず順番に今年行っている内容を説明させていただきたいと思います。

阿濱氏：今年度取り組みました知的財産教育のご報告をさせていただきます。「知的財産の開発と権利」という科目は大学1年生の入学してきたばかりの学生に対して共通教育科目という一般教養的科目として授業を行いました。後程お示ししようと思いますが、その授業で用いた資料のお話といたしましてご報告させていただきます。あと、技術科教育法Ⅰ～Ⅳの科目で実際にものづくり指導に関する科目の中で知的財産に関わる題材・教材を設定してそれについての授業づくりをしました。総合演習というのは、現行の教員免許を取得するために受講しなければいけない1つの科目です。この総合演習というのは他の科目や他の分野、テーマの中から選んで15回受講してもらいます。本GPからも科目を出しまして、知的財産の制度と創造というタイトルで知財を扱いました。そのところで実際に教材開発をしたりする授業を行っています。総合演習は後期の科目ですので、前回の助言委員会

でご報告させていただきました。まずは今年度初めて開講しました『知的財産の開発と権利』をご紹介させていただきます。全学部を対象として教育学部の教員が担当しております。受講希望者は30名おりました。最終的にレポートを出したのは25名になっております。内訳は教育学部生3分の1、経済学部生3分の1（商業教員養成課程の学生）、工学部生3分の1、農学部1名、人文学部1名という受講状況でした。日程はまず、ガイダンスをして実際どのような事をするのかを説明しました。大学に入ってきてすぐの学生ですので知的財産がどういうふうなものかというようなイメージが十分に出来ていない学生が多いので、知的財産教育入門というようなところをしました。その後で、身近な知的財産についてという事でカップラーメンの話をしております。それからもっと美味しいカップラーメンを食べるにはどうしたら良いのかなど、そういうところでオズボーンのチェックリストを紹介したりして授業を進めていきました。もう一つは工夫という視点で何でも工夫すればいいというわけではなくて、きちんと人間が快適に使うことが出来るようにというふうな視点も必要であるという事で、ユニバーサルデザインという話も織り交ぜて授業をしました。学生が普段日常的に接することが出来る商品・サービスの中で、知的財産に関わるものがないだろうか、実際に自分達が知的財産を生み出す機会を設けることが出来る、その可能性のある題材をと思い消しゴムを紹介させていただきました。他にも沢山あると思いますのでいろんなバリエーションを増やしていきたいと考えております。現在考えているのは「筆箱の中の知的財産」というテーマでいろいろなアイデアを探しているところです。消しゴムについて問題解決をしていって、今現在1つのあり方として、「カド消し」や「ANATAS」という消しゴムがあるのですが、そういった消しゴムを紹介しております。最後に消しゴムとして工夫することが出来ないかという課題を出しました。実際に学生達に身近なものという事を重視してこの課題を設定しました。普段我々は当たり前のようにその恩恵を受けているけれども、実際は世の中の世界中の人知恵を絞って工夫してものづくりをしているという話から筆箱の中の消しゴムであったり、シャープペンシルなどに目を向けてもらおうということを中心に知的財産について関心を高めてもらいました。もう一つは産業の歴史という話で、従来は資源があれば快適な生活を送ることが出来ました。その次の世代、昭和から平成にかけての時代というのは、良いものを作る設備があればものを作る産業は成り立っている。しかし、これからの時代はもう少し知恵を活かして知識をベースに生活していく産業を成立させていくことが1つ必要であろうと、このような流れを学生に示しまして知的財産を工夫するという姿勢を持って欲しいという話をしました。そこで筆箱、カップラーメンなど学生の大学生活の中で接することがある物に目を向けてもらって工夫してもらいました。その次に普段の身の回りの生活の中で工夫してあるポイントを見つけてそれを評価させるということを実践としました。学生はタレの固まっている納豆などいろいろ身の回りの工夫について見つけてきてくれました。ここの段階では特許や意匠などの区別はあまりつけていません。それをその後の特許の話や意匠の話に結び付けていく段階で学生たちが見つけてきた事例を引き出して事例紹介していくという形をとりました。その次にIPDLとYUPASSの紹介をしましたが、IPDLで実際に探してきてもらいました。企業が企業活動として製品開発をして特許申請をしているところを調べてもらいました。特許というのが1つの制度になっていてIPDLのような形で情報が整理されているというところを学生に気付いてもらえればと紹介しました。その次に

最終課題として身の回りにある商品を探してくるだけではなくて知的財産としての要素と権利をきちんと整理して説明しなさいということで、実際に特許の項目、製品名や課題解決手段、それから学生たちの考察という形でまとめさせるという流れにしました。ここまでできますと世の中の商品がいろいろな工夫がされていて実際に図で示したりしています。それからもう1つの課題としまして意匠・商標についての検索課題というふうな形でこの科目の最終目的が身近な知的財産の気付きをして、その知的財産の要素について検索する、それから自分の考えをまとめることが出来る、評価することが出来るというふうな事を目指していましたので、一応目的を達することが出来たかなと考えております。また、実際の特許なり知的財産の制度の具体的な権利のトピックを紹介してもらい、お餅の特許紛争の話なども紹介していただきました。最後に学生の授業の感想では、普段知らない世界で知的財産の権利というのが機能しているということについての気付きがかなり見られ、授業としては一定の成果を得られたと考えています。専門科目の技術科教育法ⅠからⅣですが、去年と同じように知的財産についての授業と指導案の作成、それから模擬授業というふうな流れになっております。実際に模擬授業の中の題材として知的財産を使うという形で授業をしました。

木村氏：「知的財産の開発と権利」で私が行った授業内容をご報告いたします。今の学生さんは、自分が学んでいることが将来どうやって使われているかという部分の社会との繋がりが希薄なので、それに関連するような教材を取り揃えております。やはり難しいので分かり易くするという事で、技術経営研究科の学生さんと話し合いをしながら餅の特許紛争の教材を作りました。その中で動画なども撮って教材に仕上げています。後期の中で実物教材も含めて学生さんの方から出てくると思います。この餅に関する動画は大学院の学生さんに見てもらいましたが、このような動画の教材は小学生向けでも意味があると思います。意外と明細書通りにはならないものがたくさんあって、実際焼いてみて見せるところは学部が入り口や高校生でも使えると思います。学部生には動画も入れながら説明をして、工学部の3・4年生で使っていた教材などがどのくらい分かるかも含めて学生さんの顔を見ながらこれは駄目だなと思ったら次の題材を出したりとか3コマの中でいろんなことをやったのが実態です。今年は若干著作権の話もしています。やはり開発の中でコンテンツだけでなく特許と著作権がかなり絡んでいるような仕事が増えていますのでこの1年くらいで知財の授業の中でも著作権の比重は高くして説明をしています。以上が僕が担当した3コマとプラス α です。

阿濱氏：続きまして、大学教育を通して現時点で得られていることについてお話いたします。授業の前では学生達は身の回りにある知的財産についての気付きというものが全くない状態です。中には雑貨屋さんの中で工夫してあるもの、自分が良い商品だなと思うものがあってそれについて工夫はしてあるなという事には気付いてはいるが、それがどういう権利であるのかというふうな気付きはほとんどありません。その商品がどういう問題解決を通して生まれてきたものであるのか、そういうふうな事についての気付きがほとんどないので、これを教えていく内容が出来たらいいなと思います。そういうふうなステップに入る時に、知的財産教育を発達段階に依じてどういうふうに指導していくのか、これはこのGPのずっと持っているテーマでもあります。実際に高校生の段階では、製品を作るプロセスの中で工夫するという事についての気付きというふうなものは十分に出来るけれどもその機会

を与えていないということまでは分かりました。小学校・中学校の段階でどのような工夫の仕方・機会を与えればいいのかという事についての話も少しずつ見えてきます。もう一つこれは実際私がぶつかっている壁でもありますが、知的財産の要素です。そこについて一つは企業秘密として開発されたもので特許申請されていないものについての工夫はどういうふうに説明をつけるのかが一つ頭を痛めているところです。もう一つは、この特許申請と工夫の関係という事で、製品開発をしているいろいろ工夫をするけれどもやはり特許の申請の仕方は企業によって異なります。企業の特許戦略というものはある意味経済論理に基いた行動になり、そこと、純粋に工夫する、問題解決するという行動には若干のギャップがあると考えておまして、そここのところを子供たちにどのように教えていけばいいのか考えています。専門高校で実際に物をつくって工夫して特許が申請できる前の段階で初めて気付く事なのかとも考えます。その指導のあり方について、ご意見がありましたらお教えいただけたらと思います。それでは知的財産教育 GP 研修会（平成 21 年 8 月 2 日、山口大学教育学部にて実施）の報告をさせていただきます。参加者は本 GP の出版委員、現職の先生方 4 名、木村先生と私、それから教育学部の学生 4 名で実施しました。具体的にはこれまでの成果の報告、実際の教材開発の仕方と、実際に小中高校の授業で出来そうな一つの知的財産の授業のやり方を検証しました。その後で一番最後に研究協議、知的財産教育の指導方法に関する研究協議を全員でさせていただきました。そこで私が注目したのはある先生が中学生にどうにか解決方法を考えようと引きずりこむ事が出来るようなものを考えないといけないというふうな話をされた後に、子供が夢中になるのはテレビゲームの解き方だという話をされました。問題解決をする中で子供たちはゲームなど流行のものについての注目はするけれども、その一歩手前の工夫というような事については視線がいかないということについての事例を紹介していただきました。もう一つ紹介をしていただきまして要約しますと、子供たちの能力をきちんと評価して工業高校や農業高校に進学させるとさらにもものづくりについてのスキルを高める事が出来ますが、残念ながら日本の教育制度の現状ではものづくりの要素やスキルを評価せずに単純に学力で普通科高校に進学するかどうかを選択されているという指摘を受けました。この研修会では、これからどのように小・中・高で授業していけばいいかのヒントをいただきました。

木村氏：補足ですが今までの WEB 教材がある程度数ありますので 2 系統の通信衛星で今配信中です。それともう一つおまけですが、実は知財教育を高等教育の学生さんに教える場合に 1 年生の入り口、3・4 年生のところと大学院があります。そこでこれは他の大学の学生さんのデータなのですが、参考資料としておそらく知財のコアのところを教える場合にどこが引っ掛かるとか、どういう質問がでるとというのが一つデータとして出ているので使えると思います。工学部の方では「知的財産概論」を行っています。これが最初の計画から変更されています。要するに工学部で教職課程をとる学生がいなくなったのでそれに代替する授業としてこれを入れております。今年度は後期に行う予定です。今年は、水曜の午後の一番コアな時間にはめていますので人数は増えると思います。今年の状況報告をさせていただきますので、委員の先生のご意見などお聞かせ願えたらと思います。

川上氏：すごく成果が出ているなと思います。学生さんの成果物でこれだけのものが出てくるといのは相当感覚が上がっていると思います。知識もあがっているし、非常に良い成果なので続けていって欲しいと思います。それと言葉使いですが特許の申請ではなく出願に変

えていただいた方が良いと思います。

井上氏：一般には申請とおっしゃる方がかなり多いですね。

木村氏：井上先生は小・中・高とかで実際講演などされる事はありますか。

井上氏：小・中はないですね。高校1年生ではあります。

木村氏：そういうところでは出願という表現を使いますか。

井上氏：そうですね。申請とはつかってないですね。実際やる時は出願と書きますけど、あまり自分が通常業務では使ってないのであまり意識せず出願としているだけで申請の方が分かりやすいというお話があれば書き換えるかもしれないですね。

阿濱氏：でも、正確な名称は特許庁が使う言葉に当然従うのが良いのかなと思います。

川上氏：それと学生さんが見つけた工夫はほとんど日本の商品ですね。日本は知的財産のマネジメントが非常に下手で、その為にせっかくこれだけ苦しみながらなかなか上手くいっていない。

木村氏：それは先ほど阿濱先生から企業の技術戦略の世界と学校で創造の世界のギャップがあるという意見が出ましたが、そことの関連があるわけですね。アメリカでは中学生の頃からレモネードの売り方、レモネードを自分で作っていかにして売るかというのが学校教育の中で当然のように入れています。必ず経済的な価値のあるものにして儲けるというのが当然です。日本ではお金を儲ける事に関して非常に制約的ですね。僕自身高校の教諭を2年やっている中で精神的な制約がある中で佐和隆光先生の本を読んで、実践したのを今でも覚えています。ただ学校の文化としてはまだないですね。

川上氏：そうですね。知的財産権でお金が絡んでないのは著作権の人格権くらいです。それ以外は基本的に全部お金がベースです。なぜ知的財産権を持っているのかという話です。

阿濱氏：逆に去年いろいろ小学校・中学校で授業をさせていただいて一番教えやすかったのは著作権の人格権です。そこは道徳の授業とかそのままはまりますので、一番既存の授業の中でのパターンと同じなんです。それ以外の話は、やはり工夫をするということまで入っていないとなかなか学校の教育文化の中に溶け込まないと思います。

川上氏：先ほど木村先生がおっしゃったのはものすごく典型的だと思います。アメリカの場合、どうやったらレモネードを良い味にするかではなくて、既にあるレモネードをどうやって売って儲けるかを考えます。日本の場合ですと、どう工夫をしていくかですね。おそらく文化の違いなんでしょうけど。知的財産の場合ですと、継続的な事が入ってないと難しい。だから日本の教育にあわないというか。

木村氏：GP のテーマから外れるのかもしれませんが、お金のことについて全く触れないのが正しいかどうかという事は問題提起しても良いのかもしれませんね。

井上氏：今このカリキュラムを拝見すると、最初は知的財産の開発と権利になっていますが、工学部の方を見ると知的財産権論になっていますので知的財産そのものと少し違うイメージが感じられます。総合演習では混在している感じを受けます。このあたりの違いを何時、どのタイミングで教えるのが難しいのかなと思います。工学部の学生さんだと物権や債権という考え方から権利の話にもっていくアプローチが逆に分かり易いという方もいらっしゃるかもしれないと感じました。

木村氏：工学部の先ほどご説明しました後期の授業は3・4年生ですので直接侵害はちゃんと教えます。交渉権に分けてどうやって切っていくかということまでやって、具体的な判決

文を使ってやります。一応先ほど言われたように知的財産と知的財産権とを切り分けてやろうというのはおそらく三重大学ではその切り分けはされつつあると思います。その中で例えば山口大学でも1年生の場合は知的財産の最後の部分で私が権利を教えて切り分けていますし、まず開発の面白さやコンテンツを作る面白さからいって、ここでもっと説明にたえられると思ったらそこに権利が入ってくるという形だと思います。中学校の場合はなかなか難しいと思います。多分知的財産の中身によっても違うんでしょうね。

阿濱氏：トピックとして権利の話はしやすいのですが、体系的にするとやはり制度の話をしっかり教えておかないと難しいというのが現状です。知的財産は1つ1つ要素が別々なのでそれについての話は出来るのですが、権利になると全体の制度や制度の違いなどそういうふうな問題を全部、学生がある程度理解した上での指導となると思いますので、少しその辺りが難しいと思います。実際1年生向けの授業の「知的財産の開発と権利」で制度の話を入れていないのは、制度の話を含めるとそれで15コマ分終わってしまって知的財産の面白さを伝えられないだろうという話になって、制度の話は今回目をつぶったという事情があります。ご指摘のように権利の話の整理検討してカリキュラム化しないといけないかなと思います。しかしかなりカリキュラムが大きくなっていきますね。

木村氏：特許の場合は明細書の読み方ですね。そこが明確に読めないと現場では使えないと思うのでその特許情報の読み方などをやったうえで、さらに制度をやったら良いと思います。法学部では意外とそこをやらずに最初から解釈論で入っていて何も分からないという欠点があります。特許庁が高校や高専向けの実験協力機構をやっていますよね。あれの初期の頃は知的財産権の制度を教える要素がかなり強かったんですが、やはり高校では入口でそれをやるとかえって効果が出ないという事が分かってきて、今はどちらかといえば知的財産を教えるところから入って行って、専門高校に関しては知的財産権まである程度教えるという2段構えになってきているようです。だいぶ特許庁の考え方も変わってきています。

東野氏：初等教育から段々きてこの2年間でだいぶいろんな意味合いでの事例が整理されて、誰に何を教えるかということもだいぶ整理されていると思います。井上先生のお話とも関係していると思いますが、知的財産と知的財産権の切り分けは、前回の助言委員会の時に知的財産で創造性を育てていくという方向性がはっきりしていて切り分けが出来ていると思います。上手くいくか分かりませんが、木村先生や阿濱先生がされている事例を少し整理してみたらどうかと思います。掘り起こしてきた事例を何のために使えるか分類しなおしてみるのはどうでしょうか。それをやるのと同時に、縦軸に小・中・高・大学に場合分けした事例を、低学年には身近な発明の工夫を伝える、中学生には世の中には人の権利があることを教えるとか倫理的な要素を教えるとか、そういうふうに事例をはめ込んでいくと必然的にグレード別のやるべきことが出てくると思います。一番難しくなるのは大学だと思います。大学生の場合はもう少し細分化して教育系ならもう少し財産権とか財産の切り分けのところを頭に叩き込んで、あなた方が今ここで勉強しているのは教員になった時にこの子たちにこういう事を教えてあげるために勉強をしているという事を見せてあげた方が良いと思います。とても良く事例が出来ているから、あとはそういう整理をして授業を受けているのが大学生なのか高校生なのか、教職を目指している人たちが何のために授業を受けているのかということを確認させてあげると面白いかなと思います。

木村氏：実は先週工学部のグループで会議を行った時に、工学部でも1年の入り口のところでは各学科の先生方がまず入学直後に教えます。3・4年は先ほどの後期の科目を受けますが、実はその間で完全に忘れてしまいます。その間をつなぐ科目が必要だということで議論をしました。僕はもう1本間をつなぐ教育科目を作ろうという話をしましたが、そこはやはりスタッフの問題が難しいのでとりあえず可能性として専門教育科目の中でつなぐものが作れないかどうか検討するところまでいっています。工学部に関しては入り口からいくつかの科目があって大学院でも似たようなことをやっています。

東野氏：4年生で明細書を書くところまではいかないと思います。そういう仕組みがあって大事だという事、またその代表例がわかればいいと思います。

木村氏：それがIPDLの使い方を1年の最初でやるんですけど、3年になった時に、一般の学生はかなり忘れてるので、もう1度検索から教えないといけなくて、もう少し原始的なところで繋がないと1年で忘れてしまいます。

東野氏：IPDLを使って特許情報を仕事のツールとして使うことを知っておく事はいいと思いますが、実際卒業してそういう事に相当没頭するケースはかなり少ないので無理につなぐ必要はないのではないのでしょうか。

川上氏：私は高専の研究科でIPDLを教えたのですが、皆さんだまっているのでコンピューターを見たら勝手にやっているんですね。特に高専にいと現場に近いので本当に理解が早いです。

木村氏：それは何年生ですか。

川上氏：研究科ですから3年生です。

木村氏：高専はある程度粒が揃っているのであそこで知財の教材を作るとかなり開発力は上がると思いますね。

川上氏：ああいう人たちは速攻で開発をしていかないといけないので、選考技術は非常に大事ですよ。

木村氏：実は高専機構の方でそういう企画は持ち上がっています。ここからはフィルタリングのお話をさせていただきたいと思います。見せるのか見せないのか、または小学生の場合にはこういうのをどんどん検索する状況ではないので、特許情報を検索ではなくて作りこんだ教材でただ見せればい事もかもしれません。ただ、今の現状で各学校でどう見えているか共通で情報がないといけないので、そこを含めて今言ったような話を若干進めさせていただきたいと思います。検索システムへの有害情報フィルタリングへの考え方ということで、基本的には基本方針がここにありますように、施行は4月1日からですが、有害情報フィルタリングが施行されました。もちろんこれはどちらかと言えば携帯電話のキャリアなど、そこが守るべきものという事で規定されているわけで、実際施行するまでいろいろ問題があり、結構時間がかかっています。結論を先に言いますと、この手の話をして話特許情報が危ないとか一般的に思われるのは僕としても本意ではありません。実際に調べてみると、圧倒的に有害情報が少ないです。こういう教育の目的があって今現在どうかとい言いますと、具体的に現場の学校にいくと今のところ4通りのパターンがあります、1つは最初からブラックリストにURLが入っていてIPDLが全然見えないというところがあります。これがある山口県内の商業高校でやろうと思ったら、最初からブラックリストでプロキシのところととめてあったので、その時は1時間目はIPDLが使えませんでした。事前

に外してくださいと言ってあったのですが、外れていませんでした。デフォルトの状態では URL のところでブラックリストに入っている場合が1つ、最近はこのケースは非常に少ないです。数年前までは多かったのが2番目で、量的なフィルタリングがかかって生徒に使わせません。教師が指導していて20分くらいしたら見えなくなってきました。実は IPDL は赤丸が付いているところでサーバーが違います。サーバーごとに段々遮断されていって、最後は全部見えなくなるとか。結構多いのが一番上のリストのところで見えなくなるというのがあって、これが実際に福岡県内の工業高校で指導していて授業中こうなって、ものすごく困りました。その時に生徒さんに聞きましたが、別にピンク系のものを選んで見ていたわけではない状況で、なんらかの形でフィルタリングがかかった。数年前まではこのパターンが多かったです。今はフィルタリングは機能しているんだけど、IPDL サイトは最初からホワイトになっています。政府系の機関なのでホワイトリストにあげて動的なフィルタリングはしないというのが多いです。実はこれは九州のある小学校で、まず見る時に「ドラえもんチャンネル」と入力します。そうするとチャンネルという言葉で引っ掛かってドラえもんチャンネルは見られません。綺麗にフィルタリングがかかっているという事を確認しました。もちろんドラえもんチャンネルは正統派のチャンネルなので、別にピンク系ではありません。チャンネルという言葉がかかれば遮断する方法になっています。それを確認したうえで、怪しいものを見ます。先ほどの SEX という言葉ですが、小学校では見られてもちろん見ると蛍光変換発光ダイオードとか関係ないのも多いです。この場合、上は見せたくないが下は画像を検出するシステムなので見せても良いという事なので、これもランク付けしないとイケないと思います。最近はこのパターンが極めて多くなっているの、小・中・高でやろうと思ったら見放題です。これは山口県内の県立高校は何校か行って見せていただいたのですが、事実上 IPDL にフィルタリングはかかっていないという状況です。大人のおもちゃ的なものもあります。実は下関市内の付属高校ではネットワークを大学のものをそのまま使っていますので、大人向けのフィルタリングの感覚です。こういうものが見えて子供たちが騒いでいたという情報を得ています。ちょっとお聞きしたいのですが、中学校の先生から見て、指導していた現場で子供がこういうのを5・6人見ていたとなると、それはやはり中学校でも困るものでしょうか。

西村氏：それは困りますね。特にこういうものは食いつくところですね。

木村氏：爆発物の作り方などもきれいに見えます。単にピンク系の問題だけではなくて、逆に言えば高校生でこれを見て作ろうという生徒が出てくるかどうかは確立の問題だと思います。10万人の高校生がこれを見たら1人は作る人が出てくる可能性があるの、それを遮断していいのか、いけないのか、という事も考えていけないとイケない。実際、山口県の農業高校で、「本能」という言葉を入れたら遮断されました。結構きれいに遮断されますが IPDL だけはホワイトに入っているという事で、もっと調べた方が良いのですが、基本的には山口県内の県立高校で統一したものです。いずれにしても今の4パターンで、まず1つは機関のばらつきがあって統一されていないし、もう1つはフィルタリングソフトもそれぞれあり、フィルタリングをかけているところも統一してないので見え方も違ってくると思います。小学校も高学年に近くなればパソコンをいじる機会があるので、ごく簡単な検索が出来るかもしれないので、そこら辺からはフィルタリングをかけたような検索サイトを用意することが必要だと個人的には思うのですが、ただ専門高校の先生方とこの話を

すると、一様にフィルタリングはいらないと言われます。専門高校の場合、大学の工学部と一緒に実際に実開発しないといけないので遮断されたら困るという事です。先ほどの一番際どい画像がありましたが、あれを見せてもどの先生も見えてもいい、専門高校はそうなんだと一様にそうおっしゃいます。普通科高校では実開発をする事はないので、むしろ当初の知的財産の社会的な意味とかあると思いますので、普通科高校の場合は中学校と同じ形になると思います。大学以上になるとフィルタリングなしで爆弾の作り方などは、指導の中で対処しないといけないと思います。そうすると専門高校のところの指導の中で対処で足りるかというのが僕自身分らないところがあって、大体こういう形になります。とりあえず山大のシステムがあるので、検索語句に対して遮断をするシステムはもう既に作りあげています。山大のシステムでSEXといれると1万件です。先ほどのIPDLは9000何件でしたが。何故出たかという、ほとんどがエセックスという単語が入ります。こういうものはフィルタリングする必要はないだろうと思います。特許公報の場合、後からの書き換えがないので、年間に40万件とかそれ以外のものを含めても50万件くらいなので、特許庁か文科省が実際に見せるか見せないかのライン付けをして、年齢別で数段階あっていいと思いますが、そういう札を立てる機関を1箇所作って処理した方が社会的コストは少ないと思います。最終的に国のどこかがやるべきかということが正しいかどうか分かりませんし、これを含めてみなさんのご意見をお聞きしたいと思います。西村先生初めてこの話は認識されましたか。有害情報で見せたくないものが、実は子供に自由にやらせたら見えるというのはどのようなものでしょうか。

西村氏：基本的にはインターネットのフィルタリングは各市町村の教育委員会が管轄されておられるので、私は防府ですが防府での内容と宇部の内容は全くフィルタリングのレベルは違います。私は開発を中学校で行うわけではないので発達段階でフィルタリングされるというのは中学校では良いと思います。

木村氏：どこがやるかという方向付けだけでも提言すべきかと思いますが。

阿濱氏：フィルタリングの話は学校教育の中でだいぶ前から問題になっています。もう1つ問題になっているのは家庭と携帯電話のフィルタリングで、それぞれ学校の教育用のパソコンとか家庭用のパソコンとか子供が持つ携帯とか、それぞれどういうふうにするのかいろいろ議論されています。学校教育におけるフィルタリングは、それなりに結論が出ていて大体市町村単位の学校設置者が責任持ってフィルタリングするという方向付けになってきています。先ほどの事例で私立の学校がという話は、学校設置者が単体なので自前ではフィルタリング出来ないのと同じ法人の大学に依存しているというような構図だったと思います。学校におけるフィルタリングというのは、ある程度その自治体ごとのポリシーによってされているというのが現状です。それをどのようにして知財教育のための特許検索システムに織り込んでいくのかというと、全国的に見てホワイトリストよりもブラックリストの方が多くですね。

木村氏：そうするとIPDLはブラックリストにはまるかホワイトになるか両極端になるわけですね。

阿濱氏：おそらくIPDLは最後にgo.jpがつきますので通る話だと思います。おそらくこのケースが圧倒的に多いのではないかと思います。実際には不都合が生じるとしますので、先生がご提案されておられたフラグを別立てにするというのが現実的かなとは思いますが。

木村氏：実際には特許情報の仕様書を見ると、どこの何桁にどこのが入っているとか既に決まっているのだけれど、ただ空きのカラムがあるのでそこにフラグを立てるのは沢山ないので、1桁あればいいからそれは可能だと思います。

西村氏：海外ではどうですか。

阿濱氏：フィルタリングの権限は学校の設置者などが持ちます。一番の理由は予算です。学校はそれぞれ設置者が建てていますので、その設置者がパソコンも用意しますから。

西村氏：知的財産に関する検索についてのフィルタリングもあるんですか。

阿濱氏：そういうものはないと思います。

氏：全体の学内での LAN でフィルタリングが全体にかかっているものをかえして情報を見れるという事ですか。

阿濱氏：はい。基本的には海外、特に知財教育が進んでいる欧米とかであれば木村先生の話でもあった工業高校や農業高校と同じような感覚で見せるという事、使わせるという事が多いので、例えば性的なことが出てそれはそれでどういう機能があるかという話になります。日本のようにそれを見た子供のお母さんが乗り込んで来るという事はまずありません。それがあるのはアジアだと思います。特に日本かなと思います。どこが判断するのかという基準を欧米は1人1人に持たせるので、見てもそれをどう判断するのかという事になります。一律にそのような情報が出るから問題かどうかという話にはなりません。

木村氏：例えば、どこかでフラグを立てるにしても暴力系などに分けたうえで、具体的にここまで見えた時にここは何歳までとか、そこまで条件を予め設定しておいてそれを見ながらフラグを設定すると、多分最初は黙示の部分も出てくると思いますが、その基準が今ないわけです。問題があるという事を言っている人はあまり多くないので。

阿濱氏：ただ日本だとまずいですよね。それはもう間違いなく言える事だと思います。

西村氏：学校で言うのですね、フィルタリングをいくらかけてもインターネットの世界には有害的なサイトがいっぱいあるので、そこは逆に情報の教育の部分で子供たちにはどれだけフィルタリングをかけてもこういうふうに出てしまう事があるということで情報教育の視点で子供たちにしっかり言っています。

阿濱氏：それからもう1つは目的を指定して利用するというケースで、課題を与えてそれに対して作業をするので、自由にどんどんインターネット出来るという時間はあんまりないので、例えば10分とるので紫式部について調べてきなさいとか、いろいろな課題が出てそれについて調べているという形なので、あんまりわき道にそれて全然違う世界を探したりとか、基本的には普通の指導の中ではないと思います。

木村氏：特許の場合、最初に興味を持たせるのであれば、使い方を教えただけで特定の会社名や発明者名や用語を入れて自由に検索しましょうというのはどこかで出てくるので、そういう時に子供は暴走するという事はありえますね。

阿濱氏：フリータイムを設けると子供は暴走する事はあると思います。

川上氏：IPDL でそういう性的なことを検索してみようかという動機はあまり働かないと思います。それより Google で検索した方が早いですからね。

西村氏：授業の中でやっている時に、俺はこういうことができるんだという事を見せたいがためにやる学生がいるかもしれませんね。

阿濱氏：悪戯でやる可能性もあります。大人だと「そんな事」という発想ですが、子供の発想だ

と限られた制約の中で出来る限りの事をするという感覚があります。その制約の中の行動力は大人よりも数倍ありますので、そこは防ぎようのないところでもあります。

川上氏：中学校レベルだったらちゃんとした医学的なものでも刺激的かもしれませんが、そういうものまでフィルタリングをかけるかという事ですよね。

阿濱氏：問題はそれを保護者がどう判断されるかという事になるんですよね。西村先生その辺はどうお考えでしょうか。

西村氏：保護者の判断というよりも、子供がどう保護者に伝えるかが重要です。保健の中1の教科書ではもろに性器の写真が出ていて性教育もやっているのに、それをいやらしいと受け止めてこんな授業があったと親に言ってしまうとどうしても間違っって伝わります。

木村氏：保健の養護教諭の方と校長先生とでお話しましたが、やはり同じようなことを言われていて、性教育の場合だともともとそういう目的で指導しているからいいけれど、そうじゃない時に検索して出てくるのは同じ絵を見た場合でも質が違うと言われていました。

西村氏：いいかどうか別にして出産シーンを出した事もありますし、受精する精子と卵子などの特殊映像を見せています。

阿濱氏：工業高校や農業高校の先生方がフィルタリングの必要はないと言われたのは、学校自体がそういう目的で設置されていて、そういう目的で全ての教育活動を行われているという前提があるので、何かでなくても学校の活動ですと全てが言い切れます。普通科高校は進学という目的があって進学と、そういう画面が出ることはリンクしないというところがあり、その説明が出来ないので困るという事です。

長 氏：爆弾だとか危険物も見ただけでは作ることはできませんか。

木村氏：特許公報では結構作れるところまで書いてあります。

阿濱氏：それを IPDL で見て行ったという方が性的なものよりまずいと思います。

木村氏：確かに爆発物は問題があると思います。工学部でもそうですよね。そういう指導をしない限り工学部の学生さんがいたらその通り作ろうかという特性を持っている学生もいるかもしれないから、同じようなリスクかもしれません。

阿濱氏：大学だと常にあります。ただ大学の学生と中高生では社会的な責任の感覚が少し違うような気がします。極端な話、大学の工学部の学生がそういう事をするとな就職できなくなるという縛りがありますが。社会性の身に付け方が変わってくるかなと思います。

長 氏：どこかの機関がそれを判断するとなると難しいですよね。

木村氏：そのレーティングと基準を詳しく作る委員会を大学の関係者と小・中・高の先生を含めて作っておく必要があると思います。

阿濱氏：おそらくそのようなフィルタリングをする組織というのは、特許庁とかでは基本的にはやらないと思います。情報をもらう一般的なフィルタリングについては学会とか協議会とかがあって、その団体が文科省から業務委託を受けてするという形ですね。

木村氏：JST から予算をいただいてそこが教育系の学会や現場の先生を含めて実施すると一番いいと思いますが、IPDL を運用しているのは特許庁の工業所有権情報・研修館なので、一番すんなりいくのは、そこが社会向けだけではなく子供のことも考えてフラグを立てるような業務を本来業務として1つ入れていただくと1番合理的だと思います。ただやはり本来業務ではないという受け止め方をされると思うのでそうすると JST で実施するのがよいでしょうか。やはり経費がかかるので大学の予算では厳しいですし、GPの範疇でもない

ので、フィルタリングについては独自に文科省が研究テーマに立ててやるべきだと思います。

川上氏：IPDL でフィルタリングをかけようと思ったら比較的簡単だと思います。一般の Google などでやるよりも簡単だと思います。

井上氏：情報が公報単位なので省くにしてもその単位が決まっているので非常に楽だと思いますね。

木村氏：公報にフラグを立てればいいので極端な話40万件見ればいいわけですよ。ほとんどのものはフィルタリングに関係ありそうなものをチェックすればいいので、そんなにコストもかからないと思います。年間40万件処理するのに1日1時間くらいそれをする仕事の人がいたら実施できると思います。

川上氏：マニュアル化したらバイトでも出来そうですね。

木村氏：そうだと思います。もしそれなら研修館で実施するのが一番良いと思います。

阿濱氏：研修館がメリットをどう感じるかですね。

木村氏：それはありませんね。結局研修館や特許庁の仕事というのは産業のためにやっているの
で小中高校のためにフィルタリングをするのは違和感があるでしょうね。ですからフラグを立てる業務だけ文科系に依頼するなどやり方はあると思います。

川上氏：そこだけ文科省に予算を付けて実際業務は教育センターなどがすればよいと思います。

木村氏：最初のシステム作りやマトリックス作りだけ委員会を立ち上げて決めて、具体的にすればそこまで経費はかからないと思います。そのフラグを使って見せるか否かは簡単に出来ますので一番スマートだと思います。山大の YUPASS についてご報告しますと、今現在システムが大体出来上がっている状態になっていて、今度 SSE を入れて速度を早くする事によって、ほぼリアルタイムで出来るようになりました。最近は非常に使われすぎて学内からこれを使って自動的に公報をダウンロードする動きがあったようで、公報固定ハードディスクサーバから自動的に遮断されてしまって、一日使えなかった日がありました。その意味で大量にダウンロードするのはやめてくださいという注意文は入れました。そこまで使われ始めているという状況です。大体これで仕上がりです。規定を作って産学公連携機構の持ち物という事で、学内と山口県内のコーディネータの方で、これを使う研修を受けた人に ID とパスワードを渡しています。全員というわけではなくて、ちゃんとこの使い方を勉強して ID の手続きをした人です。

川上氏：そういうのは非常に良いですね。こちらは確実にお金になると思います。

木村氏：そこをどうするかですね。結構大学のお金を使っているんで、そろそろ売らないと。これはもちろん文科省の知財整備事業のお金を使っていますし、大学も数千万のお金をつぎ込んでいますし、この前の工学部の GP のお金をつないでいながらここまで来ました。外販しようと思ったら出来る状況ですね。フィルタリングと、検索システムの話はこのくらいにして他に話し逃したことはないですか。

阿濱氏：学生の知的財産の発想のところの違いで、例えば資料の真ん中の欄の学生は自転車とか洗濯機の中のごみポケット、洗濯ばさみについて指摘しています。その下の欄の学生はもっと細かい商品の指摘をしています。どちらも発想、工夫を見つけてくるということについてはそれぞれ出来ていると思うのですが、評価の仕方をどうするか悩んでいるところです。知的財産教育に関わっていると、特許情動的なフレーズを出してくるこちらが期待している答

えを出してくれる下の欄のような学生がいるのですが、上の学生ももう少し踏み込めば何か出てくるかもしれないですね。そのそれぞれの評価が特許や知的財産教育を学校教育でする場合に難しいと思います。評価について何かご意見があればいただきたいと思います。中学校の現場でも創意工夫についての評価が注目されていて、ものづくりの評価についてのポイントが新しい学習指導要領に入りました、例えば環境問題を考えた自動車としてハイブリッド車がある、これについても光の面や影の面がありますよね。電池が大量についていますから本当に環境にいい車なのか疑問視されるところもありますし、しかしガソリンは使わないからCO2は排出しない。それらを総合的に評価して判断する力ということになると思いますので、そこまでいくのは難しいかもしれませんが、評価する力をどうつけるか、それを我々はどう評価したらよいのか。

東野氏：今おっしゃっている評価というのは、知的財産に対する見識度は高い、低い、上出来とそういう風にランキングしてあげたいということですか。

阿濱氏：ランキング以前に、どういうところに目をつけたらいいのかという、フィードバックするための評価をお聞かせ願いたいです。

東野氏：学生さんにフィードバックするアイテムをどのようにセグメンテーションしたり、考えたらいいのかということでしょうか。例えば、この着眼点は想像力がすごいとか、権利だとか、発明、新規性だというようにワーディングで分類してみてフィードバックするのはどうでしょう。知財を上中下とランキングするのはなかなか難しいですよ。

川上氏：私はこれを見て思ったのが、発明特定思考というような言葉に置き換えられたら発明の本質をとらえられていて、そうでないと発明はとらえられていないんですよ。

東野氏：感心しただけなのか発明の内容まで見極めているのかという話の違いですよ。

川上氏：そうですね。その時に発明の見極めがどこにあるかという、この下の欄の生徒さんの成果物でもう一つ欲しかったのが、ハンガーがどこで曲がるかという視点が一つあると発明特定思考なんですよ。その一言があると非常に発明の本質がわかっていると評価できると思います。洗濯機のごみポケットはすごいよねと。なぜすごいかという、洗濯水がゴミといっしょにそこを通過するようになっていて、しかも循環しているということを気がついていたらものすごくいいですよ。

井上氏：これは上と下の成果物で言及している技術範囲が大きい小さいと言っておられましたけど、どちらかという発明された年代が古いか新しいかということですね。

阿濱氏：そうですね。あと技術的な話として、すごく大きな製品の中の一部の話なのか、大きな商品の全体的な話をしているのかということ。例えばここには洗濯機だけでも十分すごいというフレーズがあるので、洗濯機が工夫ととらえていますよね。

川上氏：この人はそういう見方をしていますね。自転車折りたたみでいい、けどじゃあどうやっているのかということです。

阿濱氏：そういうすごいことの商品の全体像を見て指摘しているのか、それとも商品のその学生が評価した具体的なところを評価しているのかということ、視点が大きい小さいがあるのかなと。

川上氏：私は、工夫を具体的にとらえていないとだめだと思いました。

阿濱氏：抽象的な話ではなく、もっと具体的な科学的な理論に基づいて評価できているかということですね。

川上氏：ということは発明をとらえているということだと思います。専門家でなくても自転車くらの話だったら発明とらえることは出来ると思います。

井上氏：効果だけを見て、空を飛ぶ効果があるとか、クルトガ（片減りしないよう工夫されたシャープペンシルの商品名）でも芯が均等に減っていくのがすごいよねというひとがいれば、わかっているのは効果だけであって、特許的に言うと効果を発揮するための構成に気がついているのかどうかということですよ。使っているうちに回転していくという機構がわからずに効果だけすごいといっているかそうでないかということですよ。

東野氏：私は真ん中の人のほうが知的に感じられました。なぜかというと要するに特許明細書で言うところの従来技術の問題点とその効果をすごく書いている、明細書の中身は書いていない。だけど創造するとか発明するといったことの基本はやはり問題点や視点、何が変わるとどう変わるという予測部分だと思うんですよ。ですから普段の営みの中では気づかないところに目が行っているのも重要なことだなという気がします。実際特許をとるとなると当然具体的に指摘している生徒さんが評価が高いと思いますが。

阿濱氏：それは思います。真ん中の学生は普段の生活の中の話をしています。例えば下の学生はわざわざ探しに行っています。課題をこなすために行動しているわけです。そういう行動をして見つけて来たので普段の生活の中で評価するという話とは別です。普段の日常生活で工夫してあるポイントを探してこいということなので、普段の生活の中に工夫というものを見つけてきたという部分の評価は当然出来るわけです。それぞれ気づきはあると思いますが、その気づかせ方と気づいた後の評価の仕方がやはり難しいです。よく気が付いたねとは言えますが、ではそれはなぜかという話が授業の中でフィードバックできるかどうかということ、何らかの評価のポイントというか視点があってそれに基づいてフィードバックする必要が出てくると思います。

川上氏：指導するほうももの凄い観察力が要りますよね。

阿濱氏：はい。だから、どういう配点なのかというところをふまえておかないといけないと思います。今はたくさんの専門家がいらっちゃってそういう評価が出てきたわけですよ。これを一般化するというのはまだまだ先の話とっているんです。

東野氏：これは1年生でしたか。

阿濱氏：大学1年生です。ほとんど高校生プラスアルファ、しかもこれは5月、6月の時点ですから、大学の勉強とはなんぞやということがわかっていない。

東野氏：今日、委員会の始めのほうで井上先生がおっしゃった知的財産と知的財産権の2つの切り分けはとても意味があると思っていて、効果やソリューションの影響の方を言っている時が知的財産なんですね。「権」にするとときに実際の技術をいかに書き起こせるかとか、ソリューションの仕方、解決方法そのものの視点、それは多分個性だからいいとか悪いとかじゃなくて、実は君たちが目をつけたところはそういうところに分類されるんだよというふうにフィードバックしてあげることが、知財の理解力を増すことの足しになるように思えるんですよ。いずれにしても、身近なもので見つけて来いと言ってこれだけのことが出てくるといって自体がすごいと思いました。

川上氏：絵が本当にすごいなと思いましたよ。

井上氏：それがちょっとびっくりですね。絵が付くと分かりやすいということを理解しているんですよ。それが非常にいいなと思いました。

川上氏：いや本当に。本当によくポイントをついた絵を描いているんです。

阿濱氏：評価の仕方をもう少し検討していかないといけませんね。ご指摘していただいた視点の持ち方ですかね。あと、もう一つ面白いなと思ったのは、この授業で岡村先生が、例えばペンをどうしたら垂直に立てることが出来るかというようなことを考えさせる授業をされたんですよね。そちらの点数が高い子はこういう制度の話では点数があまり高くないんです。逆に細かいことを IPDL で探して長く書いている学生は逆に思いつかない、それも一つの個性なのかなと。

東野氏：ロジカルに積み上げて組んでいく発想を持っている子と、全体像を大きくつかまえてその中から落とし込みをしていく子の違いなのかもしれないですね。全体的には経済学部の人の方が面白い見方をしているなと思って見ていたんですが。

阿濱氏：逆に言えば岡村先生の発想法の授業では経済学部の学生はいまいちという話でした。工学部の学生が強いのは当たり前と言えば当たり前で、そうでないと困りますよね。

阿濱氏：これからは少し評価の視点についてお聞かせいただけないでしょうか。

西村氏：評価については中学校の現場だと、学習指導要領によってどこまでという目的があるのでそれに向かって観点があってその観点に応じて子供たちにここまで理解させたいという目標、評価基準、観点があって随時評価することになっています。

阿濱氏：ちょっと語弊があるかもしれないですが、文系的な視点、理系的な視点とか構成要素を見つけてくる視点とか、それぞれの視点で説明ができるか、理解しているかどうか、それをまた評価する方向性ですよね、そのところの設定が今はまだ出来ていない。

西村氏：例えば店舗まで行って調べてみたと言えば、中学校で言うと関心・意欲・態度がよくなるわけです。機械など内容を調べてみたとなると創意工夫や技能というところで評価が高くなる。観点によってそれぞれ変わります。

東野氏：その評価は大中小なんですか。5段階評価なんですか。

西村氏：基本的に山口県では ABC 判定をしています。各観点で A か B か C。A は 80% から 100% の間であると。それでそれぞれの項目について ABC 判定をつけて最終的に学習の到達度が 90% 以上になったら 5 をつけようとか、そういう基準です。

木村氏：観点別に基準があるんですか。

西村氏：ありません。

木村氏：例えば総合的に主観的にということでしょうか。

阿濱氏：何か指標を持たせてもいいんですよね。ただそれだと全部用意しておかないといけませんよね。いろんな定規を作って授業する時に用意しておかないと。

木村氏：観点まではさっと出ますが、総合評価が難しいと思います。

西村氏：最後は機械的にやるんです。この授業では技術的なところを見る、知識・理解のところをみると決めておいて、今日の授業ではこの学生は A、この学生は B、C とつけて、それを数値化して最終的に評定として 5 段階で中学校では出しています。

東野氏：知財というのは総合点でどうか、という視点ではないのではないかという感じがします。あなたの着眼点のここはいいねとほめてあげて、伸びるようにしてあげたほうがいいかなと思います。こういう点の理解度は高いねという言い方をしてあげるのほうがいいのではないかと思います。優れているとか優れていないという判断ではないような気がします。

阿濱氏：授業の中で今の科目は純粋に知財に関する事、理解とか発想とかそういう風なことに

ついでに授業なんです。もう一つの総合演習という科目は子供たちのその力を伸ばすことが出来る教師を目指すということなので、その評価する力を身につけるといって段階が最後にあるかもしれないですね。

川上氏：評価は必ずしも悪いことではなくて、この子はここがすごいね、だからここを伸ばしてあげようよという積極的な意味での評価があるといいと思います。

阿濱氏：そういう評価項目をいくつか整理しないとイケませんが、その辺の話はまだ全国でされていないのでまだ漠然としています。子供たちの創造性開発が出来たというところはいくつかありますが、子供たちの創造性の評価と知財マインドの評価のやり方に関しては全くないです。

西村氏：ただあまり評価をしすぎると評価のための授業になってしまうので、阿濱先生が言われたように知財に関してはあるものをよりよくするためのもののほうがいいと思いますね。

阿濱氏：極端な話一回そこまで行っています。そうすると教師は教えることをせずに、評価することに本気になるので、そうすると授業と言えなくなります。

東野氏：やはり大学生の場合には、本人の能力を高めるのか、子供たちを教える教師としてやるのか、知財を生み出す人間として教育するのか、その3つくらいの目的をはっきりしておいて評価軸を作ってあげたほうが、評価を受けたほうが理解しやすいと思います。この授業は何のためにやっているかと最初に示されてその上で評価がついていたほうがいいと思いますね。

川上氏：評価を伸ばす人を作るのが一番難しい話ですね。ある程度いろいろなことを深く理解していないと子供を評価する人間になれないと思います。空飛ぶ飛行機はすごいねということの場合に、気球は浮力、ロケットはガスの反動、飛行機は揚力というように空を飛ぶ原理をいくつか理解していないと。

阿濱氏：基本原理と類似した原理の比較が出来ない状態になっていないと評価が出来ないということですね。

川上氏：子供の気づきを拾い上げられるようになるには必要なことだと思います。すごいことを子供が気がついて子供はわからないので。

阿濱氏：今までそういうことが多かったのかもしれないですね。本来ならそういう身構えが出来ない教師を育てたいという話は岡村先生が言われている話です。

東野氏：私は知財に関わるようになって実感としては、例えば知財権、特許権の議論をすることについていうと、相当の経験と履歴がないと、知識としていくら持っていて多分役立たないと思います。ひとを評価する場合にある程度知らなければいけないのは事実ですが、極意まではなかなか達しないと思います。そこをどのように自分の閾値としてあげるのかという難しさがあります。若い人で最初から知財が見極められて特許がどんどん書ける人はいないですから。

川上氏：今ものすごく難しいことを言われたんですけど、企業の知財は発明の本質を掘り出すのが基本ですがものすごく難しいです。発明者が結構違うことを言いますから。表の現象の裏に本来の発明は隠れています。そこらを見つけ出すのが難しいですよ。例えば、このコーヒーのクリームのおたを開けるこの特許の本質をすぐに当てられる人はなかなか少ないということです。あれは指で曲げたらぽっきり折れるところがあってそれが上のフィルムとつながっているということが本質です。よくあそこに溝を彫るのが発明だと思っている人

がいますが、ふたを開けるためなら溝を彫る以外にたくさん方法はあるということです。折れるように弱いところが作ってあるのが発明です。しかし、表に出てきた現象の「溝が彫ってある」ということが発明とってしまう。発明はその奥にあるんです。それがなかなかわかりません。先ほど飛行機の話をしたのは、原理がわかっていないとその奥に行き着かないんです。評価する人がいろんな現象の本質がわかっていないといけないので大変な話だなと思ったんですよね。相当奥までわかっている人がいないと、子供がすごいことに気がついたということがわからないかなと。

東野氏：繰り返しになりますが、だからこそいろいろな事例を掘り起こされているので、要するに発想法なのか、知的財産が大事だという事例なのか、具体的な発明の係争する時のアイテムなのかそういう分類をして、今あなたが言ったことはこの事例と似たことを言っているんだよということを書いてあげるのが一番わかりやすい可能性があるように思います。知財の今掘り起された事例を少し分類するというのが、カリキュラムをユニバーサルにするというか、誰でもわかりやすくするためのツールになるかもわからないです。

井上氏：知的財産は無体財産とも言われて目に見えないアイデアとかで、それが効果につながっている気がするんですよね。それをものに具現化したところに気がつくかどうか、構成になるかどうかという話になるような気がするので、今のポジションの折れるというのも、目に見えた時この構造がわかるかということと、簡単にコーヒーの中に入れられるというところは知的財産という目に見えないものを具現化したものが理解できているかどうかという、目に見えるものと見えないものの境界のあたりを行ったり来たりという感じがするので、絵で書いている人たちというのはアイデアが形に表現できているというか、見えるものに表現できているというところではいいのかなという感じがしました。目に見えないものと見えるものの間をつなぐことが出来るかという能力を評価してもいいのかなと思いました。

阿濱氏：表現能力ということですか。

井上氏：そうですね。可視化みたいなのところですね。

川上氏：基本原理は目に見えない部分ですからね。

西村氏：レポートに絵を描かないというのは授業を行う側の言い方一つで変わると思います。自由に描いていいよと言われれば描く子ども多いだろうし、そう言われるとまじめに受け取る学生は多いですから。こちらのアプローチによって変わると思います。

長 氏：あと、文章で表現できそうにない時に絵で描いてしまうということもありますね。

木村氏：学生さんがこのように書いているというのはどういう技術分野が出てくるのかわからないんです。先ほどから言われているようにある程度原理がわかって、教員がすべての技術分野で出来るかとなると難しいですね。

川上氏：難しいですね。場合によっては共通課題でもいいと思います。例えばこのペットボトルでもものすごく工夫がありますからね。この切れる部分とか。これは最初締め付けて作るんですね。開けるときはここが割れて下が残る。こういったところに気が付くかどうかでしょうか。

木村氏：しかしものを限定してしまうとあらかじめ教員用のマニュアルは準備できますが、子供の発想の幅は広がらないような気がします。

阿濱氏：小学校中学校であれば、そのほうがいいのではないかと思います。そこで私は筆箱の中の工夫に限定しました。筆箱はだいたい子供たちはもっていますから。最初は教室の中と

思いましたが広すぎて難しいです。また、商標を挙げられても割とメーカーが限定できます。かつ、子供たちが普段から四六時中眺めているものですから新しいことが出てくるかも知れない。問題解決の際、題材として与えやすいと考えました。

川上氏：本当にちょっとした工夫はいろいろありますね。

東野氏：話が逸れるかもしれないんですが、ぜひ教えてください。成果物に学生さんが消せるボールペンを工夫として挙げています。私がわからないのは、消せないから記録としてボールペンを使うという文明が出来ていたのですが、消せるボールペンが出来てしまうと証跡にならなくて意味がないのではないのでしょうか。

西村氏：私も同じことを考えました。いつも正式な文書は消えないようにボールペンで書きますので、この工夫はいいことなのか考えます。

川上氏：ボールペンで書いて 10 分以内なら消えるけどしばらくたったら固定されますよというものとそういう疑問も出ないと思いますけれどね。

東野氏：コピーだって感熱紙はほとんど証拠書類にならないけど、インクできちんと吹きつけば残りますからね。

阿濱氏：このボールペンは一回発売されて文房具屋の店頭に並んでいたんですが売れなくなったんです。それはおそらくそういう指摘で、売れなくなったんですが、CM で消せるということ进行宣传してまた出てきました。ですから、イメージで売れたり売れなかったりということはありませんね。

井上氏：シャープペンシルは黒鉛なので手で擦ると汚れますけれど、ボールペンはきれいで、しかもそれが消えるということだと思いますけれどね。

木村氏：僕もシャープペンシルの代替だと思いますね。要するに今シャープペンシルを持たなくなってきていますよね。そうすると消せる機能があって、しかも消さなければ残るというものを 1 本持っていればいいですよ。

東野氏：シャープペンシルが使われなくなりつつある時に、これが生きてくるということかもしれないですね。発明は時代によって変わるということですね。

阿濱氏：これを使い始めたのは手帳に書くときに予定変更があった時に消せるというので使い始めて、1 本もっていればいいやと。

木村氏：さて、総合評価のところが出たトピックですが、ある観点で課題をいくつか出させたりはします。課題ごとの評価は出来るんだけど、では科目全体の目的はあるにしても、総合評価で細かい点数の差を付けるのはものすごく難しいです。いつも悩んでいます。例えば優良可、不可ならいいんだけど、大学によっては点数でつけなさいというところもあって、83 点と 85 点の違いは何かと言われて本当に追及されたら自信がないのです。

阿濱氏：そうなるとレポートもわからなくなりますよね。点数設定しておいてマルバツでやらないとしようがないのかなと。大学教育の難しさでもあり、楽なところでもあります。中学校は 100 点満点のテストを作ってやらないといけないので。

西村氏：中学校では、5 が何%という相対評価がなくなって、子供たちによりがんばってもらおうという方向で、絶対評価になっていて保護者にも返しているのが、理想の形になっていると思います。

阿濱氏：1 から 100 まで刻まれた定規を最初につくっておいて、当てはめてあなたはここですよ。だから常に定規を持っておかないといけないということですよ。

川上氏：絶対評価はきちんとできたらそれが一番いいですね。そうでないと、相対の基準が変わったらどんどん変わってしまうので。

西村氏：私も技術家庭科でもものづくりを教えていて、知的財産のところですべての技術を私が理解しているかというところではありません。私の教師としてのスタンスとしては管理の目で見たくないというか、自分の知っている範疇でこれはちがうと押し付けるのではなくて、子供たちの発想を手助けできる立場にしかたないかなと思います。例えば自分の知らない分野で子供たちが発想をしたら、この検索システムを見てみたらどうだろうかとかいっしょに見てみようとか、手助けできる部分でしか関われないかなと思います。自分だけの目で見るとちょっとまずいのではないのでしょうか。逃げかもしれないですけど、そのくらいの感覚を持っています。

阿濱氏：評価に対する心構えというか自分の創造の範疇を超えるかもしれないという心構えが必要で、教員養成系の授業のほうでは持ってもらえるようなものがあります。

川上氏：それを認める勇気といいますか、子供が自分を越えたということですね。

木村氏：社会人の大学院だとそれが前提ですね。自分より学生のほうが持っているものが多いわけで、その学生さんをさらに伸ばす手助けをする。だから自分が知っていることを指導するという感覚は最初から捨てないといけないですね。

阿濱氏：あともう一つ難しいと思うのが、一般的に市民権を得ている勉強が英語とか国語とか数学で、答えが決まっています、なかなか学習者が教師を超えることが出来ない分野が多いですね。そうではなくて、ものづくりの分野というのはそこが前後する可能性があります。そういうところが評価を受けるのは難しいかなと思いますね。

西村氏：私がそこで一番面喰らったのはパソコンの授業です。プログラミングとかネットワークとかある程度大学院で勉強して現場に行ったにも関わらず、ネットワークの影の部分を含めて子供たちのほうが家で実践しているわけですよ。これはさすがに難しいなと思いました。

東野氏：会社でも人事評価・考課をしますが、自分を信じられないと評価なんか出来ません。パラメータもたくさんありますけれど、やはり自分を信じて冷静に客観的に評価が出来るように勤めることが重要だと思います。その時に思考がなるべくわかりやすくばらけているとやりやすいですね。だから、先ほどおっしゃっていた観点を知財について整理しきっておいて、それが全部当てはまらないのは承知の上で評価するしかないのではないのでしょうか。

川上氏：そもそもの話に立ち返るんですが、評価は何のためにしているのかと思います。例えば学習効果を確認するためですか、理想的にはその子のどこの部分が優れているかを見つけるて伸ばすために評価するためですか。

東野氏：知財に関しては伸ばすための評価ですね。初頭からお話を伺っていると、人がものをつくったり考えたり、発想するというのを少しでも広げられるようにしようという一つのフィールドとして見てらっしゃるように思えます。

川上氏：私は職人さんもいろいろ見てきて、ある職人さんは、依頼すると、ある道具とある材料とで本当に工夫して何とかしてくれるわけです。それを見るとその人はとても想像力豊かだし、発想力が豊かだと思います。しかしこれを言葉に表現して見ろということとさっぱりだめです。作品を作らせたら本当によくつくる。そこを伸ばすということですね。子供でもそうだと思います。

井上氏：こういった知的財産の講義の中の試験というのは、ペーパー試験の予定はされていない

ですか。

阿濱氏：案はいくつかありますが、それで果たして能力が測れるかということと、それをすると優劣はつきませんが、それで知財マインド的な話を理解した評価に適應できるかという 2 点が疑問なので実際どういった試験をしたらいいのか迷っているところです。本当は一部取り入れたほうがいいのかもかもしれません。知識とか技能とか。

井上氏：検索とかですとやりやすいですね。

木村氏：いろいろ大学に行っていますが、大学で知的財産権の要素が強いところはレポートとペーパーテストを行います。そこまで権利の話が出てこないところは、場合によってはレポートだけで検索スキルを見たり、検索の報告書を見たりということで評価します。社会科学系の大学ですと判決文を読ませて報告書を書かせることもあります。目的によって使い分けていますね。

川上氏：例えば知的財産教育というけど、知的財産を作り出す元になるアイデアを作り出す想像力の豊かな人間を育てる教育なのか、あるいは出てきた権利を守る人間を作る教育なのか、あるいは活用するのか、目的にもよるのではないですか。

木村氏：想像力が目的の場合は評価が果たしてできるのか、僕は自信がないですね。

川上氏：評価できないくらい想像力が豊かなほうがいいのかもわからないですね。

阿濱氏：それは今の教科を見ると美術にあたりますよね。芸術家としての教師の域を超える芸術家がいる可能性があって、それを教師は評価できないですよ。そのまま学校を卒業して何十年かしてから偉くなったということもあります。独特の教科感で、成立していると思います。教師の枠を超えた何かしらというのは一般の保護者に理解してもらうのは難しいです。

東野氏：知財の評価もそれに似ていると思います。発想力や想像力、発見能力は優劣ではなくて性格みたいなものだから、そこがレーティングすることにそぐわない可能性はありますね。

阿濱氏：それは大きいと思います。しかしもう一つ客観的事実として、順位をつける、ランキングをつけるというニーズは今の教育現場にすごく高いです。

川上氏：今、知財の価値評価ということをいろいろなところがやっていますが、実はほとんど役に立たないというのが私の持論です。どういうことかということ、当たり前の特許が価値が一番高いからです。みんなやっているけど、つぶれないという特許が高価値です。画期的な大発明はみんな使わないので、ロイヤリティが取れないからです。似たような先行技術が山ほどあるほうが本当は評価が高いんです。

東野氏：大学の特許が一番いい例だと思いますが、結局知的財産というのは数で評価できません。薬だと一本の特許で何千億という経済効果もありえます。けれど、その病気がなくなったら経済効果は 0 ですよね。だから評価したりお金に代えたりするのに一番そぐわない、まさしく無形的な要素が強いです。ですから若い人たちにきみはこういうところがいいねと、いろいろな時もそういう目で見ようねと言ってあげるのが知財の評価としては合っているかもしれないです。

阿濱氏：ランキングを期待する人への説明はどのようなものがあるでしょうか。

東野氏：今、音楽も美術もランキングするから、せざるを得ないですね。

阿濱氏：ランキングがきちんとできるものほど社会的評価が高い。数学なんかはニーズがありませんよね。

木村氏：創造性の部分で価値評価は難しいので、先ほど言ったように伸ばすということだけにな

ると、ランキングはいらないですよ。

阿濱氏：他者評価とかをしてお互いのいいところを見つけあうというやり方が理想ですよ。

川上氏：そういうグループディスカッションもいいですし、子供を集めて作らせて相手のどこがよかったかを見つけるというのもいいと思います。

阿濱氏：評価する力をはかるといってもいいかもしれないですね。

木村氏：現行の科目の中でそういう評価をするところがありますか。

西村氏：技術家庭科では行っています。基本的に評価する時は、作品を見て何ミリずれているということだけではなくて、自己評価と、他者評価とオリエンテーションソフトなどを作ったときにクラス全体で見ていいところを書いてあげようとか、ここを変えたらもっとよくなるよという改善点を書いてあげようとか、そういう形で。

木村氏：モデル例はあるわけですね。

川上氏：よく会社の中で社員の評価をしますが、レーダーチャートをつくるんですね。劣っているところをここはいけないとやると、全体が小さくなります。その人のいいところだけを伸ばしていくと、悪いところまでよくなるんですよ。

東野氏：評価されるということが順番付けされることと直結していると、人間は萎縮してしまいます。トップの人はいいけれど、真ん中は萎縮傾向になりますね。例えば私どもの会社では評価をしてフィードバックをするというプロセスがありますが、そこでは必ず伸ばすところについて一生懸命言ってあげて一緒にセットでここここはだめだからねという話をします。だめなところをリカバーするためのフィードバックはなるべくしないようにしてあげないと萎縮してしまいます。だめという評価はダメージが大きいです。

井上氏：そういう管理者としての教育のマニュアルがあるんでしょうか。

東野氏：マニュアルにはなっていないです。それはちゃんと対等に扱えとマニュアル上はそうなっています。

川上氏：私も経験上だめなところをだめと言うと、本来よかったところまで発揮できなくなりますよね。

東野氏：私はかなりきつく指導します。なぜかというと私どもの会社はある年齢経つと年配の方がいなくなります。いなくなったときも自立できるようにと思うと、時間がないからだめなところは直せと直接的に言いますが、マインドが壊れないかどうかよく見ながら言わなければいけない。悪いところはそのまま置いていいところだけが伸びるんじゃなくて、いいことをほめてひとが成長していくと悪いところも改善されていくというか、すこしずつくっついてくる要素はあると思いますね。

木村氏：人間が大きくなるといったような。

川上氏：そうですね。悪いところを持っている人はすぐにはよくなりません。時間がかかります。伸びているところはぐっと伸びます。全体は少し大きくなるんですけど、悪いところをがんがん攻めているといいところが本当に沈んでしまうので、総合点数がぐっと小さくなってしまいます。ブレイクストーミングの時に絶対マイナス意見を言うなといいますもんね。どんなくならない意見でも全部言わせる。これも似たところがありますよね。

阿濱氏：発想、アイデア出しのところではそうですね。

川上氏：これはまだアイデア出しに近い段階でしょ。

東野氏：工学的、理系的なアイテムですから、事実を間違えて認識していたらそこだけは違おうと

ということだけは言います。事実を正対して見られるというトレーニングもこの中に入っていると
思うんですよ。

川上氏：それはいいことですね。

東野氏：だめだだめだはなるべく避けるべきですけど、事実認識の部分だけは絶対譲ってはい
けないと思います。

木村氏：評価はかなり大きなテーマですよ。今期、阿濱先生のところの学生さんの教案がどう
いうものが出てくるかがかなり大きな山場になりますね。このあと来年度以降どうなるかと
いう計画を今練っています。ただし心配しているのは、知財の推進計画、知財教育のコア
の部分がなくなってきていて、むしろ知財に関しての国際化・標準化・標準化人材に、政府
の関心が移ってきているのではないかと懸念があります。山口大学の先生方も知財教育を着
実に行っているほうだと思いますけれど、本当の意味で大学に知財が浸透しているかとい
うと山口大学でもそこまではいっていないと私は思います。ところが、知財教育は行っている
大学があるから、中長期的には大丈夫ではないかと勘違いしているように感じます。確かに
知財に関しての国際化・標準化・標準化人材の問題も急がなくてはいけないのですが。子供
にもっと普及させていくという部分は遅れ気味になっていると私は懸念しています。そう
いう意味で知財に予算が回らなくなっています。その意味も含めて継続して着実にやってい
くのが必要だと思います。

阿濱氏：研究に取り組みなくてはならない問題が他にたくさん発生しているという状況はあると
思います。例えば情報なら情報に関するネット犯罪とかネットいじめとか、そういうことは
社会問題化していますのでそれに対応するというところの予算はつきやすいですよ
ね。しかし中長期的に考えてどうかという予算のつき方はこのところの情勢からして絞ら
れてくると思います。そのところは知財教育の有用性とか人間性を育成する時にどうい
う風に指導していけばいいのかというのをひとつの見方を作るところでもう少しアプ
ローチして、国にとってのメリット、社会にとってのメリットをもう少し打ち出してけれ
ばいいかなと思いますし、そういうふうにしなないといけないなと思います。

木村氏：工学部の目から見てどうでしょう。

長 氏：先ほどの評価の話で、工学部の卒業研究の評価はまさしくそうですね。新しいものを作
り出していくので。そこから知財教育という話でしたけれどそのまま研究につながっていく
内容だと思いました。その時に大学の教員の指導の仕方次第で新しい芽をつんでしまったり
することもあるかもわかりませんし。

阿濱氏：もうひとつ言うなら芽を出そうとさせるかどうかですよ。興味関心を持ってもらう。
新しいことについて面白いと思ってもらうということですよ。種を植えるという仕事を社
会システム上、もう少しうまく出来る部分があるということですよ。芽が出た学生に水を
あげるのは比較的簡単ですよ。昔はそれが出来たのかも知れないですけど、芽が出ない
なと見ているのは今のご時勢許されない状態なので。

川上氏：芽が出てくるには、創造することに興味があって面白くて楽しくてやっているとい
うことが大きな条件なんですけど、もうひとつ大きな条件は基礎知識がないとだめですね。基礎知
識がなかったら新しいものを組み合わせて作るのは無理でしょう。アメリカで天才がたくさん
輩出されますが、彼らはものすごく勉強していますよ。ただアメリカの8割9割の人は
勉強していませんから、それを見て勉強しなくても想像力が出ているんだと思ったら大きな

間違いですよ。あそこは超学歴社会ですから。

長 氏：4年生に卒論のアイデアを出してもらおうと、最初の発想は箸にも棒にもかからない、自分だけの世界で考えたアイデアが出てきます。そこから初めて考えたということですかね。1年生からアイデアの見つけ出し方をトレーニングを受けるといいですね。

東野氏：工学部の学生さんにとっては早い段階でこういうことをやったほうがいいと思います。全然経験がないですから。新しいことを考えてみようということは。

阿濱氏：ブレインストーミングのようなことがもっとたくさん出来るといいですね。本当のブレインストーミングでなくても、ブレインストーミングのようなことをするという機会はたくさんあると思います。ブレインストーミングを行うと新鮮だという感想を学生は書いてきますから。

東野氏：ただ正直に申し上げて、ブレインストーミングはベースが出来てないとブレインストーミングになりません。一番いいと思うのは個人に工夫されているものを3つずつ見つけて来いという課題を出して、見つけてきたものについて話してみるとかそういうことはいいと思いますけれど、最初からブレインは難しいのではないのでしょうか。

木村氏：お約束の時間を過ぎてしまっています。最初の目標に向けて私たちががんばっておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

◆第5回助言委員会

日時：平成22年1月22日（金）10：30～15：30

場所：山口大学先端研究棟3階 セミナー室

木村氏：今年度2回目の助言委員会を開催いたします。午前中に21年度の活動と実績報告を行い、特に教育学部での活動はかなり積み上げられて内容的に多くなってきています。この部分は、阿濱先生に説明していただきます。なお、工学部でも講義を行っていますので、その部分は私の方で説明します。21年度の報告を行い、その後に総括の順番になります。今年が最終年度ですから、成果物の確認をするとともに、今後どうすべきかを議論していきたいと思います。ご存知のように、今回のGPは以前に工学部の方で進めていたGPがありまして、そこでは工学部生向けの知財教育教材作成も含めて3年間やってきました。その過程で、具体的に小中高校で教職を目指す人が、現実に知財教育を担当することができるコースを作ろうという考えが出てきました。それが今回のGPになるわけです。基本理念として権利をどこまで、どの発達段階で教えるのかを考えないといけませんし、単に権利を教えるだけではなく、体験や創造学習も含めそれらとリンクしながら進まない教育効果も上がらないだろうということが見えてきました。教育学部の科目または工学部での科目新設や改善以外にも、学生が勉強する為の教本を作ろうという動きがあり、その成果としてお手元に第2版教本の版下印刷が置いてあります。どの段階で何が出来るのか。手を動かすということも含めて、具体的なコースマトリクスを作り、各学校での実践や模擬授業も含めて教本を作りました。午後からの議論のこともありますので、先にご説明致します。工学部での実践についてはコース開発が終了し、今回のGPで教職を目指す学生のための知財教育カリキュラム・科目も出来上がってきました。今回の新規科目で最も価値ある科目は、「知的財産の開発と権利」という全学生対象の共通教育(教養課程)科目です。

授業は常勤教員が担当していますから来年度以降も成果は継続されます。次に、工学部の講義で使用する今年度開発のスライドをお見せします(著作権、プログラム著作物とプログラム特許)・・・ここで、スライドの説明・・・次に、平成 22 年 1 月 7 日～8 日に大学教育改革フォーラムが東京の有明国際展示場であり、本 GP もポスターセッションで参加しました。この写真は、創造性と絡めて阿濱先生が説明されているシーンですが、学生の創作物を見て多くの参加者が近寄って来ました。阿濱先生の説明を聞いて面白かったのは、これとこれ(学生製作物の紙タワー)について、どちらが良いかという問い掛けです。短時間でケント紙を利用して高さを競うのですが、問い掛けへの解答は考えようで一定ではありません。後に、阿濱先生がお話をされると思いますが、それを含めて結構多くの方が参観されました。次に、私からは、工学部 3 年を対象者に各学科から受講生を受け入れている「知的財産権論」を説明します。知的財産権論授業では、初めに各学科教員がご自身の学科の学生に特許検索を教えます。担当教員が自分の専門分野の特許情報検索をするため、学生さんの興味も深まります。私は最後の方で法律的な側面から説明をしています。今年から特許だけでなく著作権法の話も取り入れました。今年追加した著作権のスライドをお見せします。現在、この部分のビデオ教材(6 本)を制作しており、最終的に DVD シルバーディスク各 1000 枚、教科書も作成しています。特許や意匠は当たり前だということで、今年は本格的に著作権系の話も入れようと企画してスライド等を作りました。著作権の世界は厳密に言えば何でもそれはダメと。例えば google キャッシュも原則は形式的違法になってしまいます。ところが受講者は、何かコンテンツを作る、またはそれを使ってビジネスを行う立場です。法律学者を作るわけではないので、そうすると現場で「グレーゾンのリスクを判断しながらどこまで仕事を進めることができるのか」を教えないといけません。スライドの副題には「リスクマネージメント感覚でグレーゾンの海を渡る」と記述しました。私が学生さんに伝えるのは、リスク 5%だったら GO だよ、リスク 20%だったらこれは何らかの手当てをしよう、それ以上だったらやめよう・・・とか、そういうノリで授業をしています。内容として、著作権法全体概要の説明もしますし、特にソフトウェア、プログラムのところでは、プログラムは特許法の上でも「物」であるという定義になっているので、著作権との本質的な違いが分からないといけないので、それも一応説明します。次に、契約とかフリーソフトの代表的な GPL まで工学部 3 年生に教えています。著作権の教え方ですが、著作権は支分権の集合体である等の基本理念説明も説明しますが、その後のつかみとして音楽 CD を使いながら、著作物の製作工程ごとに当事者と対応権利に要素分解をしながら考えさせることにしています。正確には原盤を作るレコード製作者とレコード会社の立場は一致しない、後者は単に複製するだけで・・・という話の中でエイバックスの話をします。次に、平原綾香のジュピターをジャスラック HP で調べさせます。HP から調べると、作曲者のホルストの著作権は消滅(パブリックドメイン)、作詞は吉元由美さん、編曲した部分は坂本さんという方が著作権を持っています。ジャスラックは、編曲の場合であっても一定の創作性が確認されたら権利者としてファイリングします。これを学生さんに調べさせることで、学習内容の定着化を試みています。同様に小説についてもハリーポッターを教材に学生に考えさせます。また、プログラム著作物とプログラム特許を最初から説明しても概念的に過ぎますので(システムという用語も分かりにくい用法です)、ゲームソフトにどのような著作物やあるいは広く知的財産があるのか

を考えさせます。操作画面としての創作性、表示画面の静止画、表示画面の映画表現、プログラム著作物、プログラム特許等を指摘させるわけです。ただ、それだけでは分かりにくいので実際には(・・ここでスライドを見せる・・)判決資料を学生に提示した上で、プログラムのどこどこを比較して侵害判断をしたのか、等々を説明します。プログラム特許の場合は図面に記述されたアルゴリズムのこの部分に新規性がある、そしてこれを実現する場合はどんなプログラム言語で記述しても特許権侵害になる可能性が高いという話をします。工学部生の場合、システム開発でハードにソフトウェアを組み込むのが当たり前になってきているので、今年からは気合を入れて内容含めています。もっとも、工学部3年生に、ここまでは必要ないという意見もあると思いますのでご意見をいただければと思います。次に契約書ですが、実際にマイクロソフトのオフィスの契約書を見せて(大概是皆さん読んでいません)、その中での気づきがいろいろあるので教材としては良いと思います。通常のコンシューマ向けパッケージとして購入した場合に、いくつまでインストールできるかということはここに書かれています。ただ、この部分の文言は「携帯用デバイス」で、その前の部分はパソコン指定が記述されていません。したがって、2台ともノートパソコンだったらいいのかな??みたいな解釈上の悩みはありますが、その点も含めて学生に考えさせます。あと、図形表示やオートシェイプって契約上はどうなっているのかも考えさせて、その説明が終わったところでGPLの説明に進みます。このような教え方をしています。

阿濱氏：では教育学部の方でイベントさせていただいた内容についてのお話をさせていただきます。先ほど木村先生が仰っていた知的財産をどういうふうに教えるのかというところの課題についてですが、今、木村先生のお話は専門家、知的財産についての、専門家を養成するというふうな立場でのお話だったと思います。私たちが狙ったのは少し言いにくいのですが、知的財産についての人材育成ができる人材育成、というのを目指していました。ということかと言いますと、そういうプロを養成するわけではないのですが、創造的な活動をしたり、身の回りの創造的な活動を理解が出来る、子供たちを育てることが出来る人、教師を育てたいなということでした。ですから、いろいろなところで知的財産に関する内容をバンと出してしまうと、知的財産について非常に複雑ですのでアレルギーが出てしまうかもしれないということで、各学習過程の中で滲みこませるような形で、少しずつ知的財産についての内容というのを、配列するというのをしました。報告書の中にも具体的に、もう全ての情報を載せていただいております、今まで従来のお話をさせていただいたようなところですよ。例えば学習内容としてはカリキュラムとして大学では、まず知的財産基礎というような形で、具体的な内容は報告書の資料で例えば17ページ～20ページあたりの内容ですね、みなさん見ていただいたらお分かりになると思いますが、知的財産というのは何か、こういうものだよという内容を紹介するお話をさせていただきました。これというのは、もしかしたら、いやこれは違うと、お叱りを受けるかもしれませんが、高等教育の基礎的な教養として最低限こういうふうなものを、もっておいてもらうのが良いのではないかと思います。個人的に言うなら、これはもうちょっと下の、高等学校や中学校で扱ってもいいのかなと思ったりしますが、今現状として、大学一年生にこういう風な話をしても、なるほどという風に知らなかったという形で、聞いてもらえる状態ですので、このような話をさせていただいています。これは、高等教育を受けた人材の教養としてということで、共通教育、教養教育、大学一年生という学部を問わずの内容という

形にさせていただいております。その次に知的財産応用ということで、これは何かということ、教職です。学校教育に携わる、教員の教養としてということ、知的財産を具体的に教材化することが出来ないかということ、いろいろクイズを作ったり、そういうふうな知的財産についての知識を生かした上で、何かしら教材を作ることができないかということを取り組んでいます。今日は朝8時40分からの授業で、要は現在進行でさせていただいているというところ。あと、知的財産指導法という、専門科目ということで具体的には現在は教育学部の方では、技術科教育法という科目があります。中学校の技術科の教員養成それから、小学校の教員養成のほうも関係してきますので、どちらかといえば図画工作とかものづくり関係の学習場面でのスキルということ、知的財産、ここはより具体的に言うと創造性などを中心にした内容ということで話をもっていきます。具体的な教材例はこの辺りは皆さんもいろいろなところでお話等をされる内容かなと思います。今、私たちが工夫したというか、やっているのが大学一年生向けの授業の教材です。身の回りにあるものを見つけて、それについての知的財産を考えようというふうなことをしています。この成果物が、皆様のお手元の、21 ページから後ろになります例えば 21 ページの真ん中の所で、タレが固まっている納豆があります。このあたり、実際に先ほどの木村先生のお話で具体的に権利がどうなのかということ、ここを突き詰めていけば、面白い話になるかもしれませんが、とりあえず身の回りにあるそういう特許につながるかもしれない工夫というのを、見つけてきてそれを評価する力を身につけようということ、こういうふうな成果物があります、あとは私も少し言ったりしたのですが、カド消しです。22 ページの下一番下の学生は、カド消しを紹介してくれています。この中にはもしかしたら、皆さんの権利とか絡んでいる場面などもあるかもしれませんが、そういうふうな題材、モノを商品とかサービスを見つけてくるというふうなことを、学生たちはしています。あとは具体的に商標についての話もしておりまして、これは多分 38 ページから 40 ページになるものです。次の 48 ページそれから 52 ページについてもそうですが、商標とかそういう特許や発明というふうなことについて、身の回りのものからちょっと考えてみるという課題を出して、それについて考えてもらった結果、というふうなことをこの資料に載せています。最終的には IPDL を使って探してもらいました。これが最後のほうの 85 ページからあります。詳しくそういう権利についての情報を調べてもらっています。このあたりになると学生の興味関心に多少の差が出てくるかと思えます。具体的に詳しく調べてくれている学生もいます、具体的にはこの資料の 86 ページのところにある上のほうの学生です。粘着性付箋ということで、付箋紙の特許についてのことを書いてくれている学生もいます、中には課題をただ淡々とこなす学生もいますが、いろいろと調べてくれているという結果が得られました。続いて総合演習では、今現在やっている最中ですので、成果物は出来上がっている最中です。去年の成果物として、著作権についてのクイズ、このようなものを考えるということで、こういうふうなことをクイズに出すという程度、著作権とか知的財産についての知識がないと出せません。ある程度そういう制度を理解した上でのこととなりますので、そういうふうな形でクイズを出します。当然、専門家の方から見たら抜け穴なども沢山ありますし、不備のあるところかもしれませんが、このような形で教材化するというふうなことに、取り組ませるところが一つ目標であったりします。その次に技術科教育法では具体的に実際の教材を作ること、これは木村先生のご

紹介していただいたネタではあるのですが、こういうカップラーメンを分解したり、そういうふうな教材を作らせたりしています。資料のほうに載っておりますが、実際に106ページから108ページあたりをご覧くださいただけならと思いますが、指導案をつくらせたりと、107ページに指導案とありますが、実際に知的財産について授業を組み立てさせています。指導案や教材などを作っていくというふうな形の内容まで取り組みました。実際にはこのような形で授業は終了していて、実はこのプロジェクトの中でのこれは副産物といっているのか、そちらのほうが個人的には成果があるなと思っています。その授業をとおした学生や、その学生の話聞いた学生や、先輩後輩の関係でというふうなところで、波及効果が見られました。今ご覧いただいているのが、資料のほうに吉部小学校の体験授業があります。これは何かというと小学生を学生たちが集めて、いろいろと体験活動を指導するというプロジェクトが学内で動いています。別のプロジェクトですが、それに教材として知的財産にかかわるものを使う、教材として知的財産に関するものを利用して教育活動を行います。実際に何をしているかという、具体的には豆腐を作って、豆腐のネーミングをするという教材です。そういうふうなものを実際にこの知的財産の授業、このプロジェクトの授業を受けた学生がリーダーになり、予算頻度やリーダーになって仕切る、教材を考える。中心的な学生がそういう教育の授業を受けた上で、題材を考えるということが一つあります。それから、実際に研究授業、これは去年の私のゼミ生が卒業して現職の教員になっている学生ですが、こういうふうな形で授業をしました、これも前に紹介させていただいたかもしれませんが、一応こういう商標につけようという、三菱鉛筆の指定商品の違いについての理解というの、実際に子供たちから集めた情報を示しています。商標についての授業を実際に自分で考えて授業実践を行うという形になってきています。次に、特許や実用新案についての授業ということで、特許についての紹介をしています。学生たちが自分でスライドをつくって実際に授業をするというような内容です。この話は実は今年度も引き継いでおりまして、これは10月の最後の土曜日に行わせていただいたフォーラムのほうで授業をさせていただきました。こういうネーミングをする授業というものであったり、先ほど木村先生がタワーのお話をされましたが、ブリッジコンテストです。実際にケント紙だけで橋を作るという授業を考案し、それを実際に模擬授業として行いました。具体的に知的財産についての授業というふうなところで、今、得られたところ、あと学生たちが教育実習に行って、私が見ているところですが、知的財産に関する学習内容というのは、少し下の所はちょっと置いておいていただいて、この上の小学校中学校というふうなところは、小学校において日常生活に必要な知識や技術、中学校では社会生活に必要な知識と技術、これは教育基本法とか学校教育法とかそういう法律で定められた学校の目標になるのですが、これに照らし合わせて考えてみると、日常生活に必要な知的財産とは何なのかというのを考えたところ、これなのかなというふうに思っています。いきなり今お示ししているようなところまで到達するのはなかなか難しいとは思いますが、それを積み上げていくことが必要なのかなと思います。例えば問題解決です。困ったことへの問題解決というものであったり、身近なものへの気づきというふうなところで、今、私が注目しているのはこのあたりです。身近なものへの気づきというところで、みんな筆箱の中にある知的財産を探してみるというふうな中でも、かなり沢山の発見があると思います。そのような所に注目をしていたりします。それから、あと、豊かな生活のための創意工夫

ということで、創造性開発というふうなところでは正直今、いろいろなところで模索中です。いろいろなことが可能性としてありますので、そのところが今、私にとって大きな課題かなと思います。これは今なにを示しているのかというと、突然ですが、学生の教育実習、付属小学校に教育実習に行った学生から、写真を分けてもらいました。これはなにかというと図画工作の授業で、粘土を使って粘土細工です。小学校の三年生です。三年生の授業で粘土細工をしますが、これらの授業の仕方が、ただ粘土細工をするだけじゃなく、どういうふうな意味を持たせて創作させるのか、創作した意味とかを実際に自分たちで考えて発表させるという授業を学生たちがしていました、これというのが一つの初等教育の創造性開発の一つの入り口になるのではないのかと思います。例えばこれは大人が見たら単なる粘土の塊かもしれませんが、子供たちの頭の中でこのような創造開発が行われています。そういうふうな考え、モノもきちっと創造性開発の入り口としてあります。この辺になると評価の仕方を大人になったら困るかもしれないのですが、個人的には子供たちの創造の芽が出ているのだと勝手に思って、ちょっと使っています。そういうふうな形のものなのです。個人的に思うのは評価の視点というふうなことを一つ大事にしないといけないなと思います。子供たちが創造性を発揮して実現するというようなところまでは出来ていますが、それを評価するということを、われわれは考えていけないといけないのかなと、これはちょっと今後の課題だと感じているところです。もう一つ最後に木村先生が一番最初に振られたので、これがその一つの紙を使った創造性開発です。これは、夏にうちのゼミで研修会をした時の産物ですが、小さな紙だけでペンを垂直に立てます。このようなことは、よく行われているかもしれませんが、それによってどういうふうなものが出来るのかというようなことを考えるというか、アイディアの出し合いの話です。こういうのもあるよと、いろいろ考えます。タワーの話ですが、これが先ほど、東京にも持って行きましたが、これが一番高いタワーで、高さを競うということでは優秀ですが、例えば美的なものであればこういうふうなものかもしれません。評価の視点というのも、実際にちょっと具体的に写真が見当たらなくてお示しできていませんが、1月15日、先週の金曜日に、研究授業を行いました。タワーを紙で作るということを小学生にさせる授業を行いました。その中で得られた課題というのが、やはり何をもって競わせるというか、創造性を競わせるというのが一つ方向性としてあります。どのように評価するのか、高ければいいのか、その時のモチベーションを出せるのは、高いのを作ろうということで課題を出せばいいのですが、高くない作品についてどのような評価をしていくのか、そういう創造性を評価していくのかというところで、実は大きな課題がみえたな、と思っています。そのあたりはやはり知的財産についての評価能力というところにつながっていくのかな、と思いました。そのところをどのように伸ばしていけばいいのかというのが、皆様から意見をいただければと思っています。

木村氏：これに対しての質問ですが、評価の視点をあえて混乱させて考察させることは、やっていますか？

阿濱氏：はい、そのところはどういうふうに評価していいのかというのは、その背景にある知識が沢山必要になってきまして、例えばデザインについての評価なのか、それとも、木村先生がお話されたことがあると思いますが、その瞬間だけでいいのか、それともそれが10日間とか1週間とかにわたって維持されているものなのかという、それだけでも

変わってくると思います。そういうふうに条件をいくつか出していくと、また難しい課題になってくるのかなと思います。それらも含めて想定して評価をするというのは、ちょっと難しいかもしれませんが、そういうふうなところのアイディアの出し合いや、そういう評価の仕方というようなところが、今の私の考えている課題の一つかなと思います。

木村氏：その視点自体を例えば小学校の4年生くらいの人に考えさせるというのは、これは難しいかもしれません。要するに、どういう視点からこれを見たらいいのかなと。先ほど一番最初にお話したのは、ものすごく高いものと、もう一つはモジュールでしたね。同じ形のマジュールを組み合わせていくというのもあったので、例えばそれを子供が一種類の素材で組みあげられることを考えさせるというのは、4年生くらいでは難しいですか？

阿濱氏：それを気づかせることは出来ると思います、考えさせるとなると出来ないことはないと思いますがかなり時間がかかると思います。授業の展開の仕方だと思いますが、それについてのノウハウというか、今までそういう授業を行ってきませんでした。そういうご指摘をいただいて、実際に今度自由に検討していき、その試行錯誤を今からしていけないといけないと思います。一応、今年度の報告をさせていただきました。

木村氏：先ほどのかぼちゃのパイですが、あの粘土はグループじゃなくて一人ですか？

阿濱氏：はい、一人です。

木村氏：素晴らしいですね。

川上氏：その次の作品も凄いですね。

木村氏：粘土の作り方などが突出していると思います。これなら売れるような気がします。

阿濱氏：表現を創造するということについては、優れているところがあると思います。それを評価してあげられるような流れに今なっています。創造性開発の入り口の一つの門前として、こういうのもあると思います。

木村氏：製作時間は1コマですか？

阿濱氏：これは1時間あたり45分のコマで、その次の時間(コマ)で評価します。たまたま私の授業を教育実習を評価するための授業で参観しに行き、こういうことをやっているんだと気づきました。図画工作科で創造性開発という名前での授業ではないのですが、作品を作ろう、それを鑑賞しよう、というふうな題材での授業です。見方を変えれば非常に面白い授業だなと思いました。

長 氏：木村先生が言われた、売れるかどうかの一つの評価の基準ですが、またそれじゃなく、お母さんにプレゼントをしたらどんなものがいいですかと考えた時に、また、それはそれで評価基準が出来ますし、美術とかアートの世界の評価基準からすると、実はかぼちゃのパイとは書いてあるのだけど、中には全然違うものが入っていて、この驚きがとかですね。そういう評価の基準がアートの世界ではあたりしますよね。だから文脈が与えられて初めて評価というものが出てくるのじゃないのかなと思うのですが。

阿濱氏：その文脈を用意してあげないといけないかなと思いますが、文脈の用意のされ方というのが、これからの課題になると思います。

川上氏：ものすごく面白いですが、逆に難しいですね。よく他の国でやっていますが、大学生クラスにパスタを一袋各チームに与えて、それで、はしをつくって一番強度の強いものを競

うということをしています。非常に目標がはっきりしています。材料も与えられて、時間も与えられて、それだと評価基準が非常にはっきりしていますが、評価がいろんな価値をここで見つけようと、仰っていたのが、芸術的価値だ、あるいは商品的価値だ、それを見つける、どう評価していいのかわからない、これって大事なのですが。

阿濱氏：その入り口として僕は非常に面白いものだと思っています。

川上氏：あるいは子供たちに、いろんな評価を出させて、その評価をすることにも創造性をあせる。そういう手もあるかもしれないですね。教育成果の評価として発見するのですか？

阿濱氏：この教育成果ですか？そうですね、そこまで出来ていませんね。

井上氏：これは何を作って下さいという、題は何ですか？

阿濱氏：題材は私が最初の授業は、見学参加していないのですが、自分の好きなものを作ろうという。

長 氏：こういう創造性教育が出来る人材を教育するという話だったと思いますが、そういう観点から見てこの教育を行った方はどういう評価をされたのですか？

阿濱氏：これは実は、われわれの授業を受けている学生ではありません。この題材はちょっと違うので、実際そこがうまくリンクさせられたらいいなというふうに思います。実際にこの授業実践をした学生は、いろいろ我々の授業を受けている学生ですが、一つ課題としては、高いものを目指そうということで授業をしました。題を与えたら、やはり子供たちも高く作りたいと思います。それで高いものを評価したいという気持ちになりますが、その間のプロセスなのです。実はビデオをお見せしたら面白いのですが、最初にこの紙を高く切って積み重ねていったら高くなるということに気付いた学生は、途中でそれで面白くなって、違うものを作り始めてしまいます。それを見ていた隣の子供が、より高いものを作っていきます。それでその子の評価はできなかった、というふうなところが一つあります。一つの大きな流れで、その学習のプロセスの中で、知恵を、知恵というのでしょうか、そういうふうなものが伝達される瞬間というのをとらえられなかった、評価出来なかったというのが、私の中での反省点になりました。そういうふうなところを、きちんと出来れば、一つは創造性開発の指導のあり方というのが見えてくるのかなというのが、いくつかあるのではないのでしょうか。もう一つは、高いよりも、例えばこれは女の子だったのですが、可愛いタワーを作りたいということで、お城のようなタワーを作り始めた子供がいました。高く作るということと全然ベクトルが違い評価の軸が違うので、その授業実践した学生はあまり、その子供にはまったく触れなかったのですが、見ていてそれも面白いなと思いました。高いものを作りなさいと言っているのに、そういう可愛いものというのは評価しにくいとは思いますが、それを評価できる力というのも伸ばしていかないといけないなと思いました。

長 氏：教育者としてはそれも評価出来るようにならないといけないですね。小学生の場合は日常生活でということ、中学では社会生活で、社会生活ではやはり、社会の中で求められる価値観みたいなものがあるわけです。その価値観に対して、いかに応えられるかということ、これを求められるというのも一つあります。けどこうじゃなくてこういう価値観もあるよと、これでも社会の要求に応えられるというのをブレイクスルー出来るというのも、おもしろい価値観として認めてあげられないといけませんね。

阿濱氏：そここのところは、こちらとして担保出来ていませんでした。そういう気付きまで示唆出

来なかったというのは、当然ありますが。

井上氏：知的財産という観点から言うと、それが創造と権利というふうなことになるって、これが創造だとすると、権利というのはつながるといことを考えますと、新しさ、斬新さみたいなところが背景にあるような気がします。高いものを作ろうと言った時に、今まであるような高いやり方ではない、違ったやり方で高くしようとしたという人には、その評価というか新しさという意味では、オリジナルで考えたという、創造につながる評価の一つではないかなという気がします。

岡村氏：阿濱先生が大学生に授業をされた15回のうちの前半部分を、私が創造性開発でやりましたが、大学生に毎回今日の授業はどうだったかという感想をとっている中で出てくるのは、何かテーマを与えて考えさせるのです。すると考えること自体が難しいというのが、効率化されて考えてきていますから、要するに物事の本質が見えないし、考え方が分からないのです。辿っていくと小学校や中学校の経験になってくるのですが、先生がすぐ自分が新しいものをつくろうと、すぐそこに意味づけをしたり類型化を試みたり、あるいは、こうやったらもっと良くなるよというふうに、すぐに誘導してしまいます。それによって私は自分で考える力が無いというふうに考えてきた、あるいは否定されることによって、もう考えることをやめてしまった学生が大半で、創造性の授業というのはむしろ、自分と違う価値観を誰かが出してきたらそれは違うと思ったときには、おい凄いぞと必ず言え、というふうにして絶対否定はしない、というふうにしていくと自分の中で持っている素朴なことがどんどん言えるようになってきて、自分の発想というのを外に出すのが、快感になってきたというふうに皆変わっていきます。そのへんのところが、実は小中学校の授業の中で全部芽をつぶしてきてしまっています。

川上氏：本当は、そこは小中学校で一番やるべきことだと思いますが。

岡村氏：要は先生が、自分が経験をしていないから、やり方を知らないのです。

川上氏：今の日本の理科教育で、事故が起こったらどうするのだということで実験が物凄く減っています。かなり私も大昔実験ばかりやらせてもらいました。本質が分かるのでとても良かったものです。失敗したら失敗したなりに、どうして失敗したかを考えるので。

岡村氏：今は失敗を許しませんね。その辺が、やはり新しいものが出来てこないところだと思います。先ほどの価値観をいろいろ認めるというのがありましたが、要するに自由にしていよいよ、なんでも有りよとしてしまったら、逆に何も出てこないし、価値観の多様に認めようとすると、せっかく高いものを作りなさいと言っているのに、高いものを作ったけど、こっちのほうが凄いなと言われてしまうと、高いものを作った子の意味を失ってしまいます。そうすると、そういう実践を通じて、何が大事かということ、高いのを求めようとする子がいるのに、可愛いのを作ろうとする子がいる。頑丈なものを作ろうとする子がいる。あるいは新規性を求める子がいる。そういういろんな子がいることが分かれば、今日はこういうテーマだよ、このテーマにするよ、今日はこれで行く、というふうに、どの子にもちゃんと対応出来ますが、明確な目標を設定して、誰が見ても評価出来るようにして、価値観が認められるようにすることが、必要かなと思います。大学生の授業でやったことは、グループで考えさせて、最終的に発表させるコンペをさせました。一番いいところに、商品を与えていたのですが、そうすると技術や理科の学生の所が獲得率高かったのです。文系の学生たちが、やはり私たち文系だと思ったけど、そういう知識って、やはりつけなき

やいけないなど、与えられたテーマというのは小中学校の授業が出来てから、その範囲で充分考えられる問題を先生出したのに、それが大学生の自分が考えられないというのは非常に情けなくて、そういう思考方法は要るなというふうに気付いてくれた部分もあります。だからお互いの根拠や価値観をきちんと認められるというところは要るかなと思いました。ですから阿濱先生がされたような授業を蓄積して行って、整理していくことはすごく価値があると思いました。

川上氏：お話がずれたら申し訳ないのですが、商標のところで出所表示あるいは品質表示という考えが、あまりなかったような気がしたのですが。

阿濱氏：その所までは、正直到達出来ていません。それに気付く学生が居たら指摘する、紹介するというふうなレベルで、具体的に商標というのは何なのかということに気付くところで、正直精一杯というのがあります。次に、どういう意味を持っているのか、商標の意味を持っているのかということに到達出来れば、より次の権利の話などが、その権利を獲得するために創造などしないといけないという、そのところについてのまだリソースの用意が出来ていないというのが一つあります。

川上氏：去年商業高校で、靴のスニーカーの実際の写真を二つ出して、一つが福岡県の某社の靴、もう一つはドイツブランドの某社のスニーカーで、ドイツの方は八千円で売っていて、福岡県の方は四千円で売っていました。みなさんはどちらを買いますかと聞くと、圧倒的に八千円の方でした。実は同じ工場で作られているんだと言うと、えっ？と言うのです。久留米の工場で作られているのです。同じ品質なのに値段がそれだけ違うのに、みなさんは倍高くてもこちらが欲しいのは何故なんだろうということをしました。いかに商標の価値を実感させることに。

岡村氏：価値って主観的ですよ。

川上氏：ええ、だけど自分が高くても欲しいのかどうかという話ですよ。

岡村氏：それを気付くのも大事ですよ。

阿濱氏：もうひとつ、その話しをする時には、マーケティング理論、市場についての知識も必要なかなと思います。その中で紹介をしないと、市場についての説明と言うのは、あんまりされていません。小学生の特に社会的な内容で、そういうふうなことを紹介する場面もあります。小学生は大人よりそのあたり敏感ですので。

木村氏：もう一つがOEMというのは当たり前だよと、そういう認識があるかどうかで、展開が違ってくると思います。要するに大学生にも教えるわけですから、大学生だったらOEMというのは当たり前のことくらいは、最低限知っておかないといけないと思うのですが、例えば日産の軽自動車は、どこで作っているだとか、それが分かるだけでも社会認識の深さにつながるかもしれません。

川上氏：実は世界のヨーロッパのほうの高級ブランド眼鏡の70%が中国の深圳で、そこに凶面があれば何でも作りますよという工場があります。そういう世界がある程度認識されていないと、社会学としてそういう常識があります。

岡村氏：権利をどこが押さえているか、すごく大事になりますね。

阿濱氏：そのあたりは実はどの段階で教えるのがか、かなり大人の事情が入っているようで、そうなる、それを大学生の段階では知っておいたほうがいいのか、とったりもしますし、OEMやマーケティングと商標とか、そういう権利の関係とか、表裏一体のところがあり

ます。あわせて出来たらと思うのですが。

川上氏：むしろ文系の学生に質論があります。経済学とかまさにそうです。

長 氏：教育者としては、やはりそういうものは頭に置いた上で、目の前の小学生にはどういったものを、今教えてあげた方がいいのかなとかいう噛み砕きがそこから必要になってきます。

阿濱氏：そうすると、現状では、今マーケティングの話などをする時間的な余地が残されていない、というところがあるような気がします。今一番大事なのは、一つは子供理解です。先ほどの話ですが、このあたりというのは、一つの子供理解から入っていくような気がします。創造性開発と言うものの。もう一つのマーケティングとかいろいろそういうところの話というのは、もしかしたら社会、あるいは図画工作、社会や図工の中でもう少し、関係付けを見出してもらわないと、というふうなところも必要があるんじゃないかなという気がします。

木村氏：結局、本当の意味である程度のレベルまで知財の知識がないと、教えられない部分があるので、もっと充実していかないとと思います。教育学部の科目の中でそれを教えると言うのはできないのでしょうか？

阿濱氏：段階に応じて出来ると思います。ですから例えばこの授業は、創造性開発というだけであれば、可能だと思いますし、例えば社会的な話で商標特許ということであれば、個別なものを抜き出してというのであれば、可能かなと思います。それを全部有機的に結び付けて意味を持たせてつながるということになると、もう少し何かいろいろ背景になる知識というのを整理しないと、というふうに考えています。

井上氏：先ほどの可愛いタワーを作る人がいたという話に対して、その先生はどういうふうに、言われたのですか？それはちょっと可愛いけど高いのを作るのだから、そっちを作った方がいいのじゃないか、という話はされましたか？それともそれはそれで、可愛いねというふうに言われたのですか？

阿濱氏：評価の仕方という、実は学生はあまり、そこまで私も関わっていないので、出来ていません。ある材料で出来るだけ高くみたいところで言いますので、そのところは、もう少し工夫出来たらいいなというふうに思います。

井上氏：そういう時に何故そういうふうで作っているのかというのは、訊いたりするのですか？

阿濱氏：それは、課題が出来ていなかったもので、これは可愛いねとか、これはどういう意味なのか、そういう関わりを本来出来たら良かったのですが。

井上氏：その可愛いものを作っていた人は、ふざけていたのか、真剣だったのかということが、重要かなと思います。

阿濱氏：私は実は高いものは遠くで出来上がっているのは、近くで見ていたのですが、どうやらそれは出来ない。だれだれ君のほうが出来るから私は好きなものを作ると、好きなものを作るのだけど、高いものを作れと言われたので、そのなかで高くしてくると。

岡村氏：その辺が教育の中で難しいのです。もう差がついて嫌になっている子に、モチベーションを持続させるのは物凄く困難です。だけど目標を定めた以上それに努力してもらうことは必要です。だから、可愛いほうに逃げられるというのは、ある意味指導者として失敗です。だけど、圧倒的に高い子が居たらやる気がなくなるというのは理解出来ます。

阿濱氏：難しいのは、例えば紙です。紙も高いのは例えば、長いものを使って組み上げている男

性が居て、かたや自分は今もうすでに半分に切っただけで、そこでもう差がついてしまします。そうなるともう、違う方向へ行くということが起こります。

長 氏：敗者復活が出来ない。

阿濱氏：そうですね。そのあたりを敗者復活が出来れば、一番いいですし、違うベクトルで。

岡村氏：二回戦三回戦とかあるといいのでしょうね。

井上氏：でも、一番高いのが遠くに見えていて、あれと同じものを作ろうという気にはなっていないということですよ。

岡村氏：子供なりに結構プライドがあります。

井上氏：やはり違うものを作りたいけど、あの高さには負けるから、方向転換したというか。

阿濱氏：授業のストーリーからすると、高いのを一回試作してみよう、で、もう一回作ろうという話にするわけです。一回目に紙の長い辺を利用してそれを積み上げていくという事に気付いた子供が一人居ました。他の子供は大体、ハサミとかを渡されていますから、とりあえず切っただけというふうな感じですよ。それで作り上げていき、次本番で作ってみようというふうになった時に、高いのを作るのをひらめいた子供を見ていた近い子供は、大体同じように作って行くわけです。最初に気付いた子供は、そういうふうにはせずに、しっかりしたものを作り始めます。それは多分私が想像するに、積み重ねると不安定なので安定したものを作りたいという、違う方向に切っただけで、それを途中で見ていた別のグループは、もう高さはかなわないのでということで、違う方向に行ってしまう。中には実はもう一つありまして、コヨリの様に細くして高くしようとする子供も居ます。でもそれは原理的に立たないのですが、そういうふうなことで試みようというふうな子供もいます。そういう無茶するところから、何かしら新しいものも生まれるのかもしれないので、そういう冒険が出来るのも、一つのそういう世代なのかなと思います。

長 氏：この場合だと、いかに想像力を働かせたかということが重要なわけで、そこを褒めてあげないといけないのでしょうね。

阿濱氏：褒めると評価の視点もどういうふうなところを、つくっていくのが難しく、我々がさらに気付くこと、さらに学生にそれを理解して、教えて理解してもらおう、というふうなところまでいけばと思いますが、道のりは長そうだなというふうに感じているのが、正直な状況です。

岡村氏：長先生が仰ったように、最初から評価項目をきちんと、二つ三つあげておいてもいいかもしれませんね。高い子がベスト、それからこれも凄いぞというのも何々賞で、それ以外の子供たちの投票で、可愛いのもあがるかもしれませんし、これが欲しい賞とかいうような、やはり後から評価を出されても、信用性を失うので、仰ったような項目などを挙げておけたらいいと思います。その評価項目は多くてもいいですよ。30人居たら30人がどれかの評価項目でベストを取れるのもいいですよ。

阿濱氏：高いのは高いので、次に他の良さを見つけてみようというふうな所で、評価項目を考えさせると言うのは当然あるかもしれないですね。

川上氏：評価項目を考えさせると言うのは、いろんな価値観をそれで思いつくということでしょうね。非常にいいような気がします。

岡村氏：今後のわれわれの方向としては、すごく示唆をいただいた気がします。

阿濱氏：それをきちんと受け止められる、余裕が無いといけないうわけですから、それが一番の課

題になるかもしれないですね。

岡村氏：実は学校現場はそれが多いですよね。忙しすぎるのがありますけど。今、上からの指導が凄く強くなっているんで、下からの実践や積み上げ、それから教員同士の横の連絡、縦の連絡というのが、全部制度的に寸断されています。ですから良い先生のノウハウや実践などが、他の先生に波及していきにくい環境が出来上がってしまいました。

川上氏：どちらかというと、マクドナルドの店員みたいなマニュアル化でそれをこなしていく。

岡村氏：そうです。やり方を教えてくれないとわからない。教える人間がそれでは困るのですが。ですから、養成の段階でこういう事をやっておくというのは逆に言うと、今の段階でしかできないと言う考え方も出来ます。どんどん自分で出来る人と、もう、それしか出来ない、別に誰がやっても一緒だからコンピューターを置いて、そこで授業しても変わらないという人も居ます。まあ、それは言いすぎですけど。ただ、先生方がそういうふうに追い詰められている、本人がそうしたいわけでは、全然無いので、こういう教育がゆとりをもってできるようになれば、本当は一番いいだろうと思いますけど、難しいですね。

阿濱氏：先ほどのお話の続きですが次のステップに踏み出すときに、皆様のご意見をいただけたらと思うのですが、こういう紙を使ったり、ほかのものでもいいんですが、子供たちの身の回りにある素材を使って創造性を開発できる題材って他に何か要素としてないだろうか、何かご意見をいただけたらと思います。たとえば紙という素材を使って原理的に上に積み重ねていくというふうなもので、後、我々の授業の中ではブリッジコンテストで紙とコップを使って重さに耐えられるものを作る、ということをしたこともあるんですが、それは子供たちの頭の中的能力につながるものもあれば全然違うものもあると思います。似たような形で子供たちにこういう風な話題をいくつか渡してあげて、その中で創造性を育成するというユニット教材ができればと思っておりまして、子供たちの能力を育成するためにはこういう題材をあげたらどうかと言うようなものがあればと思いました。素材でもテーマでもかまいません。先ほど私がお示しさせていただいた粘土なんかは、素材を変える、発達段階のもう少し下げるという形でありなのかなと。他のステップでもいいかなと。

長 氏：ぼくは動くのが好きなので、紙でロケットを作ってどれが一番高く飛ぶとかですね。

木村氏：動力は？

川上氏：輪ゴムを使うとか。輪ゴムを使って動くおもちゃを作って見よう。

岡村氏：二、三日前に新聞にありましたよね。どこかの県で輪ゴム動力を利用して動く自動車をつくってどのくらい走るかというコンテストをしていました。

阿濱氏：今日は技術教育三年の学生にも参加してもらっていますが、ちょうど彼の授業の中で、紙だけで水を運ぶというのを実際にやったことがあります。紙だけで水を運ぶという我々の世代はぎりぎり、新幹線とかの中にある紙コップ、あれは今あまり見ません。そういうヒントがあれば何かしら次のステップにいくことができます。子供たちの身の回りにある、子供たちが想像しやすい、何かしらテーマがあれば。

井上氏：私が今思ったのは、紙コップと紙の皿を使って風車のよく回るものを作る。前から風を当てて、回転させるような力を発生させるには、どうしたらいいとかですね。針金と割り箸みたいなものがあるかもしれませんが、ただ、どれがよく回るかは、早く回るとどちらが早いかわからないので評価しようがない気がします。

阿濱氏：逆に言うとモーターとかいろいろつないで・・・。

井上氏：扇風機の前に持ってきてどれが一番よく回るかという。

阿濱氏：個人的には支えとか、運ぶとか、飛ぶとか、そういう何かしら課題が与えられて、それに対して想像力を働かせて課題に取り組むというような、いくつかのユニットがあった方が子供たちの能力を測定するのによいと思います。タワーだけだと、運もあるんで、それだけでは創造性を十分に育成することはできないと思いました。さきほど昼食時にしゃべっていた個人の能力とは何なのか、個人の能力を十分に発揮・引き出すことができるような、そういうテーマがあれば。

木村氏：運ぶと言うことであれば、ものを包む、たとえば牛乳パックと同じような、一枚で作れるようなやつで考えてみようというのでもいいのではと思いました。

井上氏：アルミホイルとサララップのようなビニルのフィルム状のものと紙を用意して、材料の選択が何らかのかたちで工夫ができるように、一つの材質ではなく、違った材質のものを用意して何かを作ってもらうときに、どの材料を選ぶかということからも考えてもらうというのいいのではないかと思います。

阿濱氏：素材の強さと言うのが個人的には大事ななと思っていて、一つ言えるのが、先ほど言ったコヨリのようなもの、それもとても長いものを作っている子がいて、どう考えても立たないんですけど、上からつるそうとしているんですね。課題とは全然かけ離れて来ているんですけど、何かしら彼の頭の中に素材についてもひらめきがあったのではないかと。この授業では、上手に評価してあげることはできなかったんですけど、なにかしらそういう方向性を担保することができたらなと。

川上氏：このとき、自立するように、という条件はあったんですか。

阿濱氏：はい。

川上氏：以前、条件がないときに、小学生で天井からぶら下げた子がいたんですよ

岡村氏：鋭いですね

阿濱氏：こういうことをやるときには、そういうところも保証しておかないといけないです。

川上氏：昔、福岡博覧会って言うのがあって、その跡地は住宅地になりましたが、この博覧会の跡地をどう利用するか小学生に書かせるわけです。先生の方が難しいですけどね、もう少し条件絞られていますからね。

岡村氏：そういうおいつめる方法もある、何をやってもいいよって言うものと、テーマで追い詰めていくもの、両方あっていいのではないのでしょうか。

川上氏：プレッシャーですよ。特定の時間でやらなくちゃいけない。それもすごく教育上大事ですよ、社会がそういう人を要求しています。学生：今年、博多で行われた小中高校生が作るエネルギー利用の展示会に行きました。そのときに思ったのが、いろんな賞をもらっている作品をみると、素材がすごく使い分けられていて、ものすごくやっているなっていうのは実感できるんですけど、逆にどこまで先生が介入しているのか、大人が介入しているのかわからない代物があります。そうすると、たとえば、子供が作ったのではあり得ない回路が出てきたりとか、電気を使ったものとか、これはどう考えても子供ひとりじゃ無理という代物がいっぱい出てきたりすると、教育としてどこまで許容するのかとすごく自分は思うんですが。

木村氏：高専ロボコンでも、それがありません。学校によっては教員や技官の方がいる程度主体的に関わってしまって、また別の学校では完全に学生の力で進めている。私はロボコンの部

長もやったことがあります。どこまで手をいれるか、学生にやらせるか、現場の人は悩みながらやっています。それが現状だと思います。これなんかは正反対ですよ。その場でやって教員が全然関与していないのですから。そう言う意味ではこれはおもしろいと思います。答えになっていないかもしれないので専門家の方にフォローしてもらおうとありがたいのだけど。

阿濱氏：プロセスが大事なのか、結果を求めるかという違いだと思います。いわゆる成果を求めると言うことであれば、プロセスは抜きで結果を求める。はたしてそれで子供のためになるのかと言うのが率直な思いです。プロセスを大事にしたいという考えからすると、少し違うというのが現状なのかと。どちらが重きをおくかというのは社会事情をとらえると結果を重視する傾向にありますよね。なので、ひとりひとりを責めることはできないし、それをなんとかしてバランスを取っていかないと感じることも大事ですね。

岡村氏：少しずれるかもしれないですけど、昔の遊びはまさにそれですよ。紙飛行機作っても、折り方や素材を試して遊んでいましたよね。竹とんぼだって、形状や厚さ、柄の長さとか、そういうのがなくなったからこれが要るのですよね。

川上氏：本当にその通りですね。江戸時代のからくり人形、あれはすごいですよね。素材が非常に限定されている中から選んで、鯨のひげまで使っている。日本人はよく創造性がないとか、自虐的に言う人がいますが、私はそうではないとっていて、たとえば、五重塔は千年以上経っています。その間に地震がきたり台風が来たりしますよね。未だにあの構造は全部解明されていない。すごいですよ。そうとう想像力がありますよ。だから、本来そういうある程度能力持っている人をどんどん伸ばしていくためにはどういう教育がよいかという話だと思います。

長 氏：少し思ったんですけど、楽器が作れるんじゃないかなって。

阿濱氏：音を出すというのはなかなか。

長 氏：打楽器だったらすぐ作れるでしょうし。振動するようなものをつけて吹けば笛のようなものも作れるだろうし。

川上氏：さきほどの材料にストローを入れてもいいかもしれない。簡単に笛が作れますよ。

阿濱氏：あと一つ大事なのは、全く想像できない子供もいるんですよ。楽器とか言うのは、そう言う意味では叩けば音が出るというものは優しいテーマだなあと。教科の幅が広いものになるのかと思います。

長 氏：理解のつながりもなんかやりやすいですし、音楽なんかにもつながりますし、科目を横断するようなつながりができるのではないかと思います。

岡村氏：中学校もつながりますよね、弦の振動とかまでいきますからね。

岡村氏：確か大学生だったと思うのですが、発想や想像が神がかり的にぽっと出てくるようなイメージをみんな持っているのですごくハードル高いんですけど、今まで持っている知識を総動員して組み合わせればどうにかなると考えるととっかかりが出てくるのですよ。そう言う意味では学習と無関係ではない。

川上氏：アメリカ向けの製品の取扱説明書は日本のものは使えません。絵をたくさん描いてほとんど文章を読まなくてもわかるように作ってやらないとだめなんですよ。日本だと昔は絵がほとんどなくて文章だけで良かったんですね。この頃はアメリカの影響で絵が増えてきていますが、アメリカでは字を読んでそのことが自分の行動に変わるということができな

いんですね。平均的なレベルでは。日本はできるんですね。その辺は教育の本当の基礎がきちりできているかどうかだと思うんですね。

岡村氏：教育は反復がすごく大事ですけど、定着するまで、反復を最近はしょってしまっているのが問題になっているんですね。

川上氏：基礎のこれも、どこかの基礎のところとつなげたらものすごくいいかと思ったんですが。

岡村氏：そうですね。

川上氏：ただ、倒れるって言うことは、小学生、難しく考える、重心の考え方をなっている。

阿濱氏：もう少し科学的な原理の部分をおさえていけば、彼らがもう少し早く到達してもいいかなと。逆に言えばこれを通して、もう少し科学的なことを勉強しないといけないというような気づきがあれば儲けものかなと思います。

川上氏：失敗したことをなぜかなという。

木村氏：たとえばそのテーマで、最初から部品は一種類に切りなさいとモジュール化することを前提としたみたいな条件をつけるというのは少しやり過ぎでしょうか。要する、モジュールを前提としてそこだけは固定するようなものはどうでしょう。

阿濱氏：それもありかもしれないです

木村氏：それにする危険性はありますか。モジュール化しなさいという指示をしていますから。ただ、そこから先、何か生まれてくるような気もするんですが。

阿濱氏：制約なしの状態とありの状態と、両方やってみる価値はあるかなと思います。そうすることによって、なしの状態で得られたものを、彼らの、たとえばこの部分をモジュール化するかもしれないです。この女の子はほぼその状態です。この部分をモジュール化して積み重ねている状態です。なので、何かのヒントを直接気づいてはいないかもしれないですけど、こうすればいいというひらめきを持っている子供はいますので。そう言う制約をつけてあげることによって、もう一步踏み出せる場合もあると思いますし、そうではない場合もあると思います。可能性を伸ばすとしたらそのように切り分けていけばおもしろいかなと思います。

木村氏：あと、紙だとしたら、動力はやはりゴムぐらいですかね。

阿濱氏：そうですね。手だと腕力が違いますから。

川上氏：井上先生の提案された楽器ですと、ほとんど三要素、音の高低、音色、強弱ですね。こころへんは結構出てきますよね。中学生ぐらいですと、そこが以外におもしろい。

岡村氏：おもしろいでしょうね。

阿濱氏：正直、高さを競うほど目で明らかな差がつかないと思います。それはそれで良さがあっていいと思います。とにかく高く積んだ方が勝ちですので。競争主義になってしまう。そうじゃない。

木村氏：さきほどのお話で泣いた子と言うのは、競争主義で自分がやっているものがうまくいかないで泣いたってことですよね。それに対してはフォローと言うのは。

阿濱氏：できていないです。それは、教材としての反省点ではなくて、授業展開としての反省点だと思います。

岡村氏：たとえば、紙と糸かなんかで、こういうものをつり上げるとか。たとえば、てこの原理であるとか。中学生であれば、歯車とかも使えたりするから。あるいは滑車の原理、そういうものも使えると思います。

阿濱氏：そう言う要素を少しずつ入れて、伸ばしていくという感じでしょうか。

長 氏：燃えやすいように作った、そういうのもあるかな。

阿濱氏：おもしろいですね。学校でやると怒られそうですね。燃やしてもいいところで燃やすのもありかもしれないです。

長 氏：燃やすのは楽しいですからね。煙突なんかつけると、上昇気流がおこって。

川上氏：燃焼の三要素、あれも三要素ですね、燃料と酸素と温度ですね。その辺が基本ですかね。

岡村氏：だから、キャンプなどをやるとどこかご飯を早く炊けるとかね。あれもだから自然に勉強していたのですね。工夫もするし。

長 氏：燃えやすいようにやりますからね。仰ぎ方一つ違いますからね。経験があるのとないの

岡村氏：学生は「ひふきだけ」は知っています。ひふきだけがないから紙コップに穴を開けてやればいいのですが、小さい穴を開けないといけないのに、指が通るような穴を開けて一生懸命吹いていて、使えないと言っているんです。見たことはあるけど、全然使っていないからわからない。

川上氏：後から原理を考えるとわかるんでしょうけど。細く出したら周りの空気を・・・

木村氏：経験という話が出てきたので、学生さんに質問したいのですが。我々の世代では、紙飛行機を折って飛ばしたり、飛行機のキットで、竹ヒゴがあって自分で曲げて、紙を張って飛ばすようなものを、相当我々は作って飛ばしたのだけど、それは、経験はありますか。

学 生：ゴム動力でものが動くキットは、小学校ですかね。自分はやった覚えがあります。学校の授業だったのかも。

木村氏：授業ではなくて、生活の中で。あれは今の人ってあんまりしていないような気がするんだけど、僕らの世代は値段が安かったの。糊の付け方とか角度の付け方とか貼り方によってもすごく性能が違うし、ゴムの巻き方もそうなんだけど。あれを50回作った人とそうでない人と、その後の体験が圧倒的に違うと思ったんです。それで少し質問しました。阿濱先生の世代は？

阿濱氏：やってますよ、竹ヒゴですよね。

木村氏：どのくらいですか。

学 生：一回やったかやってないかですね。経験という話で言ったら、このあいだ長州科楽維新でさせていただいたときに、ぶんぶんゴマを小学生は一切回せないんですよ。ぶんぶんゴマを例えば、ひっぱったら今度つぎ、もう一回巻きついて、つぎひっぱったら次が回る、ということが分からないですね。こどもは、引っ張って終わるんですよ。その長州科楽維新の時には、ぶんぶんゴマのところに磁石がついていて、そのコイルの近くでぶんぶんゴマを回して、発電させてダイオードを光らせるという実験を長州科楽維新でやらせていただきました。ぶんぶんゴマを子供と一緒にやるんですけど、できなんですよ。

長 氏：経験がないのじゃないんですか。

学 生：例えば、経験というか、一回引っ張って、次が巻きつくから、同じことが起きたからもう一回引っ張ろうということじゃないんです。引っ張ってみて終わったという。これにはものすごくびっくりしました。大学に同じものをつくって大学の後輩にやらせてみたんですが、大学生はまだできるんです。塾でバイトしているんですけど、高校生にやらせたら、高校生まではできるんですね。今の中学生ぐらいから「何これ」という反応です。そ

れにこの間びっくりしました。

木村氏：結局、創造性とか体験とかね、いつの間にか消えてしまっている経験とかがあるので、その影響力はベースのところでもものすごく違ってくるような気がするんですよね。

岡村氏：エンジンや何かもものすごく関係しますよね。

川上氏：だんだんと回りますよね。ボタンでも回りますよね。

木村氏：なぜこの話をしたかという、実はこの教本などが、若干この内容に絡んでくるのですが、報告書の12ページに、今年行った講義の科目や内容ということで描いてあります。これが、今年が最終的に三年間かけて個々まで立ち上げてきた科目ですね、もともとあった科目の改良もあれば、全く新しい科目を立ち上げたものもあります。教育学部と工学部の相対的なものがある、その中で全部ではないんですけど、12ページから先のところで具体的に何をやっているか。これは、さきほど午前中に阿濱先生のほうで具体的に話がありました。14ページのところで工学部ですね。今20日までのところまで行っています。先ほどの著作権法の話はこの後2回かけてやっていくというかたちです。最終的にここに至るまでのことをやってきて、その実際にやった内容に関しましては、GPのホームページから動画で出せるものは全部動画で出しています。そこを参照していただければいいと思います。

では、ここから教本の説明をいたします。昨年度の教本と違うところは、これが最終的な教職を目指すための学生さんのための教科書の今現在の到達点だということです。これが最高のものかと言うことになると、いろいろと考えないといけないところもあるわけです。ただ、目次のところを見ていただきたいんですけど、専門高校の専門系の科目であれば権利を教えないといけない部分はある、たとえば、商業科であれば、実際の商品開発を行って、商標出願をするということもありますので、それはそれで当然大学と同じようなものもあるだろうと。例えば大学の開発系と同じようなものもあるだろうと。ただ、そうでないところは、実は想像や体験などと組み合わせないといけないところがあるので、そこで体系的な学習、具体的にいうと12ページ、13ページのところですね。これは、産業財産権の標準的テキストの指導マニュアルのほうから持ってきていますけど、これを書いた人たちがこの本を作っていますので、これを作った人たちです。こういうかたちでモジュール化をしながら、先のページに行きますと、たとえば26ページだと小中学校での創造性学習の深まりと広がり、順番でこのぐらゐのものができるようにしていかないと最終的に、知的財産のことはわからないというような感じです。そういう創造性、後ろの方は体験学習と言うことにはなりますが、その教える順番とかを固めていきました。ここで皆さん方のご意見をお聞かせ願いたいのは、実践していく中で、小中高の学生に最初から権利を教えてしまうと、では権利を守りましょうとか、守らなかつたら怖いねということになってしまい効果的ではないだろうと。だからこういうことを行ったのですが、こういう取込を見て「これは知財なのか」と言われて、その時に説明がきちんとできないといけないと思います。その辺の関連性に関してもう少し議論が出てくるとありがたいと思います。私は確信的にこれはこういう方向でないといけないと思っていますので・・・。ただ理科教育でもこのような創造性のことはやっています。そして、技術科でもそれ以外の教科でも、工学教育でも他でもやっている。ではこれが知的財産の教育とどうつながるかと言われてどう説明すればいいかという話ですね。要するにこれがないとできないんだとい

うのは実感としてはよくわかるので、その説明の付け方のロジックをもう少し整理してみたいのですが。というのは、たとえば26とか27ページあたりの表にしても、現場で実践されている専門高校の先生方がいろいろ編み出してやっていますが、最初のうちは自分たちでもこういうマトリックスを作っていてわかっているんだけど、では知財教育に関して論理的にどういう整合性があるのかは、それなりに考えながら進んで行っているのです。その部分で絶対にこうだと言うロジックが僕自身は見えていないので、どう説明づけようという思いがあります。なにかそこに関してご意見をいただければと思います。たぶん理科教育をやっている人から見ると、同じようなことをやっているのを見えないみたいなことを言う人がいるかもしれないですね。もちろん、理科教育とはだいぶ内容が違うような気もするし。どうなんでしょう。たとえば、早稲田大学の高林龍先生は知財法律の専門家ですが、要するに知的財産というのは情報であると日本で最初に提唱されていました。ものではなくて情報、価値のある情報、頭の中で作られたものですね。情報であるということであれば、それは正しいと思う。その認識は。かたちがあったりしても、そこは仮のものであって、情報がのっているわけで。そうすると、そういう情報のような、何らかの創造物、情報としての創造物を出すには、こういう工夫や、失敗や、その集合体の先じゃないと、そういう情報というのは作れないであろうと。そう思いますが、そういう考え方でいいのかどうか。あえて方向性は出さずに、議論をいただきたいと思います。

井上氏：私は知的財産ということを考えるときに、大事なのはオリジナリティだと思うんです。斬新であるっていうところに評価のポイントが背景にあれば、高いものを作りましょう、それはひとつ高いものを作ればいいんですが、その高ければ、真似して高いものというよりは、少し低くても自分で考えたところがあるものは、評価が非常に高くてもいいのではないかなと。みんながやらないことをやった、新しいことをやったところに価値を見いだしていく教育というような感じではないかなと気がするんですけど。

川上氏：知的財産は確かに情報なんですけど、特許、実用新案、意匠に関しては最終にものにならなないと価値がないですよ。著作権は音楽だから、ものではないでしょうけど。結局、こうやってタワーで実現してみないと役に立たないですよ。特許、実用新案、意匠に関しては。そのなかで、ものを実現するプロセスでどれだけの創造性ができたか、一番高くするという目標の中で、その目標へのアプローチの仕方ですべてそこに想像力が発揮できたかと言うところですよ。

木村氏：単なるアイデアと実際に作り込んでいくこととは全然違うので。さきほど飛行機の話を出しましたが、やはり失敗しても作って見るとか、工夫をしてみると言うことが、自分の持っている情報を現実化するというところにひっかかってくるし、だからこそ、オリジナリティが必要なので、知財教育のベースとしてこう言うのがあって、順番に手順としてマトリックスに従って上げていかないとできないという理論構成でいいのでしょうか。

川上氏：企業家の見方からしたら、モノ作りのない企業からいい特許は出ないのですよ。よく特許収入がたくさん入ってモノ作りを忘れた会社がよく没落しているのですけど。いくつも例がありますけど、実際に。創造性と言うときに、人類に役に立つ、どういう役に立つかって言うのはいろいろ価値観があるけど、単に楽しくするか、便利にするか、いろいろあるんですけど、役立つという目的があるのですよ。それにどうアプローチするかというところに想像性が発揮される。

長 氏：論文の書き方から類推すると、隣のひとはこういうアイデアで高く作ったんだ、俺はこういうアイデアで作った、ほとんど似ているけどここが違うというところがその人のオリジナリティのようなものになって、俺の手柄ということになるんですけど。そうところと言うのは、要するに知的財産ということですよ。

木村氏：そうですね。そうするとやはりオリジナリティは一つのキーワードですよ。

岡村氏：そこをうまく説明できる能力は絶対必要ですよ。

川上氏：高いものをつくって真似した。真似したけど、真似の過程で改良を加えていったら、特許法の目的に合致するわけですよ。

阿濱氏：少し小さな社会ができあがっているのかなというのを感じて、それをおもしろいなと思っていたんですが。もう一つ私は、科学と違うのはまぐれがあるって言うのもありかなと。非科学的な運など説明できないものも含めて創造することもありなのかなと思いました。

岡村氏：あとは、さきほど質問させていただいた、答えを聞く人がいませんでしたと言うことがあったんですけど、たとえば理科の実験などだとかこういう化学式でこれとこれを混ぜたらこうなるとわかった上で本当にそうなんだと認識してもらおう実験が多いのですが、こう言うのは理解を深めるという発想をどうするのかということなので、答えがない。毎回毎回講義して授業が違くと結果もまた違うところをよしとするか、先ほどの多様な価値観でそう言うものもあるね、だから、答えはどれって決まっていらないんだということを確認する。

阿濱氏：そういう意味では評価の仕方が全然違うって言うことなのかなと。評価としては個人的には、高さということで最初の課題を出していれば、当然高いものと言うことで最初の評価はしますけれど、それ以外にそのプロセスでそれぞれ良かったことと言うものをきちんと評価していきたいと言う風に思います。ですから後付けの評価になりますけど、そういうふうなかたちで評価していくと言うところになって、事前に評価基準を用意しておくというふうなものは難しいかもしれないけど、良さを見つけていく、いいところをほめる、他の人と違う良さを評価する。もう一つ踏み込めば、もう少しこうすれば良かったというようなことを指摘しあえるような、人のものをきちんと建設的に指摘できる力というのがあるかなと思います。そこまでいけたらいいと思いますけど、そこまでは今回全く到達できていません。

長 氏：指導する方としてはこのアイデアは、結構これと一緒にだね、でもここは違うね、と言う評価の仕方をしてあげると、「おれのやったアイデアはここにあるんだ」というのが明確になってくるんじゃないかと。

阿濱氏：それを想定できていなかったの、それが少し反省点なのですが。想定できていれば。

木村氏：先ほどの加工精度は極めて高かった、あれに関しては、要するに今回は元々想定していなかったから評価はしていない。

阿濱氏：はい、待ってくれていないですね、評価は。他の教師じゃない大人がほめているだけです。

長 氏：講習会をみんなの前でしたりとかは。

阿濱氏：してないですね。ほんとはそれができたらよかったなと。で、いいところを見つけようというのが最後の段階でできたらよかったなと。

木村氏：そこまでいくと連続授業でやらないと時間足りないですね。

阿濱氏：そうですね。

学 生：今のお話を聞いていて、やはり理系的発想が求められているのですが結局最終的に要
るのが文系的な、広がり深まりのところであった実施例 1 のところがものすごく大事なの
かなと思います。授業時間が限られるので、そのまま机の上に置いておくわけにいかない
ので。のせた時に壊してしまった、壊れたけどそれを後からでも説明できるだけの能力が
どうしても大事なかなと。理系の子だと極端に国語ができないといったときに、そういう子
が社会に出たときに何か自分で作ろうと思っても、それを作るためには誰かに説明しなけ
ればいけない、説明するときの能力がないのでは何も作れないのかなと最終的に思うん
ですけれど。だから、理系だからと言うことではなくて、最終的な説明するだけの文章能力、
説明能力を子供の時から伸ばしてあげないと大人になってからしんどいのかなと思いま
す。

岡村氏：表現力みたいな感じですかね。

学 生：そうですね。説明力、表現力。理系だから理系の発想ができればいいというのではなく、
それが誰かに説明できるだけの文系的な能力がないと困るのかなと思います。

川上氏：理系の文章能力っていうのは、整理能力なの？

学 生：はい。

川上氏：言葉はそれをメディア道具であってね、事象がきっちり整理されていたらそれを言葉に
置き換えるという作業。ただもちろん言葉に置き換える作業がへたくそな学生はいるけど、
基本的に整理ができていないという学生が多いのね。先程最初パッと高いものを見つけた
けど、恐らくその子は現状分析っていうかそういう分析能力があると思うんですよ。

阿濱氏：そうですね、そういう分析する力は強いと思いますが、その後、表現してこうという
意欲が少し少ないのかなと。だから出来てしまえばもうそれで満足。後はほかの人が自分
より高いのを作って図って喜んでいましたので。それは評価する方としては、彼のように
競いあいとは違うレベルの次元にいつているとまた評価しやすいんですよね。高さばかり
競い合っていると、どうしても1番2番3番4番と順位がでてきますので、そうする
とそれではしか評価できない。子供の中の評価基準も、まあそれはなかなか今回は難しかっ
たなと思っています。もう少し働きかけを工夫しなければいけなかったなというところ
ですね。

川上氏：こちらの女の子ですと同じモジュールをたくさん積みあげればなんぼでも上がっていき
ますね。

阿濱氏：そうですね。あと素材がたくさんあれば。

川上氏：結構この人もできているんですかね。分析と解決っていう。

阿濱氏：はい。実はこの子は、最初は積み上げていただけなんですよ。ですけど、それだとバラ
ンスがすぐ崩れるということで、切り目を入れてジョイントをしているということを派生
させてはいるんです。ただどうしてもその加工の仕方は違うので、高さは当然競えな
かったのですが、もしかしたらその机を揺らしても立っているっていう風にしたら、一番か
も知れないですね。

岡村氏：いいものはきれいですよね。

川上氏：これは製品がありますよ。パンザマストという商品名のマスをトントントンと突っ込ん
でいくと。

阿濱氏：もしかしたら彼女はそういうものを目にしたことがあって、それをモデルにしているか

もしれないですね。そうすると経験ですよ。

岡村氏：少し視点を変えてよろしいでしょうか。小学校の教育なんかこれをおろしていくときになかなか創造性とか知財というものは、小学校という風土の中に入っていきにくい部分があるんですよ。その時に、こういう教育を根付かせるための一つのロジックとして考えられるのは、創造性開発と言うのは、要はいろんな人の多様なアイデアであるとか、考え方であるとか様式であるとか、そういうのを認める、その多様性を認めることであって、それは結局社会性であったり、人権の話であったり、そういうものを認めていく教育につながっていく。そういう他人を認める、それから自分の意見をちゃんと創出できるということで、態度がこう変わっていくと。その部分がまた一つ評価基準になるという方向は、創造性知財という風に、小学校あたりだと逆に受け入れられやすい。その方法として創造性ツールというのは展開の方法としていいんじゃないかという気はしています。

阿濱氏：私もこの授業をやってみて、社会性というか社会化の獲得はこのようなものを重ねると出来るのかなと思いました。人を真似るとのことや競い合うってということもありますし、あとこれは先程言ったのですが、最終的には勝った女の子は、自分に近づいている子をうまくいかないように、周りの取り巻きの女の子と一緒に祈るようになって、崩れたりすると喜んだりという風になってしまったわけですよ。なので、それも一つなのかもしれないですけど、そうでなくてお互いのことを認め合うようにもう一つの軸に持っていく方法があったと思いますし、そういう風な形に展開できたらよりいい知財の授業になるのかなと。そういう可能性を残している内容だったなと感じました。

長 氏：だから、大学生に知財教育はしますが、それをかみ砕いた形で小学生に持って行く時にはもう知財の形は無いのかもしれませんが、その創造性という部分でいい部分がそれによって現れてくると考えたらいいのではないのでしょうか。

木村氏：実質的なところでね。

阿濱氏：目的が変わってくるというか、やっていることも方法も同じですけど、目的が若干違うというか

岡村氏：中学生ぐらいになってくると、先程井上先生がおっしゃったような楽器とか何とかで。学習したことを実学に変えていくようなものとして位置づければまたいいと思います。

川上氏：あの創造性というのが、いろんな形でありますよね。それが単純に高だけじゃなくて安定がいいとか、いろんな要素。それを認めていく社会ができるってというのは非常に強い社会になるんですよ。ダーウィンの言葉にあります「生き残るやつは強いやつじゃなくて、変化に対応するやつだ」ということでしょうか。しょっちゅう世の中は変化している、それに対応できる人ってというのは、結局いろいろな価値観を認め合える状況だと思います。

木村氏：オリジナリティという面で、多様性が教室の中で出てきたときに、今の現場の先生がそれはこういうオリジナリティがあると認めて、それを整理して指導ができる体制にはあると考えていますか。

岡村氏：こうでなきゃだめ、これもありという思考は教師には絶対必要だと思うんですよ。それはさっきの人権意識であるとか、人権と知財はすごく似ているところがあると思います。教師の側に教える力がものすごく求められているというのはあると思います。学生から大学院生のところに行った研究ですが、技術科の中で機構学習を、子供たちに自分たちに機構

を発見させて作っていくものをさせてみようということで、歯車であるとか、そういうものをたくさん与えて、子供たちに自由に機構を発見させることを仕組んだことがあります。5年間ぐらいやりました。そうすると5節のリンクになってみたり、動きはするんだけど一定の動きじゃなかったり、あるいはそこにスライダーが入ってくると節の数え方が難しくなったりというものを研究授業でいろいろな先生たちに見ていただいたことがあります。来られた方は一様に面白いと言われました。しかし来られた方は、子供たちが何をやっているかは分からない。教えている何人かの間が「あ、今何やっている」とつかめるというような状態になりました。好きにやらせるというのは結局教師がもう格段に能力がないと、指導力がないと、普通の教師者では指導できないというところがあるので、今後これを誰でも教えるところにどう近づけていっていかってというのが、一つ課題でしょう。だからこの教本が必要なんでしょうけど、またこの教本を使いこなせるだけの力をどうやってつけるかという話になるのではと思っています。だから決して容易ではないと思っています。

井上氏：知的財産の創造と権利っていうのは、今回創造性の学習というのは教育のところから中学生にというところだと思うんですけど、権利の方からだとすると少し難しいと思います。特に商標権というのは公益性といいますか権利者にのみならず利用者に影響があるという話があって、そうするとモラル、道徳ですよ。そういったところから商標の方を少し権利的な意識という目的の下にそれを言わずに、道徳的なところで小学生にマークを見せて同じものがあると困る人がいるというような話からすると、道徳とかというのは??そうすると人権とか創造性からの社会化という今の話以外にも、権利の方からのアプローチからも社会的なモラルとしての教え方ができそうな感じがします。

岡村氏：いずれにしてもモラルは小学生レベルでは入っていきやすいですよ。アプローチとしては。ですから、その2本筋が見えたっていうのはすごく大きい。

川上氏：さきほどまるまる真似をするのはだめ、人を参考にしながらもさらにプラスアルファの内容を入れていかなければだめということがあるとそういうモラルの問題もできますしね。

阿濱氏：まるまる人のアイデアを盗るというのは逆に小学生はあまりしないですかね。

岡村氏：真似るだけの能力がないということはありますけれど。

阿濱氏：それを取り入れてっていうので、これは去年の授業で行いましたが、小学生でそのまま真似るとするのはどちらかというと嫌う性質があるように思います。そういう規範意識というのは、真似するなよとは絶対言われますので、少しでも形を変えたり、そういったような形の成長路線での模倣というのは、彼らにはありますけど。

川上氏：そこをほめてあげれば伸びるんですよ。

阿濱氏：そうですね。そのまま真似するというのはどちらかというと大人ですよ。中学生以降だとそういうのはあります。中学生以降だときれいに真似て、自分のものにしてしまうという行為が中学1年生か2年生ぐらいに出てくるのでしょうか。

長 氏：大学生になるとレポートまるまる移す。

岡村氏：大学生は楽をしようとしています。中学生は発達段階で思春期に近づいてくるので失敗を恐れ出すんですね。そうすると誰かの成功したものをまるまる真似して、自分の失敗を回避しようという意識が働くので。

阿濱氏：それが楽しかったので、楽しようとする。その真似する学習をするのかもしれないですね。

岡村氏：ただ創造性や開発を考えると、どこかでまるまる一回真似してしまうというのも非常に大事なプロセスだから、それを否定してしまうのも危険ですよ。それをうまく学習としてどう位置付けるかということも考えなければいけない。

阿濱氏：小学生はそのまま真似する子もいますが、岡村先生がおっしゃったようにその能力もなかったりします。それを試行錯誤しているうえでもっといいもののができたりというような感じで、本心から真似してやろうというのはないですね。どちらかというとな善説に基づく模倣のようなものが小学生の特性かなと思います。

岡村氏：プログラム勉強したりする時期なんかはいい人のプログラムをそのまま真似してそのまま打ってみて確認してみ、打っていく間にもっと改善すべきところが必ず見つかったりするので、あれは上達の一番早い道だったりしますよね。それは創造とは違いますが、そういうプロセスが学習の中で絶対必要なことも間違いではないので、その案分が難しいですよ。

川上氏：西洋絵画も模写からですから。

岡村氏：どの辺から分化していったらいいんでしょう。恐らく最初はみんな真似だと思んですけど。どのあたりからオリジナリティというか、そこら辺が分かればもう少し切り口が見つかると思いますけど。何となくやっていますよね。

木村氏：全く同じ様に真似してみようというのは、一つはありかなと思います。再現するというか、やれるかやってみようアナログ回路だったら結構再現性低いですよ。

岡村氏：動かない。

長 氏：マネしようと思ったら、その本質を見抜いていないと真似ができない。

岡村氏：デジタル回路は簡単だけど、あれは難しいですよ。

川上氏：マネできないですよ、そのままコピーしないと。基盤のパターンから。

岡村氏：どっか基盤の線が長くなっただけで容量が変わったりしますもんね。

木村氏：また学生さんに聞くけど、アナログ回路なんかは実際作ったことがありますか。デジタルじゃなくて配線を引きまわすようなそういうようなものを作る

学 生：自分は技術で作りました

木村氏：何を作る？ラジオ？

学 生：そうですね、ラジオも作りました。あと、よく今キットである電池の残量測定になる機器もありますし。あと、そうですね手回し式の懐中電灯ですか、あんなのもやったこともあります。

川上氏：組立キットですか。

学 生：そうですね、ほとんどキットだと思います。

木村氏：バラで部品を買ってきてトランジスタを作るような世代ではないよね。

学 生：多分、無理だと思います。

木村氏：あれやっていると回路図どおりに作ってもその通りにいかないのが身にしみて分かりますよね。雑音が入ったりして。やはりその経験は無いわけですね。デジタル回路なんてね。

岡村氏：昔、オペアンプと一緒に作りましたが、何回作ってもうまく動かなくて。同じ回路である時うまく動くようになって、そうすると同じ回路で作って同じようにやっているはず

なのに、そこから後は何回作ってもうまくいくんです。原因はわからなかったんですが、多分そういう微妙なところを知らず知らずに経験しているんだらうと思うんですけどね。

学 生：真似で少し思うのですが、全く物を使用しないで真似するもの考えた時に、ある意味体育というか、体を動かすことを真似するっていうのは、どこか学習の中で体育だけじゃなくてどこか知的なところでも真似するのはできないかなとすごく思うのですが。

長 氏：それは技の世界ですよ。

木村氏：舞踊とか踊りなんかは著作権として成立し得るので。真似るって難しいですよ。

川上氏：今言われた体育なんかは、難しいと思う。力学から解剖学から全部。

学 生：そうです。小中学生でやろうと思うとかなり無理があるというか。私も山口国体の関連で指導をやっているんですけども。トップ選手を連れてきて、目の前でプレーさせて真似してみたといったところでどこまでできるかというのは、それはまず不可能というのがまずあります。では、ランクを下げたまず自分のレベルでプレーをしてみせて、どこまで真似できるか。自分のところまである程度追いついてきて、もっとさらに自分がトップ選手を紹介して連れてきて真似させるというのも、そこでどう子供が真似するかっていうのは、最近思ったのは小学生の方が案外素直に真似るんですよ。真似ようとするとか。高校生ぐらいになってくると「トップ選手を連れてきたぞ、真似しろ」といっても今までやってきたものがあるから真似できないって言う。

川上氏：今度、15歳の女の子がスケートで世界へ行くでしょう。あの子はものすごく理解が早いらしい。それで早く伸びたんだと。それで結局、理解能力とそれを自分の体の行動に結びつけるのか、これも少し通じるところがあるんですね。この時ものすごく目標が漠然としているんですよ。その目標を達成するにはどういう行動になるかっていうのは。

岡村氏：アメリカのテキストに書いてあったのは、あの技能の習得だときちんとイメージトレーニングができてると取得の確率が高くなる。おそらく言語での伝達や見てそれを理解するというのは、イメージトレーニングの部分になってくるでしょうから。その能力を受け取る側も伝達する側もかなり高度なものがあれば上達は早いはずですよ。スキルと同じように、関連する部分はあるんでしょうね。

川上氏：先日ホンダが自立式の一輪車を発表して、「あれは何の役に立つのか」といった人がいっぱいいました。まさに一輪車の上に椅子があって、それに乗って体重移動で動くんですけど。「あれは何の役に立つのか」と言った人は、それで発想を止めてしまったんですよ。

岡村氏：お年寄りとか足の悪い方に、実はそういうものは乗ってほしいんですけどね。シニアカーというのは低すぎてこわくて。乗り降りも相当苦労されますよね。

川上氏：足も作っていますよね。二足歩行の。あれも何に役立つのかと言う人もいますけれど、二足歩行の車いすができたら階段昇降が問題ないんですよ。

岡村氏：自立歩行に近い姿勢で行動できた方がいいわけですから。

川上氏：当面何が目的かわからないけど、そういうものができたということを認める社会が要るんですよ。

木村氏：そうすると理論武装のところを含めて大体の要素は僕の予想どおりのところがありました。いずれにしても三年間にわたりましていろいろとご協力いただきまして、本当にありがとうございました。またこれから先もよろしく願いいたします。これで終了させていただきます。

== 知的財産教育ビデオWEB配信 ==

本ビデオシリーズは、初等中等教育機関で知的財産教育を実施する際に必要となる

1. 基本的な考え方、理念
2. 知的財産教育実践事例紹介
3. 教員や学生の模擬授業
4. 授業で利用する3分から10分程度のビデオ教材

をまとめたものです。視聴は、このパンフレット3頁一覧表の時間部分ボタンをクリック(WMV形式)。

山口大学では、①学部生、大学院生と研究者を対象とする知的財産教育手法の研究と実践、並びに、②初等中等教育機関における知的財産教育手法の研究と実践を進めています。前者は工学等の専門教育担当教員がご自身で知財教育を実施するための教材開発やシステム開発まで含めた活動が進められています。後者は、個別授業実践の他に教職課程学生を対象とした実践的知財教育として進められており、先日も学生や教員対象の「知的財産教育教本(第1版)」(山口大学2009.3)を配布したところです。

この、知的財産教育ビデオシリーズは、後者の初等中等教育機関における取り組みとその中で制作されたビデオ教材の一部を配信するものです。主たる想定視聴者は「教書志望学生」と「現職教員」です。また、知財教育の意義や若干の理論的解明も含まれますから企業等の知財教育担当者にも参考になる部分があります。

今回の学習指導要領改訂では、発達段階や教科等の相違に起因する温度差はあるものの、知財教育についてより踏み込んだ記述がされています。しかしながら、初等中等教育機関で、知的財産教育に直面した際に、権利を教えるのか、知的財産を教えるのか、あるいはその他の要素も考慮するのかという基本部分で迷うことも多いと考えられます。ビデオ制作メンバーは、現職教員として知財教育に携わってきた者、大学で知財教育研究を行っている者、そして教育学部の学生として知財模擬・実証授業を実施した者であり、迷いや疑問に直面しながら実践的解決に至る経緯がビデオに収録されています。なお、本ビデオシリーズは、理想的には無償配布されている前述の「知的財産教育教本(第1版)」と併用すると効果的です。

ビデオは計28本で下記A～Fに分類されています。詳細はこのパンフレット3頁表を御覧ください。

- A 知財教育のあり方 理念
- B 知財教育のあり方 実践事例紹介
- C 教員模擬授業
- D 学生模擬授業
- E 遠隔授業
- F 知財ビデオ教材

Eの下関商業高校との遠隔双方向授業(4本)とFの授業用ビデオ教材(11本)以外は、平成20年8月に小倉工業高校で実施した山口大学教育学部学生と現職教員の合同知財教育研修と、平成20年11月に山口大学で実施した知的財産教育フォーラムの内容から編集しています。太字斜体部分がビデオ化した部分です。

◆知的財産教育GP合宿研修会

【実施月日】平成20年8月9日、10日

【実施場所】福岡県立小倉工業高等学校

【参加者】山口大学現代教育GP知的財産教育教本編集・出版委員9名及びオブザーバ1名、山口大学知的財産教育GP関係教員2名、山口大学教育学部生3名及び職員1名

【実施内容】

●8月9日

10:00-12:00 現代教育GP知的財産教育教本編集・出版



委員会と学生の合同委員会

- ・プロジェクトの進行状況の確認
- ・これまでの成果の情報共有

参加教員（GP 出版委員）が知財教育に関するプレゼンテーションを行い、学生に全体概要を説明した。

13:00-14:30 教員（GP 出版委員）による模擬授業（各模擬授業 20 分，質疑応答 10 分）

事例紹介 工業高校における創造性育成のための知財教育の実践（工業高校教諭）

模擬授業 課題発見と解決（農業高校教諭）

事例紹介 商業教育における知的財産教育の実践研究（商業高校教諭）

14:45-16:00 教員による模擬授業の振り返り，学生が実施する模擬授業の内容・構想の発表と検討

16:15-19:00 学生による模擬授業の教材研究及び指導案の作成

20:00-22:00 勉強会（知的財産全般）

●8月10日

10:30-12:00 山口大学教育学部生による模擬授業（各模擬授業 25 分，質疑応答 5 分）

模擬授業 商標を道徳教育の題材として取り上げた後，児童個人のマークを創造させ道徳教育と創造教育を関連させた模擬授業（想定対象：小学校中学年）

模擬授業 生徒に身近なゲーム機の発明について工夫点を挙げさせ，技術・家庭科で行なう科学技術に結びつけた模擬授業（想定対象：中学生）

模擬授業 生徒に身近にある物（シャープペンシル）の問題点・工夫点を挙げさせ，技術・家庭科で行なう棚の製作に結びつけた模擬授業（想定対象：中学生）
学生による模擬授業の振り返り

14:00-16:00 現代教育G P 知的財産教育教本編集・出版委員会と実施委員会の合同委員会



◆知的財産教育フォーラム

大学・工業高校・商業高校での知的財産教育の実践事例紹介，現役の高校教諭による模擬授業を行ないました。それらを踏まえ，パネルディスカッションでは初等中等教育機関における知的財産教育のあり方や必要性について議論が行なわれました。

【開催日時】平成20年11月29日（土）13時～16時30分 【主催】山口大学

【プログラム】

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 13:00 | 開会挨拶 | 上西 研（山口大学大学院 技術経営研究科長） |
| 13:05 | 本取組の説明 | 木村 友久（山口大学大学院技術経営研究科 教授） |
| 13:10 | 実践報告 | 阿濱 茂樹（山口大学教育学部 准教授）学生模擬授業紹介を含む
内藤 善文（愛媛県立今治工業高等学校 教諭）
佐藤 公敏（北海道下川商業高等学校 教諭） |
| 14:40 | 模擬授業 | 陳内 秀樹（長崎県立島原農業高等学校 教諭） |
| 15:15 | パネルディスカッション | |
| 16:25 | 閉会挨拶 | 三木 俊克（山口大学 副学長） |



●知的財産教育ビデオ教材一覧表●

整理番号	A 知財教育のあり方 理念	撮影日	時間(尺)
A-1	H20 知財教育研修会(籠原先生)	H20.8.9	71分4秒 
A-2	H20 山口大学知財教育フォーラム(パネルディスカッション)	H20.11.29	67分35秒 

整理番号	B 知財教育のあり方 実践事例紹介	撮影日	時間(尺)
B-1	H20 知財教育研修会(佐藤先生) 下川商業高校	H20.8.9	34分53秒 
B-2	H20 知財教育研修会(内藤先生) 今治工業高校	H20.8.9	43分36秒 
B-3	H20 知財教育研修会(満丸先生) 加治木工業高校	H20.8.9	21分47秒 
B-4	H20 知財教育研修会(廣田先生) 田布施農業高校	H20.8.9	10分55秒 
B-5	H20 山口大学知財教育フォーラム(阿濱先生) 山口大学教育学部	H20.11.29	33分18秒 
B-6	H20 山口大学知財教育フォーラム(佐藤先生) 下川商業高校	H20.11.29	19分47秒 
B-7	H20 山口大学知財教育フォーラム(内藤先生) 今治工業高校	H20.11.29	15分23秒 

整理番号	C 教員模擬授業	撮影日	時間(尺)
C-1	H20 知財教育研修会(陳内先生) 模擬授業	H20.8.9	18分52秒 
C-2	H20 山口大学知財教育フォーラム(陳内先生) 模擬授業	H20.11.29	28分56秒 

整理番号	D 学生模擬授業	撮影日	時間(尺)
D-1	H20 知財教育研修会(学生1)	H20.8.9	41分50秒 
D-2	H20 知財教育研修会(学生3)	H20.8.9	48分46秒 

整理番号	E 遠隔授業	撮影日時	時間(尺)
E-1	遠隔授業(下関商業)「商標の概要と商標検索」(木村先生)	H21.2.12	45分35秒 
E-2	遠隔授業(下関商業)「商標の概要と商標検索」(木村先生)	H21.2.17	44分54秒 
E-3	遠隔授業(下関商業)「商標登録要件と模擬商標出願」(木村先生)	H21.2.19	44分59秒 
E-4	遠隔授業(下関商業)「特許の基礎知識」(木村先生)	H21.2.19	37分36秒 

※E-1～E-4は一般向けあるいは企業の初歩的研修段階の知財入門にも利用できます

整理番号	F 知財ビデオ教材	作成年	時間(尺)
F-1	品種登録・商標登録された農産品	H19	8分25秒 
F-2	知財サイクル」(株)ミタカ電機	H18	7分36秒 
F-3	(有害情報)閲覧制限技術の開発	H17	7分32秒 
F-4	知的財産信託で中小企業の権利を守る 大田区 トキワ精機	H17	10分12秒 
F-5	技術力と一貫した生産体制で市場を開拓する 大田区三輝	H17	6分7秒 
F-6	アルゴリズムの例 電子透かし技術	H17	5分16秒 
F-7	数式から芸術を生み出す	H17	8分6秒 
※共用	同上	H17	同上
F-8	著作権法とJASRAC(その1)・・・著作権法の基礎知識	H17	5分7秒 
F-9	著作権法とJASRAC(その2)・・・楽曲の信託制度	H17	7分54秒 
F-10	著作権法とJASRAC(その3)・・・JASRACの活動紹介	H17	4分40秒 
F-11	地域の中小企業ネットワークを支援する 大田区産業振興協会	H17	15分30秒 

※F-1～F-10は高等学校普通教育科目ビデオ教材，簡易指導案はWEB配信されています。

F-1	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido003/sid19014.pdf	農業(果樹)
F-2	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido002/sid18020.pdf	総合的な学習の時間
F-3	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido001/sid17006.pdf	公民(現代社会)
F-4	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido001/sid17008.pdf	公民(政治・経済)
F-5	同上	同上
F-6	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido001/sid17009.pdf	数学(数学B)
F-7	同上	数学(数学B)
同上	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido001/sid17018.pdf	芸術(美術Ⅰ)
F-8	http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/shido001/sid17017.pdf	芸術(音楽)
F-9	同上	芸術(音楽)
F-10	同上	芸術(音楽)
F-11	-----	その他

注) A-1～A-2, B-1～B-6, C-1～C-2, D-1～D-2, E-1～E-4, F-1の知的財産教育ビデオ教材は，文部科学省現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代GP）「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開（平成19～20年度山口大学）」の成果物です。平成20年度報告書は，<http://ds22.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gp2007/index.cgi?num=44> から参照できます。

注) F-2～F-11の知的財産教育ビデオ教材は，特許庁 大学における知的財産教育研究事業「初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究（平成17～18年度山口大学）」の成果物です。平成18年度報告書は <http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/hou005.html> から閲覧できます。

その他の参考資料・ホームページ

「知的財産教育教本（第1版）」（山口大学 2009.3）129頁 学校教育法の教育機関には残部がある限り無償配布をいたします（送料のみご負担をお願いいたします）。

http://ds22.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gp2007/pdf_folder/2009042377.pdf

<http://ds22.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~gp2007/>

<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/>

●知的財産教育プログラム配信スケジュール表●

整理番号	A 知財教育のあり方	理念	撮影日	放送予定日	開始	終了
A-1	H20知財教育研修会(竜原先生)		H20.8.9	H21.8.1	13:00	14:15
A-2	H20山口大学知財教育フォーラム(パネルディスカッション)		H20.11.29	H21.8.1	14:30	15:40

第2回

放送予定日	開始	終了
H21.8.6	18:00	19:15
H21.8.6	19:30	20:40

整理番号	B 知財教育のあり方	実践事例紹介	撮影日	放送予定日	開始	終了
B-1	H20知財教育研修会(佐藤先生)	下川商業高校	H20.8.9	H21.8.8	13:00	13:35
B-2	H20知財教育研修会(内藤先生)	今治工業高校	H20.8.9	H21.8.8	13:40	14:25
B-3	H20知財教育研修会(満丸先生)	加治木工業高校	H20.8.9	H21.8.8	14:40	15:05
B-4	H20知財教育研修会(廣田先生)	田布施農業高校	H20.8.9	H21.8.8	15:05	15:25
B-5	H20山口大学知財教育フォーラム(阿瀬先生)	山口大学教育学部	H20.11.29	H21.8.22	13:00	13:35
B-6	H20山口大学知財教育フォーラム(佐藤先生)	下川商業高校	H20.11.29	H21.8.22	13:40	14:00
B-7	H20山口大学知財教育フォーラム(内藤先生)	今治工業高校	H20.11.29	H21.8.22	14:10	14:30

放送予定日	開始	終了
H21.8.20	18:00	18:35
H21.8.20	18:40	19:25
H21.8.20	19:40	20:05
H21.8.20	20:05	20:25
H21.8.27	18:00	18:35
H21.8.27	18:40	19:00
H21.8.27	19:10	19:30

整理番号	C 教員模擬授業	撮影日	放送予定日	開始	終了
C-1	H20知財教育研修会(陳内先生) 模擬授業	H20.8.9	H21.8.22	14:30	14:50
C-2	H20山口大学知財教育フォーラム(陳内先生) 模擬授業	H20.11.29	H21.8.22	15:00	15:30

放送予定日	開始	終了
H21.8.27	19:30	19:50
H21.8.27	20:00	20:30

整理番号	D 学生模擬授業	撮影日	放送予定日	開始	終了
D-1	H20知財教育研修会(学生1)	H20.8.9	H21.8.29	13:00	13:45
D-2	H20知財教育研修会(学生3)	H20.8.9	H21.8.29	14:00	14:45

放送予定日	開始	終了
H21.9.3	18:00	18:45
H21.9.3	19:00	19:45

整理番号	E 遠隔授業	撮影日時	放送予定日	開始	終了
E-1	遠隔授業(下関商業)「商標の概要と商標検索」	H21.2.12	H21.9.5	13:00	13:50
E-2	遠隔授業(下関商業)「商標の概要と商標検索」	H21.2.17	H21.9.5	14:00	14:45
E-3	遠隔授業(下関商業)「商標登録要件と模倣商標出願」	H21.2.19	H21.9.12	13:00	13:45
E-4	遠隔授業(下関商業)「特許の基礎知識」	H21.2.19	H21.9.12	14:00	14:40

※特にE-1～E-4は一般向けあるいは企業の初歩的研修段階の知財入門に利用できます。

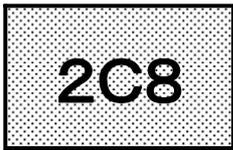
放送予定日	開始	終了
H21.9.10	18:00	18:50
H21.9.10	19:00	19:45
H21.9.17	18:00	18:45
H21.9.17	19:00	19:40

整理番号	F 知財ビデオ教材	作成年	放送予定日	開始	終了
F-1	品種登録・商標登録された農産品	H19	H21.9.26	13:00	13:10
F-2	知財サイクル(株)ミタカ電機	H18	H21.9.26	13:10	13:20
F-3	(有雪情報)閲覧制限技術の開発	H17	H21.9.26	13:20	13:30
F-4	知的財産信託で中小企業の権利を守る 大田区トキワ精機	H17	H21.9.26	13:30	13:45
F-5	技術力と一貫した生産体制で市場を開拓する 大田区三輝	H17	H21.9.26	13:45	14:00
F-6	アルゴリズムの例 電子透かし技術	H17	H21.9.26	14:00	14:10
F-7	数式から芸術を生み出す	H17	H21.9.26	14:10	14:20
F-8	著作権法とJASRAC(その1)・・・著作権法の基礎知識	H17	H21.9.26	14:30	14:40
F-9	著作権法とJASRAC(その2)・・・楽曲の信託制度	H17	H21.9.26	14:40	14:50
F-10	著作権法とJASRAC(その3)・・・JASRACの活動紹介	H17	H21.9.26	14:50	15:00
F-11	地域の中小企業ネットワークを支援する 大田区産業振興協会	H17	H21.9.26	15:00	15:20

放送予定日	開始	終了
H21.9.24	18:00	18:10
H21.9.24	18:10	18:20
H21.9.24	18:20	18:30
H21.9.24	18:30	18:45
H21.9.24	18:45	19:00
H21.9.24	19:00	19:10
H21.9.24	19:10	19:20
H21.9.24	19:30	19:40
H21.9.24	19:40	19:50
H21.9.24	19:50	20:00
H21.9.24	20:00	20:20

●知的財産教育プログラム配信スケジュール表●

整理番号	A 知財教育のあり方 理念	撮影日	放送予定日	開始	終了	利用時間
A-1	H20知財教育研修会(菅原先生)	H20.8.9	H21.8.3	17:45	17:45	
A-2	H20山口大学知財教育フォーラム(パネルディスカッション)	H20.11.29	H21.8.4	20:55	20:55	3:10
整理番号	B 知財教育のあり方 実践事例紹介	撮影日	放送予定日	開始	終了	利用時間
B-1	H20知財教育研修会(佐藤先生) 下川商業高校	H20.8.9	H21.8.5	17:45	17:45	
B-2	H20知財教育研修会(内藤先生) 今治工業高校	H20.8.9	H21.8.5			
B-3	H20知財教育研修会(満丸先生) 加治木工業高校	H20.8.9	H21.8.5			
B-4	H20知財教育研修会(廣田先生) 田布施農業高校	H20.8.9	H21.8.5			
B-5	H20山口大学知財教育フォーラム(阿賀先生) 山口大学教育学部	H20.11.29	H21.8.20	17:45	17:45	2:55
B-6	H20山口大学知財教育フォーラム(佐藤先生) 下川商業高校	H20.11.29	H21.8.20			
B-7	H20山口大学知財教育フォーラム(内藤先生) 今治工業高校	H20.11.29	H21.8.20			
整理番号	C 教員模範授業	撮影日	放送予定日	開始	終了	利用時間
C-1	H20知財教育研修会(陳内先生) 模範授業	H20.8.9	H21.8.20			
C-2	H20山口大学知財教育フォーラム(陳内先生) 模範授業	H20.11.29	H21.8.20	20:45	20:45	3:00
整理番号	D 学生模範授業	撮影日	放送予定日	開始	終了	利用時間
D-1	H20知財教育研修会(学生1)	H20.8.9	H21.8.27	17:45	17:45	
D-2	H20知財教育研修会(学生3)	H20.8.9	H21.8.27	20:00	20:00	2:15
整理番号	E 遠隔授業	撮影日時	放送予定日	開始	終了	利用時間
E-1	遠隔授業(下関商業)「商標の概要と商標検索」	H21.2.12	H21.9.1	17:45	17:45	
E-2	遠隔授業(下関商業)「商標の概要と商標検索」	H21.2.17	H21.9.1	20:00	20:00	2:15
E-3	遠隔授業(下関商業)「商標登録要件と模範商標出願」	H21.2.19	H21.9.4	17:45	17:45	
E-4	遠隔授業(下関商業)「特許の基礎知識」	H21.2.19	H21.9.4	19:55	19:55	2:10
※特にE-1～E-4は一般向けあるいは企業の初歩的研修段階の知財入門に利用できます。						
整理番号	F 知財ビデオ教材	作成年	放送予定日	開始	終了	利用時間
F-1	品種登録・商標登録された農産品	H19	H21.9.10	17:45	17:45	
F-2	知財サイクル(株)ミカ電機	H18	H21.9.10			
F-3	(有害情報)閲覧制限技術の開発	H17	H21.9.10			
F-4	知的財産信託で中小企業の権利を守る 大田区トキワ精機	H17	H21.9.10			
F-5	技術力と一貫した生産体制で市場を開拓する 大田区三輝	H17	H21.9.10			
F-6	アルゴリズムの例 電子透かし技術	H17	H21.9.10			
F-7	数式から芸術を生み出す	H17	H21.9.10			
F-8	著作権法とJASRAC(その1)・・・著作権法の基礎知識	H17	H21.9.10			
F-9	著作権法とJASRAC(その2)・・・楽曲の信託制度	H17	H21.9.10			
F-10	著作権法とJASRAC(その3)・・・JASRACの活動紹介	H17	H21.9.10			
F-11	地域の中小企業ネットワークを支援する 大田区産業振興協会	H17	H21.9.10	20:35	20:35	2:50
						合計



特許検索システムへの有害情報フィルタリングに関する考察 (山口大学 大学院技術経営研究科) 木村友久

Consideration about the method of eliminating harmful materials, when retrieving patent information.

Graduate School of Management of Technology, Yamaguchi University Kimura, Tomohisa

知的財産教育・初等中等教育・特許情報・有害情報・フィルタリング

1. はじめに

初等中等教育機関において知財教育を担当する場合、指導者のみ、あるいは指導者と学習者双方がインターネットを経由する特許情報等検索サイトを利用する機会も多くなっている。一方、学校内で利用するネットワークは地域や学校種別による対応状況に差異はあるものの、通常は各教育委員会か個別教育機関レベルで有害情報のフィルタリングが組み込まれている。従って、対策を取らないまま授業中に特許等検索サイトに接続すると、当該検索サイトがセーフリストに登録されていない場合は当初より閲覧不能、あるいはリアルタイムのフィルタリング機能により授業中に徐々に閲覧不能になるケースが存在する¹⁾。これらの検索サイトで、特に公的機関が運営するサイトであれば、対象サイトをホワイトリストに加えて一律に安全側に設定する対応も可能であるが、特許情報には初等中等教育機関の児童生徒にとってネット上の有害情報に相当する内容が含まれる可能性があるため、発達段階を考慮しないまま一律に安全側に設定する方法が最適とは言い切れない。本報告では、これらの簡単な状況把握と考え方や対処方法、並びに山口大学特許検索システムを利用した事例を紹介する。

2. 考察の基本方針

本報は、特許情報等に有害情報相当部分が含まれることを理由に、一律に児童生徒からのアクセスを遮断すべきである、あるいは特許情報等が青少年有害情報であると論ずるものではない。2009.4.1 に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律²⁾」でも、法目的は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上や利用の普及等の措置を講じて、結果として青少年のインターネット利用を確保しつつ権利の擁護に資することを掲げている。更に、同法の基本理念では『青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得する³⁾』ことを旨として行われなければならない。』と規定しており、特許等検索サイトについても当該法律の精神に則って児童生徒のネット上の情報利活用能力向上を踏まえた議論が肝要である。実質的な意味でも、知的財産教育教本⁴⁾の記述『知的財産教育の目的は、「豊かな未来を創る人材の育成」であり、その内容には、知的財産権の学習を中核的な位置に含むが、決して知的財産権だけを扱うものではない。例えば、日常体験や学習体験で得たひらめきを、様々なアイデアを加えながら工夫改善すること。発想や創造の喜びを体験すること。また、発想や工夫改善等に必要なスキルを身につけること。さらには、商品企画やものづくりなどの学習を通じて、おのずと知的財産に関するモラルやマインドが身に付い

ていくことなども知的財産教育の大切な内容である。このように、日常よくある種々の教育活動すべてを、知的財産教育的視点で捉え直すことができる。』にあるように、特許情報等も利活用した学習者の創造的学習を促進する手法を通じた知的財産教育の実施が望ましい。既報^{5) 6) 7)}でも、特許等情報検索を中学、高校の授業に組み込んだ事例紹介や該当教科の理解促進効果について触れており、本報では特許等情報を児童生徒が更に利活用することを前提に、その方法やあり方について若干の考察を加えることとする。

3. 本報告の知的財産教育における位置づけ

2003年度以降、年度更新で策定される知的財産推進計画⁸⁾の人材育成部分には、幼少から大学までの知的財産教育各種推進施策が記述されている。例えば、知的財産推進計画2008第5章「人材の育成と国民意識の向上」の一部には『(1)学校における知的財産教育を推進する・・・2008年度から、知的財産教育の必要性が明確化された学習指導要領の見直しを踏まえつつ、創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えるなど、各学校段階に応じた知財教育を推進する。また、2008年度から、児童等に対する知財教育の在り方を検討するため、知的財産に関するテキストの配布やセミナーの開催に当たりアンケートを実施し、知財教育現場の現状を調査する。(文部科学省、経済産業省)、113頁』の記述がある。今回の学習指導要領改訂でも、発達段階や各教科科目の目的や性格による必然的な差異はあるものの、知的財産教育の具体的実施に踏み込んでい。従って、この時点で初等中等教育実施の際に利用する特許等検索システムに付随する検討と知的財産教育担当者が直面する問題整理を進めることで、システム利用とその結果としての特許等情報を用いた創造的学習(知的財産教育)を促す効果が期待できる。

4. インターネット上有害情報コントロールについて

青少年への有害情報コントロールの経緯や青少年・保護者の利用状況調査については、各方面からの報告等に譲る^{9)~14)}。特許等情報がそのまま青少年有害情報を含むわけではないが、それに相当する情報が含まれる可能性を前提に、当面は、これまでの有害情報コントロールの経緯とシステムに準拠した対応が合理的である。コンテンツに対応した、ヌードとセックス、暴力、明白な性的表現等の言葉、麻薬・ギャンブル等を含むその他のカテゴリ毎に、影響度の低い0から高い4までの値を付与するレイティング基準 SafetyOnline 2をベースに、SafetyOnline 3から SafetyOnline 4策定に向けた議論も取り入れることとする。後述する、山口大学特許検索システム¹⁵⁾を利用したプロトタイプシステムも SafetyOnline 2準拠で開発している。

なお、特許法は公開特許公報で公序良俗違反事項を記載しない一般規定¹⁶⁾を持つが、これは一般人向けの最小限のフィルタリングを規定するものであり、本検討の枠外として扱った。

5. 各学校における特許等検索システム閲覧時の状況

筆者の経験に加えて、2009.4下旬に複数の地域で特許等検索システムの閲覧状況サンプリング調査(高等学校と小学校)を実施した。教員用と児童生徒で異なるセキュリティ管理を行っているケースがあるため、調査は学習者用パソコンで実施した。学校あるいは教育委員会ネットワークのセキュリティ設定情報を管理者に直接問い合わせる方法とはらず、各学校代表者の許諾を得て検索語句に複数の語句を用いる調査¹⁷⁾にとどめている。調査で閲覧する特許等検索サイトは特許電子図書館(IPDL)¹⁸⁾を利用して、公報テキスト検索画面で特定の発明者名、性的語句等を投

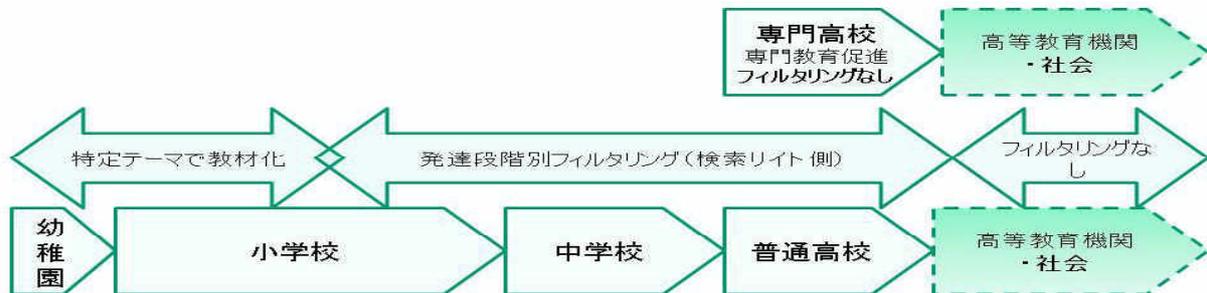
入する方法で行っている。フィルタリングがかからない状態では、男性性器と器具装着図面を有する公報等が閲覧¹⁹⁾できる。サンプリング調査を含め、各学校の学習者用パソコンのフィルタリング状況は、下記のように統一されていないことが判った。

- ①当初よりサイト閲覧不能であるケース・・・生徒用パソコンから閲覧可能なサイトは予め設定されるサイトに限定。IPDLは閲覧可能サイトに入っていない（中国地方商業高校の初期設定）。
- ②授業途中から徐々に閲覧が制限され最終的に閲覧不能になるケース・・・生徒用パソコンから閲覧できる外部サイトに IPDL が含まれているが、閲覧途中で検索結果画面のフレーム部分遮断が開始、後に全フレーム画面が遮断される。動的なフィルタリングで検索語句あるいはサイトからの転送情報を判断してサーバ個別 IP アドレス毎に接続不能とする機能と推測される。授業担当者として、事前調査で検索した際は正常に機能し、授業当日に途中から遮断されるので最も悩ましいケースとなる。（九州地方二県の工業高校、中国地方県教委の全県立高校向けネットワーク）
- ③フィルタリングは機能しているが IPDL サイト閲覧に制限がかからないケース・・・児童用パソコンで検索サイトから「ドラえもんチャンネル²⁰⁾」と入力後、その結果について閲覧を試みると接続が遮断されるが、IPDL で性的語句等を投入しても検索結果を含めて支障なく閲覧ができるケース。公的機関サイトは一律に安全側に設定している可能性がある。（九州地方小学校）
- ④事実上サイト閲覧に制限がかかっていないケース・・・係属大学ネットワークを利用し、基本的には閲覧制限がかからないケース。（中国地方の私立大学附属中等教育学校）

6. 対応策の検討と山口大学特許検索システムでの試行等

初等中等教育機関の段階や、高校段階では専門高校と普通科高校で異なる対応が必要である。

(図1) 対応概念図



対応概念図のように、小学校低学年までは、例えば「餅の切り込み」をテーマとした特許公報を利用した検索に頼らない教材を揃えて対処することも考えられる。それ以上の発達段階では、創造性を下支えする目的から学習者自身で検索する方が良い場合があり、この部分は各学校でのフィルタリングにバラつきがある現状では、検索サイト側で年齢階層別のフィルタリング機能を実現する必要がある。紙幅の関係で、山口大学特許検索システムを利用した試行例は発表当日に提示する。なお、専門高校にはフィルタリングなしで提供することも考えて良いだろう。

7. 今後の課題と展望

今回、初等中等教育機関で学習者が特許等検索システムを利用する際の、現状と基本的考え方を考察し、あわせて若干のシステムの解決方法を提示した。現状調査はサンプリングで実施したため、今後は調査事例の拡大と更に具体的な該当情報事例提示を進める必要がある。何よりも、早急に知財教育現場向けのフィルタリング機能提供への取り組みが必要であろう。

参考文献・資料

- [1] 筆者が初等中等教育機関における講演等で知財教育を担当する場合、事前にこれらの状況を確認し、対処可能であれば少なくとも講師用パソコンはフィルタリングで閲覧不能にならないように依頼している。
- [2] 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 21. 4. 1 施行）第 1 条に法目的、第 3 条に基本理念が規定されている。
- [3] 下線は筆者が付加。
- [4] 「知的財産教育教本（第 1 版）」（山口大学）2 頁、57 頁、90-93 頁等、2009。現代教育 GP「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開（文部科学省補助事業）」の一環として作成された知的財産教育担当者のための教本。教本電子ファイルは、<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/hou009.html> から配信。教本内容関連説明ビデオは、<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/hou010.pdf> から配信。
- [5] 大学における知的財産教育研究事業研究成果報告書（特許庁受託研究）「初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究」（山口大学技術経営研究科）2007
- [6] 「学習指導要領の目標と内容に沿った知財教育—知財教育要素の組込比率を変えた授業実践報告」（山口大学知財教育フォーラムと知財学会知財教育分科会合同予稿集）木村友久、43-66 頁、2007
- [7] 「臨時設置型遠隔講義システムを利用する知的財産教育の提案」（日本知財学会第 6 回大会予稿集）、木村友久、474-477 頁、2008
- [8] 知的財産推進計画 平成 15 年 3 月に内閣に設置された知的財産戦略本部が年次更新で策定する。
- [9] 経緯とレーティングシステムベースのフィルタリングについて「インターネットにおけるレーティングシステムフィルタリングシステム」（財）ニューメディア開発協会）上田健次、2001. 2. 19
- [10] フィルタリング情報は（財）ニューメディア開発協会 <http://www.iajapan.org/rating/>
- [11] SafetyOnline2 のレーティング基準は http://www.nmda.or.jp/enc/rating/rating_standard.html
- [12] SafetyOnline3 と 4 策定に向けた情報は <http://www.iajapan.org/filtering/press/20080424-press.html>
- [13] 第 5 回情報化社会と青少年に関する意識調査（内閣府）、2007. 12
<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/jouhou5/index.html>
- [14] 子どもの携帯電話等の利用に関する調査（株式会社 富士通総研）、2009. 2 ※平成 20 年度文部科学省委託事業「先端的な情報通信技術を活用した教育・学習に関する調査」
- [15] 山口大学特許検索システム インハウスの特許検索システムとして山口大学教職員と学生に提供。マニュアルは http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/domescon/howto_useyupass.pdf から配信。
- [16] 特許法 64 条 2 項柱書き「特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある～」
- [17] 管理者が正確な情報を持たない、あるいは情報の性格として公表できないケース等が想定される。可能であれば、文部科学省等が主導した広範な調査が望まれる。
- [18] 特許電子図書館（IPDL） <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>（独）工業所有権情報・研修館
- [19] 紙幅の関係で、該当する特開平 07-031637 号等の公報は発表時に説明する。これが青少年有害情報に相当するか否かも含めて議論する必要はある。但し、特許情報は産業上の技術進歩に資する為に提供されており、成人にとって何気ない情報であっても小学校 6 年生にそのまま見せて良いか否かは社会的な検討を経る必要があると考えられる。
- [20] 藤子プロダクションの公式サイト <http://dora-world.com/index.html> 内容的に青少年有害情報は確認されないが「チャンネル」という語句をキーにフィルタリングが機能した可能性がある。
- [21] 山口大学特許検索システム <https://www.yupass.jp/v4/>

■ 特許検索システムへの有害情報フィルタリングに関する考察

Management of Technology 2009. 6. 14

日本知財学会 第7回年次学術研究発表会 一般発表2C8

特許検索システムへの有害情報フィルタリングに関する考察

山口大学大学院 技術経営研究科 木村友久
更新日:2009.6.12

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

【目次】

- はじめに
- 考察の基本方針
- 本報告の知的財産教育における位置づけ
- インターネット上有害情報コントロールについて
- 各学校における特許等検索システム閲覧時の状況
- 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
- まとめ、今後の課題と展望



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●はじめに

基本的には、通信キャリアの責務に取赦される要素が多い。しかし、この法律の精神に準拠して、その他の社会通念を総合的に勘案すべき。

●考察の基本方針

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成20年6月18日法律第79号 平成21年4月1日施行)

第一条(目的)
この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

第二条(定義) この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。
2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。
3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

4 前項の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

1. 主体的に情報通信機器を使い
2. インターネット上の情報を取捨選択して利用
3. インターネットによる情報発信能力を習得

第三条(基本方針) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する措置の推進は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する措置の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●考察の基本方針

実質的な意味でも...

『知的財産教育の目的は、「豊かな未来を創る人材の育成」であり、その内容には、知的財産権の学習を中核的な位置に含むが、決して知的財産権だけを扱うものではない。例えば、日常体験や学習体験で得たひらめきを、様々なアイデアを加えながら工夫改善すること。発想や創造の喜びを体験すること。また、発想や工夫改善等に必要スキルを身につけること。さらには、商品企画やものづくりなどの学習を通じて、おのずと知的財産に関するモラルやマインドが身に付いていくことなど知的財産教育の大切な内容である。このように、日常よくある種々の教育活動すべてを、知的財産教育的視点で捉え直すことができる。』 「知的財産教育教本(第1版)」2頁、57頁、90-93頁等、2009

特許情報等も活用して学習者の創造的学習を促進する手法を通じた知的財産教育の実施が望ましい。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●考察の基本方針

・特許情報は、他のインターネット上を流通する情報に比べて圧倒的に有害情報が少ない。
・また、その性格から基本的な有害語句では公報本文に有害情報が含まれるものが存在しない場合も多い。

・たとえば『セックス』で検索すると・・・
IPDL公報テキスト検索 公報全文 公開特許公報のみ
検索日時 2009.6.11 16:55
件数は998件ヒットするが、中学生以下を想定して、目視で遮断したい公開特許公報を調べると24件(2.4%)である。有害語句だけでヒットさせた場合、ほとんどの公報は青少年有害情報相当とはいえない。[15]

・たとえば『団地裏』で検索すると・・・
IPDL公報テキスト検索 公報全文 公開特許公報のみ
検索日時 2009.6.11 18:01
ヒット件数は0件である。

※検索用語は、後述のSFSの有害語句から選択。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●本報告の知的財産教育における位置づけ

●インターネット上有害情報コントロールについて

Safety Online レイティング基準の内容	
レ	『性器の強固』人やそれを模したものの性器を強調した画像・映像。
レ	『行為』明らかに行為とみなせる画像・映像。強姦などの性的犯罪、嗜虐的・強制的行為の画像・映像。
レ	『残虐』拷問や死体の切断、強姦などの残虐な場面や、切断された死体など残虐行為の画像・映像。
4	『誹謗中傷』特定の個人や団体に対する誹謗中傷や著しくいせつな表現。
反社会的・反社会的と思われる内容	
レ	『全裸』人やそれを模したものの性器や陰毛が見えるような全裸写真、絵画、イラストなどの画像・映像。
レ	『行為』明らかに行為とみなせる画像・映像。強姦などの性的犯罪、嗜虐的・強制的行為の画像・映像。
レ	『殺人』人やそれを模したものに暴力が加えられ殺されるような場面の描写、あるいは流血や死体など、暴力の結果の画像・映像。
3	『いせつ』表現がいせつな表現。
違法・違法性があるが、反社会的性はないと思われる内容	
レ	『部分的な裸』性器は見えないが、臀部、胸部のように通常衣服で隠蔽されている身体の一部が露出されている画像・映像。
レ	『着衣のままの性的接触』ベネチング等、着衣で性器の見えない状態で行われる異性間あるいは同性間の性的接触の画像・映像。
レ	『陰部』人やそれを模したものに對する露骨行為やそれを連想させるような画像・映像。
2	『露出』露出の女装や露出の女装など、露出する下品な言葉や露出の露出に反する公序良俗に反すると思われるが、違法ではないと思われる内容。
レ	『露出的な服装』性器や臀部、女性の陰部など身体の部分的露出はないが、身体の線が強調されていたり、乳尻の3/4程度までが見えるような露出している人物の画像・映像。
レ	『セクシャルなキス』舌が接触している、あるいは口が開いているようなキスの画像・映像。親愛の情を示すようなキスは含まない。
レ	『争い』人や動物が争っている画像・映像。傷害や流血の描写は含まない。
1	『種やかな言動』比較的種やかな言動や下品な言葉、性的機能に関する解剖学的言及もとの表現。
0	『注意』子供(18歳未満)に見せるのに注意を要するとと思われる内容。
レ	レベル以上の記述に相当するようなコンテンツを含まない。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura (財)インターネット協会HPより

●インターネット上有害情報コントロールについて

第六十四条(出願公開) 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、**第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。**

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許出願の番号及び年月日
 - 三 発明者の氏名及び住所又は居所
 - 四 願書に添付した**明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容**
 - 五 願書に添付した**要約書に記載した事項**
 - 六 外国語書面出願にあつては、**外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項**
 - 七 出願公開の番号及び年月日
 - 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況

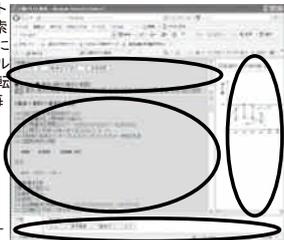
①当初よりサイト閲覧不能であるケース

生徒用パソコンから閲覧可能なサイトは予め設定されるサイトに限定。IPDLが閲覧可能サイトに入っていない(中国地方商業高校の初期設定)。

<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/exterorg/hou010.pdf>

②検索途中から徐々に閲覧が制限され最終的に閲覧不能になるケース

生徒用パソコンから閲覧できる外部サイトにIPDLが含まれているが、閲覧途中で検索結果画面のフレーム部分遮断が開始、後に全フレーム画面が遮断される。動的なフィルタリングで検索語句あるいはサイトからの転送情報を判断してサーバ個別IPアドレス毎に接続不能とする機能と推測される。(九州地方二県の工業高校、中国地方県教委の全県立高校向けネットワーク)



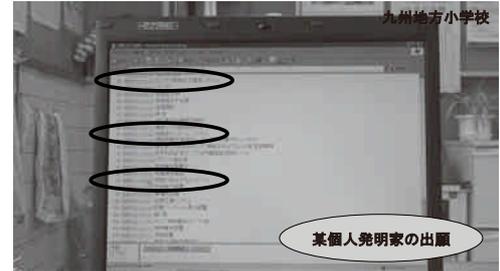
※右の画面は授業時のイメージです

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況

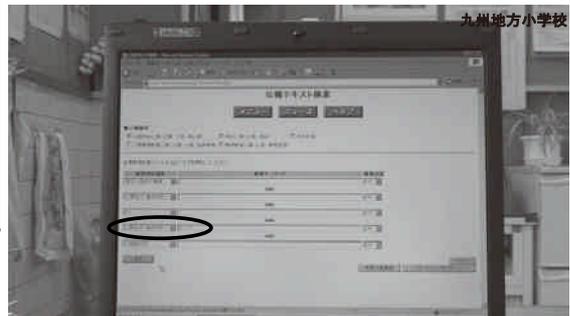
③フィルタリングは機能しているがIPDLサイト閲覧に制限がかけられないケース

児童用パソコンで検索サイトから「ドラえもんチャンネル」と入力後、その結果について閲覧を試みると接続が遮断されるが、IPDLで性的語句等を投入しても検索結果を含めて支障なく閲覧ができるケース。公的機関サイトであるとして一律に安全側に設定している可能性がある。(九州地方小学校、中国地方商業高校、中国地方農業高校)



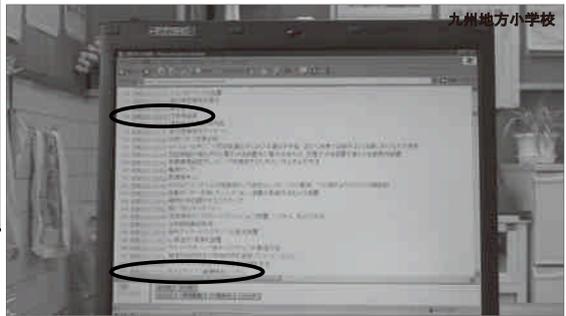
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



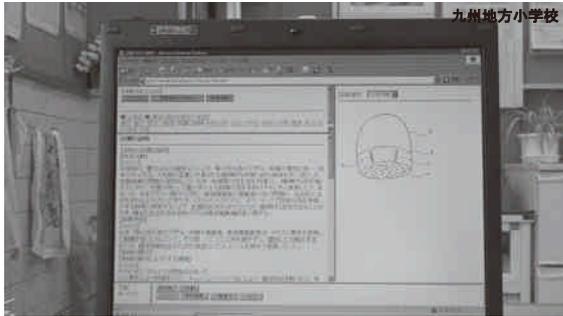
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



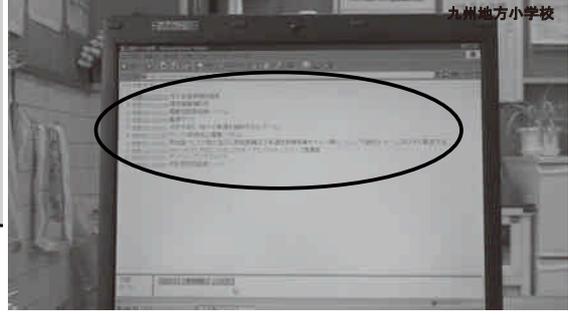
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



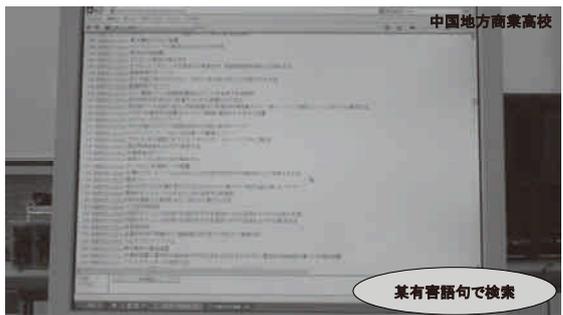
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



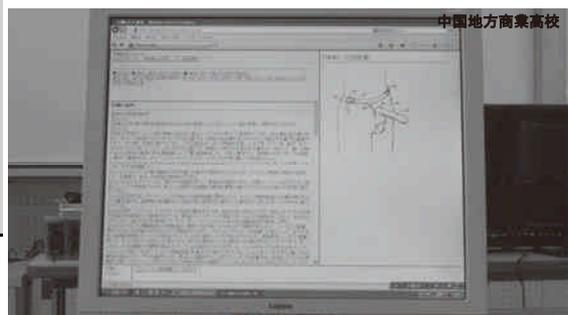
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



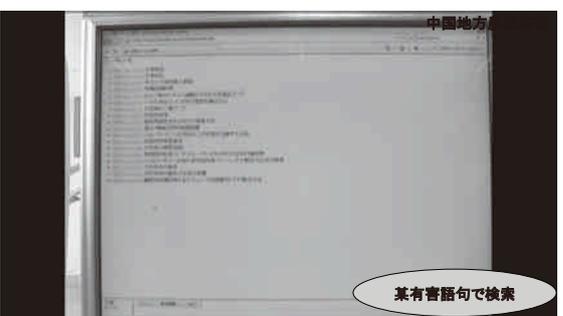
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



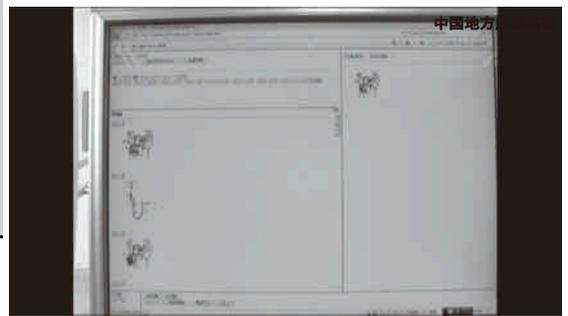
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



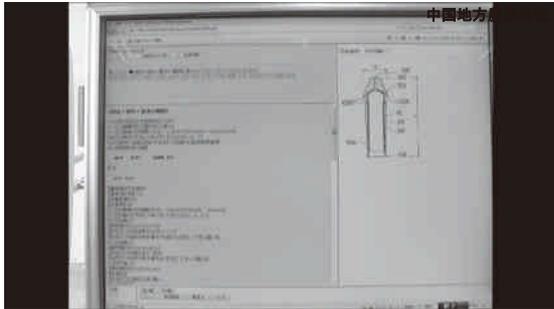
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



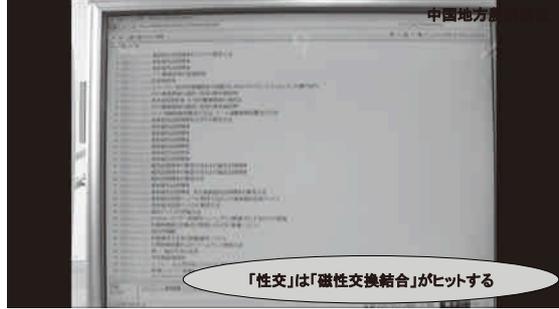
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

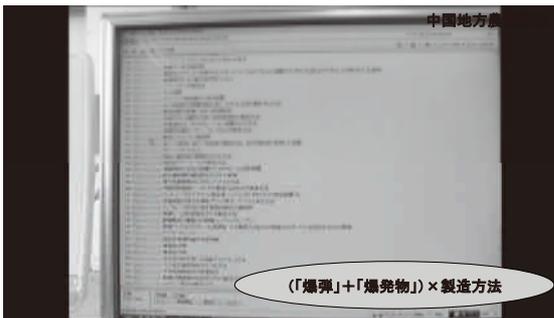
●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



「性交」は「磁性交換結合」がヒットする

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

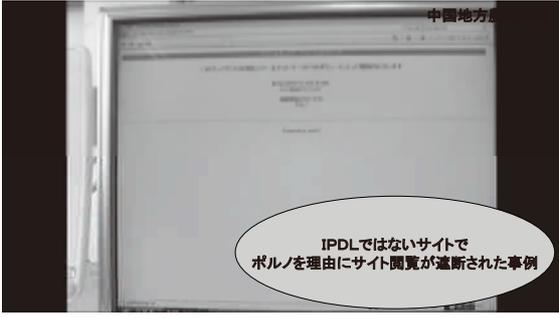
●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



(「爆弾」+「爆発物」)×製造方法

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況



IPDLではないサイトで
ポルノを理由にサイト閲覧が遮断された事例

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●各学校における特許等検索システム閲覧時の状況

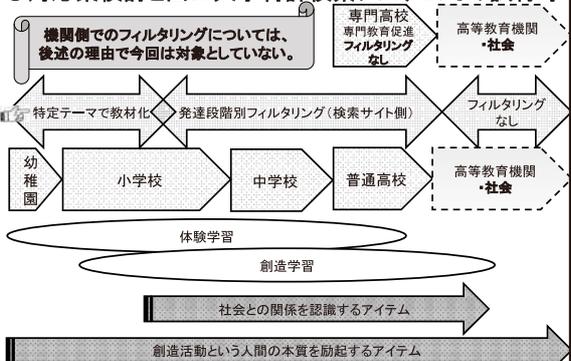
④事実上サイト閲覧に制限がかかっていないケース
 係属大学ネットワークを利用し、基本的には閲覧制限がかからないケース。
 (中国地方の私立大学付属中等教育学校)

サンプリング数が少なく、追加調査が必要ではあるが・・・

1. 特許情報に限ると、各機関でバラツキがあり統一されていない。
2. IPDLについては、最近③が多い感触がある。
 ～.go.jpを根拠としている？
3. フィルタリングソフトやシステム統一がされていないのであれば、青少年(特に中学校以下)対象として特許情報検索サイト側で対応することも一つの方法。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等

検索投入語句、転送される本文、その両方か。

検索投入単語選択と、分類ごと対象者年齢等の切り分け。

禁止語句と閲覧可能に戻す語句の組み合わせ

- ◆ 特許公報に含まれる全テキストデータの一括検索機能
- ◆ テキスト全文の始点から終点まで全ての文言検索機能
(助詞等の部分で検索語句の自動的な丸め処理は行っていない)
- ◆ 平均3秒程度の全文検索
- ◆ 学内サーバ設置で時間帯にかかわらず安定した検索が可能
- ◆ 全文検索は平成5年以降の特許実用新案に対応



システム利用マニュアル

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等

検索投入語句、転送される本文、その両方か。

・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ開発済み
YUPASS(山口大学特許検索システム)と、下記システムで実現済み
SFS(サーバ型フィルタリングシステム(Server-type Filtering System))
(財)インターネット協会 提供

・特許公報本文中の禁止語句も判定して遮断……プロトタイプ開発中
YUPASS(山口大学特許検索システム)と、上記SFSで利用する禁止語句リストで実現すべく現在開発中。

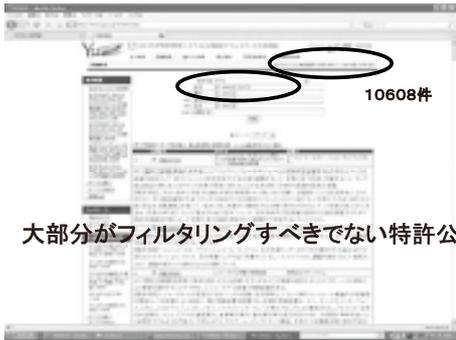
検索投入単語選択と、分類ごと対象者年齢等の切り分け。

禁止語句と閲覧可能に戻す語句の組み合わせ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等

・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ

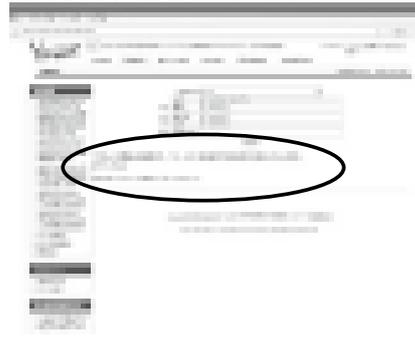


大部分がフィルタリングすべきでない特許公報

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等

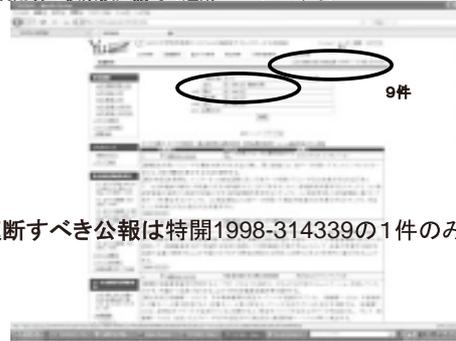
・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等

・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



遮断すべき公報は特開1998-314339の1件のみ

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

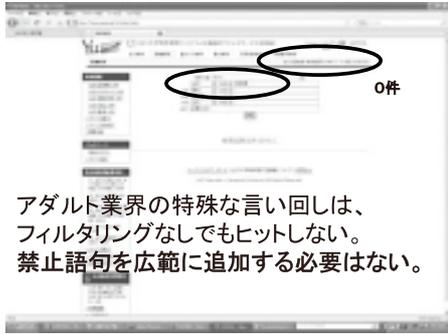
● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等

・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
 ・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



アダルト業界の特殊な言い回しは、
 フィルタリングなしでもヒットしない。
 禁止語句を広範に追加する必要はない。

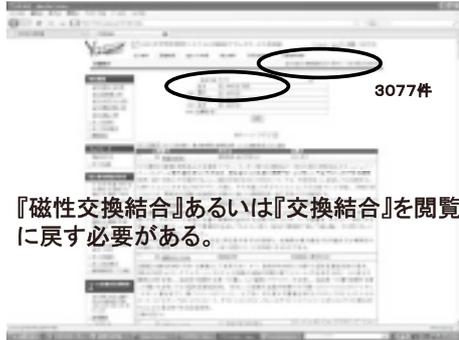
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
 ・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
 ・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



『磁性交換結合』あるいは『交換結合』を閲覧可能
 に戻す必要がある。

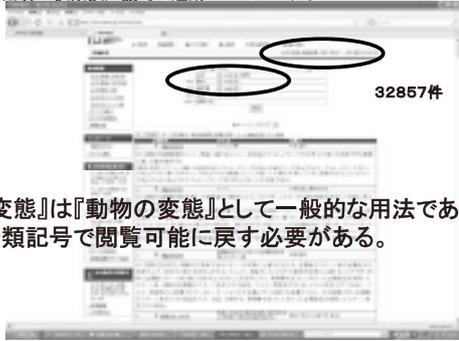
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
 ・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
 ・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



『変態』は『動物の変態』として一般的な用法であり、
 分類記号で閲覧可能に戻す必要がある。

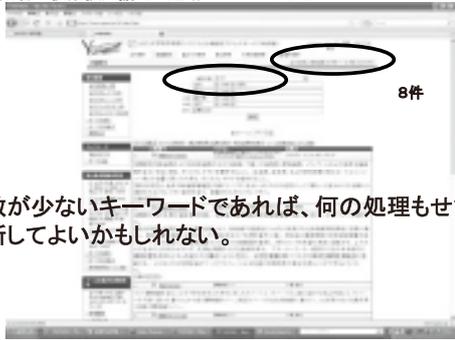
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

● 対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
 ・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

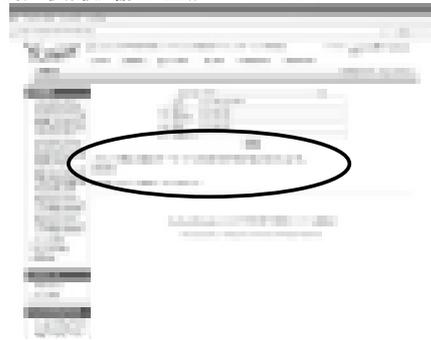
●対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



件数が少ないキーワードであれば、何の処理もせずに遮断してよいかもしれない。

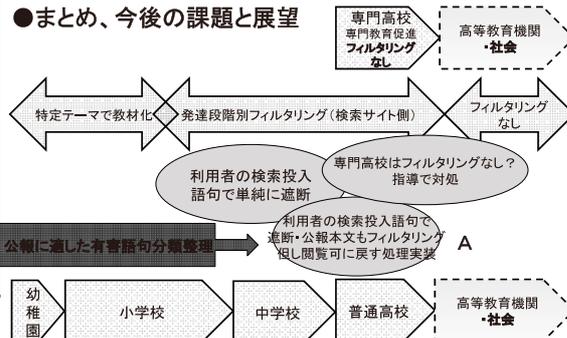
Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●対応策検討と山口大学特許検索システムでの試行等
・利用者の検索投入語句で遮断……プロトタイプ



Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

●まとめ、今後の課題と展望



※公報発行数は年間で40万件、有善情報相当が含まれるものは圧倒的に少ない。Aのフィルタリング機能で選別された公報にフラグを立てる方法が、社会的コストは最も少ない可能性。

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

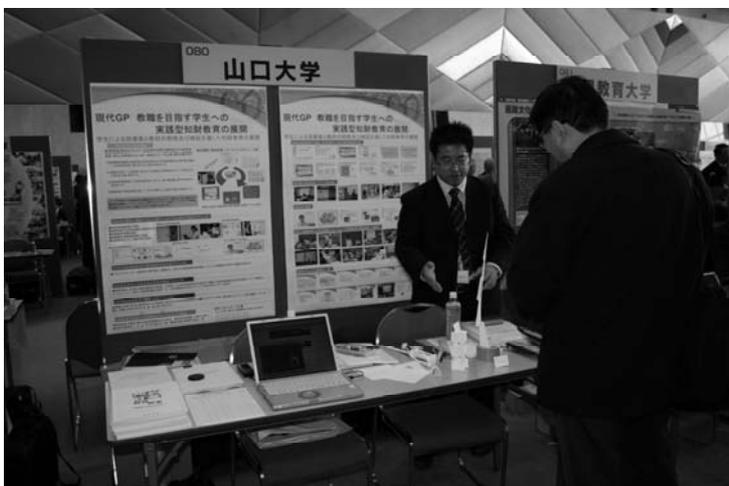
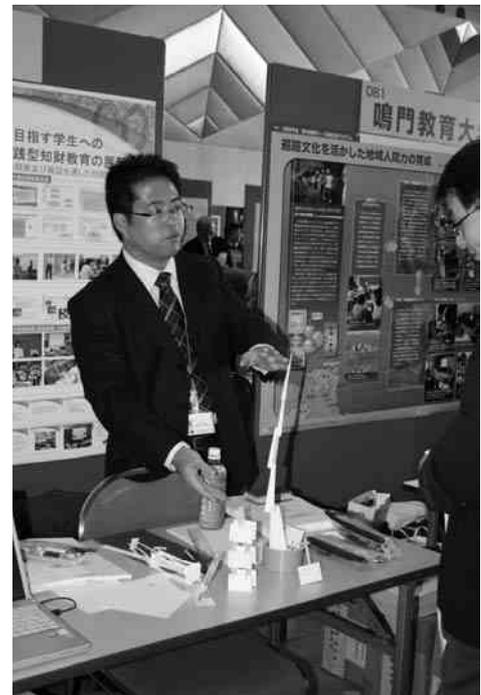
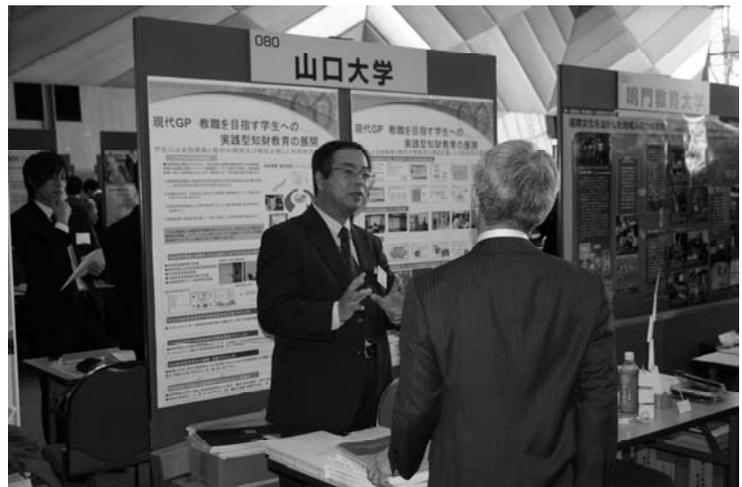
..連絡先..
山口大学大学院 技術経営研究科 木村友久
090-7391-4578(木村携帯)
0836-85-9909(木村研究室直通TEL)
0836-85-9876(研究科事務室)
0836-85-9877(研究科FAX)
t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright © 2009 Yamaguchi University MOT Prof.Tamohisa Kimura

Ⅶ. 平成 21 年度大学教育改革プログラム合同フォーラム ポスターセッション実施報告

平成 22 年 1 月 7 日, 8 日, 東京ビックサイトにて開催された平成 21 年度大学教育改革プログラム合同フォーラムへ参加し, ポスターセッションを行った。

ポスターセッションでは授業で行った課題を実際に会場で示すなどして, 取組の内容紹介と成果を発表した。



現代GP 教職を目指す学生への 実践型知財教育の展開

学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開

プロジェクトの全体概要

◆知財教育を普及させるために、学生自身が初等中等教育向けの知的財産教育の指導案と教育コンテンツ(実物教材、メディア教材)を制作し、知的財産教育に係る人材育成を行ないます。具体的には、下記の取り組みを進めます。

- ①教職課程受講者が教員免許取得希望教科の学習指導要領と教科書を調査し、知的財産教育と適合性がある箇所を抽出する。
- ②受講者自身が、上記箇所に該当する指導案と実物教材とメディア教材を含む教材を企画・制作する。
- ③知財教育指導案および教材制作時における、著作権保護と著作物活用の指導を行う。
- ④模擬授業や実証授業を通じて、学生と教員による教育効果の検証を行う。

これらの取組は、知財教育の裾野を拡大するとともに、学生と小・中・高校生の創造性を育成し、イノベーション人材やクリエイターの輩出につながり、知財教育地域プラットフォーム確立に向けた取組でもあります。

教材開発・実証授業・フィードバックのイメージ例



◆学生自身が知財教育用教材開発と実践サイクルを担う

知財教材開発と実践サイクルを担うことができる学生の育成プロジェクト

- ◆知的財産権制度の指導。
- ◆教育現場の知的財産権処理実務指導。
- ◆知財教育用開発演習
- ◆知財教育用実物教材製作指導。
- ◆知財教育用メディア教材制作指導。

●撮影実習、動画教材編集実習風景



●知的財産教材開発演習風景



●知的財産教材開発演習資料等



●2007年度開発メディア教材(種苗法)



学生の知的財産教育学習指導案作成支援プロジェクト

- ◆プロジェクトリーダーと教育学の専門家から構成され、学生が学習指導要領を調査し、そこから指導案を作成する過程を支援する。

知的財産教育の指導者養成用教材開発プロジェクト

- ◆教育学部から初等中等教員養成担当教員、工学部からは知的財産教育担当教員や「情報」の高校教員養成科目担当教員、メディア基盤センターからコンテンツ制作や教育評価担当教員、そしてものづくり創成センターの技術職員が担当する。

知的財産教育教本の編集・出版プロジェクト

- ◆教職を目指す学生や教育者向けの「教育者・学生のための知的財産教本」を編集・出版する。特許、著作権などのジャンル毎に編集リーダーを置き、執筆は全員で担当する。

◆問い合わせ先, URL◆

・山口大学・現代GP事務局:0836-85-9047

・gp2007@yamaguchi-u.ac.jp

・t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

現代GP 教職を目指す学生への 実践型知財教育の展開

学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開

知財財産権制度の指導、教育現場での著作権処理実務指導



教材制作実技指導(メディア系の例)



知的財産教材開発演習



知財教材開発



◆問い合わせ先, URL◆
 ・山口大学・現代GP事務局:0836-85-9047
 ・gp2007@yamaguchi-u.ac.jp
 ・t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp